

事業概要

令和 8 年版

 東京都健康安全研究センター

まえがき

東京都健康安全研究センターは、都民の生命と健康を守るため、健康危機管理を科学的・技術的な面から支える中核的な機関です。感染症対策、食品衛生、医薬品や化学物質の安全確保、さらには環境保全まで、幅広い分野で試験検査や調査研究などに取り組み、科学的根拠に基づいて都民生活の安全と安心を支えています。

当センターは、地方衛生研究所に求められる基本的な機能である「試験検査」「調査研究」「研修」「公衆衛生情報の解析・提供」に、「監視指導」を加えた5つの機能を柱としています。これらの機能を通じて、感染症の監視・検査、食の安全の確保、生活環境に関する安全対策など、さまざまな課題に対応しています。また、現場を支える専門職に対する技術研修や人材育成にも取り組み、行政施策を専門的な知見から支えています。

近年、新興・再興感染症への対応、食品の安全性の確保、化学物質による健康影響への懸念など、都民の健康と安全を取り巻く課題は、ますます多様で複雑になっています。こうした中で、迅速かつ高度な試験検査体制を整えること、科学的知見に基づく調査研究を進めることに加え、行政検査や健康危機対応を担う専門職の技術力を高める実践的な研修を充実させること、そして分かりやすくて確かな情報発信を行うことの重要性は、いっそう高まっています。

令和7年度は、感染症分野において、新型コロナウイルス感染症を含む呼吸器感染症について、都内の感染状況を的確に把握するために必要な試験検査を新たに実施いたしました。また、他の分野におきましても、新たな危険ドラッグの評価に対応する検査体制の整備や、健康食品による健康被害の未然防止に資する有害物質探索手法の開発など、社会情勢の変化や新たな健康リスクに即応した取組を進めてまいりました。

当センターは、今後とも関係機関と緊密に連携しながら、高い専門性と技術力を生かし、健康危機管理体制のさらなる充実と、都民の安全・安心につながる的確な情報提供に努めてまいります。

本事業概要は、令和7年度の当センターの事業実績や研究成果等をまとめたものです。関係者の皆様にご活用いただければ幸いです。

令和8年9月

東京都健康安全研究センター
所長 成田 友代

目 次

第1編 総 説

1	沿 革	3
2	施設及び主要備品	5
3	組 織	7
4	分掌事務	8
5	職員定数	13
6	予算及び決算	14

第2編 業 務

第1章 検査研究部門

第1節	業務の内容	21
I	微生物部	22
1	食品微生物研究科	22
2	病原細菌研究科	27
3	ウイルス研究科	31
II	食品化学部	36
1	食品成分研究科	36
2	食品添加物研究科	39
3	残留物質研究科	42
III	薬事環境科学部	46
1	医薬品研究科	46
2	薬用植物園	49
3	環境衛生研究科	50
4	生体影響研究科	55
IV	精度管理室	58
V	中央機器室	61
第2節	調査研究課題	64
第3節	研究年報、著書、論文、総説・解説、行政報告、学会発表	68
第4節	試験検査取扱件数	85
第5節	精度管理調査事業	98
第6節	病原体レファレンス事業	100

第2章 広域監視部門

第1節 業務の内容	105
第2節 食品監視第一課・食品監視第二課	107
第3節 薬事監視指導課	126
第4節 医療機器監視課	137
第5節 建築物監視指導課	142

第3章 健康危機情報部門

第1節 業務の内容	153
第2節 環境情報	153
第3節 食品医薬品情報	157
第4節 疫学情報	161
第5節 専門職研修、技術研修、実地疫学調査研修等	165
第6節 見学、行事、広報	173

第3編 参考資料

1 東京都健康安全研究センター関係手数料条例	183
2 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則	185
3 広域監視実施要綱	197
4 食品衛生行政に係わる都区協定の仕組み	198
5 庁舎配置図	199
6 案内図	200

第 1 編 総 説

1 沿革

- 平成15年4月 健康安全研究センターを設置。＊（都立衛生研究所、食品指導センター、食品指導センター多摩支所、中部薬事衛生事務所、東部薬事衛生事務所、薬用植物園、市場衛生検査所多摩6出張所を統合）
- 平成17年3月 広域監視部の東部薬事衛生事務所を廃止。
- 平成17年4月 広域監視部に医療機器監視課を設置。
- 平成18年4月 疫学情報室を設置。薬理研究科と病理研究科を統合して生体影響研究科を設置。
- 平成19年4月 広域監視部に建築物監視指導課を設置。多摩支所理化学研究科と微生物研究科を統合し食品衛生研究科とした。
- 平成20年4月 企画管理部の庶務課と計画調整課を統合して管理課とし、環境衛生研究科と水質研究科を統合して水質・環境研究科とした。
- 平成21年4月 水質・環境研究科を環境衛生研究科とした。これにより、健康安全研究センターは6部・1室・1支所、7課・13科(室)（広域監視部の4課、多摩支所の2課・1科を含む。）となった。
- 平成24年4月 企画管理部を企画調整部とし、健康安全部及び企画管理部の一部組織と疫学情報室を統合して企画調整部に健康危機管理情報課を設置。医薬品部と環境保健部を統合して薬事環境科学部を設置し、微量分析研究科を廃止。多摩支所を廃止し、広域監視課を広域監視部に統合して食品監視第二課とし、食品監視指導課を食品監視第一課とした。この再編整備により、健康安全研究センターは5部・1室、7課・9科となった。

＊〈参考〉

都立衛生研究所

昭和24年3月 昭和23年、厚生省から「地方衛生研究所に関する設置要綱」が通達されたことに伴い、以下の6衛生検査機関を統合して、都立衛生研究所を設置

（警視庁の細菌検査所・衛生検査所・獣疫検査所と東京市の衛生試験所、都の製薬研究所・血漿研究所）

昭和43年4月 立川出張所を多摩支所と改称

市場衛生検査所出張所

昭和46年1月 府中・武蔵調布・昭島・東久留米に市場衛生検査所出張所を設置

昭和48年4月 八王子に市場衛生検査所出張所を設置

昭和58年5月 多摩ニュータウンに市場衛生検査所出張所を設置

食品指導センター

昭和45年4月 公衆衛生部に食品監視課を設置するとともに食品機動監視班（10班）発足

平成2年8月 食品環境指導センターを設置

平成14年4月 食品環境指導センターを食品指導センターに改称

中部薬事衛生事務所・東部薬事衛生事務所

昭和50年4月 23区に衛生局薬務部薬事衛生課分室を設置

昭和57年4月 東部・南部・北部の3か所の薬事衛生事務所を設置

平成12年6月 南部と北部の薬事衛生事務所を統合し、中部薬事衛生事務所を設置

薬用植物園

- 昭和20年10月 世田谷区用賀町に薬用植物栽培場を設置
- 昭和21年 4 月 小平薬用植物栽培場を設置
- 昭和27年11月 世田谷区用賀町の薬用植物栽培場を小平市の薬用植物栽培場に統合
- 昭和32年 4 月 薬用植物栽培場を薬用植物園に改称

2 施設及び主要備品

(1) 施設（令和8年4月1日現在）

ア 本 所

所 在 地	東京都新宿区百人町三丁目 24 番 1 号		
敷 地 面 積	12,386.35 m ²		
建物延床面積	本 館	地下 2 階地上 7 階	17,940.90 m ²
	別 館	地下 2 階地上 6 階	10,022.97 m ²
	附 属 棟	地上 1 階	246.50 m ²
	計		28,210.37 m ²

イ 薬用植物園

所 在 地	東京都小平市中島町 21 番 1 号		
敷 地 面 積	31,398.04 m ²		
建物延床面積	薬事資料館		336.78 m ²
	研 修 室		149.32 m ²
	温 室（冷房室を含む）		418.04 m ²
	収 納 舎		165.00 m ²
	倉 庫		3.70 m ²
	休 憩 所		20.00 m ²
	便 所		42.00 m ²
	計		1,134.84 m ²

ウ 広域監視部食品監視第二課

所 在 地	東京都立川市柴崎町二丁目 21 番 19 号		
	東京都立川福祉保健庁舎 4 階		

(2) 主要備品

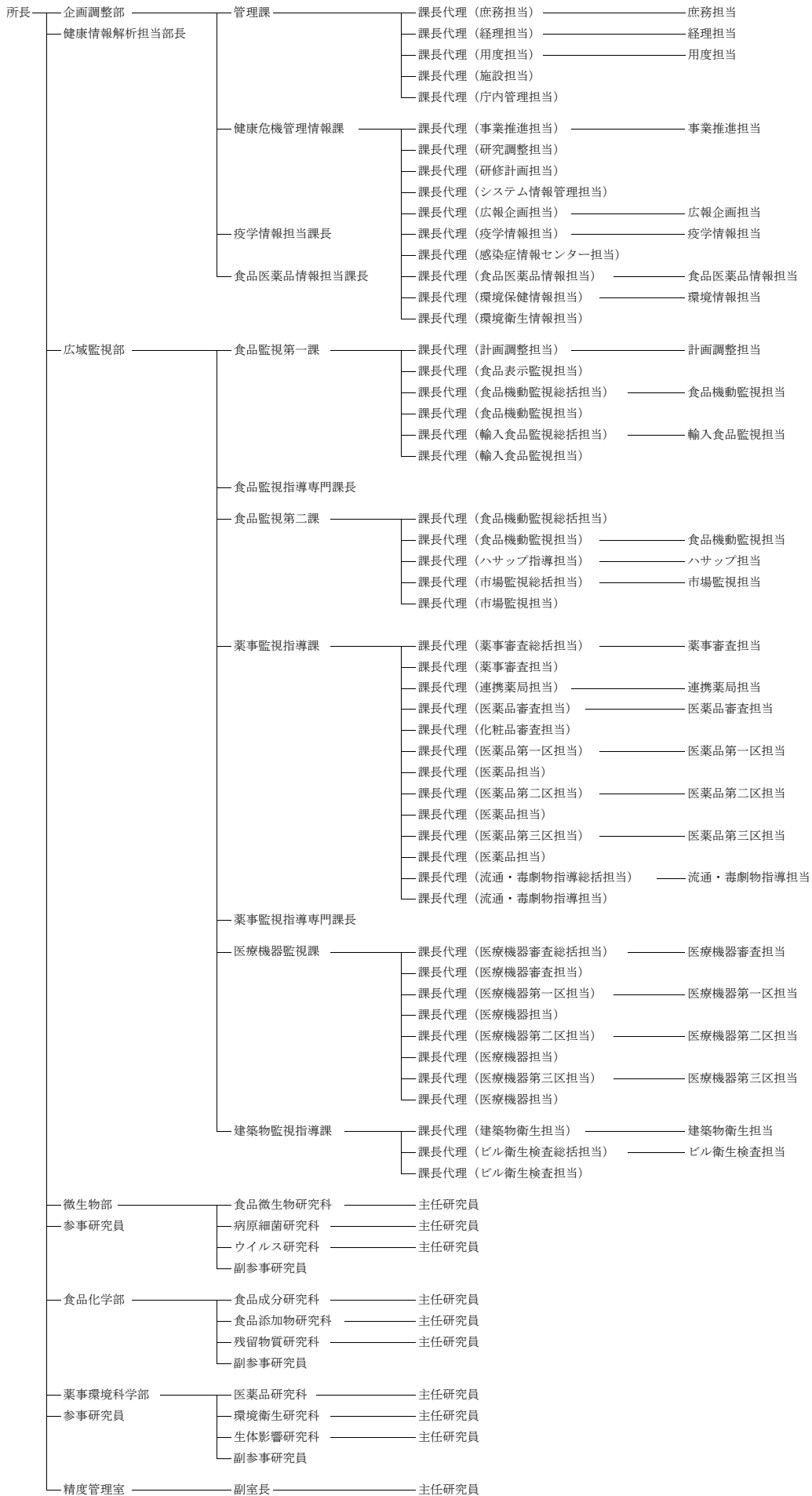
購入価格等が1,000万円以上の備品を掲載

令和 8 年 4 月 1 日現在

品 名	装 置 の 概 要	保 有 研 究 科	主 な 用 途
DNAシーケンサー	遺伝子配列を解読する装置	中央機器室	微生物学的検査、積極的疫学調査等
		食品微生物研究科	菌の型別等の分子疫学解析
遺伝子解析装置	遺伝子配列を解読する装置	病原細菌研究科	積極的疫学調査、食中毒調査等
		ウイルス研究科	遺伝子検査・遺伝子型別
リアルタイムPCR装置	PCR反応による遺伝子の増幅量をリアルタイムで検出し解析する装置	食品成分研究科	遺伝子組換え食品検査
		ウイルス研究科	遺伝子検査
自動分注装置	プレートに菌液を分注する装置	病原細菌研究科	積極的疫学調査等
	分注作業を自動で行う装置	ウイルス研究科	検体の前処理
全自動遺伝子解析装置	多項目の病原体を検出する装置	ウイルス研究科	遺伝子検査
核酸抽出装置	試料中の核酸を抽出する装置	ウイルス研究科	遺伝子検査
遺伝子塩基配列解析システム	塩基配列を解析する装置	環境衛生研究科	昆虫等の同定検査
微生物検索同定装置	微生物の網羅的解析を行う装置	食品微生物研究科	菌種の同定
菌株識別装置	菌株の識別を行う装置	食品微生物研究科	菌株の同一性調査
自動分析器	核酸を検出する装置	病原細菌研究科	感染症発生病動向調査、性感染性症等の検査
I C P 発光分光分析装置	ミネラルや重金属等を測定する装置	中央機器室	食品、医薬品中のミネラル、有害金属等の検査、容器包装おもちゃの規格試験
X線回折装置	X線の回折現象を利用して、物質の構造を解析する装置	中央機器室	アスベスト検査等
蛍光X線分析装置	試料中の元素の種類及び含有量を調べる装置	中央機器室	食品、家庭用品中の金属類の検査
単結晶X線構造解析装置	単結晶の構造解析をするための装置	医薬品研究科	危険ドラッグ等の検査
アミノ酸分析機	アミノ酸を一斉分析する装置	中央機器室	栄養成分、甘味料、食品添加物製剤、医薬品及び医薬部外品等の検査・研究
核磁気共鳴装置	有機化合物の構造解析に使用する装置	中央機器室	危険ドラッグ、健康食品、食品添加物等の検査
ガスクロマトグラフ	気化する目的物質を分離、定性、定量する装置	食品成分研究科	食品中の揮発性化合物、有害物質、異臭の検査等
		食品添加物研究科	保存料のプロピオン酸検査、容器包装に係る化学物質の検査等
		残留物質研究科	食品中の残留化学物質検査
		医薬品研究科	医薬品、健康食品、危険ドラッグ等の試験検査
		環境衛生研究科	東京湾産魚介類中化学汚染物質の実態調査、水道水等の水質検査等
		ケミカルハザード室	食品中及び空気中のダイオキシン類測定
液体クロマトグラフ	目的物質を分離、定性、定量する装置	食品微生物研究科	細菌が産生する毒素の測定等
		食品成分研究科	栄養成分、食品中有害物質、自然毒等の測定等
		食品添加物研究科	食品中の添加物（保存料、甘味料、着色料、酸化防止剤、漂白剤、防カビ剤等）及び添加物製剤等の検査等
		残留物質研究科	食品中の残留化学物質検査
		医薬品研究科	医薬品、健康食品等の試験検査
		環境衛生研究科	水道水等の水質検査等
イオンクロマトグラフ	水溶液中でイオンとして存在している目的物質を分離、定性、定量する装置	中央機器室	自然毒、アレルゲン、細菌性毒素、医薬品成分、危険ドラッグ、消毒副生成物等の検査・研究
		食品成分研究科	ミネラルウォーター類中の陰イオン性化合物等の測定
		食品添加物研究科	甘味料のスクラロース検査等
		医薬品研究科	医薬品、健康食品等の試験検査
ゲルマニウム半導体核種分析装置	放射能濃度を測定する装置	環境衛生研究科	基礎的実験的研究、水道水等の水質検査等
		食品成分研究科	食品中の放射性セシウム等の測定
誘導結合プラズマ質量分析装置	試料中の元素をイオン化し、質量電荷数比におけるイオン個数を測定する。重金属類を定性、定量する装置	環境衛生研究科	環境放射線モニタリング調査
		食品成分研究科	食品中重金属等の検査
原子吸光光度計	重金属を定量する装置	環境衛生研究科	水道水等の水質検査等
プロテオーム解析システム	生体試料におけるタンパク質等の性質及びその局在を解析するシステム	中央機器室	金属元素検査等
試料採取装置	空気中微粒子の粒径分布及び濃度を測定し、粒子を粒径別に捕集する装置	食品添加物研究科	カドミウム、鉛の検査等
多項目自動血球分析装置	自動で血液中の赤血球等7項目の数及び種類を測定する装置	中央機器室	危険ドラッグの生体影響試験等
自動血液凝固剤測定装置	血栓止血検査の基本的項目であるプロトロンビン時間等を測定する装置	環境衛生研究科	大気汚染調査等
生化学自動分析装置	血液ならびに血清中の総蛋白、アルブミン等23項目を測定する装置	精度管理室	血算のレファレンス測定
全自動EIA分析装置	抗原/抗体複合体の存在下で、酵素反応により生体液中の物質を検出する装置	精度管理室	血栓止血検査のレファレンス測定
溶出試験システム	医薬品の溶出率を分析する装置	精度管理室	生化学的検査のレファレンス測定
窒素分析装置	窒素を測定する装置	ウイルス研究科	血清試験
フローサイトメーター	生体試料の細胞集団を分析する装置	医薬品研究科	医薬品、健康食品等の試験検査
薬剤感受性検査判定装置	薬剤感受性試験結果の判定をする装置	食品成分研究科	たんばく質の測定
超高速冷却遠心機	遠心力を利用し、成分を分離する装置	中央機器室	細胞の免疫表現型解析
全自動凍結乾燥機	凍結した試料から水分を取り除く装置	病原細菌研究科	積極的疫学調査等
電子顕微鏡	生物試料を拡大して観察する装置	ウイルス研究科	検体の前処理
微量生体試料分析システム	生体内から微小透析膜を通して灌流液に回収した微量物質をHPLCで測定するシステム	中央機器室	検査の前処理、保存用試料の作成
		中央機器室	微生物等の観察、苦情食品中の異物鑑定等
		生体影響研究科	危険ドラッグの生体影響試験等

※リース品を含む

3 組織（令和8年4月1日現在）



4 分掌事務

各部課（科）等の分掌事務（令和８年４月１日）は、次のとおりとする。

(1) 企画調整部

ア 管理課

- (ア) センター所属職員の人事及び給与に関すること。
- (イ) センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- (ウ) センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (エ) センターの契約及び物品の管理に関すること。
- (オ) センターの施設の維持管理に関すること。
- (カ) センター内他の部、室及び課に属しないこと。

イ 健康危機管理情報課

- (ア) センターの事業運営に係る企画、調査及び進行管理並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (イ) 試験検査検体の受理及び成績書の発行に関すること。
- (ウ) センターの実施する研究に係る計画、進行管理及び評価に関すること。
- (エ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る研修等の実施に関すること。
- (オ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る広報及び普及啓発の実施に関すること。
- (カ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る調査並びに情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (キ) 疫学的調査等に係る科学的及び技術的な支援に関すること。
- (ク) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に基づく基幹地方感染症情報センターに関すること。
- (ケ) 東京都食品安全情報評価委員会に関すること。
- (コ) 健康食品対策に関すること。
- (サ) センターの情報処理システム及びネットワークに関すること。
- (シ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る資料及び図書類の収集、管理、保存及び利用に関すること。

(2) 広域監視部

ア 食品監視第一課

- (ア) 広域に流通する食品及び輸入食品等に対する監視指導等の業務計画の作成に関すること。
- (イ) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること(他の課に属するものを除く。)

- (ウ) 輸入食品等に係る監視指導、収去、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること。
- (エ) 部内他の課に属しないこと。

イ 食品監視第二課

- (ア) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去、検査、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること(他の課に属するものを除く。)
- (イ) 特別区の区域外に存する東京都中央卸売市場、地方卸売市場(花き市場を除く。)及びこれと同種の事業を行う事業所(保健医療局長(以下「局長」という。)(担当局長を置く場合にあっては、担当局長。)の指定するものに限る。)の施設内における衛生に関すること。
- (ロ) 食品の輸出に係る適合施設に対する認定要件の適合確認及び指導に関すること。

ウ 薬事監視指導課

- (ア) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。 以下同じ。)、医薬部外品及び化粧品(以下「医薬品等」という。)製造販売業並びに医薬品等製造業に係る許可(保管のみを行う製造所の登録を含む。)、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (イ) 再生医療等製品製造販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (ロ) 再生医療等製品製造業に係る監視指導等に関すること。
- (エ) 医薬品及び医薬部外品適合性調査に係る申請の受理及び調査に関すること。
- (オ) 医薬品及び医薬部外品適合性確認に係る申請の受理及び確認に関すること。
- (カ) 医薬品販売業(配置販売業及び卸売販売業に限る。 以下同じ。)及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、許可に係る実査及び監視指導等に関すること。
- (キ) 管理医療機器の販売業及び貸与業(医薬品販売業又は再生医療等製品販売業の店舗において併せて行う場合に限り。)に係る届出の受理及び監視指導等に関すること。
- (ク) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理及び監視指導等に関すること。
- (ケ) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (コ) 特定毒物研究者の許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (サ) 特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (シ) 毒物及び劇物の業務上取扱者の監視指導等に関すること。
- (ス) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされたものに係る届出の受理及び監視指導等に関すること。
- (セ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項ただし書の規定による別段の申出をした者に係る免許及び監視指導等に関すること。
- (ソ) 健康食品の広告及び表示に係る相談に関すること。

- (ク) 再生医療等製品製造販売業者及び再生医療等製品製造業者が行う再生医療等製品の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (ケ) 医薬品等製造販売業者及び医薬品等製造業者が行う医薬品等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (コ) 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく医薬品販売業者への立入調査等に関すること。
- (セ) その他薬事衛生に関すること。

エ 医療機器監視課

- (ア) 医療機器及び体外診断用医薬品(以下「医療機器等」という。)製造販売業並びに医療機器修理業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (イ) 医療機器等製造業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (ウ) 医療機器等製造販売業者、医療機器等製造業者及び医療機器修理業者が行う医療機器等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (エ) その他薬事衛生に関すること(他の課に属するものを除く。)

オ 建築物監視指導課

- (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録に関すること。
- (イ) 特定建築物に対する立入検査等及び指導に関すること。
- (ウ) 特定建築物以外の建築物の維持管理について環境衛生上の必要な助言に関すること。

(3) 微生物部

ア 食品微生物研究科

- (ア) 食中毒及び腸内病原菌類の微生物学的研究に関すること。
- (イ) 食品、食品容器、調理器具等の微生物学的研究に関すること。
- (ウ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関すること。
- (エ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること(他の部に属するものを除く。)

イ 病原細菌研究科

- (ア) 結核、性感染症に関すること。
- (イ) 狂犬病その他人と動物との共通感染症の研究に関すること。
- (ウ) 腸内病原菌を除く病原細菌及び真菌の研究に関すること。
- (エ) 血清学的及びアレルギー学的研究に関すること。
- (オ) 消毒薬、注射薬、保存血液等の細菌学的研究に関すること。
- (カ) 血液、脳脊髄液等の臨床病理学的研究に関すること。
- (キ) 寄生虫及び原虫の研究に関すること。
- (ク) 他の部及び研究科に属しない細菌学的研究に関すること。
- (ケ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ ウイルス研究科

- (ア) ウイルス、リケッチア等の研究に関する事。
- (イ) 前号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

(4) 食品化学部

ア 食品成分研究科

- (ア) 食品等の衛生化学的研究に関する事(他の部及び研究科に属するものを除く)。
- (イ) 遺伝子組換え食品等の研究に関する事。
- (ウ) 保健機能食品等の研究に関する事。
- (エ) 栄養表示食品、特別用途食品等の研究に関する事。
- (オ) 食中毒の理化学的研究に関する事。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

イ 食品添加物研究科

- (ア) 食品添加物の研究に関する事。
- (イ) 食品用器具、容器包装、おもちゃ及び食品用洗浄剤の研究に関する事。
- (ウ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

ウ 残留物質研究科

- (ア) 食品等に残留している農薬の研究に関する事。
- (イ) 食品等に残留している動物用医薬品の研究に関する事。
- (ウ) 食品等に残留しているダイオキシン類その他の有害化学物質の研究に関する事。
- (エ) 前三号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

(5) 薬事環境科学部

ア 医薬品研究科

- (ア) 医薬品等及び医療機器等の研究に関する事。
- (イ) 生薬の研究並びに薬用植物及び規制植物等の研究、栽培及び啓発等に関する事。
- (ウ) 毒物及び劇物の研究に関する事。
- (エ) 家庭用品の研究に関する事。
- (オ) 規制薬物等の研究に関する事。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

イ 環境衛生研究科

- (ア) 環境衛生学的研究に関する事。
- (イ) 衛生動物の研究に関する事。
- (ウ) 一般飲料水、プール水及び浴場水の衛生学的研究に関する事。
- (エ) 工業用水、下水、廃水及び放流水の衛生学的研究に関する事。

(オ) 河川水、汽水、海水、湖沼水及び温泉水の衛生学的研究に関すること。

(カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

ウ 生体影響研究科

(ア) 食品添加物、医薬品等の生体影響に関する薬理学的及び病理学的研究に関すること。

(イ) 環境に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(ウ) 有害化学物質に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(エ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(オ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること（他の部に属するものを除く。）。

(6) 精度管理室

ア 製品検査の信頼性の確保に関すること。

イ 検査における精度管理調査に関すること。

ウ 前二号に規定する事項の研究に関すること。

5 職員定数（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

職 種 名 部 課(科・室) 名		一 般 事 務	電 気	環 境 検 査	農 業 技 術	獣 医	衛 生 監 視	理 工 技 術	医 師	薬 調	剤 監	小 計	臨 床 検 査	栄 養 士	保 健 師	合 計
企画調整部	管 理 課	17	1						1							19
	健康危機管理情報課	12				1	6		3		5	5			5	32
域 監 視 部	食 品 監 視 第 一 課					1	24									25
	食 品 監 視 第 二 課	1				1	15									17
	薬 事 監 視 指 導 課										38	38				38
	医 療 機 器 監 視 課										23	23				23
	建 築 物 監 視 指 導 課						16									16
微 生 物 部	食 品 微 生 物 研 究 科			1		9	7		1		6	6	2			26
	病 原 細 菌 研 究 科			1		4	1		1		3	3	2			12
	ウ イ ル ス 研 究 科			2		6	2				4	4	2			16
食 品 化 学 部	食 品 成 分 研 究 科			7		1	3			2	8	10		1		22
	食 品 添 加 物 研 究 科			5		1	3			2	15	17				26
	残 留 物 質 研 究 科			2		2	2	2		1	16	17				25
薬 事 環 境 科 学 部	医 薬 品 研 究 科 （薬用植物園を含む）			1	1		2			1	21	22				26
	環 境 衛 生 研 究 科			10		1	7		1		2	2				21
	生 体 影 響 研 究 科					4	3		1		4	4				12
精 度 管 理 室						2	3						1			6
合 計		30	1	29	1	33	94	2	8	6	145	151	7	1	5	362

6 予算及び決算

(1) 歳 出

(単位：千円)

科	目	令和7年度	令和7年度	令和8年度	増 △ 減	備 考
款 項	目 節	予算額 (A)	決算額	予算額 (B)	(B - A)	
合	計	3,225,161	2,887,051	3,407,930	182,769	
保	健 医 療 費	3,225,161	2,887,051	3,407,930	182,769	
	保 健 医 療 管 理 費	4,084	3,443	2,184	△ 1,900	
	管 理 費	4,084	3,443	2,184	△ 1,900	
	報 償 費	1,584	1,584	1,584	0	
	旅 費	130	49	130	0	
	普 通 旅 費	130	49	130	0	
	一 般 需 用 費	2,370	1,810	470	△ 1,900	
	健 康 安 全 費	2,724,857	2,463,656	2,807,425	82,568	
	管 理 費	5,229	4,138	4,863	△ 366	
	普 通 旅 費	77	73	77	0	
	一 般 需 用 費	3,357	2,733	3,675	318	
	役 務 費	1,595	1,132	890	△ 705	
	使 用 料 及 賃 借 料	200	200	221	21	
	健康安全研究センター費	2,340,772	2,131,086	2,358,353	17,581	
	報 酬	212,743	206,712	219,988	7,245	
	報 償 費	1,211	1,002	1,215	4	
	旅 費	6,634	3,706	6,504	△ 130	
	普 通 旅 費	6,473	3,602	6,343	△ 130	
	特 別 旅 費	161	104	161	0	
	需 用 費	772,335	713,203	777,224	4,889	
	光 熱 水 費	408,889	380,456	411,796	2,907	
	一 般 需 用 費	363,446	332,747	365,428	1,982	
	役 務 費	42,200	35,942	40,436	△ 1,764	
	委 託 料	724,335	661,984	759,694	35,359	
	使 用 料 及 賃 借 料	444,914	409,181	471,923	27,009	
	工 事 請 負 費	10,092	8,573	10,092	0	
	原 材 料 費	270	0	270	0	
	備 品 購 入 費	123,449	88,999	68,418	△ 55,031	
	負担金補助及交付金	2,589	1,784	2,589	0	
	食 品 保 健 費	165,468	141,363	206,758	41,290	
	報 酬	1,153	867	1,153	0	
	報 償 費	1,199	515	1,182	△ 17	
	旅 費	407	32	407	0	
	普 通 旅 費	232	0	232	0	
	特 別 旅 費	175	32	175	0	
	一 般 需 用 費	61,891	58,249	72,720	10,829	
	役 務 費	3,104	1,430	3,633	529	
	委 託 料	15,730	14,017	36,817	21,087	
	使 用 料 及 賃 借 料	63,959	49,001	75,710	11,751	
	備 品 購 入 費	17,905	17,240	15,016	△ 2,889	
	負担金補助及交付金	120	12	120	0	
	薬 務 費	107,821	90,050	117,855	10,034	
	報 酬	334	316	339	5	
	報 償 費	61	0	61	0	
	旅 費	1,274	43	1,235	△ 39	
	普 通 旅 費	1,189	39	1,150	△ 39	
	特 別 旅 費	85	4	85	0	
	一 般 需 用 費	29,214	26,613	29,209	△ 5	
	役 務 費	4,177	1,691	4,633	456	
	委 託 料	25,893	23,482	30,288	4,395	
	使 用 料 及 賃 借 料	38,769	30,191	40,797	2,028	
	備 品 購 入 費	5,723	5,694	5,943	220	
	負担金補助及交付金	2,376	2,020	5,350	2,974	

(単位：千円)

科 目				令和7年度	令和7年度	令和8年度	増 △ 減	備 考
款	項	目	節	予算額(B)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
		生活環境費		105,567	97,019	119,596	14,029	
			報 償 費	1,426	754	1,296	△ 130	
			旅 費	357	16	284	△ 73	
			普 通 旅 費	327	0	187	△ 140	
			特 別 旅 費	30	16	97	67	
			一 般 需 用 費	30,590	27,428	26,903	△ 3,687	
			役 務 費	5,547	5,522	5,607	60	
			委 託 料	47,079	42,928	66,802	19,723	
			使用料及賃借料	17,584	17,388	17,584	0	
			備 品 購 入 費	2,984	2,983	1,120	△ 1,864	
			負担金補助及交付金	0	0	0	0	
		感染症対策費		411,576	347,829	443,689	32,113	
			感 染 症 対 策 費	411,576	347,829	443,689	34,668	
			普 通 旅 費	114	0	114	0	
			一 般 需 用 費	333,117	288,146	355,149	22,032	
			役 務 費	6,042	2,750	4,875	△ 1,167	
			報 償 費	288	274	288	0	
			委 託 料	70,742	55,741	71,479	737	
			使用料及賃借料	723	581	520	△ 203	
			工 事 請 負 費	0	0	0	0	
			備 品 購 入 費	300	287	11,014	10,714	
			負担金補助及交付金	250	50	250	0	
	医療政策費	医療政策費		23,344	21,874	25,899	2,555	
			医 療 政 策 費	23,344	21,874	25,899	2,555	
			報 償 費	849	445	849	0	
			一 般 需 用 費	12,030	11,623	12,030	0	
			役 務 費	89	66	127	38	
			委 託 料	7,548	7,214	8,002	454	
			使用料及賃借料	2,496	2,328	4,569	2,073	
			備 品 購 入 費	332	198	322	△ 10	
	施設整備費	社会福祉施設等整備費	施 設 整 備 費	61,300	50,249	128,733	67,433	
			社 会 福 祉 施 設 等 整 備 費	61,300	50,249	128,733	67,433	
			一 般 需 用 費	0	0	0	0	
			委 託 料	12,000	1,100	24,646	12,646	
			工 事 請 負 費	49,300	49,149	104,087	54,787	

注：人件費・手当等は含まない（健康安全部で計上）。

(2) 歳 入

(単位：千円)

款		令和7年度	令和7年度	令和8年度	増 △ 減	備 考
		予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
特定財源	合 計	547,195	265,173	528,817	△ 18,378	
	使 用 料 及 手 数 料	485,833	239,110	494,995	9,162	
	国 庫 支 出 金	47,785	15,629	20,248	△ 27,537	
	繰 入 金	0	0	0	0	
	諸 収 入	13,577	10,434	13,574	△ 3	

注：使用料及手数料のうち、エイズ・性感染症検査手数料は感染症対策部で計上

また、使用料及手数料の予算額は切分けが困難なため、健康安全部及び都保健所で計上されるものも含む。

第 2 編 業 務

第 1 章 検査研究部門

第1節 業務の内容

概 況

当センターの検査・研究部門は、厚生労働省の制定する地方衛生研究所設置要綱に基づく地方衛生研究所として、都民の健康安全を守るため、都の保健衛生行政の科学的・技術的中核の役割を担っている。具体的には、感染症その他の疾患の予防衛生・薬事衛生・食品衛生・環境衛生・生体影響（毒性研究）・精度管理などの分野において、行政需要に応じた試験検査、調査研究を行っている。

1 試験検査

保健医療局の各部課及び都保健所等の行政機関からの依頼、特別区・市からの依頼等に基づき、感染症・食中毒等の病原体検査、医薬品・日用品・食品・大気・水等の安全性検査などの試験検査業務を実施している。

令和7度の総取扱件数は 306,161件であった。内訳は、行政検査 166,892件（54.51%）、特別区・市依頼検査 16,752件（5.47%）、一般依頼 15件（0.01%）、準依頼検査 369件（0.12%）、その他検査（開発試験等や感染症発生動向調査等）122,133件（39.89%）である（詳細は83ページ以下参照）。令和6年度検査実績と比較すると、総取扱件数は18.49%増となった。

2 調査研究

調査研究業務として、検査方法の改良・開発の研究、公衆衛生に関する基礎的・応用的な研究及び健康影響の予見される微生物や化学物質についての先行的な実態調査等を行っている。調査研究は、重点研究、課題研究、基盤研究、共同研究、受託研究、応募研究に分類される。

一方、研究の評価は、研究評価大綱に基づき実施している。具体的には、研究計画時・継続時（年度ごと）・終了時の各段階において、研究の必要性、科学的妥当性及び成果などの視点から、研究調整委員会（所内委員による評価）及び研究評価会議（所外委員による評価）が評価を行う。（詳細は61ページ以下参照）。

I 微生物部

1 食品微生物研究科

(1) 科内業務の概略

当研究科は5研究室で構成され、食中毒や感染症発生時の原因究明、被害の拡大及び再発防止等と、食品を介した健康被害の未然防止を目的として、微生物学的試験検査及びそれに関連する調査研究を実施している。

食中毒・腸内細菌研究室では、食中毒担当が都内全域を対象に食中毒事件の原因究明のための細菌学的な検査を、腸内細菌担当が、感染症法に基づく三類感染症の検査、積極的疫学調査事業による検体を対象として腸管系下痢症起因菌等の検査を行っている。食品細菌研究室及び乳肉魚介細菌研究室では、流通食品の細菌検査を、真菌研究室ではそれらの真菌（カビ・酵母）検査を実施するとともに、食品苦情に係る検査や食品製造施設等の衛生学的検査を行っている。培養基研究室では当研究科で使用する培地の作製、病原体及び各研究室で使用した培地・器具類などの滅菌、洗浄、廃棄を一括して担当している。

(2) 調査研究

重点研究、課題研究、基盤研究等として実施している主な調査研究は、以下のとおりである。

ア 食中毒起因菌の分子疫学解析とデータベース構築に向けた基礎的研究

ソネ赤痢菌を対象とした全ゲノム配列による分子疫学解析法を検討した。コア遺伝子を対象とした解析では多くの変異領域を含んでしまうため結果が安定しなかったが、コアゲノムを対象とした SNP 解析では各集団事例由来株の SNP 差は 5 SNPs 以内に収束し、安定した判定が可能となった。

腸管出血性大腸菌 0157 については、MLVA 法とコアゲノム SNP 解析を比較した。4 薬剤耐性 VT2 産生株 196 株を対象に MLVA を実施したところ、169 株 (86.2%) が 0~2 領域差で単一クラスターを形成した。このうち 38 株でコアゲノム SNP 解析を行った結果、MLVA 型に近いほど SNP 差も小さく、両手法の結果には正の相関が認められた。一方で、同一 MLVA 型でも 21~33 SNPs 差を示す外れ値が存在し、今後は要因解明とデータ蓄積による解像度向上が課題と考えられた。

イ リステリア・モノサイトゲネスの疫学解析に関する研究

2014年~2022年に都内流通食品から分離した *L. monocytogenes* 116株（血清型1/2a:49株、1/2b:34株、1/2c:12株、4b:21株）について、病原性関連遺伝子の解析を行った。その結果、血清型1/2a や1/2c の株では病原性の低下に関わる変異を持つ株が多いことが、1/2b と4b の株では病原性関連遺伝子群である *Listeria pathogenicity island 3* (LIPI-3) と LIPI-4の保有率の高いことが確認され、血清型により病原性関連遺伝子の分布が異なることが示された。一方、病原性が高い可能性のある株は様々な食品に広く分布しており、リステリア症の原因食品の特定が困難な要因になっていると考えられた。

ウ 黄色ブドウ球菌等の毒素検出に関連する新規検査法の検討

食中毒3事例、106株について FT-IR を用いた解析を行い、従来の型別法であるコアグラゼ：エンテロトキシン型と比較した。その結果、従来の型別法と FT-IR の分類が完全に一致する事例はなかった。しかし、部分的には原因と考えられる食品由来の株と患者由来株が FT-IR 解析で同一のグループに分類され、食品由来株と患者由来株の関連性を示す事例もあった。従来の型別法の代替法となるのは難しいが、引き続き検討が必要であると考えられた。

エ 好気性芽胞菌を中心とした食品の細菌学的汚染実態調査及び迅速同定法の検討

食用昆虫28検体から分離された腸内細菌科菌群、好気性芽胞菌群、嫌気性芽胞菌群について MALDI-TOF MS を用いた菌種同定を実施した。好気性芽胞菌群のうち *B. cereus* グループと同定された菌株についてセレウリドを測定した結果、すべて陰性であった。また、嫌気性芽胞菌群のうち *C. baratii* と同定された菌株について PCR 法でボツリヌス毒素遺伝子を検査した結果、陰性であった。

オ 国内流通穀粉を対象とした細菌学的汚染実態調査

穀粉およびクッキー生地（合計98検体）から分離された細菌のうち、セレウス菌（28株）および腸内細菌科菌群（*E. coli* 1株、*Cronobacter* 属菌3株）に着目し、菌種同定を含めたタイピングを行った。セレウス菌28株はいずれもセレウリド産生遺伝子を保有せず病原性は低いと考えられた。*E. coli* から病原遺伝子は検出されなかった。一方で、*Cronobacter* 属菌は *C. sakazakii* (2株) および *C. turicensis* (1株) と同定され、MLST 解析の結果、*C. sakazakii* の一部は海外において乳児用粉ミルクや患者からの分離報告があるものと同一 ST 型であった。以上より、加熱不十分な穀粉の喫食には一定のリスクが示唆された。

カ 流通食品等における *Escherichia albertii* の汚染実態調査および検査法の検討

令和7年4月～12月において、当研究室に搬入された流通食品590検体を対象に調査を行った。前年度の検討結果を基に構築したプロトコルで検査を実施し、リアルタイム PCR 法でのスクリーニングで陽性となった52検体（Ct 値25.9～43.0）のうち、鶏正肉1検体（Ct 値25.9）及び冷凍生餃子（Ct 値28.7）から *E. albertii* が分離された。さらに、夾雑菌の抑制を目的とし、二次増菌での培養時間や、分離平板の培養温度等、上記プロトコルを改良した。

キ MALDI-TOF MS 及び FT-IR(IR Biotyper)を利用した食中毒起因菌の同定及び型別に関する研究

Vibrio 属菌の迅速な菌種同定を目的として、MALDI-TOF MS の有用性を評価した。マスペクトルに基づく系統樹解析では、16S rDNA 解析において近縁であった菌種が同一クラスターを形成した。ライブラリとの照合では、一致度が最も高い第1候補で高精度に同定可能であり、ライブラリ拡充により第2候補以降の同定精度も向上した。本法を生化学的性状試験と併用することで、検査日数の短縮に寄与する可能性が示された。

ク 腸管系病原菌を対象とした薬剤耐性菌のサーベイランス調査

薬剤耐性菌の増加は、ヒトの健康危機管理として最も重要な課題の1つであり、WHO は世界

的な取り組みを推進する必要性を訴えている。今回、腸管出血性大腸菌 O157を対象に薬剤感受性試験を実施し、薬剤耐性菌出現状況を調査した。供試した17薬剤に1薬剤以上の耐性を示す株の割合は、2000年～2010年までは10.0～23.4%であったが、2023年は29.8%、2024年は43.3%と耐性率は上昇していた。中には6薬剤以上に耐性を示す株も検出されていることから今後も耐性率の動向に注視していく必要がある。

ケ 食品から分離されるデオキシニバレノール産生 *Fusarium* 属菌のスクリーニング法の検討
MALDI-TOF-MS によるデオキシニバレノールの検出条件を検討した。標準液(5～100ppm)をアセトニトリルで調製し、塩化ナトリウム及び塩化カリウムを添加してイオン付加体を作製後、分析を行った。陽性判定は m/z 297 (水素付加体)、m/z 319 (Na 付加体)、m/z 335 (K 付加体)に S/N 比が3以上のピーク検出を基準とした。その結果、100ppm では水素付加体と Na 付加体として、50ppm では水素付加体として検出されたが、10ppm 以下では検出困難であった。K 付加体は SSA 培地のマススペクトルと重複し検出困難であった。

コ 環境由来アゾール耐性 *Aspergillus* 属菌の汚染状況調査

2020年～2022年に購入したチューリップ球根(オランダ産204球、日本産209球)を対象にアゾール耐性 *A. fumigatus* (ARAF) の汚染状況を調査した。分離した187株の *A. fumigatus* のうち、ARAFはオランダ産24.0% (31/129) 及び国産51.7% (30/58) であり地域差が見られ、経年的に耐性菌が分離された。主要なアゾール耐性変異は *Cyp51A* 遺伝子の TR46/Y121F/T289A 及び TR46/Y121F/T289A/S363P/I364V/G448S であり、後者は多剤耐性傾向が強かった。全ゲノム解析の結果、日本産球根由来の耐性株はオランダの環境や臨床由来株と遺伝的に近縁であったことから、今後日本における臨床への影響を注視する必要がある。

サ *Aspergillus* 属菌及び *Penicillium* 属菌の同定法の検討

Aspergillus section *Nigri* の8菌種26株を対象に MALDI-TOF MS による同定精度を検証した。液体培養法及びビーズ破砕法で得たスペクトルからインハウスイブラリーを構築し、市販ライブラリーと併せて、両法の前処理法を比較した。その結果、ビーズ破砕法は迅速性に優れており、同定精度は液体培養法と同程度であった。しかし、両法ともに分類学的に極めて近縁な菌種の識別は困難であった。また、プベルル酸産生菌種の *Penicillium adametzioides* をライブラリーに登録し、プベルル酸産生株のスクリーニング体制を構築した。

(3) 試験検査

ア 食品細菌研究室：

大規模・高度製造業監視、食品流通拠点監視、輸入食品の監視指導、先行調査等で搬入された食品648検体、計画事業で都保健所より送付された330検体について細菌検査を行った。検査対象食品は、清涼飲料水、そう菜、麺類、菓子類、缶詰・瓶詰食品、調味料等である。広域監視部の衛生監視指導の一環で、拭き取り50検体についてリステリア等検査を行った。保健所計画事業の一環で、拭き取り58検体の検査を行った。また、食品苦情に係る検査として食品6検体の検査を行った。さらに、黄色ブドウ球菌食中毒事例の疫学調査として、黄色ブドウ球菌分

分離株88株のコアグラウゼ型別試験及びエンテロトキシン産生能・型別試験を実施した。

イ 食中毒・腸内細菌研究室

食中毒担当：

都内で発生した食中毒 116 事例（患者数 1,282 名）のほか、有症苦情事例あるいは他都道府県の食中毒事例の原因解明及び拡大防止を目的として、患者等の糞便及び食品等関連材料 5,480 検体について検査を行った。都内で発生した食中毒 116 事例のうち、細菌が原因と確認されたものは 34 事例（29.3%）で、原因菌別では、カンピロバクター 20 事例（58.8%）、ウェルシュ菌 7 事例（20.6%）、腸管出血性大腸菌 3 事例（8.8%）、黄色ブドウ球菌およびサルモネラ各 2 事例（5.9%）であった。また、医療機関等で分離され東京都保菌者検索事業、積極的疫学調査を通じて当センターに搬入された腸管出血性大腸菌は 478 株であった。これら分離株を対象に薬剤耐性パターン、MLVA（Multilocus variable-number tandem-repeat analysis）、パルスフィールド・ゲル電気泳動パターン等の疫学的性状解析を行い、食中毒の原因施設特定や感染源追求のための科学的データの提供を行った。

腸内細菌担当：

三類感染症（コレラ、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢及び腸管出血性大腸菌感染症）の経過者・関係者検便 1,598 検体及び感染性胃腸炎集団発生時における積極的疫学調査等による検便等の検体について検査を実施した。このうち、4 検体からチフス菌が、151 検体から腸管出血性大腸菌が検出された。検出された腸管出血性大腸菌の血清型は、O157：87 株、O26：14 株、O103：17 株、O91：5 株、O128：2 株、O146：2 株、O148：1 株、O153：1 株、OUT：22 株であった。感染症発生動向調査として病原体定点医療機関から搬入された検便は 4 検体であった。菌株の同定・菌型試験、薬剤感受性試験等の疫学解析は、赤痢菌、コレラ菌、チフス菌、パラチフス A 菌及び腸管出血性大腸菌の計 393 株について実施した。

ウ 真菌研究室：

食品を対象にした試験検査では、センター広域監視部門及び都保健所の収去検体等 775 検体を対象に真菌の汚染調査を実施した。その結果、271 検体（35.0%）の検体から真菌が検出されたが、カビ毒産生菌は検出されなかった。また、都内で発生した食品苦情事例 1 事例は真菌陰性であった。動物由来感染症調査の一環として、動物取扱業者で育養されていた動物を対象に採取した被毛 74 検体の真菌検査を行った結果、皮膚糸状菌が 19 検体から検出された。さらに、都内の病院から搬入された *Cryptococcus* 属菌株について菌種同定を行ったほか、*Candida auris* 菌株の菌種同定、薬剤感受性試験及びクレード解析を行った。なお、食品等から分離された *Penicillium* 属菌を対象にプベール酸産生株のスクリーニング検査を実施したが産生菌種は分離されなかった。

エ 乳肉魚介細菌研究室：

大規模・高度製造業監視、食品流通拠点監視、輸入食品の監視指導、先行調査等で搬入され

た食品410検体について検査を実施した。その他、計画事業で都保健所より送付された75検体の検査も行った。検査対象食品は、乳、乳製品、食肉、食肉製品、魚介類、魚介類加工品、魚肉ねり製品、冷凍食品、鶏卵及びはちみつ等で、主として成分規格検査と食中毒起因菌検査を行った。また、広域監視部の衛生監視指導の一環で、拭き取り15検体についてリステリア属菌等検査を行った。

オ 培養基研究室：

上記の5研究室で試験検査に用いる約120種類の選択分離寒天培地、増菌培地及び確認培地等の調製を一括して行った。令和7年度に調製・供給した培地類は、分離用寒天平板培地：約1,500リットル（約75,000枚）、液体培地：約1,230リットル（中試験管約123,000本）、確認培地：約180リットル（小試験管約51,500本）であった。また、検査後のシャーレや試験管などの器具・器材類の滅菌と洗浄等のほか、感染性廃棄物の一括処理を担当した。

2 病原細菌研究科

(1) 科内業務の概略

当研究科では、感染症の原因となる病原微生物（細菌、寄生虫等）について、関連する試験検査と調査研究を行っている。

臨床細菌研究室では、感染症法に基づく呼吸器系感染症（ジフテリア、レジオネラ症、マイコプラズマ肺炎等）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症（CRE）等の起因菌に関する試験検査・調査研究を実施している。

結核・性感染症研究室では、都の結核対策に基づく結核菌感染診断検査として、インターフェロン- γ 測定（IGRA）検査を行うと共に、結核菌の分離・同定・薬剤感受性と遺伝子型別（VNTR 検査）等の試験検査・調査研究を実施している。加えて、都の性感染症対策に基づく梅毒、淋菌感染症、性器クラミジア感染症等の試験検査・調査研究、感染症発生動向調査事業における細菌学的試験検査、及び流行予測調査事業として小児予防接種（ジフテリア、百日咳、破傷風）による抗体獲得状況を調査している。その他に狂犬病ウイルス、レプトスピラ、コリネバクテリウム・ウルセランス等を原因とする動物由来感染症の試験検査・調査研究を実施している。

寄生虫研究室では、食品衛生法に基づく寄生虫（アニサキス、粘液胞子虫、住肉胞子虫等）に関連する食中毒検査に加え、裂頭条虫や回虫などの食品媒介寄生虫卵、感染症対策に基づくマラリア、赤痢アメーバ、ジアルジア、トリコモナス等の寄生虫感染症について試験検査・調査研究を行っている。

(2) 調査研究

重点研究、課題研究として実施している主な調査研究は、以下のとおりである。

ア 東京都内における薬剤耐性菌の実態把握と分子疫学解析

2024年から2025年に当センターに搬入された *Enterococcus faecium* 9株について、NGS 解析が完了した（昨年度実施分と合わせると50株）。今年度解析した9株の ST の内訳は、ST2822 が3株、ST80と ST17が各2株、ST64と ST78が各1株検出された。ST2822、ST80、ST64は、2017年以降で一度も検出されていない ST であり、これら ST の6株は全て VanA 遺伝子を保有していた。これら ST の出現も影響し、VanA 遺伝子保有の *E. faecium* は、2019年までは2/12株（16.7%）に比べ、2020年以降は15/38株（39.5%）に増加している。各年の詳細な VanA 保有率は、2017年：33.3%（1/3株）、2018年：0%（0/3株）、2019年：16.7%（1/6株）2020年：0%（0/5株）、2021年：45.5%（5/11株）、2022年：50%（4/8株）、2023年：0%（0/4株）、2024年：33.3%（2/6株）、2025年：100%（4/4株）となっており、多少ばらつきはあるものの2020年以降は VanA 遺伝子保有率が高くなっていた。

イ 東京都内における性感染症起因菌の遺伝子解析

2018年から2022年の間にマイコプラズマ・ジェニタリウム（MG）検査陽性者から採取された都内 MSM の尿あるいは直腸スワブを対象に、nested PCR により mgpB 遺伝子を増幅し、分

子系統解析を行った。mgpB は MG において標準的に用いられる型別領域であり、231塩基のシーケンスに基づいたシーケンスタイプ (ST) が定められている。mgpB 配列を取得した115検体の ST を調べたところ、都内 MSM では ST159ならびに ST143が有力であり、いずれの系統からも23SrRNA 遺伝子におけるマクロライド耐性変異とフルオロキノロン耐性決定領域である parC における変異が検出された。

ウ 動物由来の病原細菌および薬剤耐性菌の遺伝子解析

動物由来感染症調査事業において、2025年4月から12月の期間にイヌ、及びネコから収集した *Escherichia coli* 72株の薬剤感受性試験ならびに基質特異性拡張型 β -ラクタマーゼ (ESBL) 産生 *E. coli* 3株の O 血清型別試験、及び ESBL 遺伝子の検出を行った。供試した *E. coli* 株の主な薬剤に対する耐性率はピペラシリン23.6%、セフトキシム8.3%、メロペネム0.0%、ゲンタマイシン5.6%、レボフロキサシン11.1%、ミノサイクリン2.8%、ホスホマイシン0.0%、ST 合剤15.3%であった。ESBL 産生 *E. coli* では O1が1株、OUT が2株認められ、ESBL 遺伝子型は CTX-M-1 group が1株、CTX-M-9 group+TEM 型が2株認められた。

エ 侵襲性感染症起因菌の型別、薬剤感受性及び遺伝子解析に関する検討

レジオネラ症集団事例の検体に対し、施設利用の有無にかかわらず同一の遺伝子型 (ST23) が検出されたことから、本事例関連患者株10株および環境由来株3株の全ゲノム SNP 解析を実施した結果、本事例株の SNP 数はすべて5SNP 以下であったことから、同一の菌による感染である可能性が高いと考えられた。また、2023年に搬入された渡航歴のある患者から分離された毒素非産生ジフテリア菌について、全ゲノム解析を実施し海外分離株と比較したところ、本株はオーストラリアで分離された毒素非産生株と近縁であることが判明し、毒素や付着等に関与する病原性遺伝子を一部欠損していることが確認された。

オ 畜水産物の喫食による健康被害のリスクがある病原寄生虫の遺伝子解析

都内で市販されているシラウオ9348尾から検出したメタセルカリア105個、線虫3個体、条虫2個体、天然アユ30尾から検出したメタセルカリア8個、サワガニ349匹から検出したメタセルカリア4個について DNA 抽出を行い、ミトコンドリア DNA *cox1*、ITS、28S rDNA 等の塩基配列を取得し遺伝子解析を行った。その結果、人体寄生性の寄生虫として、シラウオ由来メタセルカリア67個、アユ由来メタセルカリア1個が *Metagonimus miyatai* (宮田吸虫)、アユ由来メタセルカリア5個が *Metagonimus yokogawai* (横川吸虫)、サワガニ由来メタセルカリア4個が *Paragonimus westermani* (ウエステルマン肺吸虫) と同定され、これらの淡水性魚介類の加熱不十分な状態での喫食にはリスクがあると考えられた。

(3) 試験検査

ア 臨床細菌に関する試験検査

積極的疫学調査として556検体 (区依頼：6検体) (劇症型溶血性レンサ球菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症などの患者由来株及び喀痰) が搬

入され、同定試験や血清型別試験、遺伝子型別検査等を実施した。感染症発生動向調査事業として病原体定点医療機関（小児科定点、ARI 定点及び基幹定点）から搬入された256検体について溶血性レンサ球菌、黄色ブドウ球菌、マイコプラズマ等の分離・同定・菌型別試験を実施した。一般行政検査では、薬事監視事業に基づく検査として、医薬品等3検体が搬入され、無菌試験および承認規格試験を実施した。一般依頼として、日本赤十字社から輸液製剤の細菌分離同定試験15件の依頼があった。

さらに、病原体レファレンス事業において34検体が搬入され、溶血性レンサ球菌や肺炎球菌、カルバペネム耐性疑い腸内細菌目細菌等の型別試験や菌株の同定検査を行った。

イ 抗酸菌感染症に関する試験検査

都の結核予防事業の一環として、臨床材料からの結核菌・抗酸菌検査を実施した。8検体の喀痰等の材料について塗抹、培養検査、結核菌群核酸同定検査を実施した。保健所から送付された結核菌264株について VNTR 型別検査を実施した。また、令和6年度から導入した VNTR 型別検査において純培養の過程を簡略化する方法を継続し実施した。これらに加え、保健所から送付された結核菌の41株について薬剤感受性検査を実施した結果、多剤耐性結核菌は8株（19.5%）であった。

結核の接触者健診に利用されている QFT 検査を、都及び特別区保健所より搬入された616検体について実施した。その結果、陽性率は5.7%であった。

ウ 百日咳・ジフテリア・破傷風の流行予測に関する試験

感染症流行予測調査事業の一環としてジフテリア、百日咳、破傷風の抗体保有状況を調査した。都内の幼児から成人までの全年齢階層を対象として、百日咳については抗百日咳毒素抗体、抗繊維状赤血球凝集抗体を、ジフテリアについては抗ジフテリア毒素中和抗体の保有状況を、破傷風については破傷風毒素抗体の保有状況を合計362検体について調べた。

エ 性感染症に関する試験検査

都及び区保健所等にて採取された検体（血液、尿）について、梅毒検査（1,598検体）、クラミジア核酸同定検査（2,186検体）、淋菌核酸同定検査（1,603検体）を実施した。また、感染症発生動向調査事業として病原体定点医療機関で採取された尿、陰部擦過物等68検体について、核酸同定検査（クラミジア、淋菌）及び細菌分離（淋菌）を行った。

オ 寄生虫に関する試験検査

食中毒事件に関連したアニサキス、粘液胞子虫など108検体の検査を実施した。また、野菜類、淡水・汽水産魚介類の寄生虫検査など合計249検体について食品媒介寄生虫症対策としての試験検査を行った。

人獣共通寄生虫症対策として、イヌ糞便51検体、ネコ糞便18検体を対象に腸管内寄生虫の感染実態調査を実施した結果、イヌ24検体（47.1%）からジアルジアが検出され、イヌ1検体（2.0%）から糞線虫が検出された。

カ 動物由来感染症に関する試験検査

積極的疫学調査として20検体（レプトスピラ症疑いの患者由来血清など）が搬入され、遺伝子検査及び抗体検査を実施した。また、動物由来感染症調査事業として、動物取扱業（販売業、展示業）調査、動物病院サンプリング調査、及び狂犬病調査を行った。動物取扱業調査において、ペットショップで販売されるイヌ、ネコの糞便70検体、及び展示施設のふれあい動物であるヒツジ、ヤギの糞便4検体について、サルモネラ属菌及び病原大腸菌の検査を実施した。動物病院を受診したイヌ、ネコの糞便から分離された大腸菌127株について、腸管出血性大腸菌の検査及び薬剤感受性試験を実施した。イヌ5頭、タヌキ2頭の脳組織について、狂犬病ウイルス検査を実施した。

3 ウイルス研究科

(1) 科内業務の概略

当研究科は2研究室で構成され、都内で発生するウイルスやリケッチアに起因する感染症を対象とした試験検査及び調査研究を行っている。主な試験検査は、感染症法に基づく積極的疫学調査、感染症発生動向調査及び感染症流行予測調査、ウイルス性食中毒関連検査、都・区からの委託事業に基づくHIV検査、東京感染症アラートに基づく緊急検査（中東呼吸器症候群：MERS及び鳥インフルエンザ等）等である。

(2) 調査研究

当科で実施している主な調査研究（重点・課題研究）は、以下の通りである。

ア 重点研究

(ア) 不明疾患の網羅的解析法の検討および大規模検査を想定したウイルス検査法の構築

パンデミック初期における検査需要の急激な拡大を想定し、多数の検体を迅速に処理可能な大規模検査系の構築について検討した。食中毒調査において搬入された検体を対象に、ノロウイルスGⅠ/GⅡ検査への適用を評価した結果、現行のリアルタイムPCR法と同等の感度を維持しつつ、検査時間の半減が可能だった。以上より、大規模検査系による多検体処理は、感染症流行初期における検査対応に有用であることが示された。

(イ) 環境水を利用したウイルスモニタリング法・遺伝子解析法の検討

都内20地点を対象に下水中のウイルス定量モニタリング及び変異サーベイランス解析を実施した。さらに、環境水を対象とした、磁気ビーズ濃縮・核酸抽出法及びデジタルPCR法による高精度な定量試験法を構築した。過去分離株（エンテロウイルス）検体を対象に、リアルタイムPCR法によるウイルス量の確認及びConventional RT-PCR法による塩基配列の取得を行った。

イ 課題研究

(ア) 感染性胃腸炎起因ウイルスに関する分子疫学解析とウイルス分離法の検討

都内で検出されたノロウイルス(NoV)の遺伝子解析を実施した。2023/24シーズンと比較して2024/25シーズンではGⅡ.4[P16]型の検出割合が大幅に減少し、GⅡ.17[P17]型のNoVが急増していた。またヒトiPS細胞由来腸管上皮細胞を用いたNoV培養系により、75℃・5分以上の加熱条件でNoV増殖が抑制されることが明らかとなった。

(イ) 東京都内における急性呼吸器感染症起因ウイルスの遺伝子解析に関する研究

ヒトメタニューモウイルス(hMPV)のConventional RT-nested PCR法を新たに構築し、2025年4月7日から6月27日までに搬入されたhMPV陽性16検体の遺伝子解析を行ったところ、最も多かったのは遺伝子型B2で13検体、次いでA2b2が2検体、A2b1が1検体であり、系統樹解析では、都内で検出された株は欧米やオーストラリア、中国などで検出された株と近縁な関係を示した。

(ウ) 東京都内におけるウイルス性発疹症の分子疫学解析・動向把握に関する検討

2023年以降に検出された水痘・帯状疱疹ウイルスについて SNP 解析を実施したところ、過去見られなかった遺伝子型を検出した。全長解析では、SNP 解析の判定と異なり判定不能となる株を検出した。また、エムボックスウイルスの全長解析を実施し、2025年検出株はこれまでの検出株と遺伝的距離が離れたものであることを確認した。

(エ) 都内つつが虫病原体の分子疫学解析とダニ媒介性感染症の起因検査系の整備に関する検討

都内生息マダニにおいて、オズウイルス、エゾウイルス、SFTS ウイルス、紅斑熱群・発疹熱群リケッチア、及びボレリア属病原体について保有状況を調査した。その結果、一部のマダニから現在病原性は明らかとなっていない紅斑熱群リケッチアの遺伝子が検出されたものの、いずれの病原体遺伝子も検出されなかった。

ウ 基盤研究

(ア) 薬剤耐性変異を持つウイルスの遺伝子解析と疫学調査に関する研究

都内の公的検査機関で採取された HIV-1 陽性検体を用いて遺伝子解析を行った結果、逆転写酵素領域に薬剤耐性変異 (T215E) を有する株が 1 件、プロテアーゼ領域に薬剤耐性変異 (E138G) を有する株が 1 件検出された。

また、国際データベース (GISAID) を活用して東京都内で検出された新型コロナウイルスの全ゲノム配列データを解析した結果、2025 年に都内で流行した NB. 1. 8. 1 系統では、3CLpro 阻害薬 (エンシトレルビル) に対する感受性低下が懸念される G671S 変異を有する株の流行が認められた。

(イ) ウイルス性感染症の簡易検査法の評価に関する研究

2025 年度に分離されたインフルエンザウイルス A 型および新型コロナウイルスの変異株について、それぞれ 3 種類の抗原定性キットによる検出感度について検討を行った。インフルエンザ A 型 H3 亜株については、サブクレード K 系統分離株を、新型コロナウイルスについては XEC、NB. 1. 8. 1、XFG 分離株を使用した。その結果、いずれのウイルスについても、すべての検査キットにおいて従来株との感度差は認められず、臨床現場における有効性が確認された。

(3) 試験検査

ア 食中毒疑いの胃腸炎起因ウイルス検査

食中毒関連調査 (有症苦情を含む) 353 事例、4, 311 検体について胃腸炎起因ウイルスの検索を行い、181 事例 (51. 3%)、1, 067 検体 (24. 8%) から胃腸炎起因ウイルスを検出した。その内訳はノロウイルス (NoV) G I が 7 事例、NoV G II が 166 事例、A 群ロタウイルスが 2 事例、複数ウイルスの混合感染が 6 事例であった。ノロウイルスの遺伝子解析依頼があった 25 事例の遺伝子型は、G I . 1、G I . 3、G II . 3、G II . 7 が各 1 事例、G II . 4 が 2 事

例、GⅡ.17が17事例であり、これら23事例では患者と調理従事者等から検出されたウイルスの遺伝子型が一致した。また、2事例では患者および調理従事者から検出された遺伝子型が複数混在した。

イ 積極的疫学調査

感染症法による積極的疫学調査として患者や関係者の臨床検体（咽頭拭い液、糞便等）についてウイルス検査を実施した。

(ア) インフルエンザ検査

集団発生事例への対応として、クラスタ（集団発生）サーベイランス及び依頼検査として搬入された7件の患者検体について遺伝子検査を行った。その結果、インフルエンザウイルスAH3亜型が6件検出された。これらの結果は、東京都感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）により直ちに感染症対策課及び当該保健所へ報告した。

(イ) 感染性胃腸炎集団発生のウイルス検査

保育園や学校等における胃腸炎集団発生4事例（24検体）の検査では、3事例（75.0%）、12検体（50.0%）から胃腸炎起因ウイルスを検出した。遺伝子型の内訳は、3事例全てがNoV GⅡであった。

(ウ) 麻しん及び風しんを疑う患者のウイルス検査

麻しん、風しんを疑う患者から採取された528検体を対象に遺伝子検査を実施した。99検体から麻しんウイルスが検出され、風しんウイルスは検出されなかった。

(エ) 蚊媒介感染症患者のウイルス検査

デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、ウエストナイル熱を疑う患者から採取された53検体について遺伝子検査を行った。27検体からデングウイルスが検出された。遺伝子型はそれぞれ1型が6検体、2型が13検体、3型が6検体、4型が1検体、型別不能が1検体であった。また、1検体からチクングニアウイルスを検出した。

(オ) A型肝炎ウイルス検査

医療機関においてA型肝炎と診断された患者から採取された20検体について検査を実施した。19検体からA型肝炎ウイルスが検出された。遺伝子型はそれぞれⅠA型が14検体、ⅠB型が3検体、ⅢA型が2検体であった。

(カ) E型肝炎ウイルス検査

医療機関でE型肝炎と診断された患者から採取された117検体について検査を実施した。68検体からE型肝炎ウイルスが検出され、遺伝子型は3型が67検体、4型が1検体であった。

(キ) エムボックスウイルス検査

医療機関でエムボックスを疑う患者から採取された142検体について遺伝子検査を行い、87検体からエムボックスウイルスが検出された。そのうちクレードⅡが86検体、型別不能が1検体であった。

ウ 感染症発生動向調査事業

小児科、眼科、性感染症、急性呼吸器感染症(ARI)、基幹病原体定点より 3,306 検体（咽頭拭い液、糞便等）が搬入され、2,457 検体でインフルエンザウイルス、エンテロウイルス、ノロウイルス等のウイルス遺伝子が検出された。ウイルス分離試験では、インフルエンザウイルス、エンテロウイルス等が 953 株分離された。また、新型コロナウイルス陽性検体のうち 226 検体についてゲノム解析を行った。

エ 感染症流行予測調査事業

感染症の流行を予測することを目的として感受性調査を実施している。令和 7 年度は、0 歳から 70 歳までの健康な都民の血清 359 検体を対象に、以下の疾患に対する抗体調査を実施した。

(ア) 日本脳炎

日本脳炎ウイルスに対する中和抗体保有率（10 倍以上）は、65.7%であった。抗体保有者の平均抗体価を算出すると、中和抗体価は 143.9 倍であった。

(イ) ポリオ

ポリオウイルス 1 及び 3 型に対する中和抗体価を測定した。中和抗体保有率（4 倍以上）は 1 型 96.7%、3 型 94.8%であり、その平均抗体価は各々 70.1 倍、30.3 倍であった。

(ウ) インフルエンザ

HI 試験による 40 倍以上の抗体保有率は、A（H1N1）型（A/Victoria/4897/2022）株抗原に対し 18.4%、A（H3N2）型（A/Perth/722/2024）株抗原に対し 13.9%、B 型山形系統（B/Phuket/3073/2013）株抗原に対し 20.9%、B 型ビクトリア系統（B/Austria/1359417/2021）株抗原に対し 11.4%であった。なお、山形系統は 2025/2026 シーズンのワクチン株には含まれていないため、当該結果は参考として扱う。

(エ) 麻しん及び風しん

麻しんウイルスに対する抗体価を EIA 法により測定し、風しんウイルスに対する抗体価を HI 法により測定した。麻しんウイルス抗体保有率（4.0 EIA 価以上）は 89.7%、風しんウイルス抗体保有率（8 倍以上）は 95.8%であった。

(オ) ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症

20 歳以上の男女の血清 187 件を対象とし、HPV に対する ELISA 法抗体価を測定した。HPV 抗体陽性（4.0 IU/mL 以上）は 32.6%であった。

(カ) 水痘

水痘・帯状疱疹ウイルス（VZV）に対する EIA 抗体価を測定した結果、VZV 抗体陽性（4.0 EIA 価以上）は 73.8%であった。

(キ) B 型肝炎

B 型肝炎ウイルス表面抗体（HBs 抗体）価を EIA 法により測定した結果、HBs 抗体陽性（10 mIU/mL 以上）は 47.1%であった。

(ク) ポリオ感染源調査（環境水調査）

病原体の潜伏状況及び潜在流行の把握を目的としてポリオ感染源調査を実施した。都内の下水処理場の放流水及び流入水について、令和7年4月から令和8年3月の期間においてポリオウイルス検査を実施した。毎月各1検体を検査した結果、全て陰性であった。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスオミクロン株 JN.1 に対する中和抗体価を測定した結果、93.6%が5倍以上の抗体を保有していた。

(コ) 日本脳炎感染源調査（ブタ血清調査）

令和7年7月及び9月に東京都産のブタから血清を採取し、抗体価を測定した結果、7月の14検体の抗体陽性率は0%、9月の14検体の抗体陽性率は14.3%であった。

(サ) 新型コロナウイルス感染源調査（環境水調査）

都内の下水処理場の流入水について、令和7年4月から令和8年3月の期間において新型コロナウイルス遺伝子試験を実施した。毎週各1検体を検査した結果、全ての検体において新型コロナウイルス遺伝子が検出された。

オ HIV・エイズ検査

都及び区保健所等より搬入された血液1,658件について HIV 検査を実施した。スクリーニング検査検体18件について確認検査（確認 IC 法・NAT 法）を実施し、17件の陽性が確認された。

カ 感染症媒介蚊サーベイランス

(ア) 広域サーベイランス

6月から10月まで、都内16施設において捕集された蚊について、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルスの遺伝子検査を各273件、ウエストナイルウイルスの遺伝子検査を488件、計1,307件実施した。結果はすべて陰性であった。

(イ) 重点サーベイランス

4月上旬から11月上旬まで、都内9か所の公園50地点において捕集された蚊の幼虫及びヒトスジシマカ群等の媒介蚊の成虫について、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルスの遺伝子検査を各664件、計1,992件実施した。結果はすべて陰性であった。

キ 東京感染症アラート検査

本年度、MERS疑いや鳥インフルエンザ疑いの緊急検査依頼はなかった。

ク 新型コロナウイルス検査

都内下水処理施設（20ヶ所）の流入下水を用いてSARS-CoV-2遺伝子検査を実施した。

Ⅱ 食品化学部

1 食品成分研究科

(1) 科内業務の概略

都内に流通する食品の安全性と都民の食に対する安心を確保するため、当研究科は各種食品（清涼飲料水、乳・乳製品等）の成分規格、有害成分、カビ毒、放射性物質、遺伝子組換え食品、栄養成分及びアレルゲンについて、食品衛生法、食品表示法又は健康増進法に基づいた試験検査及びそれらに関する調査研究を行っている。また、水銀・カドミウム等重金属の有害化学物質による食品の汚染実態調査を実施している。加えて、都内で発生する化学物質及び自然毒による食中毒の原因物質解明や、都民から寄せられる異物等の食品苦情についても対応している。

(2) 調査研究

ア マリントキシンの高感度機器分析法に関する研究

シガトキシン CTX1B 及び CTX3C について、昨年度検討した分析条件にて添加回収試験を実施したが、既存の前処理法では測定不能であった。そのため、前処理方法を中心に検討を行ったところ、夾雑物の影響を受けずに中毒量を検出できる感度で測定が可能となった。また、研究内容を活用し実際のシガテラ疑いの検体に対応した。

イ 食用昆虫における栄養成分分析法の開発

昨年度検討したアミノ酸分析法について、昆虫に多く含まれるキチン・キトサン由来物質の影響がないことを確認した。その後、コオロギの各アミノ酸を測定し、アミノ酸組成によるたんぱく質量を求めた。また、ケルダール法を用いてコオロギの総窒素量を測定し、求めたたんぱく質量と総窒素量から、コオロギにおける窒素-たんぱく質換算係数を算出した。

ウ 食物アレルギーにおける食用昆虫の検査法に関する研究

食用コオロギ由来成分を対象に、質量分析法及び遺伝子検査法を用い、タンパク質及びDNAをそれぞれ指標とする検査法を検討した。その結果、両手法の併用により偽陽性の低減に寄与する可能性が示唆された。さらに、昆虫食製品の大豆アレルゲン検査を実施し、混入リスクを明らかにした。

エ 食用昆虫に含まれる重金属等に関する調査研究

確立した試験法を用い、市場に流通する昆虫食の重金属含有実態調査を実施することで11種類の重金属元素の測定結果を示した。加えて、実態調査の結果から特にコオロギ製品間の総水銀濃度のばらつきに注目し、餌とコオロギの総水銀濃度の関係について生体内蓄積調査も実施した。

オ キノコ由来自然毒食中毒の最適な検査体制の確立に関する研究

食中毒事例の多いものを中心に、10種類のキノコ毒成分（イルジンS、ムスカリン、イボテン酸、ムシモール、アリルグリシン、プロパルギルグリシン、 α -アマニチン、 β -ア

マニチン、ファロイジン、サトラトキシニン H) について、LC-MS/MS 分析におけるカラム及び移動相等の各種条件を検討した。その結果、分析法の選択性及び測定感度が向上し、子実体への適用が可能であることを確認した。

カ 食事由来の化学物質ばく露量推計調査

健康安全部からの依頼で、マーケットバスケット方式により総水銀、メチル水銀、カドミウム、鉛及び放射性物質 4 核種（ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137、カリウム 40）を測定した。

キ 健康食品に係る安全確保事業

食品監視課からの依頼で、発酵や濃縮工程のある健康食品 20 検体について、総水銀、カドミウム、ヒ素及び鉛を検査した。また、そのうち 5 検体については、アフラトキシン B₁、アフラトキシン B₂、アフラトキシン G₁ 及びアフラトキシン G₂ を検査した。

(3) 試験検査

令和 7 年度の試験検査件数は総計 15,367 件で、食品に表示されている栄養成分、遺伝子組換え食品、カビ毒等の有害物質、放射性物質、食品中のアレルゲン、水銀、カドミウム等重金属、各種食品の成分規格試験等、多岐に渡る試験検査を実施した。また、化学物質及び自然毒による食中毒や異物をはじめとする食品苦情等の依頼検体についても対応した。

ア 食品表示法及び健康増進法に基づく食品の栄養成分検査

小売り店舗から収去した 50 検体について、たんぱく質、脂質、ミネラル、ビタミン等 463 項目の栄養成分検査を行った結果、4 検体が許容差の範囲から外れて要調査となった。内訳は、清涼飲料水 希釈用（ナトリウム）、清涼飲料水（カリウム）、食塩（炭水化物）、清涼飲料水（ナトリウム）であった。

イ 遺伝子組換え食品の検査

当センター広域監視部、多摩地区保健所及び市場衛生検査所より搬入された大豆穀粒、大豆加工品、トウモロコシ加工品、コメ加工品、さけ加工品及びパパイヤ等、計 99 検体について組換え遺伝子の検査を行ったところ、違反はなかった。

ウ カビ毒及び有害化学物質の検査

都内で製造された食品及び流通食品についてカビ毒の検査を行った。乳、果実加工品及び穀類加工品 44 検体について、食品に対する基準値があるアフラトキシン、パツリン及びデオキシニバレノールを検査し、いずれも検出しなかった。基準値のないカビ毒のうち、オクラトキシンを酒類 19 検体について検査し、1 検体から検出した。

食品中の有害化学物質では、酒類 32 検体についてカルバミン酸エチルを検査したところ、4 検体から検出した。

エ 食品中の放射性物質検査

都内流通食品の放射性物質検査では、福島第一原子力発電所事故及び旧ソ連原子力発電所事故による放射性物質の食品汚染対策として、ヨウ素 131、セシウム 134 及びセシウム

137 について、ヨウ化ナトリウム(タリウム)シンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング検査及びゲルマニウム半導体核種分析装置による確定検査を実施した。国産品 800 検体及び輸入品 70 検体でいずれも基準値を超えたものはなかった。

オ アレルゲンを含む食品の検査

都内流通食品 39 検体について、牛乳、小麦、卵、そば及びくるみのいずれか 1 品目または 2 品目を対象とした特定原材料検査を実施したところ、全て陰性であった。

カ 食品中の重金属検査

魚介類及びその加工品 36 検体について総水銀及びメチル水銀を検査した結果、食品衛生法における規制値を超えるものはなかった。また、都内搬入米のカドミウムによる汚染調査として、国内産玄米 135 検体を検査したところ、食品衛生法における基準値を超えるものはなかった。

キ 化学物質及び自然毒による食中毒事例

10 件の化学物質及び自然毒による食中毒疑い事例(有症苦情含む)について検査を行った。内容はヒスタミンに関するものが 6 件、ふぐ毒に関するものが 1 件、スイセンに関するものが 1 件、バイケイソウに関するものが 1 件、シガテラに関するものが 1 件であった。そのうち、ぶり大根、いわしのつみれ汁及び鯖の味噌煮からヒスタミンを検出した。また、スイセンではリコリンを検出した。

ク 食品苦情への対応

5 件の食品苦情について検査を行った。苦情内容は異物混入に関するものが 4 件、異臭に関するものが 1 件であった。

(4) 精度管理

令和 7 年度外部精度管理調査に参加した。プロテインバー中の栄養成分(熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、水分、灰分、ナトリウム、食塩相当量、食物繊維)、遺伝子組換え食品(遺伝子組換え小麦)、特定原材料(乳、卵)及び玄米(粉末)中カドミウムについて実施し、いずれも良好な結果を得た。

2 食品添加物研究科

(1) 科内業務の概略

都民の食の安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づき、食品中の食品添加物試験、輸入かんきつ類の防かび剤試験、パン・菓子類の膨張剤試験、食品添加物の品質規格試験及び食品用器具・容器包装・おもちゃの規格試験等を行っている。いずれの試験検査も GLP（食品検査における適正業務管理）の基準に従い実施し、検査の信頼性を担保している。特に、令和6年3月に通知された「食品中の食品添加物分析法の妥当性確認ガイドライン」（ガイドライン）に則り、主要な検査項目及び違反事例に関する検査項目の分析法について、妥当性確認を実施している。また食品用器具・容器包装においてもポジティブリスト制の完全施行等の法改正に適切に対応している。

調査研究業務についても積極的に推進している。食品中の食品添加物の試験法開発、輸入食品中の指定外添加物の試験法開発、規格基準に係る基礎的な調査研究、社会のニーズに沿った食品用器具・容器包装に関する調査といった幅広い課題に取り組んでいる。

(2) 調査研究

ア 食品中の食品添加物検査方法の性能評価-1（甘味料）

使用基準の設定されている3種の甘味料の各分析法について、ガイドラインに基づき性能評価（2名、2併行、3日間）を実施した。対象食品は検査実績及び食品特性を踏まえて選定した5種類の食品とし、分析法は当科で開発した日常分析法及び国から示された通知法とし、添加濃度は定量限界及び使用基準とした。さらに、各分析法について異なる機器、機種又は測定条件を設けてデータを採取した。その結果、真度73～119%、併行精度0.2～9%、室内精度0.7～13%であり、いずれの食品、分析法及び測定条件においてもガイドラインの基準に適合した。これにより、複数の分析法及び測定条件において、一貫した性能が確認され、多様な検査条件下における柔軟な検査体制を構築した。最終年度は、対象とする甘味料の種類を拡張して性能評価を実施する。

イ 食品中の食品添加物検査方法の性能評価-2（保存料）

昨年度報告した9種保存料を対象とする開発法について、検査実績及び食品特性を踏まえて選定した10種類の食品を用い、ガイドラインに基づき性能評価（2名、2併行、3日間）を実施した。その結果、真度、併行精度及び室内精度はいずれも基準に適合し、本法が幅広い食品に適用可能であることを示した。さらに、天然由来の安息香酸を含有する食品については、定量値補正を考慮した性能評価手法を検討し、ガイドラインの基準に適合する結果を得た。これにより、対象物質が元来含まれる食品における性能評価の実施のための有用な知見を取得した。最終年度は、行政検査への導入に向けて対象食品の追加による評価の拡充に加え、現行法との同等性確認を実施する。

ウ 銅クロロフィル及び銅クロロフィリンナトリウムの新規試験法開発

現在の分析法では、抽出・液液分配・灰化等の工程が煩雑で時間を要し、確認法がない等

の課題があり、LC-MS/MS を用いた試験法の開発に取り組んだ。昨年度に測定対象として決定した Cu Pyropheophytin a 及び Cu Chlorin e4 について、本年度は山菜水煮に添加し、簡便な前処理法の構築と測定時における試験溶液中の妨害物質等による影響を検証した。抽出法は QuEChERS 法をベースに、5 % ギ酸を加えて酸性条件で行い、塩化ナトリウム 2 g を加えて 2 回抽出することで十分な回収率が得られた。さらに HLB カラムによる固相精製を行い、マトリックスによる影響を大きく低減した。回収率は Cu Pyropheophytin a 86%、Cu Chlorin e4 99% であり、精度も良好であった。本法により、有機溶媒量の削減と時間短縮、操作性向上が図られ、実用性の高い分析法であることを確認した。最終年度は、対象食品をさらに拡大し、市販食品を用いた実態調査を行う。

エ 多様な素材からなる食品用器具・容器包装の溶出物に関する検討

金属類（カドミウム、鉛等、全10元素）について、添加回収試験を実施した。合成樹脂塗装された木製スプーンの水及び 4 % 酢酸溶出液を、誘導結合プラズマ発光分光装置を用いて昨年度に最適化した条件で分析した。その結果、良好な回収率が得られ、分析法の性能が担保されることを確認した。有機物については、メラミン樹脂に竹粉を混合したバンブーメラミン製食器から溶出されるメラミン及びホルムアルデヒドの HPLC 分析法を検討した。当該品の繰り返し使用時には、わずかではあるが持続的な溶出が認められることを確認した。無塗装及び個別規格のない合成樹脂で塗装された木製・竹製の調理器具については、総溶出物試験を実施し溶出傾向に関する基礎データを収集した。最終年度は、対象とする食品用器具・容器包装をさらに拡大し、金属類の溶出について市販品を用いた実態調査を行う。

オ 市販食用タール色素と食品添加物公定書標準品の同等性についての検討

食品中の食品添加物分析法における食用タール色素分析法は、TLC による定性試験法であり、「食品添加物公定書標準品」を標準品と規定している。一方、公定書標準品以外の市販食用色素も同等であれば使用可能とされているが、その判断基準は明確ではない。そこで、市販品が標準品として同等に使用可能かを確認するため、令和 6 年度に 2 社製品を検討し、令和 7 年度はさらに 1 社の製品を追加して、計 3 社の製品について TLC 及び HPLC 測定による基礎データを収集した。TLC パターンを比較した結果、主スポットの R_F 値と濃さは同程度であり、入手した計 36 製品（12 色 × 3 社）は、15 か月間、TLC を用いた定性試験に安定して使用できることが示された。最終年度は、標準溶液の保存性や副成色素等の評価を含め、総合的な判断を行う。

カ 輸入食品対策に係る試験法開発

輸入食品対策事業の一環として、次の 2 項目について分析法を改良した。パラレッドについては、固相抽出を用いない簡便な分析法とした。さらに、通知法及び開発法について、香辛料、菓子及びソースの 3 食品を対象にガイドラインに基づき性能評価（1 名、2 併行、5 日間）を実施し、真度、併行精度及び室内精度がいずれも基準に適合することを確認した。

パラオキシ安息香酸ヘプチルについては、透析法を用いた抽出精製法及び HPLC による定

量法について各条件の検討を行った。この分析法について果汁飲料、麦芽発酵飲料の2食品を対象にガイドラインに基づき性能評価（1名、2併行、5日間）を実施し、真度、併行精度及び室内精度がいずれも基準に適合することを確認した。また、LC-MS/MSによる確認法も構築した。

(3) 試験検査

令和7年度の試験検査件数は19,705件であり、その内訳は食品中の食品添加物試験19,171件、輸入果実中の防かび剤試験273件、食品添加物の品質規格試験45件及び食品用器具・容器包装・おもちゃの規格試験216件であった。

これらの検査は、広域監視部食品監視第一課及び第二課、多摩地区及び区保健所からの依頼に基づき実施した。

(4) 精度管理

GLPに基づき、日常検査の信頼性確保のため、実施要領に則って内部精度管理試験を実施した。また、食品衛生外部精度管理調査に参加し、着色料及びソルビン酸について実施した。

(5) 特記事項

ア 食品中の食品添加物の試験検査における違反事例

トルコ産のオリーブ水煮缶詰から使用が認められていない安息香酸とソルビン酸を、パキスタン産のクッキーから指定外添加物 *tert*-ブチルヒドロキノンを検出した。また、国産のポークソーセージ、韓国産のマッコリ及び中国産の冷凍カットたこから、表示にない添加物として、それぞれソルビン酸、スクラロース及びエリソルビン酸を検出した。

イ 食品用容器包装における苦情事例

容器包装3検体について、苦情内容を踏まえてピンホールの有無を確認した。ピンホール試験を実施した結果、いずれの検体においても、ピンホールは認められなかった。

3 残留物質研究科

(1) 科内業務の概略

残留物質研究科は、輸入青果物、冷凍野菜・果実、農産加工食品中の残留農薬及び乳、食肉、魚介類等の畜水産食品中の残留動物用医薬品、残留農薬、残留有害化学物質（ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機スズ化合物（TBT0 及び TPT）等）の試験検査を実施している。また、これら食品の安全性確保と都民の健康被害の未然防止あるいは食生活の安全性評価に関する情報提供を目的とし、調査研究として、様々な残留物質を対象とした試験法開発・改良及びその信頼性確保の検証、「食品からの農薬、ダイオキシン類の一日摂取量調査」等を進めている。

(2) 調査研究

ア 食品中の残留農薬に関する研究

(ア) 食品中の残留農薬試験法

農産物中の残留農薬検査の分析方法を、玄米を対象として一部改良した。農薬抽出時に添加する塩化ナトリウムの量を増量し、精製時に使用する固相抽出カラムの充てん剤をグラファイトカーボン及びアミノプロピルの二層とすることで一部の農薬の回収率が改善した。この改良法で、2 台の測定条件の異なる LC-MS/MS 及び GC-MS/MS で妥当性評価を実施し、標準作業書を新たに作成した上で令和 7 年度の重金属汚染米調査の残留農薬検査を実施した。

(イ) 輸入農産物中の農薬残留実態

野菜、果実、穀類、豆類等農産物及びその加工品等 85 種 404 検体について調査した。

有機リン系、カルバメート系、ネオニコチノイド系及び防カビ剤他、31 種類の農薬を 28 種 104 検体から 0.01～1.1 ppm 検出した。そのうち以下の 3 検体が基準値を超過した。

メキシコ産アボカドからピラクロストロビンが一律基準 0.01 ppm を超過して 0.02 ppm、ウズベキスタン産緑豆からシプロコナゾールが一律基準 0.01 ppm を超過して 0.04 ppm、中国産にんじんからクロチアニジンが残留基準 0.2 ppm を超過して 0.29 ppm 検出した。それ以外はいずれも食品衛生法の残留基準値以下であった。

(ウ) 国内産野菜及び果実中の農薬残留実態

野菜及び果実 32 種 80 検体を調査し、ネオニコチノイド系及びピレスロイド系他、農薬 16 種類を 11 種 18 検体から 0.01～0.17 ppm 検出した。いずれも食品衛生法の残留基準値以下であった。

(エ) ベビーフード中の農薬残留実態

輸入品 5 検体及び国産品 20 検体について、有機リン系、含窒素系及びカルバメート系等約 40 種類の農薬を調査した。いずれも定量下限値以下であった。

(オ) 都内流通米中の農薬残留実態

国内産玄米 19 検体について 50 種類の農薬を調査し、含窒素系農薬及び臭素の 8 種類を 11 検体から 0.01～1 ppm 検出した。いずれも食品衛生法の残留基準値以下であった。

(カ) 畜水産食品中の農薬残留実態

輸入及び国内産の畜水産食品 158 検体（牛肉、豚肉、鶏肉等の食肉 96 検体、生乳等 16 検体、鶏卵 25 検体、魚介類及びその加工品等 21 検体）について、有機塩素系化合物等（BHC、DDT、アルドリン及びディルドリン、クロルデン、ヘキサクロロベンゼン、ヘプタクロル、エンドリン、クロルピリホス）の残留調査を実施した。その結果、いずれからも検出されなかった。

イ 食品中の残留有害化学物質に関する研究

(ア) 食品中の汚染実態調査

PCB、TBT0 及び TPT の汚染実態調査を実施した。PCB は魚介類、食肉等 352 検体を、TBT0 及び TPT は魚介類 24 検体を調査したところ、規制値等を超える値を検出しなかった。

魚介類 164 検体のうち 40 検体について、ドリノ類 3 種類及びクロルデン類 5 種類の農薬を調査したところ、*t*-ノナクロルを 1 検体から 0.002 ppm 検出したが、食品衛生法の一律基準値 0.01 ppm を参考にしても低い値であった。

(イ) 東京湾産魚介類汚染調査

東京湾で採取したホンビノスガイ、ボラ、スズキ、マアナゴ及びマゴチの計 38 検体について PCB 及び TBT0 及び TPT の汚染状況調査を実施したところ、規制値等を超える値を検出しなかった。

(ウ) 食事由来の化学物質ばく露量推計調査

マーケットバスケット方式による都民の食事を介した PCB 及び農薬の一日摂取量を調査したところ、PCB は 0.014 µg/kg 体重/日、農薬は 0.012～0.078 µg/kg 体重/日であり、いずれの摂取量も一日摂取許容量等を下回っていた。

ウ 畜水産食品中の残留動物用医薬品に関する研究

(ア) 畜水産食品中に残留する動物用医薬品の試験法

国際整合性の確保に伴い動物用医薬品の規制で新たな対象薬剤の設定、基準値の変更等が実施されている。さらに、ワンヘルスアプローチに基づく薬剤耐性菌対策として抗生物質等の検査が必須である。そこで、効率的な分析法が少ないアミノグリコシド系抗生物質について新規試験法の開発を行い、食肉で一斉分析が可能な前処理法を確立した。また、薬剤耐性菌の最後の砦とされる抗生物質のコリスチンについて、乳、牛、豚肉で妥当性確認を行うとともに、実態調査を実施したところ検出されなかった。

(イ) 畜水産食品中の動物用医薬品の残留実態

輸入及び国産の食肉、魚介類、鶏卵、はちみつ及び乳類等 199 検体について抗生物質、合成抗菌剤及び寄生虫駆除剤等、計 7,339 検査項目の検査を実施した。国産鶏肉 3 検体からラサロシド 0.002～0.023 ppm、ブラジル産鶏肉 1 検体からナイカルバジン 0.01 ppm をそれぞれ検出した。さらに、国産豚肉 1 検体からドキシサイクリン 0.01 ppm を検出した。また、国産はちみつ 7 検体からアミトラズ 0.01～0.13 ppm をそれぞれ検出した。こ

れらはいずれも食品衛生法の残留基準値以下であった。

エ 水産食品におけるハザードの新規試験法に関する研究

近年、世界的な人口増加や経済発展に伴う新興国での食文化の変化により、タンパク質の供給が不足し、国際的な問題となっている。そのため、持続可能なタンパク源として養殖魚介類が注目されており、流通のグローバル化や流通量の増加が予想されている。そこで、魚介類に関する危害要因（ハザード）の実態を解明するための新規試験法の開発と実態調査に取り組んでいる。

酸化防止剤に関する研究では、前処理法を検討し、高感度かつ夾雑成分の影響を低減可能な試験法を確立した。有機汚染物質に関する研究では、養殖魚介類のPCB、TBT0 及び TPT の実態調査を実施した。水産用医薬品に関する研究では、色素系殺菌剤に関して3種類の魚介類で分析可能な前処理法を確立した。

オ 輸入食品対策に係わる試験法開発

輸入食品対策事業の一環として、農産物中のピリメタニル、クロラントラニリプロール、デルタメトリン試験法及び畜水産食品中のスルファジアジンについて試験法を開発した。

カ 消費者庁残留農薬等試験法開発事業に係わる試験法開発

畜産物中のクロルピリホスについて告示分析法を検討した。試料からアセトンで抽出し、ケイソウ土カラムでの脱脂及び GC/PSA ミニカラムでの精製後、LC-MS/MS で測定する方法を確立した。開発した試験法を6食品（牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛乳、鶏卵及びさけ）に適用した結果、0.001 mg/kg 添加で真度 81~111%、併行精度は5~20%の良好な結果が得られた。

(3) 試験検査

令和7年度の試験検査総件数は88,209件で、広域監視部食品監視第一課及び第二課から送付された検体の他、食品監視課、環境保健衛生課、市場衛生検査所、都保健所依頼の検体について実施した。

(4) 精度管理

GLPに基づき、日常検査の信頼性確保のため、実施要領に則って内部精度管理試験を実施した。また、令和7年度食品衛生外部精度管理調査に参加し、残留農薬検査ではクロルピリホス及びフェニトロチオンについて精度管理試験を実施し、当該項目について評価基準を満たさず、不適との判定を受けた。後日試験試料を購入し再試験を行った結果は良好だった。不適となった要因は、試験期間前及び期間中の緊急検体検査の汚れの蓄積による装置の不調と考えられた。

動物用医薬品検査ではスルファジミジンについて精度管理を実施し、良好な結果を得た。

ISO/IEC17025に基づく業務管理要領改定を見据えて、国際整合性を踏まえた試験検査体制の構築を図った。科内勉強会やオンデマンド教材等を活用し、試験・校正プロセスの管理、実施についての関連知識の定着と確実な実践を促した。また、計量トレーサビリティとして天秤及びピペットの校正、日常検査における管理図を用いた内部品質管理に科員全員で取り組んだ。

さらに、検査の基となる標準作業手順書等について、新たに作成した要領を基に、改定・作成を進め、より信頼性の確保された文書管理の整備を進めた。また、化合物の同定、定量の指標である標準品についても新要領を基に、適切な管理、違反時の対応等を図り、検査の信頼性を高める取り組みを進めた。妥当性評価試験実施方法に関して科内共通の標準作業書を新たに作成し、妥当性評価試験の着実な実施に取り組んだ。

Ⅲ 薬事環境科学部

1 医薬品研究科

(1) 科内業務の概略

医薬品及び医薬品原料、生薬、無承認無許可医薬品（医薬品成分を含有する健康食品、危険ドラッグ等）、大麻草由来製品（CBD製品）、化粧品、医薬部外品、医療機器、家庭用品並びに毒物劇物に関して、調査研究並びに保健医療局の薬事衛生関連の指導取締り業務に必要な理化学試験及び植物鑑別試験を行っている。また、後発医薬品の品質確保のための基礎資料となる溶出試験、法定受託事務である医薬品、医薬部外品の製造販売承認に伴う規格及び試験方法の審査、医薬品等製造業者に対する製造及び品質管理に関わる技術的な助言や製品の試験検査等を行っている。

なお、薬用植物園は、医薬品研究科に所属し、大麻・ケシのほか、健康食品及び危険ドラッグに含有される植物について、鑑別試験を担当しているが、独自の事業を展開しているため、当該独自部分について別項において述べる。

(2) 調査研究

令和6年度から開始した重点研究1題、基盤研究1題の成果は、以下のとおりである。

ア 重点研究：不正薬物の化学分析法及び生体影響試験法に関する研究

(ア) 大麻由来製品中の麻薬成分の分析法に関する研究

大麻草由来製品（カンナビジオール（CBD）製品）中に微量に残留する麻薬成分分析法について、妥当性確認及び製品区分判定のための試験法の検討を行った。

(イ) 大麻草の成長過程におけるカンナビノイド類の含有量の変化等に関する研究

大麻草の基礎的調査として、HPLC/MS/MS分析法を用いて採取時期及び部位並びに年次差による含有量の変動について比較検討を行った。あわせて、成分の安定性を評価し、適切な保存条件について検討した。

(ウ) 危険ドラッグに含有される薬物の異性体識別に関する研究

超臨界流体クロマトグラフ（SFC）を用い、第一種向精神薬 phenmetrazine の構造類似体である 3-chlorophenmetrazine（3-CPM）のキラル分析法を確立した。

イ 基盤研究：家庭用品にかかわる試験法の改良等に関する研究

家庭用品規制法に規定されている有機水銀化合物の試験法について、実験者の安全性に配慮した抽出溶媒への変更を検討した。塩酸溶液との分配時に試料を吸引ろ過することで、回収率が向上し、抽出操作の有効性を確認することができた。

(3) 試験検査

令和7年度は、薬用植物園の担当分も含め、17,963件の試験検査を行った。

ア 医薬品等一斉監視指導において、薬局及び医薬品販売業等への立入検査に伴い収去された一般用医薬品、医療用医薬品及び配置薬59検体について、製造販売承認書等に準じ試験を行った。

- イ 化粧品及び医薬部外品の試験検査では、歯みがき、クリーム、ファンデーション、化粧水、乳液、頬紅、石鹸、エナメルリムーバー、シャンプー、トリートメント、整髪剤、洗顔料、浴用剤、染毛剤、てんか粉類及び制汗剤、116検体について、化粧品基準や承認規格に基づき試験を行った。
- ウ 危険ドラッグ対策事業に伴い、ケミカル系及び植物系危険ドラッグ99検体について、成分検査を行った結果、23検体から医薬品医療機器等法指定薬物3種（Etomidate、4-OH DET、1S-LSD）を、1製品からタダラフィルを検出した。そのほか、新規検出薬物8種（1Bz-LSD、4F-4-MAR、4HO-McPT、Isopropoxate、2me-PiHP、NBoc-DMT、1SB-LSD、1T-AL-LAD）を検出した。
- エ 健康食品対策事業において、健康食品72検体の成分検査を行った。その結果、3製品からシルデナフィルを、1製品からタダラフィルを、1製品からシルデナフィル、タダラフィル及びジクロフェナクを、1製品からウィザフェリンAを検出した。
- オ 後発医薬品の品質試験として、国の実施する「後発医薬品品質確保対策事業」において指定されたオメプラゾール錠の先発1製剤及び後発5製剤について、溶出規格試験及び溶出曲線測定を実施した結果、溶出規格はすべて適合したものの、後発3製剤は先発品またはオレンジブック収載値との溶出挙動が非類似と判定された。
- カ シアン指導取締事業において、電気めっき業及び金属熱処理工場の廃水86検体を試験した結果、17検体からシアンを検出したが、そのうち基準値（1 mg/L）を超えるものは0検体であった。
- キ 医薬品及び指定医薬部外品の製造販売承認申請書の規格及び試験方法について、医薬品20検体及び指定医薬部外品9検体の計29検体の審査を行い、試験方法改良の指示や、記載不備の指摘等を行った。医薬部外品の製造販売承認申請に係る審査では、染毛剤（310検体）、薬用歯みがき類（15検体）及び浴用剤（15検体）合計340検体のうち、計275検体について試験方法改良の指示や、記載不備の指摘等を行った。
- ク 健康安全部の監視計画に基づく医療機器の試験検査では、電子体温計、生理用タンポン、医療脱脂綿、鼻用洗浄器、単回使用穿孔器、家庭用永久磁石磁気治療器、救急絆創膏、家庭用創傷パット、粘着型義歯床安定用糊剤、家庭用温熱パック、汎用注射筒、医薬品・ワクチン注入用針、天然ゴム製手術用手袋等27検体について性能及び安全性に関する規格等の確認検査を行い、不適になるものがないことを確認した。
- ケ 健康安全部の監視計画に基づく家庭用品の試験検査では、住宅用及び家庭用洗浄剤、家庭用エアゾル製品、接着剤、乳幼児用及び大人用繊維製品、寝具、敷物、クレオソート油で処理された木材製品等271検体を対象に、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（家庭用品規制法）で指定されたホルムアルデヒド、メタノール、ベンゾ[a]ピレン等44種の有害物質の検査を実施した結果、1検体の家庭用洗浄剤に係る落下試験で、容器から漏れを認めた。また、先行調査として、家庭用品規制法の規制対象外製品であるインターネット通

信販売で外国から直接購入できる繊維製品（乳幼児用）20検体について、ホルムアルデヒド含有量の検査を実施した。区保健所から依頼された36検体についても家庭用品規制法に基づく検査を行った結果、不適となるものはなかった。

コ 大麻草由来製品の試買事業において8検体の試験検査を実施した。また、濫用等の恐れのある医薬品のインターネット試買監視事業で購入された医薬品17検体について、濫用等の恐れのある医薬品成分に係る試験検査を実施した。

(4) 特記事項

ア 「東京都薬物情報評価委員会」に、16種の未規制薬物(Cyputylone、N-Desethyl etoniyazene、1T-AL-LAD、1Bz-LSD、NBoc-DNT、4F-4-MAR、ortho-Methylfentanyl、5-Methyl etodesnitazene、4-Pro-DMT、4HO-McPT、N-Pyrrolidino-isotonitazene、Ethyleneoxynitazene、1SB-LSD、3Cl-PCP、2me-PiHP、Isopropoxate)の審議資料を提出した。

イ 事故・苦情に関わる検体として、14検体について試験を実施した。強壯を標榜する健康食品7検体からタダラフィルを検出した。一般用医薬品1検体中の有効成分含量について試験を実施した。クソニンジン様の植物片からアルテミシニンを検出した。化粧品2検体からホルマリンを検出し、化粧品1検体からシステアミンを検出した。

2 薬用植物園

(1) 業務の概略

薬用植物園は、大麻、ケシをはじめ、麻薬原料植物、薬用植物、ハーブ等を栽培、整備し、栽培研究を通じて医薬品の品質、有効性及び安全性を図ることにより、薬事行政の適正な執行及び都民の医療水準の向上に寄与してきた。平成15年度の組織再編により医薬品研究科所属となり、試験研究機関として位置付けられた後は、従来業務に加え、大麻・ケシの鑑別試験、健康食品や危険ドラッグに含有される植物の鑑別試験を中心とした試験検査及びこれらに関する調査研究の充実を図っている。

また、都内唯一の「麻薬原料植物、大麻及びケシを栽培研究する施設」として、麻薬取締員、薬事監視員等に対する研修を実施している。そのほか、都内で抜去した大麻及びケシの処分場として園内で埋立処分を行うとともに、これらの植物について鑑別相談に対応するなど、薬物乱用防止対策に貢献している。

なお、園が栽培する薬用植物種を薬事監視等に必要不可欠な約750種に整理し、植物の鑑定鑑別業務及び大麻・ケシ等麻薬植物に関連する栽培、研修等の業務を除き、平成22年度から、園の運営業務を公益社団法人東京生薬協会に全面委託している。

(2) 調査研究及び試験検査

上記の1 医薬品研究科に、まとめて記載した。

なお、令和7年度の試験検査実績は2,782件であった。(健康食品に関する植物鑑別試験等43件、危険ドラッグに関する植物鑑別試験等0件、大麻・ケシの鑑別試験等2,739件)

(3) 研修及び啓発活動

取締機関、行政機関及び薬物乱用防止関係団体等を対象に大麻・ケシ等違法植物の研修(31回、749名)を行った。

また、園内において、薬草教室(8回、734名)を含む普及啓発事業(30日、2,098名)を行い、薬用植物に関する知識の普及啓発を図った。

(4) 特記事項

ア 麻薬取締員等及び警察が抜去し、園内で埋立処分したケシは105箇所分、2,416本、大麻は0箇所分、0本であった。また、大麻・ケシ等に関する鑑別相談は125件であった。

イ 危険ドラッグに含有される規制植物等の入手困難な種子を導入するため、国内外の植物園や研究機関と種子のリストの交換を行った(種子交換リストの収受16箇所、種子の収受2箇所)。

ウ 来園者数は93,543名、植物に関する相談・問い合わせは2,328件であった。

エ 植物の譲渡を6件(試験用15種、教育用2種)行った。

3 環境衛生研究科

(1) 科内業務の概略

環境衛生研究科は、空気、水及び衛生動物等に係る生活環境の安全性確保とそれらの質的向上を目標として、理化学及び生物・微生物学的側面から以下のような調査研究と試験検査を行っている。

(2) 調査研究

ア 課題研究：レジオネラ症に係る環境水中レジオネラ属菌の新規検査法及び分子疫学的解析に関する研究

(ア) MALDI-TOF-MS及びIRバイオタイパーによるレジオネラ属菌の新規検査法の検討

IRバイオタイパー（IRBT）を用い、*Legionella pneumophila* (*Lp*) のレジオネラ属菌推定（SG1、2-15及び*L. spp.*）及び血清群識別モデルの有用性を検討した。まず、*Lp*（SG1、4、6、10及び12）について、異なる寒天培地（BCYE α 、WY0 α 及びGVPC α ）で培養し、さらにBCYE α で48時間培養しIRBTで測定した結果、培地の種類にかかわらず血清群ごとに明確なクラスター形成が認められ、再現性の高い識別が可能と示唆された。次に、IRBTのAI学習機能を用いた属レベル推定モデルでは、学習株数を増やすことで精度が大幅に向上し、最大99.6%の高精度でレジオネラ属菌の推定が可能であった。また、学習に使用していないレジオネラ属菌の株に対しても、適切に*L. spp.* と分類するなど高い汎用性を示した。一方、血清群識別モデルでは、学習株数及び学習回数を増やしてもエラー率や分類失敗率が依然として高いため、精度は約58%までしか改善されず属レベルに比べ識別能は限定的であった。

(イ) 環境水中レジオネラ属菌培養時における非結核性抗酸菌の抑制方法の検討

非結核性抗酸菌（NTM）の発育を抑制するエタンブトール濃度について、画線培養及び環境水検査を想定した条件で検討を行った。画線培養では、NTM 8 種及び*Legionella pneumophila* (*Lp*) を用い、異なる寒天培地（BCYE α 、WY0 α 及びGVPC α ）に濃度が異なるエタンブトール水溶液を250 μ L添加して培養した。その結果、NTMの菌種によって発育が抑制される濃度が異なり、0.01～10 mg/mLでNTMの増殖が確認されなくなった。一方、*Lp*の発育抑制は、検討した全ての濃度において認められなかった。環境水検査を想定した酸処理条件下においても、NTM 9 種で同様に発育が抑制される濃度が異なり、0.2～10 mg/mLでコロニー形成が確認されなくなった。両手法に共通して、培地へのエタンブトール添加時には溶液分布の偏りが生じ、シャーレ周縁部でNTMの発育が抑制されにくい傾向がみられた。以上により、エタンブトールによるNTMの発育抑制効果は菌種依存性があり、実務での適用においては対象菌の推定が重要と考える。

(ウ) レジオネラ症発生時の感染源調査のための分子疫学的解析法の検討

レジオネラ属菌における分子疫学解析手法には、パルスフィールドゲル電気泳動

(PFGE) 法、Sequence-Based Typing (SBT) 法、及び Multiple-Locus Variable number tandem repeat Analysis (MLVA) 法がある。本研究では、当研究室に MLVA 法を導入し、PFGE 法、SBT 法、及び MLVA 法の 3 法の結果を比較した。対象菌株には、2 ヶ所の入浴施設から分離された浴槽水由来の菌株と 2 つの地域に所在する複数の冷却塔から分離された菌株の計 69 株を用いた。なお、これらの入浴施設及び冷却塔が存在する地域は、どれも地理的に近接していない。全 69 株を解析した結果、PFGE 法で 23 のバンドパターン、MLVA 法で 13 の MLVA 型を示した。SBT 法は、PFGE 法の全 23 パターンを各 1 株ずつ実施し、10 の ST 型に分類された。MLVA 法による minimum spanning tree を作成した結果、一部を除き、clonal complex 内の菌株の PFGE 法による類似度は 80% 以上であった。また、MLVA 法で clonal complex を形成する株は、SBT 法でも clonal complex を形成したため、両法は相関関係にあることが明確となった。また、分離地域や検体由来も異なる菌株において、各手法で同一遺伝子型を示す株が存在したことから、感染源調査の際は 3 法を用いた総合的判断が必要と考える。

イ 基盤研究

(ア) 新型タバコより発生する化学物質の受動喫煙に係る分析システムの構築

紙巻きタバコに比べ副流煙ばく露のリスクが低い新型タバコ（加熱式たばこ及び E-リキッド）が普及しているが、受動喫煙についての情報はまだ少ない。そこで、令和 7 年度は受動喫煙の一つである副流煙を採取するためのシステムを構築し、新型タバコ 5 製品（7 条件）の副流煙を分析した。採取システムは、吸引鐘を用いた方法を採用し、タバコスティック 2 本当たり、又は 30 パフ当たりの副流煙を採取して化学物質濃度を算出した。リキッド成分由来加熱分解生成物は加熱式たばこで合計濃度が高く、アセトアルデヒドの濃度も高かった。また、リキッド成分の一つであるプロピレングリコールは、E-リキッドからの濃度が最も高く、リキッドを併用していない製品からも検出された。なお、副流煙中化学物質濃度は主流煙と比べて約 1/20~1/1000 と低く、受動喫煙における副流煙の影響は小さいと考える。

(イ) 環境水中未規制物質の分析法確立及び浄水処理等による挙動解明

抗微生物薬であるポリペプチド系薬剤（コリスチン）及びカルバペネム系薬剤、また浄水処理対応困難物質である有機フッ素化合物及びスチレンについて多摩川水系河川 11 地点で実態調査（令和 7 年 9 月及び 11 月の各月 1 回）を行った。コリスチンは、下水処理場の流入水及び放流水における実態調査（河川水調査と同時期）も行った。なお、コリスチンの分析法として固相抽出—LC/MS/MS 法を検討し、河川水及び下水試料を用いて妥当性評価を行ったところ評価基準を満足したことから、本法を用いて分析を行った。河川水の実態調査では、令和 8 年 4 月から水質基準項目に位置付けられる「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」が全調査時

において 11 地点中 10 地点で検出が認められ、最大値は 0.00002 mg/L（目標値 0.00005 mg/L）であった。また、コリスチン、カルバペネム系薬剤及びスチレンは、調査時の全地点で検出されなかった。下水試料におけるコリスチンは、全調査時で流入水及び放流水共に定量下限値（0.01mg/L）未満であった。

(ウ) 都内で発生する衛生動物の同定及び発生状況調査

平成 28 年から実施しているヒトスジシマカ、アカイエカ群、マダニ、ノシメマダラメイガ、タバコシバンムシ及びマダニの調査を継続した。また、令和 7 年度から、ネッタイトコジラミにおけるピレスロイド系殺虫剤の作用点に関与する電位依存性ナトリウムチャネル（VGSC）のアミノ酸（L899V、M918I、D953G、Y/L995H、V1010L、I1011F、L1014F、V1016E 及び L1017F/S）を含む遺伝子領域を増幅し、塩基配列の解析を行った。試料は、東京系統 2 系統及び沖縄系統 6 系統について各系統 5～10 個体とした。今回用いた全系統の個体について V899、G953、H995 及び F1014 の箇所は、ホモ接合体の抵抗性型の塩基配列であり、M918I は 3 系統で数個体にヘテロ接合体が見られた（ヘテロ接合体以外の個体はホモ接合体の抵抗性型の塩基配列）。それ以外の座位はホモ接合体の感受性型の塩基配列であった。

(3) 試験検査

令和 7 年度に当研究科が実施した主な試験検査のあらましを示す。

ア 東京湾産魚介類に対する重点監視・指導

東京湾産魚介類について、ダイオキシン類並びに内分泌かく乱作用が疑われる化学物質としてジクロロジフェニルトリクロロエタン（DDT）及びその代謝物、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHA）、ベンゾフェノン（BZP）、アルキルフェノール類（APs）、ペンタクロロフェノール（PCP）、2,4-ジクロロフェノール（2,4-DCP）の汚染状況調査を行った。検体数は、スズキ 8 検体、ボラ 8 検体、マアナゴ 8 検体、マゴチ 8 検体及びホンビノスガイ 6 検体であった。マゴチは令和 7 年度から対象とした。分析の結果、ダイオキシン類、DDT 及びその代謝物の検出濃度は前年度並みであり、DEHA、BZP、APs、PCP 及び 2,4-DCP は不検出であった。また、マゴチからダイオキシン類及び p,p'-ジクロロジフェニルエチレン（p,p'-DDE）が検出された。

イ 大気汚染等保健対策に係る基礎的実験的研究

昭和 62 年度から大気汚染保健対策に係る基礎的実験的研究を実施している。令和 7 年度は亜硝酸を対象とし、大気中濃度実態調査及び細胞ばく露実験を行った。令和 7 年 7 月、10 月及び令和 8 年 1 月に、自動車排出ガス測定局の松原橋測定局及び亀戸測定局、一般環境大気測定局の晴海測定局の 3 局において、24 時間（4 回）及び 72 時間（1 回）の連続測定を行った。その結果、全ての測定回で亜硝酸は定量下限値以上で検出され、また、各月の平均濃度はいずれも松原橋測定局が 0.9 ppb、0.9 ppb 及び 0.7 ppb と最も高く、

亀戸及び晴海測定局は0.5～0.7 ppbと同程度であった。ヒト肺胞上皮由来 A549 細胞を用いて約4 ppm 亜硝酸、又は4.1 ppm 二酸化窒素をばく露したところ、細胞増殖能力、炎症因子、酸化ストレスマーカーに影響は見られなかった。

ウ 島しょ及び多摩地区の小規模水道施設を対象とした水質検査

東京都水道水質管理計画に基づき、当該施設の原水20件、浄水19件及び給水栓水3件を対象として、農薬類を含む水質管理目標設定項目（原水：129項目、浄水及び給水栓水：133項目）及び要検討項目（原水：20項目、浄水及び給水栓水：30項目）を検査した。浄水及び給水栓水の水質管理目標設定項目では、水道水が有すべき性状に関する項目である蒸発残留物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、腐食性（ランゲリア指数）及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）で目標値を超過している施設が見られた。なお、放射性物質は全て不検出であった。

エ 多摩地域の専用水道、飲用井戸水等の水質検査

有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAについて、令和8年4月1日から「水質基準項目」への格上げが見込まれていたため、地下水等を原水とする専用水道の原水159件、浄水107件を対象として有機フッ素化合物の水質検査を実施した。浄水では、PFOS及びPFOAで目標値（0.00005 mg/L）を超過している施設が9件あった。東京都の飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱に基づき、飲用井戸72件を対象として水質検査を実施した。水質基準項目である一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、銅及びその化合物、色度及び濁度で基準値を超過している箇所が見られ、管理目標設定項目であるPFOS及びPFOAで目標値を超過している箇所が10件あった。また、クリプトスポリジウム汚染指標細菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌で指針値を超過している箇所が見られた。なお、放射性物質は全て不検出であった。

オ プール水の水質検査

多摩地域及び島しょのプール水551件について検査し、pHで5件、濁度で2件、過マンガン酸カリウム消費量で6件、一般細菌で13件、大腸菌定性で2件が不適となった。

カ 生活用水・都市環境水におけるレジオネラ属菌の汚染状況等に関する検査

冷却塔水、浴槽水及びプール水等、計921件について、レジオネラ属菌の検査を行った。レジオネラ属菌は、冷却塔水68件中21件（30.9%）、浴槽水633件中101件（16.0%）から検出され、浴槽水のうち32件は、公衆浴場・旅館業法に係る都条例の基準を超過した。また、プール水220件中34件（15.5%）からレジオネラ属菌が検出され、このうち6件でプール等取締条例の基準を超過した。

キ 水道等における原虫類及び汚染指標細菌類に関する検査

島しょ及び多摩地区の水道並びに簡易水道施設の原水14件及び浄水14件について、原虫類（クリプトスポリジウム、ジアルジア）とクリプトスポリジウム汚染指標細菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）を調査した。汚染指標細菌は、原水12件から検出され、原虫類汚

染のおそれがあることが示された。

ク レジオネラ症患者発生時における積極的疫学調査

レジオネラ症の患者発生に伴い、浴槽水、給湯水、シャワー水、冷却塔水、ふき取り等の遺伝子検査及び培養検査を各 48 件実施した。このうち培養検査において 8 件（16.7%）からレジオネラ属菌を検出した。

ケ 感染症媒介蚊サーベイランス（広域サーベイランス）

蚊が媒介する感染症発生の拡大防止を図る一環として、6月から10月までの期間に、都内16か所で全10回実施した。合計5,669匹、18種の蚊成虫を同定した。ヒトスジシマカとアカイエカ群が優占し、両種で総数の91.3%を占めた。

コ 感染症媒介蚊サーベイランス（重点サーベイランス）

デング熱等の発生の拡大防止を図る一環として、4月から11月までの期間に、都内の人が集まる公園等の施設 9 か所で全14回実施した。合計9,014匹、13種の蚊成虫を同定した。ヒトスジシマカとアカイエカ群が優占し、両種で総数の94.5%を占めた。蚊幼虫及び蛹の調査は全 8 回実施し、雨水枡等の貯留水各100 mL中から合計2,511匹を検査した。

サ 八王子市保健所感染症媒介蚊の同定

年間で5回検査し、蚊174匹 2 種（状態の悪い個体を除く）を同定した。

シ 新宿区保健所感染症媒介蚊の同定

年間で2回検査し、蚊69匹 1 種（状態の悪い個体を除く）を同定した。

(4) 環境放射能モニタリング

ア 環境放射能水準調査（原子力規制庁委託事業）

令和6年度に引き続き、都内8か所のモニタリングポスト（原子力規制庁委託5台のほか都独自2台と東京都立産業技術研究センター1台）による空間放射線量率の測定結果を常時オンラインでホームページに公表した。また、降水ごとの全β線測定、大気浮遊じん、月間降下物、土壌、陸水、牛乳及びムロアジについて放射性核種分析を行った。

イ 原発事故に伴う環境放射能モニタリング（東京都独自事業）

原発事故に伴う環境放射能モニタリングとして、降下物及び蛇口水の放射性核種分析を毎日実施し、結果をホームページで公表した。

4 生体影響研究科

(1) 科内業務の概略

生体影響研究科では、主に化学物質の安全性を評価するために、実験動物や培養細胞を用いて、一般毒性試験、細胞毒性試験、発がん性試験及び次世代影響試験などを行っている。

(2) 調査研究

ア 重点研究：不正薬物の化学分析法及び生体影響試験法に関する研究

(ア) 培養細胞を用いた危険ドラッグに含まれる薬物の細胞毒性に関する研究

昨年度の結果において、生存率の顕著な低下、カスパーゼ3/7活性の顕著な上昇が見られた5薬物を HEK293細胞、HepG2細胞、及び SH-SY5Y 細胞に適用し、カスパーゼ3/7、8、9の活性及び生存率についてより詳細に調べた。

(イ) Nitazene 類の精神依存性と発現機序に関する研究

新規合成オピオイドである Nitazene 類の精神依存性はほとんど知見が無い。本研究では、指定薬物の一つを用いて、その発現機序を検討している。今年度は、行動・神経症状観察試験を実施した。オピオイドでよく観察される、反復動作、痛反応、自発運動及び挙尾反応に着目し、用量依存的に症状の継続時間が延長した。高用量では作用が長時間持続することを考慮し、次年度以降の本試験に適用する投与量を決定した。また、CPP 試験およびマイクロダイアリシス試験（側坐核の細胞外ドパミン量測定）を実施したところ、CPP スコアおよび側坐核の細胞外ドパミンレベルはいずれも有意に上昇し、本薬物が精神依存性を有することが示唆された。

イ 基盤研究

(ア) マグネトメーター法を用いた幻覚性薬物のマウス首振り反応の基礎的研究

首振り反応（HTR）の感受性の異なる C57BL/6J 及び DBA/2J の2系統を用い、幻覚剤の重要な作用部位である前頭前野(PFC)の網羅的遺伝子発現解析を目的として、今年度は、RNA-seqを行った後、発現変動遺伝子を探索し、リアルタイム PCR を実施した。C57BL/6J は DBA/2J と比べて HTR 感受性が低いものの、既知の最初期遺伝子 (IEG) の発現が再現された。一方、DBA/2J は低用量で HTR のピークが観察されるなど感受性は高いが、HTR が観察可能な用量で既知の IEG 発現変化が捉えづらかった。これらのことから、既知の IEG 発現と HTR は関連性が低いことが示唆された。

(イ) 浸透性農薬とその共力剤の混合曝露がマウス次世代に及ぼす影響

ネオニコチノイド系殺虫剤であるジノテフラン(DIN)と共力剤であるピペロニルブトキシド(PBO)の混合曝露が次世代マウスの行動発達に及ぼす影響を調査するため、混餌法により 0%（対照群）、DIN 0.005%+PBO 0.03%、DIN 0.01%+PBO 0.03%、DIN 0.02%+PBO 0.03%となるように調製してマウスに2世代にわたって投与した。授乳期間中の行動発達については、雄仔では DIN 0.02%+PBO 0.03%群で、生後4日の正向反射及び生後14日の嗅覚指向反応の経路において有意に高いスコアを示した。雌仔では、DIN 0.02%+PBO 0.03%群で、生後14日の嗅

覚指向反応の経路及び所要時間が有意に高いスコアを示した。F₁ 世代仔の探索行動については、雄及び雌仔でいくつかの変数が有意な影響を示した。F₁ 世代雄の自発行動では、対照群および投与群における経時パターンは、総移動距離、移動時間、及び立ち上がり回数において有意な距離を示した。以上のとおり、今回用いたピペロニルブトキシドを併用したジノテフランの用量レベルは、ジノテフラン単独よりも低用量レベルで、F₁ 世代マウスの神経行動パラメーターにいくつかの有害な影響を及ぼした。

(ウ) 多層カーボンナノチューブの慢性曝露により誘発されるラット中皮腫の血清マーカーの探索

多層カーボンナノチューブ (MWCNT) はアスベストに類似する性質を持ち、動物実験では肺がんや胸膜中皮腫などの呼吸器系への毒性が報告されている。昨年度に、肺と胸膜に対する発がん性が異なる 3 種類の MWCNT を週 1 回、13 週間にわたってラットに気管内投与した。実験開始から 52 週目 (1 年後) に全動物を解剖した。

(エ) 大気降下物としてのケイ素及びチタン酸化物粒子の観察

本年度はチタン酸化物について着目したが、チタンと酸素だけからなる粒子は観察されなかったものの、カルシウムを含有する粒径 1 μm 以下の細かいチタン酸化物粒子および有機物中にチタン酸化物が分散していると思われる粒子が観察できた。その他に得られた知見として、酸化鉄粒子は海外で採取された大気降下物中にも観察出来たこと、ケイ素酸化物の由来について食品添加物・エタノール蒸散剤ではないかと推察したこと、チタン酸化物粒子の由来の一つとしてプラスチック材料が挙げられたこと、希土類元素であるランタンとセリウムから構成される粒子が観察出来たことを付記しておく。

(オ) 6-PPD キノンの気管内投与によるマウス呼吸器への影響調査

6-PPD キノンはタイヤなどのゴム製品の劣化防止剤である 6-PPD の酸化物であり、大気中でも検出されている。ヒトの尿中からも検出され、吸入経路などにより生体内に入る可能性が指摘されていることから、呼吸機能への影響を調査している。今年度は、既報 (He ら, 2024, Sci.Total Environ. 922, 171220 他) の再現性確認実験を行った結果、精巣における毒性発現が再現された。また、気管支肺胞洗浄液中でマクロファージの性質に変化が生じていることが示唆され、さらに、気管内投与実験においても同様の変化が認められた。また、肺組織のリアルタイム PCR ではケモカインの一種の発現変動が認められた。

(3) 試験検査

ア 危険ドラッグに関する生体影響試験

健康安全部薬務課からの試験依頼により、19物質の未規制薬物等について、ヒト胎児腎臓由来の培養細胞株 HEK293を用いた神経伝達物質トランスポーターの阻害試験、マイクロダイアリシス法によるマウス線条体内神経細胞外神経伝達物質濃度の変動分析試験、行動観察、中枢・自律神経症状観察、自発運動量測定、病理組織学的観察試験、カタレプシー試験、首振り試験及び体温測定などを合計19,297項目行った。得られた結果は、東京都薬物情報評価委員会へ報

告し、令和7年度は、以下の(ア)から(タ)の16物質が知事指定薬物として指定された。

(ア) Cypuylone、(イ) N-Desethyletonitazene、(ウ) 1T-AL-LAD、(エ) 1Bz-LSD、(オ) NBoc-DMT、(カ) 4F-4-MAR、(キ) o-Methylfentanyl、(ク) 5-Methyletonitazene、(ケ) 4-PrO-DMT、(コ) 4HO-McPT、(サ) N-Pyrrolidino-isotonitazene、(シ) Ethyleneoxynitazene、(ス) 1SB-LSD、(セ) 3Cl-PCP、(ソ) 2me-PiHP、(タ) Isopropoxate

イ 大気汚染等保健対策に係る基礎的実験的研究

健康安全部環境保健衛生課からの依頼により、PM2.5等大気汚染物質についての基礎的な研究を実施している。令和6年度から4か年計画で、亜硝酸の生体影響を調べている。今年度は、正常マウスへ亜硝酸を2週間ばく露し、一般毒性試験及び呼吸機能を測定する予備試験を実施した。一般毒性試験では、雄の高濃度群で、ばく露期間中の体重減少と、解剖時に胸腺の小型化及び肺の相対重量の増加が認められた。さらに、肺組織を用いたリアルタイムPCRにおいて、雌の高濃度群で酸化ストレスマーカーの発現が対照群に対して有意に上昇した。雄では、粘液産生マーカー及び酸化ストレスマーカーの用量依存的な発現増加傾向が認められた。一方、呼吸機能測定については、個体差が大きく、統計学的有意差は無かったものの、亜硝酸ばく露群においてすべてのパラメーターの抵抗値が上昇する傾向を認めた。さらに、ヒト気道上皮3D培養組織への亜硝酸ばく露の予備試験を実施した。顕著な変化は無かったものの、亜硝酸ばく露群は対照群と比較して有意に酸化ストレスマーカーの発現が増加していた。これらの結果を令和7年度東京都環境保健対策専門委員会の大気汚染保健対策分科会に報告した。

ウ 医療機器の生物学的安全性試験

収去により得られたコンタクトレンズ10検体について細胞毒性試験を実施した。結果は、すべて陰性であった。

IV 精度管理室

1 室内業務の概略

精度管理室では、東京都食品衛生検査施設（当センター、都保健所、市場衛生検査所、食肉衛生検査所）の「食品衛生法」、当センター水質部門の「水道法」、医薬品部門の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、及び病原体検査施設の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく検査業務管理（GLP）における信頼性確保部門としての業務を行っている。また、「臨床検査技師等に関する法律」に基づき、東京都内の衛生検査所の精度管理調査及び監視指導を、「医療法」に基づき、都内の医療機関への外部精度管理調査を行っている。

(1) GLP に関する業務

精度管理室では、内部点検により検査の精度と妥当性を検証し、透明性と信頼性の確保を図っている。また、検査を実施する部門の検査担当者の技能水準の確保及び日常検査の精度を適正に保つことを目的として、検査施設が自ら行う内部精度管理の結果及び厚生労働省等が認可した機関の行う外部精度管理調査結果について確認を行っている。改善が必要な場合は検査部門責任者へ文書により改善措置要請を行う。

(2) 衛生検査所に関する業務

精度管理室では、保健医療局医療政策部医療安全課と協力して、病院から委託された血液や微生物等の検査を行う衛生検査所に対して、精度向上と検査業務に対する信頼性の確保を図っている。衛生検査所に試料と調査票を直接配付するオープン方式と、試料を調査であることを伏せて日常の検体として東京都医師会選定の協力医療機関から衛生検査所へ委託依頼するブラインド方式の2つの方式により、精度管理調査を実施している。

ここで得られた生化学的検査、血液学的検査、免疫学的検査、微生物学的検査、細胞診検査、病理学的検査、遺伝子検査及び寄生虫学的検査の結果を集計し解析することで、各衛生検査所の検査精度を評価して年1回報告書にまとめている。その結果、検査精度に問題のある衛生検査所に対しては、23区並びに2政令市と共同で、翌年、特別監視指導を行っている。また、東京都が管轄する衛生検査所に対して2年に1回、定例監視指導を実施している。

(3) 医療機関への外部精度管理調査

精度管理室では、保健医療局感染症対策部と協力して、医療措置協定を締結した医療機関におけるPCR等の検査精度の維持及び向上を目的に外部精度管理調査及び調査結果に基づく技術支援を日本臨床検査薬協会の協力により実施している。都と医療措置協定を締結した医療機関のうち、自院内で検体の採取から検査の実施までが可能である検査措置協定を兼ねて締結している医療機関を対象として医療法に基づいた管理体制の確認と調査試料を用いたPCR等検査の技能試験の結果により検査結果の妥当性や再現性について評価し、年1回報告書にまとめている。検査精度に問題ある医療機関に対しては医療機関で使用している測定試薬メーカー（日本臨床検査薬

協会員)が実地にて支援を行っている。

2 令和7年度業務実績

(1) GLP に関する業務

ア 東京都食品衛生検査施設に対する内部点検を実施した。点検した施設は、当センター19施設、都保健所9施設、市場衛生検査所4施設、及び食肉衛生検査所1施設であった。GLP 関連書類を点検し、適切な業務管理が行われ、検査の信頼性が保たれているかの確認を行った。また、内部精度管理の実施計画書及び実施結果報告書と外部精度管理の結果報告書を点検し、検査精度が担保されていることを確認した。

イ GLP システムについての理解を深め、精度の向上を図るため、東京都食品衛生検査施設の職員を対象に GLP 講習会を開催した。

ウ 当センター水道水検査部門及び病原体検査部門に対して、内部点検を実施した。また、内部精度管理の実施計画及び実施結果と外部精度管理調査結果を点検し、検査精度が担保されていることを確認した。

エ 当センター医薬品検査部門に対して、自己点検（内部点検に相当）を実施した。

オ 当センター病原体検査担当者を対象に、GLP 講習会を開催した。

(2) 衛生検査所に関する業務

ア オープン方式及びブラインド方式による精度管理調査を実施した。調査結果は、オンラインで収集した。オープン方式の調査では、遺伝子検査として新型コロナウイルスの病原体核酸検査の調査を実施した。また、寄生虫学的検査で赤痢アメーバのシストを配布し、回答を求めた。ブラインド方式の調査では、昨年度に引き続き新型コロナウイルスの病原体核酸検査、及び免疫学的検査で前立腺特異抗原(PSA)の調査を実施した。これらの結果は、「第44回 東京都衛生検査所精度管理事業報告書」にて報告するとともに、ホームページへの掲載を行った。（詳細は第5節 精度管理調査事業の第1項 東京都衛生検査所精度管理調査）

イ 特別監視指導対象施設は10施設、定例監視指導対象施設は54施設、臨時監視指導対象は2施設であった。このうち精度管理室は、特別監視対象と臨時監視対象の全施設、定例監視対象施設のうち東京都管轄7施設の監視指導を担当した。

(3) 医療機関への外部精度管理調査業務

ア 令和7年4月1日までに都と医療措置協定を締結した医療機関のうち、自院内で検体採取から検査の実施までが可能である検査措置協定を兼ねて締結している医療機関1311施設（病院362施設および診療所949施設）を対象として、調査に同意した計771施設（病院253施設および診療所518施設）に実施した。SARS-CoV-2遺伝子の調査結果は、オンラインで収集した。調査は、検査関連の遵守すべき法令等を確認する「文書調査」と都が配付する調査試料を測定する「技能試験」を併せて実施した。文書調査は遺伝子検査機器を対象として、医療法施行規則や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律等に基づき項目を設定・評価し、技能試験は遺伝子検査機器を対象に実施した。これらの結果は、「令和7年度医療機関に対するPCR等検査の精度管理事業報告書」にて報告するとともに、ホームページへの掲載を行った。

イ 調査結果を踏まえて、日本臨床検査薬協会による技術支援（訪問支援）を実施した。支援対象施設は61施設であった。

ウ 精度管理調査に参加した医療機関及びその他参加を希望する医療機関、保健所等関係機関を対象に「令和7年度医療機関に対するPCR等検査の精度管理講習会」（YouTubeにて限定公開）を実施した。

2 令和7年度調査研究

(1) 生化学的検査試料の作製に関する研究

精度管理室では、都内の登録衛生検査所に対して立入検査の際に既知検体を持参し技能評価を行っているが、近年、プール血清の調達が困難になってきた。市販の人工試料は試薬の測定原理により値が異なることが知られており、独自の試料作製を検討する必要性が求められている。本研究では、新鮮血を材料に用い、安定した試料の作製方法を確立することを目的とし、試料作製日から一定間隔で保存日数を変えた試料を用いて、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、総コレステロール等の生化学的検査22項目別に測定を行った。

検討の結果、一部の酵素系を除き測定値に大きな変動はなく、容器と保存条件については特に影響がなかったことが確認された。また、昨年度目標値の値付けを行ってから1年後に再度、複数の特定機能病院で測定した値を比較したが変動はほぼ見られなかった。

V 中央機器室

1 機器の整備状況と管理運営体制

中央機器室は、当センター全体で使用する共用性の高い高精度な大型機器を中心とした各種分析装置が設置された共同利用施設である。核磁気共鳴装置（NMR）、高速液体クロマトグラフ質量分析計（LC-MS/MS）、Q-ToF 型質量分析システム、分取液体クロマトグラフ、蛍光 X 線分析装置、X 線回折装置、誘導結合プラズマ発光分析装置、誘導結合プラズマ質量分析装置、アミノ酸分析装置、電子顕微鏡（透過型、走査型）、プロテオーム解析システム、DNA シークエンサー、次世代シークエンサー、リアルタイム PCR 装置、DNA 画像解析装置、フローサイトメーター、全自動凍結乾燥機、デジタルマイクロスコープ、大型プリンター等を含む、計 35 項目の機器が整備されている。

管理及び運営は、担当の管理職、特命委員及び各研究科委員で構成された中央機器室管理運営委員会の下、行われている。委員会は、運営に関する取り決め、機器の機種選定に関する事項等の調整を図るとともに、各機器の利用者を中心とした複数名に管理を依頼している。管理担当者は、各機器の維持管理を行い、機器の取扱い説明、保守やトラブル対応、機種の選定等、円滑な機器の共同利用を支えている。

2 試験検査、調査研究及び研修等への活用

中央機器室が保有する機器は、微生物部、食品化学部、薬事環境科学部の各研究科において、微量化学物質の同定や定量及び構造解析、病原微生物の同定や型別、毒性発現機序の解明等を目的として、共同利用されている。

令和 7 年度における、主な機器の使用事例は次のとおりである。

NMR は危険ドラッグ及び健康食品中の新規検出化合物等の構造解析、食品中の合成着色料、サプリメント中のカビ産生物質等の同定確認等に使用されている。

LC-MS/MS は、試料中の目的物質の定性・定量あるいは確認試験として、食品中のマリントキシン、かび毒、食物アレルギー、残留農薬及び動物用医薬品、食品添加物、健康食品中の医薬品成分や危険ドラッグ、食中毒原因菌が産生する毒素、家庭用品中の防炎加工剤、水道水中の消毒副生成物等の試験検査・調査研究に使用されている。

Q-ToF 型質量分析システムは、対象物質の精密質量を測定することで化合物やペプチド等の構造推定に使用している。さらに取得したデータは、調査研究等において、多岐にわたるサンプル群の差異分析や代謝物分析といった網羅的解析により、混入毒性物質の発見・構造推定に活用されている。

分取液体クロマトグラフは、危険ドラッグ成分や健康食品中の医薬品成分、食品添加物中の副生成物等の分取に使用している。

蛍光 X 線分析装置は、農産物中の残留臭素の分析、食品中の二酸化チタンの分析、容器包装

中の金属成分の同定、医薬部外品の規格試験、家庭用品中の金属類の検査等に使用されている。また、食品や飲料水の異物苦情検体の検査にも活用されている。

X線回折装置は、建材や医薬部外品中の成分の確認、並びに建材やタルカンプウダーに含まれるアスベストの実態調査等に使用されている。

誘導結合プラズマ発光分析装置及び誘導結合プラズマ質量分析装置は、食品中の有害元素に関する成分規格試験、食事由来の重金属のばく露量推計調査、食品及びサプリメント中のミネラル成分の分析、食品添加物・器具・容器包装・おもちゃに含まれる金属類の規格試験や実態調査、医薬品成分の規格試験、排水中の各種金属含有量調査等に使用されている。

アミノ酸分析装置は、甘味料の分析、食品及び食品添加物製剤中の含有アミノ酸の分析、医薬品の承認規格試験、医薬部外品の規格試験等に使用されている。

電子顕微鏡は透過型と走査型の2種類があり、透過型ではウイルスや細菌あるいは培養細胞の形態観察及び画像データの広報への活用に使われている。一方、走査型では生体試料の微細構造変化の観察による安全性評価、多層カーボンナノチューブの計測、大気中の微小物質の粒子形状の観察、苦情食品中の異物鑑定等に使用されている。

プロテオーム解析システムは、多層カーボンナノチューブや、危険ドラッグのタンパク質等の分子レベルでの生体影響の評価等に使われている。

DNA シークエンサーは、各種微生物の同定や型別試験、薬剤感受性の判別や感染及び汚染経路の推定に資する遺伝子解析のほか、化学性食中毒や食品苦情に関連する植物や魚介類等の種鑑別ならびに衛生害虫等の鑑別や推定等にも使用されている。

次世代シークエンサーは、新型コロナウイルスをはじめとするウイルスや細菌等病原体の全ゲノム系統解析を中心に使用されている。

リアルタイムPCR装置は、新型コロナウイルス等のウイルスや細菌等、病原体の検出や変異型解析に使われている。

DNA 画像解析装置は、菌型試験、細菌同定試験、核酸検出検査、結核菌型別検査及び研究開発試験等に使われている。

フローサイトメーターは、生体から採取した臓器、血液及び腹腔洗浄液等の細胞集団の免疫表現型解析に使われている。

全自動凍結乾燥機は、各研究部門において、検査試料の前処理や保存用試料の作成に用いられている。

デジタルマイクロスコープは、食品用容器包装のピンホールの観察、食品の異物苦情検体の検査、医療機器分野でのコンタクトレンズの表面観察等に使われている。

大型プリンターは、研修や施設見学、施設公開及び子供セミナー等の所内の広報活動及び各職員の業績発表にあたり、ポスターを作成するのに活用している。

中央機器のみが保有している機器も複数あり、各機器は効果的に利用され、各研究科の試験検査及び調査研究を支えるとともに、研修や広報を始めとした当センターの様々な事業にも活

用されている。また健康危機事案発生時の緊急事態への対応に備え、機器の維持管理に努めている。

3 ケミカルハザード室

ケミカルハザード室は、ダイオキシン類をはじめとする微量有害化学物質を取り扱う共同利用の特殊実験施設であり、有害物質安全管理委員会による使用許可を受けた職員が作業にあたっている。室内は常に負圧に保たれ室内の空気が外に漏れ出ない構造となっており、室内及び室外への給排気は HEPA フィルター及び活性炭等のフィルターを通してしている。実験室は高濃度実験室と低濃度実験室があり、それぞれ排気型実験台、ドラフトチャンバー、ソックスレー抽出装置、濃縮装置等を備え、種類や濃度レベルの異なる試料を安全に前処理することが可能となっている。分析室には二重収束型ガスクロマトグラフ質量分析計（HRGC/HRMS）及びデータ処理用コンピュータを備え、抽出からデータ解析までの全ての作業を同室内で実施している。

第2節 調査研究課題

(令和7年度実績)

1 重点研究

研究課題	研究科
統括課題1 東京都感染症予防計画に即した微生物検査体制・解析技法の開発	微生物部
個別 東京都内における薬剤耐性菌の実態把握と分子疫学解析	病原細菌研究科
東京都内における性感染症起因菌の遺伝子解析	病原細菌研究科
環境水を利用したウイルスモニタリング法・遺伝子解析法の検討	ウイルス研究科
不明疾患の網羅的解析法の検討および大規模検査を想定したウイルス検査法の構築	ウイルス研究科
食中毒起因菌の分子疫学解析とデータベース構築に向けた基礎的研究	食品微生物研究科
統括課題2 水産食品におけるハザードの新規試験法に関する研究	食品化学部
個別 マリントキシンの高感度機器分析法に関する研究	食品成分研究科
養殖魚介類における飼料由来酸化防止剤試験法開発及び残留実態調査	残留物質研究科
水産食品中残留性有機汚染物質の残留実態に関する研究	残留物質研究科
養殖魚介類及び加工魚介食品に残留する水産用医薬品の試験法開発	残留物質研究科
統括課題3 不正薬物の化学分析法及び生体影響試験法に関する研究	薬事環境科学部
個別 大麻由来製品中の麻薬成分の分析法に関する研究	医薬品研究科
大麻草の成長過程におけるカンナビノイド類の含有量の変化等に関する研究	医薬品研究科
危険ドラッグに含有される薬物の異性体識別に関する研究	医薬品研究科
培養細胞を用いた危険ドラッグに含まれる薬物の細胞毒性に関する研究	生体影響研究科
Nitazene類の精神依存性と発現機序に関する研究	生体影響研究科

2 課題研究

研究課題	研究科
統括課題1 食品の細菌学的安全性の評価と新規検査法の構築に関する研究	食品微生物研究科
個別 リステリア・モノサイトゲネスの疫学解析に関する研究	
黄色ブドウ球菌等の毒素検出に関連する新規検査法の検討	
好気性芽胞菌を中心とした食品の細菌学的汚染実態調査及び迅速同定法の検討	
統括課題2 人・動物および畜水産物を介して感染する細菌及び寄生虫の遺伝子解析	病原細菌研究科
個別 侵襲性および呼吸器等感染症起因菌の解析	
動物由来の病原細菌および薬剤耐性菌の遺伝子解析	
畜水産物の喫食による健康被害のリスクがある病原寄生虫の遺伝子解析	
統括課題3 ウイルス性感染症・ダニ媒介性感染症等の病原体の分子疫学解析に関する研究	ウイルス研究科
個別 感染性胃腸炎起因ウイルスに関する分子疫学解析とウイルス分離法の検討	
東京都内における急性呼吸器感染症起因ウイルスの遺伝子解析に関する研究	
東京都内におけるウイルス性発疹症の分子疫学解析・動向把握に関する検討	
都内つつが虫病病原体の分子疫学解析とダニ媒介感染症の検査系の整備に関する研究	
統括課題4 食用昆虫に係る栄養学的・衛生学的調査に関する研究	食品成分研究科
個別 食用昆虫における栄養成分分析法の開発	
食物アレルギーにおける食用昆虫の検査法に関する研究	
食用昆虫に含まれる重金属等に関する調査研究	

統括課題 5 食品中の食品添加物及び食品用器具・容器包装をめぐる国際的変化に対応するための検査品質に関する研究	食品添加物研究科
個別 食品中の食品添加物検査方法の性能評価-1（甘味料） 食品中の食品添加物検査方法の性能評価-2（保存料） 銅クロロフィルおよび銅クロロフィリンナトリウムの新規試験法開発 多様な素材からなる食品用器具・容器包装の溶出物に関する検討	
統括課題 6 食品中残留化学物質試験法の開発・改良に関する研究	残留物質研究科
個別 農作物の残留農薬検査における新規スクリーニングー斉分析法の開発 窒素キャリアGC-MS/MSを用いた畜水産物中残留農薬試験法の検討 水産食品中に残留するPCB及び有機スズ化合物の同時前処理法の開発 食肉中アミノグリコシド系抗生物質の新規試験法開発	
統括課題 7 レジオネラ症に係る環境水中レジオネラ属菌の新規検査法及び分子疫学的解析に関する研究	環境衛生研究科
個別 MALDI-TOF-MS及びIRバイオタイパーによるレジオネラ属菌の新規検査法の検討 環境水中レジオネラ属菌培養時における非結核性抗酸菌の抑制方法の検討 レジオネラ症発生時の感染源調査のための分子疫学的解析法の検討	

3 基盤研究

研究課題	研究科
国内流通穀粉を対象とした細菌学的汚染実態調査	食品微生物研究科
流通食品等におけるEscherichia albertiiの汚染実態調査および検査法の検討	食品微生物研究科
MALDI-TOF MS及びIR Biotyperによる食中毒起因菌の同定及び型別に関する研究	食品微生物研究科
腸管系病原菌を対象とした薬剤耐性菌のサーベイランス調査	食品微生物研究科
食品から分離されるデオキシニバレノール産生Fusarium属菌のスクリーニング法の検討	食品微生物研究科
環境由来アゾール耐性Aspergillus属菌の汚染状況調査	食品微生物研究科
Aspergillus属菌及びPenicillium属菌の同定法の検討	食品微生物研究科
食品媒介寄生虫症に関わる食品の寄生実態調査	病原細菌研究科
電子顕微鏡による病原微生物の観察法の研究	病原細菌研究科
薬剤耐性変異を持つウイルスの遺伝子解析と疫学調査に関する研究	ウイルス研究科
ウイルス性感染症の簡易検査法の評価に関する研究	ウイルス研究科
キノコ由来自然毒食中毒の最適な検査体制の確立に関する研究	食品成分研究科
市販食用タール色素と食品添加物公定書標準品の同等性についての検討	食品添加物研究科
乳および牛筋肉中コリスチンの分析法開発と残留実態調査	残留物質研究科
窒素キャリアGC-MS/MSを用いた食用昆虫における残留農薬試験法開発	残留物質研究科
家庭用品にかかわる試験法の改良等に関する研究	医薬品研究科
新型タバコより発生する化学物質の受動喫煙に係る分析システムの構築	環境衛生研究科
環境水中未規制物質の分析法確立及び浄水処理等による挙動解明	環境衛生研究科
都内で発生する衛生動物の同定及び発生状況調査	環境衛生研究科
マグネトメーター法を用いた幻覚性薬物のマウス首振り反応の基礎的研究	生体影響研究科
浸透性農薬と共力剤の混合曝露がマウス次世代に及ぼす影響	生体影響研究科
多層カーボンナノチューブの慢性曝露により誘発されるラット中皮腫の血清マーカーの探索	生体影響研究科
大気降下物としてのケイ素及びチタン酸化物粒子の観察	生体影響研究科
6-PPDキノンの気管内投与によるマウス呼吸器への影響調査	生体影響研究科
生化学的検査試料の作製に関する研究	精度管理室

4 共同研究

研究課題	研究科
食品及び製造環境におけるカビ毒産生菌及びカビ毒のTOF-MSによる簡易迅速検査同定法の開発と社会実装	食品微生物研究科
食品および環境由来薬剤耐性真菌の分離状況と疫学解析に関する研究	食品微生物研究科
野生鳥獣における保有病原菌およびRhodococcus属菌のゲノム解析	病原細菌研究科
動物用医薬品検査の外部精度管理調査に関する研究	残留物質研究科
生薬レンギョウ（連翹）の基原植物レンギョウ <i>Forsythia suspensa</i> とその近縁植物の生薬学的研究	医薬品研究科
危険ドラッグ試験に用いる薬物の標準品の合成に関する研究	医薬品研究科
医薬品成分等のスクリーニング用検知管に関する研究	医薬品研究科
天然物医薬品等の品質評価法の開発と最適化に関する研究	医薬品研究科
病院排水における薬剤耐性の分布と特性の包括的精査	環境衛生研究科
衛生動物の分子生物学的手法を用いた同定手法の検討等に関する研究	環境衛生研究科
衛生動物の分子生物学的手法を用いた同定手法の検討等に関する研究	環境衛生研究科
衛生動物の分子生物学的手法を用いた同定手法の検討等に関する研究	環境衛生研究科
衛生動物の分子生物学的手法を用いた同定手法の検討等に関する研究	環境衛生研究科
衛生動物の分子生物学的手法を用いた同定手法の検討等に関する研究	環境衛生研究科
都内大気中の亜硝酸濃度実態調査	環境衛生研究科

5 受託研究

研究課題	研究科
下痢性ウイルスの分子疫学を基盤にした流行制御にかかる研究	所長
食品取扱現場における効果的なウイルス汚染対策の策定のための研究	所長
革新的モダリティを基盤とした次世代ムンプスワクチンの開発と分子疫学的評価による予防戦略の確立	微生物部
ワンヘルス・アプローチに基づく食品由来薬剤耐性菌のサーベイランスと伝播機序解明のための研究	微生物部
腸管出血性大腸菌（EHEC）感染症等の病原体に関する解析手法及び共有化システム構築のための研究	微生物部
エイズ予防指針に基づく対策の評価と推進のための研究	微生物部
食品及び製造環境におけるカビ毒産生菌及びカビ毒のTOF-MSによる簡易迅速検査同定法の開発と社会実装	食品微生物研究科
ストレス型バンコマイシン耐性腸球菌が持つ新規van遺伝子の性質解明と臨床リスク評価	病原細菌研究科
原虫類の実践的検査法の普及による検査体制の強化	病原細菌研究科
国内流行HIV及びその薬剤耐性株の長期的動向把握に関する研究	ウイルス研究科
日本におけるHIV感染症の動向把握に関する研究	ウイルス研究科
特定原材料等検査方法の試験室間バリデーション	食品成分研究科
安全性審査済みの遺伝子組換え食品検査（定性検査）の試験室間共同試験	食品成分研究科
安全性審査済みの遺伝子組換え食品検査（定量検査）の試験室間共同試験	食品成分研究科
法規制薬物の分析と鑑別等の手法の開発に向けた研究	医薬品研究科
天然物医薬品等の品質評価法の開発と最適化に関する研究	医薬品研究科
加熱式たばこなど新たなたばこ製品の成分分析と生体影響研究を組み合わせた能動喫煙・受動喫煙の健康影響評価	医薬品研究科
危険ドラッグ等の乱用薬物に関する最新の分析情報の収集及び危害影響予測のための研究	医薬品研究科
家庭用品中有害物質の試験法及び規制基準設定に関する研究	医薬品研究科
公衆浴場等におけるレジオネラ発生防止及び衛生管理推進のための研究	環境衛生研究科
室内空気汚染化学物質対策の推進に資する総合的研究	環境衛生研究科
感染症を媒介する節足動物に関する研究	環境衛生研究科

6 応募研究

研究課題	研究科
地方衛生研究所におけるゲノム検査等に係る人員体制及び人材育成法を確立するための研究	微生物部
薬剤耐性IncX3プラスミドの宿主菌への影響評価-遺伝子型と表現型の観点から-	病原細菌研究科
In vitro再現に基づいたFRI型カルバペネマーゼ遺伝子拡散様式のモデル構築	病原細菌研究科
自己接合性を欠いたカルバペネム耐性プラスミドにおける伝達メカニズムの解明	病原細菌研究科
農産食品に残留する抗菌薬の分析法確立と実態調査から迫る細菌の薬剤耐性化機構	残留物質研究科
ウェルシュ菌エンテロトキシンの高精度な分析法開発から目指す毒素産生量の解明	残留物質研究科
生薬の鏡検に関する研究	医薬品研究科

＜研究の区分について＞

研究の区分	説 明	課題数
重 点 研 究	行政施策として緊急かつ重点的に取り組むべき課題で、所が取り組む必要のある研究	3
課 題 研 究	行政施策との関連において、研究成果が短期的に活かされると見込まれる研究。研究課題は原則として研究科単位の業務に対応	7
基 盤 研 究	行政施策との関連において、研究成果が中長期的観点から活かされると見込まれる研究で、今実施する必要性の高い研究	25
共 同 研 究	所以外の研究者と共同で行う調査研究	14
受 託 研 究	国又は地方公共団体等から依頼を受けて行う調査研究	22
応 募 研 究	国、財団又は基金などが研究の奨励のために行う公募研究に応募して行う調査研究	7
合 計		78

第3節 研究年報、著書、論文、総説・解説、行政報告、学会発表

検査研究部門で実施している調査研究の成果は、当所の研究年報を通じて広く内外に周知するほか、研究者による活発な論文投稿や学会発表により、外部の公衆衛生行政関係者、研究者に紹介されている。（実績は指定の無い場合は分野別掲載（微生物・食品化学・医薬品・環境保健・精度管理））

1 研究年報

調査研究業務の周知及び学術交流のため、研究年報を発行している。研究年報は、東京都立衛生研究所年報（旧組織）として昭和24年度の第1号以来、令和7年度発行分で76号を数え、広く内外の行政関係者、研究者に好評を得ている。

第76号では、「総説」「事業報告」「感染症等に関する調査研究」「医薬品等に関する調査研究」「食品等に関する調査研究」「生活環境に関する調査研究」「生体影響に関する調査研究」の7部門において29編の論文を掲載した（以下、第76号での著者名及び題名のみ掲載）。

総 説

木下輝昭：東京都における水道水質検査精度管理事業への取組み（平成24年度～令和6年度）

事 業 報 告

貞升健志：地方衛生研究所における次世代シーケンサー解析から検査導入までの育成段階

論文Ⅰ 感染症等に関する調査研究

<原著>

熊谷遼太，岡田若葉，高橋久美子，和田紀乃，天野有紗，豊田奈々佳，磯貝まや，長島真美，三宅啓文，貞升健志，千葉隆司：都内下水中の定量的新型コロナウイルスモニタリングとヒー

トマップ評価法の構築

黒木絢士郎，熊谷遼太，九澤香織，小泉美優，北村有里恵，浅倉弘幸，林 志直，高橋久美子，和田紀乃，岡田若葉，天野有紗，豊田奈々佳，長島真美，三宅啓文，貞升健志，千葉隆司：東京都内ARIサーベイランスにおけるヒトメタニューモウイルスの検出とConventional RT-nested PCR法の構築による遺伝子解析（2025年4月～6月）

<資料>

西野由香里，下島優香子，畠山 薫，福井理恵，黒田寿美代，山崎華恵子，木下輝昭，新開敬行，貞升健志，千葉隆司：都内河川水から分離された大腸菌の薬剤感受性および基質特異性拡張型βラクタマーゼ（ESBL）産生株の分離状況

安中めぐみ，久保田寛頭，長谷川乃映瑠，伊藤仁，小林甲斐，森 功次，貞升健志，千葉隆司：結核菌における薬剤耐性遺伝子変異検出の有用性の検討

久保田寛頭，小林甲斐，安中めぐみ，伊藤仁，森 功次，貞升健志，千葉隆司：狂犬病ウイルスの迅速検査を目的としたリアルタイム逆転写PCR法の検討

高橋久美子，岡田若葉，天野有紗，熊谷遼太，
長島真美，三宅啓文，貞升健志，千葉隆司：手
足口病患者から検出されたエンテロウイルスの
遺伝子解析（2022 年～2024 年）

浅倉弘幸，横田翔太，岩崎直哉，三関詞久，磯
貝まや，黒木絢士郎，根岸あかね，小泉美優，
北村有里恵，林 志直，九澤香織，長島真美，
三宅啓文，貞升健志，千葉隆司：東京都内で発
生した食中毒事例におけるノロウイルスの遺伝
子解析（2024 年度）

和田紀乃，上原さとみ，高橋由美，岩越一之，
増淵珠子，横山敬子，新開敬行，三宅啓文，貞
升健志，千葉隆司：TLC 分析によるデオキシ
ニバレノール産生 *Fusarium* 属菌の検出方法の
検討

九澤香織，黒木絢士郎，林 志直，浅倉弘幸，
三宅啓文，貞升健志，千葉隆司：東京都感染症
発生動向調査事業における呼吸器ウイルス検出
状況（2024 年度）

岡本彩奈，葛西秀美，小林甲斐，久保田寛頭，
村田理恵，神門幸大，上原さとみ，高橋由美，
和田紀乃：都内動物取扱業（販売業及び展示
業）における取扱動物の動物由来感染症起因病
原体保有実態調査（令和 5 年度～令和 6 年度）

論文Ⅱ 医薬品等に関する調査研究

<資料>

成瀬敦子，立川 孟，中村 絢，寺岡大輔，
稲葉涼太，橋本秀樹，観 公子，岸本清子，鈴
木俊也，猪又明子：化粧品における配合成分の

検査結果（令和 5 年度～令和 6 年度）

小川麻萌，小峯宏之，吉田正雄，罇 正弘，鈴
木俊也，猪又明子：革製スマートフォン用ケー
スおよび首・肩掛けストラップの特定芳香族ア
ミン含有量に関する調査

論文Ⅲ 食品等に関する調査研究

<原著>

小林麻紀，大町勇貴，森田有香，平石勇樹，田
口貴章，田原正一：LC-MS/MS による農産物中
フリラゾール分析法

<資料>

松島陽子，酒井奈穂子，飯田憲司，岩波英恵，
平山いずみ，高梨麻由，田中智哉，大河内聡
子，相田祐介，濱田文香，松沢聡美，大野祐
美，中島尚子，岡 優香，長谷川恵美，観 公
子，田原正一，貞升友紀：食品中の放射性物質
の検査結果（令和 4 年度～令和 6 年度）

長谷川恵美，小田真悠子，木本佳那，嶋谷真
希，萩野賀世，貞升友紀：遺伝子組換え食品の
検査結果（令和 5 年度～令和 6 年度）

林 真輝，中村理奈，羽石奈穂子，塩澤 優，
石井悦子，高木優子，牛山慶子，大塚健治：液
体クロマトグラフ - 質量分析計による食品中ス
テビオシド及びレバウジオシド A のスクリー
ニング分析法の検討

羽石奈穂子，林 真輝，牛山慶子，磯野真彩，
山嶋裕季子，大塚健治：粉末状の栄養機能食品
からの非表示グリチルリチン酸の検出事例

磯野真彩，山嶋裕季子，武森真由美，佐藤絵里，大塚健治：食品中の二酸化硫黄及び亜硫酸塩類試験法に関する検討

—アルカリ滴定法における留意事項について—

佐藤絵里，伊藤彩子，安井明子，中村理奈，大塚健治：食品中のフェノール系酸化防止剤分析法の検討と性能評価

大町勇貴，小林麻紀，齋藤友里，森田有香，平石勇樹，田原正一：窒素キャリアガスを用いた大気圧ガスクロマトグラフタンデム型質量分析装置による畜水産物中残留有機塩素系農薬試験法の妥当性評価

森田有香，小林麻紀，大町勇貴，平石勇樹，田原正一：畜水産物中の残留有機塩素系農薬実態調査（令和6年度）

平石勇樹，小林麻紀，大町勇貴，森田有香，田原正一：東京都における食品中残留農薬一日摂取量調査（令和5年度）

上條恭子，富澤早苗，藤原卓士，山本和興，齋藤友里，高田朋美，小鍛冶好恵，大澤佳浩，野口舞子，田原正一：LC-MS/MSを用いた農薬残留分析における検査部位変更の影響
—メロン，キウイ—の妥当性評価及び残留実態調査—

論文Ⅳ 生活環境に関する調査研究

<原著>

角田徳子，大久保智子，小林乗時，牧 倫郎，高橋佳代子，木下輝昭，猪又明子：培養細胞を

用いた硫酸水素アンモニウム液相ばく露による炎症関連遺伝子の発現挙動

富士栄聡子，角田徳子，相原三菜子，木下輝昭，猪又明子：東京都におけるセシウム 134 及びセシウム 137 の空間放射線量率の長期的推移

<資料>

立石恭也，飯田春香，山崎貴子，小杉有希，塩田寛子，木下輝昭，猪又明子，山根啓佑，鈴木健，杉本 恵，大川将司，鈴木翔太，伊藤喜教，松井隆和，渡邊博史，笠倉賢治，垣 弘一：東京都における建築物飲料水水質検査業の精度管理

（令和3年度～令和6年度）

論文Ⅴ 生体影響に関する調査研究

<原著>

中村麻里，河合礼果，平松恭子，長澤明道，篠岡恭子，野村紗希子，生嶋清美，前野 愛，吉田正雄，山崎貴子，寺岡大輔，田中一絵，市川瑤子，坂本美穂， 葉 貴寿，遠藤直幸，齊藤祐介，弦間 格，梅沢 誠，渡辺大介，牧野宏章，高橋秀依，鈴木俊也，北條 幹，猪又明子：危険ドラッグ対策事業における幻覚剤のマウス首振り反応による評価法の導入及びその評価事例

2 著書

3 他誌発表論文

(代表執筆者(先頭に氏名を記載)が所外研究者の場合は、当該研究の共同研究者となっている所内研究者にアンダーラインを記した。)

【微生物】

上原さとみ：講座カビ検査の失敗と成功(19) 菌株保存法の答え合わせ，*かびと生活*，18(2)，31-34，2025.

村田理恵，神門幸大，森 功次，鈴木 淳，貞升健志：東京都内で発生したヒツジ肉に寄生する住肉胞子虫が原因と疑われた有症事例，*Clinical Parasitology*，36，41-43，2025.

神門幸大，村田理恵，森 功次，鈴木 淳，貞升健志：東京都内で発生した粘液胞子虫による有症事例（2016年～2024年），*Clinical Parasitology*，36，44-46，2025.

武藤沙起里，小林あいり，清水裕次郎，豊田千奈美，山内悠子，有吉 司：海外から帰国後に発症した *Neisseria meningitidis* による化膿性膝関節炎の一症例，*臨床微生物*：35(3)，237-242，2025.

【食品】

木本佳那，堀田彩乃，小田真悠子，大貝真実，嶋谷真希，神田真軌，貞升友紀，笹本剛生：LC-MS/MSによる乳，卵，そばおよび落花生アレルギー定性分析法の開発，*食品衛生学雑誌*，66(4)，74-79，2025.

稲垣江梨，富上香澄，山下賀容子，前島 希，小林まなみ，渡邊 淳，小田真悠子，木本佳

那，穂山 浩：LC-MS/MSを用いたモデル加工食品の食物アレルギー一斉検査法の検討と複数試験機関による検証，*食品衛生学雑誌*，66(4)，84-93，2025.

大須賀愛幸，宮川弘之，岩越景子，長谷部恵美，吉川光英，鈴木綾菜，八巻ゆみこ，大塚健治：割りばしの防かび剤一斉分析法についての検討，*日本食品化学学会誌*，32，170-177，2025.

高田朋美，富澤早苗，藤原卓士，上條恭子，山本和興，齋藤友里，小鍛冶好恵，大澤佳浩，野口舞子，田原正一：LC-MS/MSを用いた緑茶葉中残留農薬一斉分析法の妥当性評価，*食品衛生学雑誌*，66，56-60，2025.

【医薬品】

小峯宏之，久保田領志，吉田正雄，鈴木俊也，五十嵐良明，猪又明子，河上強志：有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）における有機水銀化合物試験の改良法：*薬学雑誌*，145(5)，469-477，2025.

【生活環境】

大久保智子，角田徳子，五十嵐 剛，大貫 文，齋藤育江，小林乗時，牧 倫郎，高橋佳代子，木下輝昭，猪又明子：ヒト呼吸器由来培養細胞を用いた硫酸アンモニウム，硫酸水素アンモニウムの気相ばく露実験，*大気環境学会誌*，60(5)，67-75，2025.

富岡康浩，福島秀，蟹沢祐多，鹿糠駿平，井口智義，木村悟朗：青森県におけるモリチャバネ

ゴキブリ *Blattella nipponica* Asahina の捕獲記録, 衛生動物, 76(4), 169-172, 2025.

【微生物】

Uehara, S., Takahashi, H., Nishino, Y., Takahashi, Y., Chiba, T., Yokoyama, K., Miyake, H., Sadamasu, K., Hagiwara, D.: Genetic analysis of azole-resistant *Aspergillus fumigatus* isolated from domestic and imported tulip bulbs in Japan. J. Glob. Antimicrob. Resist. 44: 306-313, 2025.

Kobayashi, K., Kubota, H., Ariyoshi, T., Suzuki, Y., Mori, K., Suzuki, J., Ochiai, Y., Sadamasu, K., Chiba, T.: Differential Copy Number of Chromosomal *bla*_{CTX-M-14} in *Escherichia coli* Sequence Type ST38 from Companion Dogs and Cats, Curr. Microbiol. 83, 189, 2026.

Kubota, H., Okuno, R., Kenri, T., Uchitani, Y., Ariyoshi, T., Yoshida, I., Kobayashi, K., Mitobe, M., Suzuki, J., Sadamasu, K.: Multiplex amplicon sequencing for the comprehensive genotyping of *Mycoplasma pneumoniae*, Microbiol. Spectr. 13, e0271924, 2025.

Takemoto, N., Ogura, K., Gao, Y., Okuno, R., Yamaguchi, M., Hirose, Y., Ono, M., Kawabata, S., Ikebe, T., Hamabata, T., Miyoshi-Akiyama, T.: GAS-J, a User-Friendly Browser Application for Genome Assembly, emm-Typing, MLST Typing, and Virulence Factor Gene Detection of *Streptococcus pyogenes*, Microbiology and Immunology. 69, 384-388, 2025.

Ishitsuka, T., Sugiyama, M., Kubota, H., Takai, S., Kakuda, T., Suzuki, Y.: Isolation of *Rhodococcus equi* bacteriophage ReT1 and investigation of its bactericidal effect. Microb. Pathog. 207, 107868, 2025.

Aoki, W., Uwamino, Y., Niida, N., Kubota, H., Kamoshita, Y., Inose, R., Nagata, M., Ishihara, O., Uno, S., Yoshifuji, A., Namkoong, H., Hasegawa, N., Matsushita, H.: Cefiderocol susceptibility of *Stenotrophomonas maltophilia* species complex and carbapenem-resistant *Pseudomonas aeruginosa* isolates from blood cultures at a university hospital in Tokyo, Japan.: J. Glob. Antimicrob. Resist. 44, 251-255, 2025.

Aoki, W., Uwamino, Y., Kubota, H., Kamoshita, Y., Inose, R., Nagata, M., Namkoong, H., Matsushita, H.: Evaluation of in vitro efficacy of aztreonam-nacubactam and cefepime-nacubactam against clinical isolates of *Stenotrophomonas maltophilia*. Antimicrob. Agents. Chemother. 69, e0075525, 2025.

Murakami K, Ida M, Suzuki Y, Kobayashi M, Konishi N, Kato R, Ariyoshi T, Kobayashi K, Mitobe M, Kubota H, Yokoyama K, Suzuki J, Miyake H, Sadamasu K.: Plasmid-encoded FRI-10 carbapenemase harboured by non-*Enterobacter* species isolated in Tokyo, Japan. J. Antimicrob. Chemother. 81, dkag133, 2026.

【食品】

Iwakoshi, K., Miyakawa, H., Hasebe, M., Matsuda,

A., Otsuka, K.: A confirmatory analytical method for post-harvest fungicides in perishable vegetables and fruits using liquid chromatography tandem mass spectrometry. Food Additives & Contaminants: Part A., 42, 1229–1244, 2025.

Koike, H., Yoshikawa, S., Nakajima, T., Hayashi, H., Ohba, Y., Shiradoh, H., Hayashi, M., Nagano, C., Matsushima, Y., Kanda, M., Tahara, S., Robust monitoring, risk assessment, and environmental impact of antibacterial residues in animal and fishery products collected in Tokyo from 2020 to 2024, Journal of Environmental Science and Health, Part B. 60, 447-455, 2025.

【医薬品】

Moriuchi, R., Inaba, R., Nagano, M., Oda M., Shinkai, T., Noguchi, T., Sugishita, Y., Nishizuka, I., Ishii, Y. : The Tokyo Metropolitan Government External Quality Assessment of SARS-CoV-2 Nucleic Acid Amplification Tests for Clinics in 2023. Jpn. J. Infect. Dis, 78, 125-134, 2025.

【生活環境】

Kobayashi, N., Tsuchiya, Y., Nakamura, S., Nohara, K., Yamazaki, T., Oda, T., Kinoshita, T.: Comparative study of pesticide analysis in river water by gas chromatography/mass spectrometry screening and standard methods. Journal of Chromatography Open 8, 2025.

Onuki, A., Tahara, M., Sakai, S., Takagi, M., Tanaka, R., Muraki, S., Saito, I., Chiba, M., Oizumi, S., Ohno,

H., Wakayama, T., Jinno, H. : Validation Study for Establishing a Standard Test Method for Phthalate in Indoor Air in Japan using Thermal Desorption. BPB Reports. 8, 138-142, 2025.

【生体影響】

Ono, Y., Tayama, K., Makino, K., Sakamoto, M., Suzuki, J., Takahashi, H., Inomata, A.:Assessment of μ -opioid receptor signaling responses for fentanyl analogs using luciferase complementation assay. Biol. Pharm. Bull., 48, 1769-1774, 2025.

Ahmed OHM, Saleh DM, Alexander WT, Takase H, Taquahashi Y, Hojo M, Maeno A, Fukamachi K, Gi M, Hirose A, Tsuruoka S, Takahashi S, Tsuda H, Naiki-Ito A. Comparative carcinogenicity of double-walled carbon nanotubes of different lengths administered by intratracheal installation into rat lungs. Nanomaterials (Basel). 2025 Sep 11;15(18):1402.

Tanaka, T., Inomata, A. Reproductive and neurobehavioral effects of combined exposure to dinotefuran and piperonyl butoxide in an F1 generation of mice. Birth Defects Res. 118, e70035, 2026.

【精度管理】

Moriuchi R., Inaba R., Nagano M., Oda M., Shinkai T., Noguchi T., Sugishita Y., Nishizuka I., Ishii Y., The Tokyo Metropolitan Government external quality assessment of SARS-CoV-2 nucleic acid amplification tests for clinics in 2023, Jpn J Infect

4 総説・解説

（代表執筆者（先頭に氏名を記載）が所外研究者の場合は、当該研究の共同研究者となっている所内研究者にアンダーラインを記した。）

5 行政報告

【微生物】

奥野ルミ，内谷友美，有吉 司，吉田 勲，森功次，貞升健志，千葉隆司：東京都における A 群溶血性レンサ球菌感染症由来株の型別及び薬剤感受性状況，IASR, 46, 180-182, 2025.

【医薬品】

河上強志，大嶋智子，森 葉子，西以和貴，菅谷なえ子，小峯宏之，足立有佳里，吉田ひとみ，小山真捺美，田中優樹，田原麻衣子：家庭用品中有害物質の試験法及び規制基準設定に関する研究 家庭用品中のトリス（1-アジリジニル）ホスフィンオキシド分析法の妥当性に関する研究，厚生労働行政推進調査事業費補助金（化学物質リスク研究事業）R7 年度終了報告書，2025.

鈴木俊也，植村望美，寺岡大輔，宮本淳矢，久保花織，西山 麗：法規制薬物の分析と鑑別等の手法の開発に向けた研究，大麻草由来製品中 $\Delta 9$ -THC の分析法の妥当性評価および製品区分の指標・粘度の測定法に関する研究，厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）R7 年度分担研究報告書，2025.

【生活環境】

淀谷雄亮，工藤剛，中川佳子，近真理奈，武藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，長埜朗夫，本宮恵子，小野田早恵，鈴木史恵，高橋美穂，西里恵美莉，湯澤栄子，泉山信司：レジオネラ属菌の新規検査法の検討，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」令和 6 年度分担研究報告書，2024.

淀谷雄亮，山口友美，工藤剛，中川佳子，近真理奈，武藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，長埜朗夫，本宮恵子，小野田早恵，鈴木史恵，高橋美穂，西里恵美莉，湯澤栄子，泉山信司：レジオネラ属菌の新規検査法の検討，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」令和 4～6 年度 総括・分担研究報告書，2024.

黒木俊郎，小坂浩司，前川順子，陳内理生，金谷潤一，枝川亜希子，中西典子，田栗利紹，倉文明，五十嵐日菜，大森恵梨子，武藤千恵子，大橋美至，中嶋直樹，平塚貴大，尾崎淳朗，烏谷竜哉，木村千鶴子，平井真太郎，浅野由紀子，尾崎吉純，佐々木麻里，杉本貴之，緒方喜久代，中臣昌広，小森正人，藤井 明，縣 邦雄，石森啓益，福田隆志，泉山信司：入浴施設の衛生管理の手引きの改定，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」令和 6 年度分担研究報告書，2024.

黒木俊郎，小坂浩司，前川順子，陳内理生，金谷潤一，枝川亜希子，中西典子，田栗利紹，倉文明，水戸智文，五十嵐日菜，大森恵梨子，武

藤千恵子，中嶋直樹，大橋美至，磯部順子，平塚貴大，尾崎淳朗，烏谷竜哉，木村千鶴子，平井真太郎，浅野由紀子，尾崎吉純，佐々木麻里，杉本貴之，緒方喜久代，中臣昌広，斉藤利明，小森正人，藤井 明，縣 邦雄，石森啓益，福田隆志，泉山信司：入浴施設の衛生管理の手引きの改定，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」令和 4～6 年度総括・分担研究報告書，2024.

黒木俊郎，枝川亜希子，中西典子，前川順子，工藤剛，武藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，鍋田信吾，小松頌子，烏谷竜哉，佐々木麻里，緒方喜久代，太田奈保美，泉山信司：浴槽水の糞便汚染指標細菌の変更の妥当性の検討，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」令和 6 年度分担研究報告書，2024.

黒木俊郎，枝川亜希子，中西典子，前川順子，工藤剛，武藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，鍋田信吾，小松頌子，烏谷竜哉，佐々木麻里，緒方喜久代，太田奈保美，泉山信司：浴槽水の糞便汚染指標細菌の変更の妥当性の検討，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場の衛生管理の推進のための研究」令和 6 年度総括・分担研究報告書，2024.

中西典子，小松頌子，武藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，佐々木麻里：浴槽水における大腸菌検査法の検討，厚生労働科学研究費補助金・健康安全・危機管理対策総合事業「公衆浴場の衛

生管理の推進のための研究」令和 6 年度分担研究報告書，2024.

【精度管理】

東京都保健医療局医療政策部，令和 7 年度第 44 回東京都衛生検査所精度管理事業報告書

東京都保健医療局感染症対策部，令和 7 年度医療機関に対する PCR 等検査の精度管理事業報告書

6 学会発表等

（代表執筆者（先頭に氏名を記載）が所外研究者の場合は、当該研究の共同研究者となっている所内研究者にアンダーラインを記した。）

<一般学会>

【微生物】

市川めぐみ，尾畑浩魅，西野由香里，三橋華子，黒田寿美代，山崎華恵子，齊木 大，永田真理菜，新開敬行，千葉隆司：都内流通食品からの *Escherichia albertii* の検出及び分離菌株の性状，第 46 回日本食品微生物学会学術総会（神奈川），2025 年 9 月．

西野由香里，福井理恵，市川めぐみ，三橋華子，黒田寿美代，山崎華恵子，新開敬行，貞升健志，千葉隆司：都内流通食品から分離された *Listeria monocytogenes* の病原性関連遺伝子の解析，第 46 回日本食品微生物学会学術総会（神奈川），2025 年 9 月．

西野由香里，尾畑浩魅，市川めぐみ，三橋華子，黒田寿美代，山崎華恵子，横山敬子，三宅啓文，貞升健志：食品及び河川水における基質特異性拡張型 β ラクタマーゼ (ESBL) 産生大腸菌の解析，第 98 回日本細菌学会総会（金沢），2025 年 5 月。

岡田由美子，西田智子，山本詩織，李謙一，泉谷秀昌，西野由香里，井田美樹，下島優香子，都丸亜希子：国内で分離された患者及び食品由来 *Listeria monocytogenes* の分子疫学的解析，第 98 回日本細菌学会総会（金沢），2025 年 5 月。

糟谷 文，小西典子，河上麻美代，小野明日香，尾畑浩魅，齊木 大，村上 昂，大谷彩恵，三関彩乃，畠山 薫，河村真保，鈴木愛，新開敬行，貞升健志，千葉隆司：東京都で分離された CTX 耐性腸管出血性大腸菌検出状況と分離株の細菌学的特徴，第 37 回日本臨床微生物学会総会・学術集会（千葉），2026 年 2 月。

上原さとみ：MALDI-TOF MS によるアスペルギルス症原因菌種と類縁菌種の識別精度，第 69 回日本医真菌学会総会・学術集会（高知），2025 年 5 月。

下島優香子，小田みどり，中江優貴，小野田伊佐子，久永崇宏，茂木啓陽，小野亜矢子，土屋響己，上原さとみ，岡田由美子，森田幸雄：と畜場・食鳥処理場の環境モニタリングアンケート調査とフィルム培地妥当性確認，第 168 回日本獣医学会学術集会，（宮崎），2025 年 9 月。

下島優香子，土屋響己，佐藤睦月，上原さと

み，五十君静信：香辛料の汚染実態調査と加熱条件による好気性芽胞数の比較，第 46 回日本食品微生物学会学術総会（神奈川），2025 年 9 月。

小林甲斐，久保田寛顕，奥野ルミ，内谷友美，森 功次，貞升健志，千葉隆司：病変部および常在部由来 *Streptococcus suis* の分子疫学解析，第 55 回レンサ球菌研究会（東京），2025 年 6 月。

山本香織，田丸亜貴，康 史郎，小向 潤，浅野瑞穂，岩本朋忠，有川健太郎，安中めぐみ，和田崇之，下内 昭：外国出生若年者を発端とした結核感染伝播事例，第 100 回日本結核・非結核性抗酸菌症学会学術講演会（東京），2025 年 6 月。

小林甲斐，久保田寛顕，神門幸大，有吉 司，森 功次，落合由嗣，貞升健志，千葉隆司：イヌおよびネコ由来大腸菌の耐性傾向ならびに基質特異性拡張型 β -ラクタマーゼ産生株の分子疫学解析，第 168 回日本獣医学会学術集会（宮崎），2025 年 9 月。

有吉 司，内谷友美，奥野ルミ，吉田 勲，久保田寛顕，森 功次，貞升健志，千葉隆司：都内医療機関から分離されたバンコマイシン耐性 *Enterococcus faecium* の分子疫学解析，第 37 回日本臨床微生物学会総会・学術集会（千葉），2026 年 2 月。

内谷友美，奥野ルミ，有吉 司，吉田 勲，森功次，貞升健志，千葉隆司：東京都における溶血性レンサ球菌感染症由来株の検査について，

第 37 回日本臨床微生物学会総会・学術集会
(千葉)，2026 年 2 月.

内谷友美，奥野ルミ，有吉 司，吉田 勲，武
藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，森川隆斗，桑
波田悠子，森 功次，鈴木 淳，貞升健志，千
葉隆司：東京都内で発生したレジオネラ症集積
事例由来株の分子疫学解析，第 37 回日本臨床
微生物学会総会・学術集会（千葉），2026 年 2
月.

村田理恵，神門幸大，森 功次，鈴木 淳，貞
升健志：東京都内で発生したヒツジ肉に寄生す
る住肉胞子虫が原因と疑われた有症事例，第
36 回日本臨床寄生虫学会大会（東京），2025
年 6 月.

神門幸大，村田理恵，森 功次，鈴木 淳，貞
升健志：東京都内で発生した粘液胞子虫による
有症事例（2016 年～2024 年），第 36 回日本臨
床寄生虫学会大会（東京），2025 年 6 月.

三橋華子，西野由香里，尾畑浩魅，上原さと
み，齊木 大，市川めぐみ，黒田寿美代，山崎
華恵子，下島優香子，新開敬行，千葉隆司：
Listeria monocytogenes 汚染源調査における IR
Biotyper の有用性の検討，第 46 回日本食品微
生物学会学術総会（神奈川），2025 年 9 月.

久保田寛顕，小林甲斐，水戸部森歌，上養義典，鈴
木康規，鈴木 淳，貞升健志：FRI 型カルバペネ
マーゼ遺伝子搭載プラスミドの F 因子依存的
な可動性，第 98 回日本細菌学会総会（石
川），2025 年 5 月.

安藤尚克，水島大輔，高野操，久保田寛顕，小
林甲斐，水戸部森歌，三宅啓文，森 功次，青
木孝弘，湯永博之：MSM コホートにおける高
度耐性 *Mycoplasma genitalium* の流行，日本性
感染症学会第 38 回学術集会（愛知），2025 年
12 月.

Ando, N., Mizushima, D., Takano, M., Aoki, T.,
Kuwata, R., Kawashima, A., Kubota, H., Kobayashi,
K., Mitobe, M., Miyake, H., Sadamasu, K.,
Gatanaga, H.: Trends in *Mycoplasma genitalium*
resistance from 2019 to 2024 in Tokyo, Japan,
IDWeek 2025（アメリカ），2025 年 10 月.

横田翔太，浅倉弘幸，黒木絢士郎，三関詞久，岩
崎直哉，磯貝まや，三宅啓文，貞升健志，千葉隆
司：市販のヒト iPS 細胞由来腸管上皮細胞を用
いたヒトノロウイルス不活化条件の検討，第
72 回日本ウイルス学会学術総会（静岡）2025
年 10 月.

岩崎直哉，横田翔太，浅倉弘幸，三宅啓文，長
島真美，千葉隆司，貞升健志，調恒明，吉村和
久，地衛研ノロウイルス遺伝型サーベイランス
ネットワーク：地方衛生研究所におけるノロウ
イルス等の検出状況についての全国調査（2023
年度），第 66 回日本臨床ウイルス学会（北海
道），2025 年 9 月.

北村有里恵，小泉美優，河上麻美代，黒木絢士
郎，浅倉弘幸，三宅啓文，長島真美，千葉隆
司，貞升健志，西塚 至，城所敏英，吉村和
久：HIV-1 陽性例を用いた感染初期検体に関す
る検討，第 39 回 日本エイズ学会学術集会・総
会（熊本）2025 年 12 月.

【食品】

岩越一之, 安井明子, 松野郁子, 佐藤佑亮, 神田真軌, 貞升友紀, 鈴木 仁: Puberulic acid 類縁体の検出に関する検討, 日本食品化学学会第 31 回総会・学術大会 (滋賀), 2025 年 6 月.

佐藤佑亮, 松野郁子, 岩越一之, 安井明子, 森内裕香, 貞升友紀, 鈴木 仁: 食用昆虫に含まれる重金属元素に関する検討, 第 121 回日本食品衛生学会学術講演会 (東京), 2025 年 10 月.

平山いずみ, 飯田憲司, 松島陽子, 濱田文香, 大野祐美, 岩波英恵, 酒井奈穂子, 貞升友紀: 食用昆虫におけるたんぱく質定量法の検討, 日本薬学会第 146 年会 (大阪), 2026 年 3 月.

大須賀愛幸, 岩越景子, 吉川光英, 宮川弘之, 長谷部恵美, 神田真軌: バンブーメラミンカップからのメラミン溶出傾向についての調査, 第 121 回日本食品衛生学会学術講演会 (東京), 2025 年 10 月.

小林麻紀, 大町勇貴, 森田有香, 平石勇樹, 田原正一: LC-MS/MS による畜産物中クロフェンテジン分析法, 第 121 回日本食品衛生学会学術講演会 (東京), 2025 年 10 月.

尾崎麻子, 水口智晴, 岸 映里, 浅川大地, 佐藤 環, 大野浩之, 小澤敦揮, 風間貴充, 竹田美穂, 石井進之輔, 岩越景子, 宮川弘之, 牛山温子, 片岡洋平, 藤原恒司, 阿部 裕, 六鹿元雄: 合成樹脂製器具・容器包装における NIAS 文献調査及びデータベース構築, 第 121 回日本食品衛生学会学術講演会 (東京), 2025 年 10 月.

黒原 崇, 多田敦子, 建部千絵, 佐々木隆宏, 熊坂謙一, 櫻井 光, 本田俊一, 寺見祥子, 五十嵐友希, 山嶋裕季子, 山本信次, 原 貴彦, 吉田美佳: 食品添加物試験法: 9 種保存料の簡易溶媒抽出—高速液体クロマトグラフィーによる定性及び定量, 日本薬学会第 146 年会 (大阪), 2026 年 3 月.

尾崎麻子, 六鹿元雄, 阿部智之, 阿部 裕, 岩越景子, 中西 徹, 松井秀俊, 渡辺一成: 生活用品試験法 器具・容器包装および玩具試験法着色料の溶出試験, 日本薬学会第 146 年会 (大阪), 2026 年 3 月.

中島崇行, 永野智恵子, 吉川聡一, 林洋, 大場由実, 小池裕, 志良堂裕子, 林もも香: 乳, 牛肉および豚肉中ポリペプチド系抗生物質コリスチンの分析法開発, 第 121 回日本食品衛生学会学術講演会 (東京), 2025 年 10 月.

【医薬品】

寺岡大輔, 西山 麗, 植村望美, 宮本淳矢, 久保花織, 梅田綾子, 岸本清子, 鈴木俊也, 猪又明子: 大麻草由来製品 (CBD 製品) の製品区分に係る粘度測定法の検討, 日本薬学会第 146 年会 (大阪), 2026 年 3 月.

稲葉涼太, 中村 絢, 立川 孟, 成瀬敦子, 橋本秀樹, 観 公子, 寺岡大輔, 鈴木俊也, 猪又明子, 内山奈穂子: 医薬部外品原料規格 d-カンフル及び dl-カンフルのキャピラリーガスクロマトグラフィーを用いた定量法の検討, 日本薬学会第 146 年会 (大阪), 2026 年 3 月.

【生活環境】

原田幸子，井口智義，川寄大志，山口綾太，駒形 修，糸川健太郎，横尾愛虹，秦 和寿，木下輝昭，猪又明子，葛西真治：リアルタイム PCR を用いたアカイエカ群の種の同定，第 76 回日本衛生動物学会東日本支部大会（千葉），2025 年 11 月．

井口智義，矢口 昇，橋本知幸，数間 亨，皆川恵子，木村悟朗，佐々木 健，足立雅也，山口綾太，川寄大志，木下輝昭，猪又明子：国内のトコジラミにおけるピレスロイド抵抗性遺伝子保有状況（第 1 報），第 77 回日本衛生動物学会本大会（長崎），2025 年 4 月．

橋本知幸，小松謙之，井口智義，皆川恵子，数間 亨：トコジラミとネッタイトコジラミのガラス面上での行動性に関する相違，第 77 回日本衛生動物学会本大会（長崎），2025 年 4 月．

井口智義，橋本知幸，数間 亨，皆川恵子，小松謙之，駒形 修，糸川健太郎，原田幸子，川寄大志，山口綾太，木下輝昭，猪又明子，葛西真治：国内のネッタイトコジラミにおけるピレスロイド抵抗性遺伝子保有状況（第 1 報），第 76 回日本衛生動物学会東日本支部大会（千葉），2025 年 11 月．

井口智義，秦 和寿，原田幸子，川寄大志，山口綾太，伊賀千紘，高橋久美子，木下輝昭，猪又明子：都内における屋外でのタバコシバンムシ捕集状況（2019～2024），第 41 回日本ペストロジー学会大会（新潟），2025 年 11 月．

山口綾太，原田幸子，井口智義，川寄大志，糸川健太郎，駒形 修，木下輝昭，猪又明子，葛西真治：都内臨海部におけるヒトスジシマカのピレスロイド系殺虫剤抵抗遺伝子の解析，第 41 回日本ペストロジー学会大会（新潟），2025 年 11 月．

川寄大志，井口智義，原田幸子，山口綾太，横尾愛虹，秦 和寿，小林 巧，堀内詩歩，滝澤賢，長島真美，木下輝昭，猪又明子：東京都感染症媒介蚊サーベイランスにおける蚊幼虫等調査結果（令和 6 年度），第 41 回日本ペストロジー学会大会（新潟），2025 年 11 月．

田原麻衣子，村木沙織，松本幸一郎，吉富太一，西以和貴，市村 天，千葉真弘，大貫文，小澤敦揮，若山貴成，六鹿元雄，高木規峰野，酒井信夫：LC/MS を用いた室内空気中 SVOC の標準試験法の開発（第 3 報），2025 年室内環境学会学術大会（北九州），2025 年 12 月．

林 知奈，矢野一成，岩城舞子，村松 哲，森田徳子，内谷友美，有吉 司，武藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，田中和良，坂野知子，村上邦仁子，渡辺裕之：夏季に半径 5km 圏内に地域集積を認めたレジオネラ症事例の対応（2024 東京都集団発生報告 第 1 報），第 84 回日本公衆衛生学会総会（静岡），2025 年 10 月．

森川隆斗，桑波田悠子，伊藤 研，佐藤恭子，山下 公平，内谷 友美，有吉 司，武藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，田中和良：レジオネラ症の地域集積事例 43 例に対する保健所の対応と連携（2024 東京都集団発生報告 第 2 報），第 84 回日本公衆衛生学会総会（静岡），2025 年 10 月．

芋川有希，鈴木 薫，堀元 海，内谷友美，奥野ルミ，有吉 司，武藤千恵子，梅津萌子，高久靖弘，田中和良，村井やす子，渡部ゆう，高橋愛貴，西塚 至：急増したレジオネラ症への健康危機管理対応と課題（2024 東京都集団発生報告 第 3 報），第 84 回日本公衆衛生学会総会（静岡），2025 年 10 月．

【生体影響】

篠岡恭子，野村紗希子，佐伯祐樹，中川好男，中村麻里，河合礼果，生嶋清美，前野愛，坂本美穂，川瀬泰司，宮脇俊文，佐藤太，鈴木俊也，北條幹，猪又明子：新規合成オピオイド“nitazene”類の一種 metonitazene のマウスにおける報酬効果，日本薬学会第 146 年会（大阪）2026 年 3 月．

田中豊人，長澤明道，猪又明子．ジノテフランと共力剤の混合曝露によるマウスを用いた次世代行動発達毒性試験：ピペロニルブトキシドの共力効果，第 52 回日本毒性学会学術年会（宜野湾）2025 年 7 月．

【公衆衛生】

菊地 省大，岩下 裕子，鈴木 祐子，西塚 至，吉村 和久：東京都における侵襲性髄膜炎菌感染症の概況（2013 年 4 月 1 日から 2025 年 5 月 25

日），第 84 回日本公衆衛生学会（静岡県），2025 年 10 月．

＜一般学会以外＞

【微生物】

＜地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部研究部会＞

第 37 回細菌研究部会総会・研究会

（宇都宮市，2026）

村上 昂，小西 典子，糟谷 文，三関 彩乃，大谷彩恵，小野 明日香，鈴木 愛，齊木 大，尾畑 浩魅，河村 真保，畠山 薫，三宅 啓文，新開 敬行，千葉 隆司：都内で増加している 4 薬剤耐性腸管出血性大腸菌 O157 の特徴と分子疫学解析

三関 彩乃，小西 典子，村上 昂，糟谷 文，大谷彩恵，小野 明日香，鈴木 愛，河村 真保，畠山 薫，齊木 大，尾畑 浩魅，新開 敬行，千葉 隆司：東京都内で分離された腸管出血性大腸菌血清型別不能株の O 抗原遺伝子解析と疫学的検討

永田真理菜，小林真紀子，山梨敬子，高林晃子，河上麻美代，樋口容子，齊木 大，新開敬行，千葉隆司：フィルターバッグを活用した好気性芽胞菌検査法の検討

山梨敬子，小林真紀子，高林晃子，河上麻美代，永田真理菜，樋口容子，齊木 大，新開敬行，千葉隆司：ISO16140-3 を参照した代替法による食品の一般生菌数定量試験の検証

小林甲斐，久保田寛顕，安中めぐみ，伊藤仁，森 功次，貞升健志，千葉隆司：レプトスピラ特異的遺伝子陽性のヒト臨床検体を用いたMultilocus Sequence Typing 解析.

＜衛生微生物技術協議会＞

第 45 回研究会（北海道，2025）

奥野ルミ：東京都における溶血性レンサ球菌感染症由来株の状況

＜地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部 研究部会＞

第 39 回ウイルス研究部会総会・研究会 （静岡，2025）

黒木絢士郎，熊谷遼太，九澤香織，小泉美優，北村有里恵，浅倉弘幸，林 志直，高橋久美子，和田紀乃，岡田若葉，天野有紗，豊田奈々佳，長島真美，三宅啓文，貞升健志，千葉隆司：東京都内 ARI サーベランスにおけるヒトメタニューモウイルスの検出状況と新規Conventional RT-nested PCR 法による遺伝子解析

岡田若葉，熊谷遼太，和田紀乃，天野有紗，豊田奈々佳，磯貝まや，高橋久美子，長島真美，三宅啓文，貞升健志，千葉隆司：東京都における最近の水痘・带状疱疹ウイルス検出状況

【食品】

＜全国衛生化学技術協議会＞

第 62 回年会（群馬，2025）

木本佳那：LC-MS/MS による食物アレルギー分析

小田真悠子，木本佳那，長谷川恵美，萩野賀世，神田真軌，貞升友紀，鈴木 仁：昆虫と甲

殻類の交差反応性が甲殻類アレルギー検査法に及ぼす影響について

五十嵐友希，八巻ゆみこ，佐々木隆宏，山嶋裕季子，渡邊趣衣，鈴木綾菜，鈴木理央，伊藤彩子，馬場糸子，森川麻里，下井俊子，大塚健治，神田真軌：保存料分析法の性能評価：10 種食品における開発法の妥当性確認と実践的課題

杉木幹雄，北原久美子，佐々木隆宏，下井俊子，小林千種，大塚健治，神田真軌：食品中 EDTA 分析法の回収率改善に関する検討

齋藤友里，小林麻紀，大町勇貴，森田有香，平石勇樹，田原正一：東京都における食品中残留農薬一日摂取量調査（令和 5 年度）

寺見祥子，小野澤実玲，村越早織，関根百合子，三浦奈那美，眞壁祐樹，草薙俊和，大塚健治，中村理奈，安永 恵，三好淳子，中島安基江，河野敏己，馬場勇志，船本洋二，大城聡子，古謝あゆ子，久保田浩樹，太田亜紀子，建部千絵，高田翔平，多田敦子，杉本直樹：令和 6 年度マーケットバスケット方式による食品添加物の一日摂取量調査

多田敦子，内山陽介，栗田史子，羽石奈穂子，林 真輝，杉浦 潤，大槻 崇，河野敏己，池野恵美，建部千絵，高田翔平，黒原 崇，日置冬子，久保田浩樹，佐藤恭子，杉本直樹：食品中の食品添加物分析法改正に向けた検討（令和 6 年度）

＜地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部

研究部会＞

第 38 回理化学研究部会総会・研究会

(埼玉, 2025)

中村理奈, 石井悦子, 高木優子, 羽石奈穂子, 高橋夏生, 小林千種, 大塚健治, 神田真軌: 当センターで開発したグリチルリチン酸分析法と検査への導入のための妥当性確認

＜東京都公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会＞令和 7 年度 (東京, 2025)

吉川聡一, 富澤早苗, 藤原卓士, 上條恭子, 高田朋美, 横山知子, 田原正一, 鈴木仁: 外部精度管理試料を用いた不確かさの評価

【医薬品】

坂本美穂: 危険ドラッグに含有される未規制薬物の構造解析, 文部科学省・先端研究基盤共用促進事業 (先端研究設備プラットフォームプログラム) NMR プラットフォーム シンポジウム 2025 (東京), 2026 年 1 月.

＜全国衛生化学技術協議会＞

第 62 回年会 (群馬, 2025)

丸山祐可, 小杉有希, 鈴木淳子, 清水聖子, 茂木友里, 高橋美佐子, 中村 耕, 鈴木俊也, 猪又明子: LC/MS/MS による大麻草中のカンナビノイド類の分析法[第 2 報]

中村 絢, 橋本秀樹, 稲葉涼太, 観 公子, 成瀬敦子, 寺岡大輔, 立川 孟, 鈴木俊也, 猪又明子, 河上強志, 内山奈穂子, 五十嵐良明: LC/MS/MS による化粧品及びその原料中に含有されるアクリルアミドの定量法の検討

久保田領志, 小峯宏之, 菅谷なえ子, 高居久義, 元谷達矢, 藪谷充孝, 山本直美, 若山貴成, 五十嵐良明, 河上強志: 有害物質含有家庭用品規制法における有機水銀化合物試験法改定に係る検討

＜第 62 回全国薬事指導協議会＞

(佐賀, 2025)

清水聖子, 小杉有希, 鈴木淳子, 丸山祐可, 高橋美佐子, 浦出朋子, 鈴木俊也, 猪又明子: 健康食品中のオニノダケ指標成分の分析について

【生活環境】

＜全国衛生化学技術協議会＞

第 62 回年会 (群馬県, 2025)

高木規峰野, 大嶋直浩, 酒井信夫, 内山奈穂子, 千葉真弘, 西堀祐司, 涌井玲, 大槻良子, 熊谷貴美代, 草原紀子, 大竹正芳, 角田徳子, 上村仁, 田中礼子, 高居久義, 三宅崇弘, 堀井裕子, 望月映希, 羽田好孝, 山本優子, 若山貴成, 和田拓樹, 吉田俊明, 古市裕子, 吉野共広, 伊達英代, 別役由香, 島田友梨, 出口雄也, 田崎盛也: 令和 6 年度 室内空気環境汚染に関する全国実態調査

金崎隆宏, 立石恭也, 渡邊喜美代, 鈴木淳也, 山崎貴子, 大貫 文, 木下輝昭, 猪又明子: 令和 5 年度東京都水道水質外部精度管理調査結果-塩素酸, ジクロロ酢酸-

塩田寛子, 立石恭也, 渡邊喜美代, 鈴木淳也, 大貫 文, 木下輝昭, 猪又明子: 令和 6 年度東京都水道水質外部精度管理調査結果-臭素酸,

トリクロロエチレン-

＜地方衛生研究所全国協議会関東甲信静支部
研究部会＞

第 37 回細菌研究部会総会・研究会
(栃木県, 2026)

高久靖弘, 武藤千恵子, 梅津萌子, 矢尾板優,
田中和良, 木下輝昭, 猪又明子: 環境水中のレ
ジオネラ属菌検査における IR Biotyper の活用
方法の検討

【食品監視】

＜東京都食品衛生監視員協議会研究発表会＞
令和 7 年度 (東京, 2025)

新井和恵, 林 洪太, 玉根知美, 香取佳子, 島
本航輔, 齋藤智子: 大規模製造業における効率
的・効果的な監視手法の検討

渡部敦美, 内田 忍: 食肉製品製造業における
効果的な監視手法の検討～一般衛生管理の視点
から～

奥村千絵, 内田 忍, 井上久美子, 清水永之,
小川恭正, 中島あゆみ: 生鮮食品中の安息香酸
の含有実態調査について

阿久澤圭子, 佐藤 愛, 村本愛奈: 穀粉類の細
菌学的実態調査及び SNS 調査手法について

細田有稀, 安達有美, 池田菜美: 茶葉中の重金
属等の含有実態調査

渡部彩花, 清水節子, 赤瀬晴子, 竹下茜里, 中
島あゆみ, 岩越景子, 吉川光英, 大須賀愛幸:

おもちゃ類の重金属等溶出量実態調査

＜全国食品衛生監視員協議会＞
第 65 回関東ブロック研修大会
(新潟, 2025)

新井和恵, 林 洪太, 玉根知美, 香取佳子, 島
本航輔, 齋藤智子: HACCP に基づく衛生管理
を行う大規模製造業施設における効率的・効果
的な監視手法の検討

渡部敦美, 内田 忍: 食肉製品製造業における
効果的な監視手法の検討～一般衛生管理の視点
から～

奥村千絵, 内田 忍, 井上久美子, 清水永之,
小川恭正, 中島あゆみ: 生鮮食品中の安息香酸
の含有実態調査について

阿久澤圭子, 佐藤 愛, 村本愛奈: 穀粉類の細
菌学的実態調査及び SNS 調査手法について

＜令和 7 年度全国食品衛生監視員協議会研修
会＞

(東京, 2025)

渡部敦美, 内田 忍: 食肉製品製造業における
効果的な監視手法の検討～一般衛生管理の視点
から～

奥村千絵, 内田 忍, 井上久美子, 清水永之,
小川恭正, 中島あゆみ: 生鮮食品中の安息香酸
の含有実態調査について

新井和恵, 林 洪太, 玉根知美, 香取佳子, 島
本航輔, 齋藤智子: HACCP に基づく衛生管理
を行う大規模製造業における効率的・効果的な

監視手法の検討

Have IncX3 Plasmid Harboring blaNDM in Tokyo,
The 20th Asia Pacific Congress of Clinical
Microbiology and Infection (APCCMI 2025),
Bangkok, Thailand, November 2025.

阿久澤圭子, 佐藤 愛, 村本愛奈: 穀粉類の細菌学の実態調査及び SNS 調査手法について

<第 21 回東京都福祉保健医療学会>

令和 7 年度

安達梨果, 木村智香子, 谷 真由美, 澁谷
緑, 渡部敦美: 指定成分等含有食品 (プエラリ
ア・ミリフィカ) 中のミロエストロール含有実
態調査

[建築物監視]

<第 52 回建築物環境衛生管理全国大会>

研究集会 (東京, 2025)

濱名風花: 東京都における建築確認申請時審査
の課題 (令和 6 年)

<第 53 回建築物環境衛生管理全国大会>

研究集会 (東京, 2026)

山根啓祐: 連続測定から考えるビルの衛生管理
(令和 7 年)

浜崎美奈: 飲料水貯水槽等維持管理状況報告の
デジタル化 (令和 7 年)

<国際学会など>

[微生物]

Ariyoshi, T., Uchitani Y., Okuno R., Yoshida I.,
Kubota H., Mori K., Sadamasu K., Chiba T. :
Molecular Characterization of *Enterobacterales*

第4節 試験検査取扱件数

1 総 覧（令和7年度）

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	そ の 他						
						サーベ	流行予測	病レ	開発試験	保菌者	TBTO等	放射能
微生物部	84,959	27,248	15,290	15	0	32,467	6,522	821	2,137	459	0	0
食品微生物	22,942	16,306	5,625	0	0	35	0	218	299	459	0	0
病原細菌	11,142	3,987	4,080	15	0	890	1,820	91	259	0	0	0
ウイルス	50,875	6,955	5,585	0	0	31,542	4,702	512	1,579	0	0	0
食品化学部	137,728	69,418	41	0	0	0	0	0	68,221	0	48	0
食品成分	15,367	7,593	28	0	0	0	0	0	7,746	0	0	0
食品添加物	34,152	19,692	13	0	0	0	0	0	14,447	0	0	0
残留物質	88,209	42,133	0	0	0	0	0	0	46,028	0	48	0
薬事環境科学部	83,474	70,226	1,421	0	369	0	0	0	9,524	0	0	1,934
医薬品	17,963	15,998	1,366	0	369	0	0	0	230	0	0	0
環境衛生	41,967	30,684	55	0	0	0	0	0	9,294	0	0	1,934
生体影響	23,544	23,544	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	306,161	166,892	16,752	15	369	32,467	6,522	821	79,882	459	48	1,934

（注1）行政検査・・・行政上必要とするもの

特別区・市依頼検査・・・特別区、八王子市及び町田市から依頼され、手数料を徴収するもの

一般依頼検査・・・都民等から依頼され、手数料を徴収するもの

準依頼検査・・・保健医療局各部を通じ依頼され、当該各部が手数料を徴収するもの

サーベ・・・感染症発生動向調査

流行予測・・・感染症流行予測調査

病レ・・・病原体レファレンス事業

開発試験・・・開発試験等

保菌者・・・保菌者検索事業

T B T O 等・・・TBTO（トリブチルスズオキシド）等調査

放射能・・・原子力規制庁委託による環境放射能水準調査

（注2）手数料条例施行規則別表第一に項目の無い検査についても計上している。

2 受託事業等実績

事業名	行政主管課・委託機関	件数
感染症発生動向調査	感染症対策部防疫課	32,467
感染症流行予測調査	感染症対策部防疫課	6,522
病原体レファレンス事業	東京都健康安全センター病原体レファレンス事業実施要綱	821
保菌者検索事業	健康安全部食品監視課	459
TBTO（トリブチルスズオキシド）等調査	健康安全部食品監視課	48
環境放射能水準調査	原子力規制庁	1,934
合計		42,251

【事業の説明】

1 感染症発生動向調査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行う調査。感染症の流行状況を常時監視し、感染症対策の基本である感染症発生情報の正確な把握と分析を行い、その結果を住民や医療関係者等に速やかに公開し、還元することによって、感染症に対する有効かつ適切な予防対策の確立に資することを目的としている。

2 感染症流行予測調査

厚生労働省健康・生活衛生局長通知（毎年）に基づいて行う調査。感染症に関する感受性（集団免疫）の現状（感受性調査）及び、病原体の検索等の調査（感染源調査）を行い、予防対策の効果的な運用を図るとともに、長期的視野に立ち感染症の流行を予測する。

3 病原体レファレンス事業（東京都健康安全研究センター独自事業）

都内で発生している感染症の病原体を積極的に収集し、当該病原体を分析して遺伝子変異や薬剤耐性などを解明することで、有効な感染拡大防止や予防措置に資する情報を都民、医療機関等に提供するとともに、当センターの病原体レファレンス機能を強化する。

4 保菌者検索事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく事業。感染力が強く、少菌量で感染することが知られている腸管出血性大腸菌O157及びサルモネラを原因とする散発型の食中毒の発生要因を究明し、集団発生を未然に防止する。

5 TBTO（トリブチルスズオキシド）等調査

昭和60年厚生省環境衛生局長通知に基づいて行う魚介類中のTBTO調査、並びに各種有害化学物質（TPP（トリフェニルスズ化合物）等）による魚介類等の汚染を把握する調査。

6 環境放射能水準調査

環境中の人工放射能の経年的監視を目的とした原子力規制庁からの受託事業

3 食品微生物研究科検査実績表

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	保菌者	サーベ	病レ	開発試験
細腸菌内	腸管病原細菌1項目 ふん便培養	1,645	964	649	0	0	0	32	0	0
	海外旅行者検便	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験型	菌型試験 複雑でないもの	521	120	315	0	0	0	0	73	13
	菌型試験 複雑なもの	1,288	506	109	0	0	459	3	145	66
	菌型試験 特に複雑なもの	9	9	0	0	0	0	0	0	0
ペロ毒素産生性大腸菌検査 (ヒトふん便由来に限る)		173	113	58	0	0	0	0	0	2
食中毒試験	ふん便培養 (吐物を含む)	3,190	671	2,519	0	0	0	0	0	0
	飲食物培養 (水を含む)	662	49	613	0	0	0	0	0	0
	拭き取り培養	1,649	295	1,354	0	0	0	0	0	0
	ボツリヌス菌毒素検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ボツリヌス菌培養 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ボツリヌス菌培養 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1項目 ふん便培養 (吐物を含む)	41	15	1	0	0	0	0	0	25
	1項目 飲食培養 (水を含む)	7	0	7	0	0	0	0	0	0
	1項目 拭き取り培養	2	2	0	0	0	0	0	0	0
計		5,551	1,032	4,494	0	0	0	0	0	25
一般食品	細菌学的検査 複雑でないもの	8,748	8,584	0	0	0	0	0	0	164
	細菌学的検査 複雑なもの	4,007	3,997	0	0	0	0	0	0	10
	ボツリヌス菌培養 複雑でないもの	23	23	0	0	0	0	0	0	0
	ボツリヌス菌培養 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定性分析 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	63	63	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	59	59	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		12,900	12,726	0	0	0	0	0	0	174
真菌	培養試験	772	753	0	0	0	0	0	0	19
	かび毒産生試験	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	菌型試験	23	23	0	0	0	0	0	0	0
	落下菌検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	顕微鏡検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		796	777	0	0	0	0	0	0	19
薬剤感受性(耐性)検査 ア.1菌種		59	59	0	0	0	0	0	0	0
その他抗原抗体(ウイダール反応)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品中のレジオネラ検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		22,942	16,306	5,625	0	0	459	35	218	299

4 病原細菌研究科検査実績表

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	開発試験
医薬品	無菌試験（輸液製剤、注射薬等）	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	無菌試験（生物学的製剤、医療機器、その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌定量培養試験（感冒剤、ビタミン剤等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌定量培養試験（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	13	0	0	13	0	0	0	0	0
医部外薬品	無菌試験（輸液製剤、注射薬等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌定量培養試験（感冒剤、ビタミン剤等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌定量培養試験（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	2	0	0	2	0	0	0	0	0
化粧品	細菌定量培養試験（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療器	無菌試験（生物学的製剤、医療機器、その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌定量培養試験（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌分離・同定試験（生物学的製剤など）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
承認規格（上記以外）	定性分析 複雑でないもの	5	5	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析（乳酸菌数等）	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析（ビタミン定量等）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺菌効力試験		0	0	0	0	0	0	0	0	0
抗菌力試験		0	0	0	0	0	0	0	0	0
消毒機械器具の効力試験		0	0	0	0	0	0	0	0	0
破傷風検査 抗体価凝集法検査（定量）		728	0	0	0	0	0	728	0	0
呼吸器系細菌（培養検査）		1,005	586	4	0	0	378	0	31	6
その他（血液等）の細菌（培養検査）		78	0	0	0	0	78	0	0	0
薬剤感受性検査 1菌種		205	8	0	0	0	28	0	3	166
菌型試験 複雑でないもの		120	84	0	0	0	28	0	4	4
菌型試験 複雑なもの		713	543	16	0	0	123	0	25	6
寄生虫顕微鏡検査（直接法）		69	69	0	0	0	0	0	0	0
虫卵検出（集卵法）（糞便）		138	138	0	0	0	0	0	0	0
寄生原虫顕微鏡検査		99	87	0	0	0	0	0	0	12
寄生虫鑑別試験		11	2	9	0	0	0	0	0	0
魚介類寄生虫検査		129	115	14	0	0	0	0	0	0
野菜類寄生虫卵検査		594	588	0	0	0	0	0	0	6
寄生原虫の抗体検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄生原虫等抗原検出検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品中の寄生原虫検出検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤痢アメーバ抗体価		0	0	0	0	0	0	0	0	0
核酸検出検査（PCR一回法）		125	48	76	0	0	1	0	0	0
梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS試験）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
梅毒トレポネーマ抗体定性		106	0	104	0	0	0	0	0	2
梅毒トレポネーマ抗体定量		0	0	0	0	0	0	0	0	0
梅毒血清反応（STS）定性（スクリーニング）		1,572	2	1,569	0	0	0	0	0	1
梅毒血清反応（STS）定量		37	0	37	0	0	0	0	0	0
淋菌核酸同定検査		1	0	1	0	0	0	0	0	0
クラミジアトラコマチス及び淋菌核酸同定検査		1,680	2	1,600	0	0	78	0	0	0
グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体		0	0	0	0	0	0	0	0	0
クラミジアトラコマチス核酸同定検査		584	0	584	0	0	0	0	0	0
遺伝子を増幅しないもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査（PCR一回法）		110	58	2	0	0	46	0	4	0
遺伝子検査（PCR二回法）		133	3	1	0	0	129	0	0	0
遺伝子検査精密測定		136	127	0	0	0	1	0	8	0
塗抹検査（蛍光顕微鏡を使用するもの）		8	5	3	0	0	0	0	0	0
抗酸菌分離培養（液体培地法）		8	5	3	0	0	0	0	0	0
同定検査 結核菌群核酸検出		17	5	3	0	0	0	0	0	9
同定検査 抗酸菌核酸同定		0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤感受性検査（4薬剤以上）		57	43	0	0	0	0	0	0	14
結核菌型別検査		291	264	0	0	0	0	0	0	27
結核菌特異的インターフェロノン γ 産生能		622	615	1	0	0	0	0	0	6

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	開発試験
ジフテリア（中和）		364	0	0	0	0	0	364	0	0
百日咳菌抗体価精密検査（抗FHA）		364	0	0	0	0	0	364	0	0
百日咳菌抗体価精密検査（抗PT）		364	0	0	0	0	0	364	0	0
抗原その他 抗体検査	凝集法 定性	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凝集法 定量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	間接蛍光抗体法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イムノクロマト法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精密測定 定性（寄生虫）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精密測定 定性（その他）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人獣共通 感染症	菌型試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	菌型試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	薬剤感受性検査 1菌種	109	109	0	0	0	0	0	0	0
	細菌学的検査 複雑でないもの（一菌種につき）	74	74	0	0	0	0	0	0	0
	細菌学的検査 複雑なもの（一菌種につき）	334	332	0	0	0	0	0	2	0
	狂犬病検査	12	12	0	0	0	0	0	0	0
	マウスによる試験	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	遺伝子検査（PCR）一回法	44	42	2	0	0	0	0	0	0
	遺伝子検査（PCR）二回法	8	1	7	0	0	0	0	0	0
	遺伝子検査精密測定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他抗原抗体検査凝集法定量 1項目（ウィダール反応）	70	14	42	0	0	0	0	14	0
合計		11,142	3,987	4,080	15	0	890	1,820	91	259

5 ウイルス研究科検査実績

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	開発試験
分離試験	つつが虫病リケッチア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アデノ	144	0	0	0	0	144	0	0	0
	ポリオ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エコー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コクサッキー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	インフルエンザ	724	0	0	0	0	724	0	0	0
	RS	209	0	0	0	0	209	0	0	0
	日本脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パラインフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エンテロ	817	2	0	0	0	815	0	0	0
	ヘルペス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ムンプス	3	0	0	0	0	3	0	0	0
	A型肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2,645	0	0	0	0	2,645	0	0	0
抗原	アデノ（酵素抗体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロタ（酵素抗体）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	デングNs-1（酵素抗体）	10	10	0	0	0	0	0	0	0
計		4,552	12	0	0	0	4,540	0	0	0
PCR	H I V	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肝炎	139	139	0	0	0	0	0	0	0
	ノロ	118	0	0	0	0	118	0	0	0
	アデノ	79	0	0	0	0	79	0	0	0
	エンテロ	207	11	0	0	0	195	0	1	0
	ポリオ・エンテロ	34	34	0	0	0	0	0	0	0
	ジカ	19	19	0	0	0	0	0	0	0
	チクングニア	20	20	0	0	0	0	0	0	0
	デング	33	33	0	0	0	0	0	0	0
	ヘルペス	309	4	0	0	0	147	0	104	54
	ヒトパルボ	943	5	0	0	0	113	0	399	426
	インフルエンザ	16	7	0	0	0	9	0	0	0
	RS	4	0	2	0	0	2	0	0	0
	麻しん	663	505	19	0	0	97	0	0	42
	風しん	610	503	10	0	0	97	0	0	0
	ムンプス	19	0	0	0	0	19	0	0	0
	リケッチア	20	8	12	0	0	0	0	0	0
	コロナ	1,066	15	0	0	0	2	40	0	1,009
	その他	26,153	1,007	14	0	0	25,131	0	1	0
	遺伝子検査 一回法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	遺伝子検査 二回法	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	遺伝子検査 精密測定	4,719	3,529	196	0	0	987	0	3	4
	遺伝子検査（核酸同時検出）ア	15	9	2	0	0	0	0	2	2
	遺伝子検査（核酸同時検出）ウ	4	0	0	0	0	0	0	2	2
	計	35,190	5,848	255	0	0	26,996	40	512	1,539
SARSコロナウイルス核酸増幅検査		0	0	0	0	0	0	0	0	0
パルボウイルス（酵素抗体）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
B型肝炎（酵素抗体）		364	0	0	0	0	0	364	0	0
HPV（酵素抗体）		190	0	0	0	0	0	190	0	0
その他（酵素抗体）		8	0	8	0	0	0	0	0	0
水痘（酵素抗体）		364	0	0	0	0	0	364	0	0
麻疹（酵素抗体）		364	0	0	0	0	0	364	0	0
（IFA）ツツガ虫病抗体価		0	0	0	0	0	0	0	0	0
（IFA）その他		28	0	0	0	0	0	28	0	0
計		1,318	0	8	0	0	0	1,310	0	0

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	サーベ	流行予測	病レ	開発試験
C F	日本脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コクサッキー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ヘルペス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	インフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ムンプス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アデノ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H I	日本脳炎 (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本脳炎 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	インフルエンザ (1)	364	0	0	0	0	0	364	0	0
	インフルエンザ (2)	364	0	0	0	0	0	364	0	0
	インフルエンザ (3)	364	0	0	0	0	0	364	0	0
	インフルエンザ (4)	364	0	0	0	0	0	364	0	0
	インフルエンザ (5)	5	0	0	0	0	0	5	0	0
	パラインフルエンザ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	風しん	359	0	0	0	0	0	359	0	0
	その他	56	0	0	0	0	0	56	0	0
	計	1,876	0	0	0	0	0	1,876	0	0
中 和	ポリオ (1型)	364	0	0	0	0	0	364	0	0
	ポリオ (2型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ポリオ (3型)	364	0	0	0	0	0	364	0	0
	日本脳炎	364	0	0	0	0	0	364	0	0
	その他	364	0	0	0	0	0	364	0	0
	計	1,456	0	0	0	0	0	1,456	0	0
(PA) 麻疹		0	0	0	0	0	0	0	0	0
蚊の分類		20	0	0	0	0	0	20	0	0
HIV-1. 2抗原・抗体同時測定定量		1,659	14	1,645	0	0	0	0	0	0
HIV-1. 2 特異抗体 (イムノクロマト法)		18	9	9	0	0	0	0	0	0
HIV-1. 2抗体 (ウエスタンブロット法)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
HIV-1核酸定量		2	0	2	0	0	0	0	0	0
間接蛍光抗体検査 (IFA法)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
HBs抗原定性・半定量		0	0	0	0	0	0	0	0	0
HBs抗体定性・半定量		0	0	0	0	0	0	0	0	0
HCV抗体定性・定量		0	0	0	0	0	0	0	0	0
HCV核酸検出		0	0	0	0	0	0	0	0	0
HA抗体		0	0	0	0	0	0	0	0	0
IgM-HA抗体		0	0	0	0	0	0	0	0	0
リアルタイムPCR検査 (食中毒)		4,438	955	3,443	0	0	0	0	0	40
食中毒ウイルス検査		85	2	83	0	0	0	0	0	0
リアルタイムPCR検査 (感染症)		25	0	25	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査精密測定		236	115	115	0	0	6	0	0	0
計		6,483	1,095	5,322	0	0	6	20	0	40
合計		50,875	6,955	5,585	0	0	31,542	4,702	512	1,579

6 食品成分研究科検査実績

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験
成分分析・天然・中毒・バイオ	定性分析 複雑でないもの	124	121	3	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	2,700	2,697	3	0	0	0
	定性分析 特に複雑なもの	95	20	5	0	0	70
	定量分析 複雑でないもの	39	29	0	0	0	10
	定量分析 複雑なもの	2,907	2,754	0	0	0	153
	定量分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析 特殊なもの	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験 複雑でないもの	837	357	0	0	0	480
	有害性金属試験 複雑なもの	963	278	0	0	0	685
	有害性物質試験 複雑でないもの	162	43	8	0	0	111
	有害性物質試験 複雑なもの	4	4	0	0	0	0
	有害性物質試験 特に複雑なもの	1,806	176	3	0	0	1,627
	肉種鑑別試験	0	0	0	0	0	0
	かび毒試験	798	128	6	0	0	664
計		10,435	6,607	28	0	0	3,800
栄養	定性分析 複雑でないもの	254	150	0	0	0	104
	定性分析 複雑なもの	1,910	124	0	0	0	1,786
	定性分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	195	141	0	0	0	54
	定量分析 複雑なもの	722	312	0	0	0	410
	定量分析 より複雑なもの	339	13	0	0	0	326
	定量分析 特に複雑なもの	1,108	1	0	0	0	1,107
	有害性金属試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	計	4,528	741	0	0	0	3,787
組換え遺伝子検査 定性分析		369	230	0	0	0	139
組換え遺伝子検査 定量分析		35	15	0	0	0	20
合計		15,367	7,593	28	0	0	7,746

7 食品添加物研究科検査実績表

項目			総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験
食品添加物	定性分析	複雑でないもの	253	160	0	0	0	93
	定性分析	複雑なもの	9,959	9,205	0	0	0	754
	定性分析	特に複雑なもの	17,204	9,835	5	0	0	7,364
	定性分析	特殊なもの	8	5	0	0	0	3
	定量分析	複雑でないもの	13	13	0	0	0	0
	定量分析	複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析	特に複雑なもの	6,242	216	5	0	0	6,021
	定量分析	特殊なもの	2	0	0	0	0	2
	有害性金属試験	複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験	複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験	複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験	複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験	特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	計		33,681	19,434	10	0	0	14,237
添加物品質	定性分析	複雑でないもの	23	13	0	0	0	10
	定性分析	複雑なもの	2	1	0	0	0	1
	定性分析	特に複雑なもの	23	17	0	0	0	6
	定量分析	複雑でないもの	5	4	0	0	0	1
	定量分析	複雑なもの	3	1	0	0	0	2
	定量分析	特に複雑なもの	11	9	0	0	0	2
容器包装	計		67	45	0	0	0	22
	定性分析	複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
	定性分析	複雑なもの	6	3	3	0	0	0
	定性分析	特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析	複雑でないもの	17	2	0	0	0	15
	定量分析	複雑なもの	3	3	0	0	0	0
	定量分析	特に複雑なもの	378	205	0	0	0	173
	有害性物質試験	特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0
合計			34,152	19,692	13	0	0	14,447

8 残留物質研究科検査実績表

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	TBT0等	開発試験
定性分析 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
定性分析 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
定性分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
定量分析 複雑でないもの	76	76	0	0	0	0	0
定量分析 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
定量分析 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
有害物質試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
有害物質試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
有害物質試験 特に複雑なもの	516	76	0	0	0	48	392
有害物質試験（定量分析 複雑でないもの）	0	0	0	0	0	0	0
残留農薬定量分析	71,061	34,238	0	0	0	0	36,823
ダイオキシン類分析	0	0	0	0	0	0	0
動物用医薬品試験 複雑でないもの(細菌学的試験)	3,037	3,037	0	0	0	0	0
動物用医薬品試験 複雑なもの(理化学的試験)	12,842	4,302	0	0	0	0	8,540
動物用医薬品試験 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
PCB食品中の定量分析	677	404	0	0	0	0	273
合計	88,209	42,133	0	0	0	48	46,028

9 医薬品研究科検査実績表

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	開発試験
医薬品・危険製造所・ゲル薬・健康食品・捜査等	医薬品承認審査	0	0	0	0	0	0
	定性分析 複雑でないもの	1,921	1,871	50	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	102	12	68	0	0	22
	定性分析 特に複雑なもの	1,734	1,538	183	0	0	13
	定性分析 特殊なもの	8,127	8,123	0	0	0	4
	定量分析 複雑でないもの	911	896	15	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	65	13	49	0	0	3
	定量分析 特に複雑なもの	369	76	191	0	0	102
	定量分析 特殊なもの	32	18	0	0	0	14
	物理試験 複雑でないもの	19	2	16	0	0	1
	物理試験 複雑なもの	41	6	32	0	0	3
	生薬鑑別試験	21	21	0	0	0	0
	植物鑑別試験	688	688	0	0	0	0
	食品衛生試験：有害性物質試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0
計		14,030	13,264	604	0	0	162
部外品・化粧品・家庭用品・苦情等	定性分析 複雑でないもの	174	85	89	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	2,088	1,778	310	0	0	0
	定性分析 特に複雑なもの	3	3	0	0	0	0
	定性分析 特殊なもの	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	136	87	49	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	186	108	78	0	0	0
	定量分析 特に複雑なもの	637	505	73	0	0	59
	医薬品等試験：定量分析 特殊なもの	5	2	3	0	0	0
	物理試験 複雑でないもの	70	22	48	0	0	0
	物理試験 複雑なもの	86	65	21	0	0	0
	食品衛生試験：有害性金属試験 複雑でないもの	46	24	16	0	0	6
	食品衛生試験：有害性金属試験 複雑なもの	23	12	8	0	0	3
計		3,454	2,691	695	0	0	68
医薬品・指定医薬部外品製造承認試験		29	0	0	0	29	0
医薬部外品製造承認試験		340	0	0	0	340	0
(受託) 後発医薬品品質試験		24	24	0	0	0	0
下水又は廃水等試験：定量分析 複雑なもの (シアン)		86	19	67	0	0	0
合計		17,963	15,998	1,366	0	369	230

10 環境衛生研究科検査実績表

項目		総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	受託	開発試験
塵埃	塵埃検査（大きさ、数）	0	0	0	0	0	0	0
	塵埃検査（量、種類）	0	0	0	0	0	0	0
有毒ガス	有毒ガス試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	有毒ガス試験 複雑なもの	345	345	0	0	0	0	0
	有毒ガス試験 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
有害性化学物質等	有害性金属試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性金属試験 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 複雑なもの	1,429	1,429	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 特に複雑なもの	427	342	0	0	0	0	85
	ダイオキシン類の分析	1,886	1,681	0	0	0	0	205
計		4,087	3,797	0	0	0	0	290
上水	定性分析 複雑でないもの	358	358	0	0	0	0	0
	定性分析 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	564	512	0	0	0	0	52
	定量分析 複雑なもの	4,854	2,934	0	0	0	0	1,920
	定量分析 特に複雑なもの	2,830	1,922	0	0	0	0	908
	定量分析 特殊なもの	12,953	11,297	0	0	0	0	1,656
	省略不可試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0	0
	省略不可試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	省略不可試験 特に複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	食品衛生法にかかる水質検査	0	0	0	0	0	0	0
	ダイオキシン類の分析	0	0	0	0	0	0	0
計		21,559	17,023	0	0	0	0	4,536
下水	定性分析 複雑でないもの	599	599	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑でないもの	1,270	1,270	0	0	0	0	0
	定量分析 複雑なもの	312	312	0	0	0	0	0
	定量分析 特に複雑なもの	288	288	0	0	0	0	0
	定量分析 特殊なもの	96	96	0	0	0	0	0
	定量分析 消毒副生成物	0	0	0	0	0	0	0
	BOD試験 複雑でないもの	24	24	0	0	0	0	0
	BOD試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0	0
	有害性物質試験 内分泌かく乱科学物質	342	342	0	0	0	0	0
計		2,931	2,931	0	0	0	0	0
省略不可細菌試験（一般細菌及び大腸菌）		0	0	0	0	0	0	0
細菌及び生物試験 複雑でないもの		1,354	1,294	0	0	0	0	60
細菌及び生物試験 複雑なもの		78	78	0	0	0	0	0
細菌及び生物試験 特に複雑なもの		153	153	0	0	0	0	0
細菌及び生物試験 特殊なもの		0	0	0	0	0	0	0
菌型試験 ア 複雑でないもの		0	0	0	0	0	0	0
菌型試験 イ 複雑なもの		60	0	0	0	0	0	60
下水又は廃水（レジオネラ検査 浴槽水、プール水、給湯水）		1,104	878	11	0	0	0	215
下水又は廃水（レジオネラ検査 冷却塔水、その他）		82	78	3	0	0	0	1
遺伝子精密測定		0	0	0	0	0	0	0
遺伝子検査（PCR一回法）		113	34	14	0	0	0	65
クリプトスポリジウム等原虫検出検査（環境水）		28	28	0	0	0	0	0
クリプトスポリジウム等原虫検出検査（飲料水）		28	28	0	0	0	0	0
空中落下細菌数		0	0	0	0	0	0	0
空中浮遊細菌数		0	0	0	0	0	0	0
害虫検査 複雑でないもの		5,354	1,260	27	0	0	0	4,067
害虫検査 複雑なもの		0	0	0	0	0	0	0
おしぼり衛生検査		0	0	0	0	0	0	0
計		8,354	3,831	55	0	0	0	4,468
放射能検査等		5,036	3,102	0	0	0	1,934	0
合計		41,967	30,684	55	0	0	1,934	9,294

1 1 生体影響研究科検査実績表

(1) 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則別表第一に項目のある検査

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	その他
定性分析	0	0	0	0	0	0
発熱性物質試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
発熱性物質試験 複雑なもの	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(2) 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則別表第一に項目のない検査

項目	総数	行政検査	区市依頼	一般依頼	準依頼	その他
危険ドラッグ試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
危険ドラッグ試験 複雑なもの	17,272	17,272	0	0	0	0
細胞毒性試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
細胞毒性試験 複雑なもの	10	10	0	0	0	0
大気汚染物質試験 複雑でないもの	0	0	0	0	0	0
大気汚染物質試験 複雑なもの	6262	6,262	0	0	0	0
合計	23,544	23,544	0	0	0	0

第5節 精度管理調査事業

精度管理調査は、精度管理実施機関が試験検査機関に試料を配付し、その試料の試験検査の結果を評価し、試験検査上の問題点を把握・改善することにより、各機関の試験検査精度の維持、向上を図ることを目的に実施している。

「東京都衛生検査所精度管理調査」、「医療機関に対するPCR等検査の精度管理調査」、「東京都水道水質管理計画に基づく水道水質検査機関に対する精度管理調査」、「都区精度管理調査」の令和7年度実績は下記のとおりである。

1 東京都衛生検査所精度管理調査

福祉保健局医療政策部の事業に基づき、東京都医師会等と協力して都内の登録衛生検査所等、合計66施設を対象に「東京都衛生検査所精度管理調査」を実施した。

(1) オープン方式及びブラインド方式による調査

当センターから直接試料を配付するオープン方式による調査と、医療機関を通じて試料を配付し、調査であることを伏せて行うブラインド方式による調査を行った。

区 分		オープン方式			ブラインド方式		
		参加施設数	内 訳		検査項目別の参加施設数	調 査 施設数 (延べ) *	検 査 項 目 別 の 調 査 施 設 数 (延 べ)
			都内 施設	都外 施設			
生化学的検査		6 6	3 2	4	3 6	2 7	2 7
血液学的検査			3 3	4	3 7		2 7
免疫学的検査			2 9	4	3 3		2 7
微生物学的検査			1 5	4	1 9		2 0
細胞診検査	実施状況		1 4	1	1 5		
	標本抜き取り		1 3	1	1 4		
病理組織検査	実施状況		1 4	1	1 5		
	標本作製技術		1 4	1	1 5		
	標本抜き取り		1 1	1	1 2		
寄生虫学的検査			9	3	1 2		
遺伝子検査		1 7	5	2 2	2 7	9	

*登録衛生検査所数延べ数(医療機関数)

2 医療機関に対するPCR等検査の精度管理調査

令和7年4月1日までに都と医療措置協定を締結した医療機関のうち、自院内で検査の採取から検査の実施までが可能である検査措置協定を兼ねて締結している診療所を対象に、日本臨床検査薬協会と協力して都内の診療所および病院の計771施設を対象に「医療機関に対するPCR等検査の精度管理調査」として遺伝子検査に関する文書調査、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）遺伝子検査の技能試験ならびに実地における技術支援を実施した。

3 東京都水道水質管理計画に基づく水道水質検査機関に対する精度管理調査

都内の水道事業体（東京都水道局を含む）及び水道法第20条第3項に規定する登録検査機関のうち水質検査を行う区域に東京都を含む検査機関における水質検査の信頼性の確保及び向上を図るため、環境衛生研究科が主体となり外部精度管理調査を実施し、その結果について講評会を開催している。令和7年度は、無機物として亜硝酸態窒素、有機物としてホルムアルデヒドを対象項目とした。亜硝酸態窒素の参加検査機関数は34機関で、そのうち1機関は参加申し込みを行ったが報告書提出を辞退したため、評価の対象とならなかった。また、評価基準を満たさない機関が4機関あった。これら5機関に対し、原因究明及び改善報告書の提出を求めた。ホルムアルデヒドの参加検査機関数は32機関で、そのうち1機関がGrubbsの棄却検定により棄却されたため、原因究明及び改善報告書の提出を求めた。本調査の実施結果については、講評会にて報告を行うとともに、東京都健康安全研究センターのホームページ（水道水質精度管理）にて公表した。

4 都区精度管理調査

都区協定に基づく都及び区の保健衛生検査機関を対象とした「都区精度管理調査」を実施した。当センター及び区職員からなる専門委員会が作成した精度管理調査計画に基づき、担当研究科を中心に精度管理試料の調製及び配付、結果の解析を行い、参加機関を対象として講評を行った。

項 目		特別区	都	担当研究科
腸内細菌 水質 食品化学 食品細菌	赤痢菌、チフス菌・パラチフスA菌を含むサルモネラ及び腸管出血性大腸菌（O157、O26及びO111）の分離・同定	施設 1 2	施設 5	食品微生物研究科
	塩化物イオン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、TOC、過マンガン酸カリウム消費量、濁度の定量試験（全て自由参加）	6	1	環境衛生研究科
	着色料（食用タール色素）の分析（自由参加）	5	1	食品添加物研究科
	細菌数の測定、大腸菌群及び黄色ブドウ球菌の測定	1 3	1	食品微生物研究科
合 計		3 6	8	

第6節 病原体レファレンス事業

地方衛生研究所は、地方衛生研究所設置要綱（昭和51年9月10日付厚生事務次官通知（厚生省発衛第173号））に基づき、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するレファレンスセンターとしての役割を担うこととされている。当センターにおいても平成20年度から新規事業として病原体レファレンス事業を立ち上げ、都内で発生する感染症の病原体を積極的に収集し、当該病原体を分析して遺伝子変異、薬剤耐性や流行菌型の変化等を解明することで、有効な感染拡大防止対策や予防措置に資する情報を都民や医療機関等に提供している。

1 病原体レファレンス事業の概要

(1) 協力医療機関からの病原体収集事業

感染症法第12条第1項に規定する届出対象感染症以外の病原体であって、かつセンターが指定する病原体が協力医療機関の検査により分離された場合、センターが当該病原体を収集し、疫学解析を実施する。協力医療機関として、都立病院及び公益財団法人東京都保健医療公社病院と協定を締結し、事業協力を受けている。また、事業の開始に当たっては、当センター及び各協力医療機関の倫理審査委員会による審査・承認を得た。令和7年度に収集した病原体は表1のとおりである。

(2) 都区市保健所の積極的疫学調査の一環として実施される病原体検査の支援事業

都内で特異的な感染症の流行が観測された場合には、必要なサンプル数を確保し、全都又は特定地域における疫学的解析を実施する必要がある。そこで、保健所の積極的疫学調査として実施される病原体検査の一部について、病原体の運搬、検査及び疫学的解析を当センターが担当し、総合的な解析を行う。

(3) 病原体所持機関とその都度連携し、情報共有及びレファレンス機能強化に資する病原体を収集する事業

他自治体の地方衛生研究所や国立感染症研究所等の病原体所持機関とその都度協議し、当該機関の協力のもと、当センターのレファレンス機能強化に資する病原体の収集・解析等を行う。

(4) 協力医療機関又は保健所等と連携し、生体試料・疫学情報を収集する事業

感染症が発生し、診断確定のための生体試料の検査や疫学情報の解析等が必要と認められる場合、関係する医療機関や保健所等と協議し、生体試料等の検査・分析を行う。

2 事業結果

(1) 協力医療機関からの病原体収集事業

本事業で収集した病原体の概要を表1に示した。収集した病原体は、微生物部各研究科で解析し、その結果は、協力医療機関にその都度、検査成績として提供した。また、病原体の疫学的解析結果のまとめは、当センターのホームページ（<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/epid/>）に、東

京都微生物検査情報等として提供している。

表1 協力医療機関等から収集した病原体の概要（令和7年4月～令和8年3月）

対 象 病 原 体		収集菌株数
1	溶血性レンサ球菌（劇症型溶血性レンサ球菌を除く。）	11
2	肺炎球菌（侵襲性を除く。）	7
3	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（感染症由来菌株を除く。）	1
4	カンピロバクター	65
5	大腸菌（下痢症患者由来とし、腸管出血性大腸菌を除く。）	103
6	サルモネラ	46
7	エルシニア	6
8	リステリア	1
9	インフルエンザ菌	1
10	その他協力医療機関等の院内検査で、菌種等の同定が困難なもの （センターとの事前協議を経たものに限る。）	10

(2) 都区市保健所の積極的疫学調査の一環として実施される病原体検査の支援事業

積極的疫学調査として実施された麻しん及び風しん検査の陰性例を対象に類症鑑別検査を実施した。検査陰性例429検体について遺伝子検査を行った結果、ヒトパルボウイルス B19遺伝子が30検体、ヒトヘルペスウイルス6型が16検体、ヒトヘルペスウイルス7型が5検体から検出された。

(3) 病原体所持機関とその都度連携し、情報共有及びレファレンス機能強化に資する病原体を収集する事業

他自治体の地方衛生研究所、特別区の衛生検査機関等と連携し、サルモネラ52株及び赤痢菌1株を収集、型別試験及び薬剤感受性試験を行った。

(4) 協力医療機関又は保健所等と連携し、生体試料・疫学情報を収集する事業

髄膜炎菌接触者検査を目的として、鼻咽頭ぬぐい液4検体の培養検査および遺伝子検査を実施した結果、全検体陰性であった。また、レプトスピラ遺伝子陽性1症例からの抗体検査（ペア血清）を実施した結果、陽性であった。

第 2 章 広域監視部門

第1節 業務の内容

概 況

1 食品監視指導

食品衛生の分野では、平成30年6月、食品衛生法の一部を改正する法律が公布され、営業許可業種の再編、営業届の新設、HACCPに沿った衛生管理の制度化の他、食品のリコール情報の報告制度等が新たに制定された。

食品表示制度については、平成27年4月、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した食品表示法が施行された。平成29年9月、食品表示基準の改正により、加工食品の原料原産地表示制度が施行された。

また、近年の食品安全に関する諸課題を整理し、都民の意見や国の動きを踏まえ、令和8年3月に東京都食品安全条例に基づき、東京都食品安全推進計画が改定された。

当センターでは食品衛生法の改正及び食品表示法等に対応した監視体制を整備するとともに、HACCPに沿った衛生管理の制度化では、大規模製造業や問屋業に対し、自主的衛生管理の水準向上のため、事業者の衛生レベルに則したHACCP定着への技術的支援を行っている。一方、輸入業に対しては自主管理向上の動機付けと技術的支援を行う「自主管理推進事業」について引き続き実施している。また、都内に流通する食品の細菌検査、添加物や残留農薬、放射性物質等の検査の他、食品製造施設における食物アレルギー対策等を実施している。

2 薬事監視指導 医療機器監視

薬事衛生の分野では、平成17年4月から、市販後安全対策の充実・強化、医療機器に係る安全対策の見直し等に係る規定が全面施行となり、新たに都道府県事務として、医薬品等製造販売業や医療機器販売業に許可制が導入された。

また、青少年の間にまで蔓延する覚醒剤や違法（脱法）ドラッグなどの薬物乱用防止が急務となっていたことから、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」が公布、平成17年4月から施行され、6月には条例に基づく知事指定薬物が指定され、販売等が規制された。その後、薬事法が改正され、平成19年4月から法律による指定薬物として販売等が規制されることとなった。

平成24年4月の組織改正により、薬務課から医薬品等の製造販売業、製造業、修理業、配置販売業の許認可事務及び毒物劇物製造業、輸入業、特定毒物研究者の登録等事務が移行し、許可・登録から監視指導まで一貫した業者指導を行っている。

医薬品等による保健衛生上の危害を未然防止するとともに、医療機器の特性に合わせた規定を設け、さらに再生医療等製品を規制対象として新たに定義するため、薬事法が改正され平成26年11月25日から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」となった。

3 建築物監視指導

建築物衛生の分野では、中央式給湯設備や雑用水（再生水）使用施設の増加、レジオネラ属菌やホルムアルデヒド等新たな健康被害の発生、個別式空調管理方式の増加、ねずみ昆虫等対策における「総合的防除（IPM）」の導入など新たな規定整備が必要となり、平成14年に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）の政省令が大幅に改正された。

平成22年には、特定建築物の維持管理権原者を明確にするため同政省令が改正された。

建築物事業登録制度については、平成13年の建築物衛生法の改正により新たに2業種が追加され、現在8業種の登録を行っている。

また、設計段階から健康で快適なビル環境を確保するため「建築基準法第93条第5項及び第6項に基づき保健所長が行う建築確認申請時審査及び指導に係る事務手続要領」に基づき、建築確認時の図面審査指導を行っているところであるが、平成24年に具体的な指導事項を定めた「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」の一部改正を行っている。

第2節 食品監視第一課・食品監視第二課

1 食品機動監視班等の沿革等

(1) 沿革

昭和45年4月、都の食品機動監視班は、都民の生命に係わる食生活の安全確保を図るため、全国に先駆けて設置された。

当時は、甘味料のサイクラミン酸（チクロ）や着色料の赤色103号（エオシン）等、食品添加物の安全性が社会的に問題視され始めた時期であった。また、乳児用ミルクのヒ素中毒事件や食用油に混入した有害物質（PCB等）による食品公害事件等、食品への不安がうっ積した時代でもあった。

このことから、食品衛生に関する諸問題を解決するために、機動力を持ち、保健所の管轄区域を越えて緊急的・広域的な監視を行う組織として設置されたのが食品機動監視班である。

以降、食品衛生行政を取り巻く環境の変化に応じ、表1に示した組織改変を経て、現在は食品監視第一課・食品監視第二課の2課体制（食品機動監視担当8個班、ハサップ指導担当1個班、輸入食品監視担当2個班、市場監視担当4個班、食品表示監視担当2個班）となっている。

表1 食品機動監視班等の沿革

年月	組織体制	食品衛生行政を取り巻く環境
昭和45年4月	食品機動監視班設置 ・1個班あたり食品衛生監視員3名、運転手1名 ・23区内の保健所7か所、多摩地区の保健所3か所の計10所に分駐	食品添加物に対する安全性が問題視され、食品に起因する事故も多発
昭和50年4月	都の食品衛生監視員の身分に加え、特別区の食品衛生監視員の身分を併任	食品衛生行政の一部が特別区へ移管したことに伴い、都と区の役割を定めた「広域監視実施要綱」施行
昭和54年3月	併任解除	
昭和56年4月	業務見直し ・1個班あたり食品衛生監視員2名、運転手1名 ・特別区内の保健所7か所、多摩地区の保健所3か所の計10所に分駐	特別区の検査体制等整備に伴い、都の補完的業務を終了
昭和62年6月	業務の集中化による組織改編 ・特別区内の7個班を3分室に統合 ・3分室及び多摩地区の保健所3か所に副主幹を配置	輸入食品の増大、食品製造技術の高度化
平成2年4月	輸入食品監視班設置 ・食品衛生監視員3名	平成元年9月、「食品安全条例制定」の直接請求
平成2年8月	食品環境指導センター設置 ・食品環境指導センター（特別区内）：食品機動監視班7個班、輸入食品監視班1個班 ・食品環境指導センター多摩支所（多摩地区）：食品機動監視班3個班	有害食品等をより迅速な排除、輸入食品の根元での専門監視を実施
平成7年4月	業務見直し ・特別区内食品機動監視班7個班：1個班あたり3名⇒2名へ	平成7年の食品衛生法改正で、「総合衛生管理製造過程」の承認制度を導入
平成10年4月	ハサップ指導班設置 ・食品衛生監視員3名	
平成14年4月	東京都食品指導センターに改称 ・特別区内食品機動監視班は6個班に	JAS法に基づく監視権限の付与
平成15年4月	健康安全研究センター設置 ・広域監視部食品監視指導課：特別区内食品機動監視班6個班、輸入食品監視班2個班 ・多摩支所広域監視課：多摩地区食品機動監視班2個班、市場監視班4個班、ハサップ指導班1個班	危害発生未然防止型の安全対策実現のため、食と薬に係る監視・検査・研究体制の一元化
平成21年4月	業務見直し ・輸入食品監視班：2個班⇒3個班へ	
平成24年4月	組織改正 ・広域監視部食品監視指導課⇒広域監視部食品監視第一課 ・食品監視第一課内に食品表示監視班設置（2個班） ・多摩支所広域監視課⇒広域監視部食品監視第二課	平成23年7月、米トレ法に基づく産地情報の伝達制度開始
平成25年4月	業務見直し ・輸入食品監視班：3個班⇒2個班へ	

(2) 事業概要及び実績

主な業務内容は、大規模製造業、食品流通拠点、輸入業・倉庫業、多摩地区の市場等に対する監視指導、広域流通食品の収去検査、表示検査である。また、緊急に有害食品等を排除する事態が生じた場合に備え、「緊急監視」の出動体制を整えている。そのほか、食品による危害の未然防止と食品の規格基準設定に向けた情報を収集するための先行調査、衛生講習会等の普及啓発等業務は多岐にわたる。

過去3年間の事業実績は表2のとおりである。

表2 年度別事業実績（令和5年度～令和7年度）

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
有害食品等 監視指導	収去検査項目数	47,202	46,843	44,700
	〔規模数／執行率〕	[47,000/100.4%]	[47,000/99.7%]	[47,000/95.1%]
	〔違反数／違反率〕	[46/0.10%]	[39/0.08%]	[32/0.07%]
食品等表示 監視指導	表示検査実施数	423,147	419,313	410,025
	〔規模数／執行率〕	[409,400/103.4%]	[409,400/102.4%]	[409,400/100.2%]
	〔違反数／違反率〕	[1,422/0.34%]	[1,295 /0.32%]	[2768/0.68%]
牛乳等検査	収去検査項目数 〔違反数／違反率〕	2,204 [0/0.00%]	2,111 [0/0.00%]	2,169 [0/0.00%]
普及啓発（衛生講習会等）		632人 (20回)	570人 (19回)	287人 (8回)
職場内実務研修等		96人 (5回)	80人 (4回)	61人 (5回)

※現場で発見した違反を含む。

※講習会等はweb開催及び書面開催を含む。

(3) 特別区、八王子市及び町田市との役割分担

都と特別区における広域監視事業の役割分担は、「保健衛生事務事業に関わる都区協定」に基づく「広域監視実施要綱」により規定されている。広域監視実施要綱及び都区協定の仕組みについては、第3編参考資料を参照のこと。

都と八王子市、都と町田市についても、同様の協定を制定している。

(4) 都保健所との役割分担

施設等の監視指導等を行うに際して、令和5年12月28日付5福保健食第912号に基づき、表3のとおり都保健所との役割分担を明確にして対応している。

表3 都保健所と健康安全研究センター広域監視部との役割分担について

令和5年12月28日現在

	営業の許可、 届出等	食中毒 調査	健康被害情報 の届出	不利益処分 ※4		苦情処理 ※5	違反処理	監視、収去	自主回収情報 の届出
大規模製造業	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7、8
乳処理業、乳製品製造業	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7、8
卸売市場内施設 (多摩地区)	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7
食品等の問屋業及び 流通センター等	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7
食品等の輸入業、輸入 食品等を保管する倉庫業	保健所 ※1	保健所 ※2	保健所 ※3	保健所	広域監視部	広域監視部	広域監視部	広域監視部 ※6	広域監視部 ※7
上記以外の施設	保健所	保健所	保健所	保健所		保健所	保健所	保健所	保健所

※1 保健所と広域監視部は、必要に応じて、営業許可に係る申請（施設設備の主要の変更を含む。）や施設設備の指導状況等について情報を共有し、円滑な許可更新等に努めること。

※2 食中毒調査における施設調査については、必要に応じて、広域監視部と連携して行うこと。

※3 広域監視部が担当する施設から健康被害情報の届出を受けた際は、広域監視部と情報共有すること。

※4 食中毒事件に関する不利益処分は保健所で処理すること。

※5 苦情の受付や苦情者説明については、苦情者住所地を所管する保健所で対応すること。

※6 広域監視部が担当する施設の食品衛生監視票の採点は、広域監視部で対応すること。

※7 広域監視部が担当する施設について、自主回収情報届出に係る国システムからのメールは保健所に送付されるので、広域監視部にメールを転送する等連携して行うこと。

※8 同一施設内に所在する当該営業者の本社等が、他の製造工場の製品に関して自主回収を行う場合等も、広域監視部で対応すること。

2 令和7年度事業内容

(1) 年間事業計画

食品等による健康被害を未然に防止するため、食品機動監視班等の有する高度専門性・機動性を活かした広域的な監視指導を表4の年間事業計画に基づき実施している。

表4 健康安全研究センター食品衛生監視指導計画（令和7年度）

		事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
専門監視	大規模製造施設	菓子製造業	←											→
		そうざい製造業	←											→
		麺類製造業	←											→
		添加物製造業	←											→
		漬物製造業	←											→
		乳処理業	←											→
		冷凍食品製造業	←		→									→
		清涼飲料水製造業	←		→									→
		豆腐製造業	←		→									→
		氷雪製造業	←	→										→
		水産製品製造業	←		→									→
		酒類製造業	←		→							→		
		乳製品製造業	←		→							→		
		アイスクリーム類製造業	←		→							→		
		菓子製造業（あん類）	←		→							→		
		密封包装食品製造業	←		→							→		
		みそ又はしょうゆ製造業	←		→							→		
		調味料等製造・加工業	←		→							→		
		食肉処理業（食鳥含む）	←		→							→		
	食肉製品製造業	←		→							→			
	食用油脂製造業	←		→							→			
監視	食品流通拠点				夏期－斉監視指導					歳末－斉監視指導				
	卸売市場													
	食品等の輸入業・倉庫業													
	食品の適正表示等調査													
先行調査		食品等の安全確認及び安全基準設定等のための調査を実施する。												
緊急監視等		広域性がありかつ緊急に有害食品等の排除を要する場合に実施する。												
HACCPの取組		事業者の衛生管理状況を把握し、HACCPに沿った衛生管理の取組支援を行い、自主的衛生管理の水準向上を図る。												
表示検査		食品表示法及び米トレーサビリティ法に基づく監視指導を実施する。												
食品汚染調査		PCB、水銀に関する検査を実施する。												
輸入食品対策		残留農薬、放射能、理化学検査等について実施する。												

(2) 各監視事業と実績

令和7年度の業態別立入等件数は表5のとおりであり、食品分類別の検査項目数及び違反件数は表6のとおり、原産国食品分類別の検査件数及び違反件数は表7のとおりであり、違反内容の詳細については表8のとおりである。また、食品表示検査結果は表9のとおりである。

表5 業態別立入等件数（令和7年度）

業態別立入件数

業種	立入り 軒数	立入り 延軒数	収去軒数 買上含む	法違反 (収去)軒数
合計	5525	22482	621	4
製造業・処理業	704	3007	195	1
輸入業	218	234	41	1
倉庫業	55	143	33	0
問屋・卸売業等	584	2153	51	0
販売業	2859	12406	294	2
調理営業	1105	4539	7	0

(1) 製造業・処理業（改正前食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	231	417
菓子製造業		
パン製造業	19	68
生菓子製造業	22	27
その他	14	19
あん類製造業	3	4
アイスクリーム製造業	0	0
乳処理業	6	7
乳製品製造業	12	15
食肉処理業	25	33
食肉製品製造業	13	21
魚肉ねり製品製造業	1	2
食品の冷凍業	27	35
食品の冷蔵業	1	2
清涼飲料水製造業	10	12
乳酸菌飲料製造業	4	5
氷雪製造業	0	0
食用油脂		
動物性油脂	0	0
製造業	1	2
植物性油脂		
マーガリン又はショートニング製造業	1	2
みそ製造業	0	0
しょう油製造業	0	0
ソース類製造業	6	7
酒類製造業	4	5
豆腐製造業	0	0
納豆製造業	4	4
めん類製造業	3	4
そうざい製造業	49	137
かん詰又はびん詰食品製造業	2	2
添加物製造業	4	4

(2) 販売業（改正前食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	228	1295
食肉販売業	74	401
魚介類せり売り営業	14	88
魚介類販売業（一般）	140	806
魚介類販売業（自動車）	0	0

(3) 調理営業（改正前食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	127	654
飲食店（弁当）	34	159
飲食店（そう菜）	33	181
その他	60	314

※令和3年6月1日、
食品衛生法改正により
新たな許可制度が施行されたため
改正前の食品衛生法に基づく施設（(1)～(3)）と
改正後の食品衛生法に基づく施設（(4)～(6)）に
分けて集計を行っている。

(4) 製造業・処理業（改正後食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	1007	4257
食品衛生法55条 合計	862	3690
乳処理業	4	6
食肉処理業	56	154
菓子製造業	257	1183
アイスクリーム類製造業	6	8
乳製品製造業	21	27
清涼飲料水製造業	20	26
食肉製品製造業	45	130
水産製品製造業	60	425
氷雪製造業	3	4
液卵製造業	1	1
食用油脂製造業	6	7
みそ又はしょうゆ製造業	1	1
酒類製造業	7	8
豆腐製造業	15	113
納豆製造業	2	2
麺類製造業	18	117
そうざい製造業	195	943
複合型そうざい製造業	16	26
冷凍食品製造業	35	138
複合型冷凍食品製造業	5	6
漬物製造業	22	119
密封包装食品製造業	29	110
食品の小分け業	32	130
添加物製造業	6	6
食品衛生法57条 合計	145	567
添加物製造・加工業	0	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	15	18
コーヒー製造・加工業（飲料を除く）	13	90
農産保存食料品製造・加工業	13	90
調味料製造・加工業	47	204
糖類製造・加工業	0	0
精穀・製粉業	4	5
製茶業	0	0
海藻製造・加工業	1	1
卵選別包装業	16	93
器具・容器包装の製造・加工業 （合成樹脂製に限る）	4	5
その他の食料品製造・加工業	32	61

(5) 販売業（改正後食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	4071	15193
食品衛生法55条 合計	1175	3263
食肉販売業	558	1472
魚介類販売業	617	1791
魚介類競り売り営業	0	0
食品衛生法57条 合計	2896	11930
食肉販売業（包装）	129	720
魚介類販売業（包装）	108	515
乳類販売業	206	510
氷雪販売業	25	197
弁当販売業	13	90
野菜果物販売業	506	1951
米穀類販売業	74	418
通信販売・訪問販売	13	13
コンビニエンスストア	10	12
百貨店、総合スーパー	799	1286
自動販売機による販売業（下記を除く）	49	430
その他の食料・飲料販売業	964	5788

(6) 調理営業（改正後食品衛生法）

業種	立入り 許可数	立入り 延許可数
合計	1139	4362
食品衛生法55条 合計	1063	4033
飲食店（一般）	945	3747
飲食店（集団給食）	13	29
飲食店（自動車）	16	16
調理機能を有する自動販売機	89	241
食品衛生法57条 合計	76	329
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	76	329

表 6 食品分類別検査項目数及び違反件数（令和 7 年度）

	検査 品目数	検査 項目数	検査項目数内訳		違反 件数	違反件数内訳						輸入食品（抜粋）	
			理化学 検査	細菌 検査		検査結果に基づく違反件数内訳				輸入食品 の検査項 目数	輸入食品 の違反件 数		
						小計	食品添加 物	理化学検査				細菌 検査	
								残留農 薬・動物 用医薬品	その他				
合 計	3,218	44,700	33,509	11,191	32(1)	6(1)	2	4(1)	0	0	18,835	14	
魚 介 類	168	901	641	260	1						328		
魚 介 工 品	141	746	549	197							82		
無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	27	692	491	201							295		
加熱後摂取凍結前加熱冷凍食	16	287	188	99							23		
加熱後摂取凍結前未加熱冷凍	36	959	724	235	1	1	1				574	1	
生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	7	240	167	73							240		
肉・卵類及びその加工品	326	11,020	7,779	3,241	13	1	1				4,262		
牛乳・加工乳・その他の乳	109	752	726	26									
乳 製 品	206	1,282	971	311							338		
乳 類 加 工 品	6	116	73	43							21		
アイスクリーム類・氷菓子	2	19	15	4									
穀 類 及 び そ の 加 工 品	231	1,501	1,323	178							522		
野菜類・果実及びその加工品	827	13,257	11,820	1,437	4(1)	4(1)		4(1)			9,369	4(1)	
菓 子 類	167	3,467	2,188	1,279	1						182	1	
清 涼 飲 料 水	149	927	818	109							116		
酒 精 飲 料	40	552	512	40							396		
氷 雪	7	7		7									
水													
調 味 料	177	2,455	1,408	1,047	9						820	8	
そうざい類及びその半製品	134	2,390	1,082	1,308							23		
そ の 他 の 食 品	411	2,904	1,808	1,096	3						1035		
化学的合成品及びその製剤	3	7	7										
そ の 他 の 添 加 物													
器 具 及 び 容 器 包 装	28	219	219								209		
お も ち や													

※表中（ ）内の数字は他自治体等からの通報により対応した件数（再掲）

表 7 違反内容（令和 7 年度）

違反条項		品名	違反概要	原産国
食品衛生法 第13条	他の自治体等からの 通報によるもの	ユカン	モノクロトホスを0.02ppm検出	インド
	検査の結果違反が判明したもの	アボカド	ピラクロストロピンを0.02ppm検出	メキシコ
		緑豆	シプロコナゾールを0.04ppm検出	ウズベキスタン
		にんじん	クロチアニジンを0.3ppm検出	中国
小計 （ ）は輸入品の再掲 4 (4)				
食品表示法第5条	検査の結果違反が判明したもの	カットタコ	表示に記載のないエリソルビン酸を0.42g/kg検出	中国
		ボークソーセージ	表示に記載のないソルビン酸を0.19g/kg検出	日本
	現場で違反を発見したもの ※	マシュマロ	邦文表示が欠落	中国
		ヨーロッパイエコオロギ・パウダー	①「輸入者の氏名又は名称」が欠落 ②「原産国名」が欠落	不明
		乾燥トノサマバッタ	「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」が欠落	日本
		カイコのサナギ・パウダー	①「輸入者の氏名又は名称」が欠落 ②「原産国名」が欠落	不明
		生食用鶏肉	「原料原産地名」表示が欠落	日本
		生食用鶏肉	「原料原産地名」表示が欠落	日本
		鶏むねたたき	「アレルゲン」の一括表示内に鶏肉が欠落	日本
		鶏ももチャーシュー	①「製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称」が欠落 ②個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏むねチャーシュー	①「製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称」が欠落 ②個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏チャーシュー	①賞味期限が同一包装枠外になく、外袋に品質保持期限として表示されていた。 ②個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏もも肉（調理品）	個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏むね肉（調理品）	個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		鶏刺	三号に定められた、別記様式一における事項名が欠落	日本
		鶏刺	三号に定められた、別記様式一における事項名が欠落	日本
		鶏刺	三号に定められた、別記様式一における事項名が欠落	日本
		鶏肉調理品	個別的義務表示事項に定める「食肉製品」の表示が欠落	日本
		ケイヒ末	「原料原産地名」又は「原産国名」の表示が欠落	不明
		シナモンパウダー	①最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地に「東京都」が欠落 ②開封後の取扱方法を一括表示部分に「保存方法」として表示	ベトナム
		シナモンパウダー	①最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地に「東京都」が欠落 ②開封後の取扱方法を一括表示部分に「保存方法」として表示	マレーシア
		シナモンスティック	①最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地に「東京都」が欠落 ②開封後の取扱方法を一括表示部分に「保存方法」として表示	インド
	シナモンクラッシュ	①最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地に「東京都」が欠落 ②開封後の取扱方法を一括表示部分に「保存方法」として表示	ベトナム	
	シナモンスティック	「食品関連事業者の氏名又は名称」の表示が邦文で行われていない。	インド	
	クローブホール	①「食品関連事業者の氏名又は名称」の邦文表示が欠落 ②熱量（エネルギー）の表示の単位に「kcal」を使用していない。	インド	
	クローブパウダー	①「名称」の邦文表示が欠落 ②栄養成分表示について別記様式2の順番で表示項目の表示が行われていない。	インド	
	ターメリックパウダー	①「賞味期限」の表示方法が不適正 ②一括表示ポイント数が8ポイント以下である。	バングラデシュ	
	身欠きふぐ	「原料ふぐの種類」の表示が欠落	日本	
小計 （ ）は輸入品の再掲 28 (10)				
合計 （ ）は輸入品の再掲 32 (14)				

※現場で発見した違反は、違反通報した事案のみ計上

表 8 原産国・食品分類別検査・違反件数（令和 7 年度）

	検査品目数	アジア・オセアニア・中東										ヨーロッパ										南北アメリカ					アフリカ							
		日本	インド	マレーシア	オーストラリア	タイ	ニュージーランド	フィリピン	ベトナム	韓国	台湾	中国	(アジア・オセアニア・中東)	イギリス	イタリア	オランダ	スペイン	デンマーク	ドイツ	ハンガリー	フランス	ベルギー	ポーランド	(ヨーロッパ)	アメリカ	カナダ	チリ	ブラジル	メキシコ	(南北アメリカ)	南アフリカ	(アフリカ)		
合計	3218(5)	2395(1)	20	3	40	68	44	33	20	15	1	161(2)	25	6	61	5	20	3	3	2	32	8	3	23(1)	89	17	16	23	27(1)	34	10	8	3	
魚介類	168	159					5					1													1		2							
魚介加工品	141	134				3			2			1	1																					
肉・卵類及びその加工品	326(1)	251(1)		12	3							8					5	1			1				10	7	2	22	4					
乳・加工乳	109	109																																
乳製品	206	188					1							1	4	2	1			7			2											
乳類加工品	6	5													1																			
アイスクリーム類・氷菓	2	2																																
穀類及びその加工品	231	186	1	2	8					3	1	1		13								1	2	4						9				
野菜・果物及びその加工品	827(3)	397		25	37	36	31	7	9			85(1)	9	3	13	3	2			8	7	2	5(1)	70	8	11	1	22(1)	20	10	6			
冷凍食品	86(1)	48				5		2	2			16(1)					3						5	2	2	1			2					
菓子類	167	161																	2				4											
そうざい類及びその半製品	134	133										1																						
調味料	177	104	19	3	2				8	2	10	10	10	11			1		1			1	1	1	1						2	1		
清涼飲料水	149	126											1	2	6		4			10														
酒精飲料	40	16				1			1	1		1			4	5				6		2	3											
氷雪	7	7																																
水	0																																	
その他の食品	411	358		1	9	2						17	4	9				1		2			2						1	3		2		
化学的合成品及びその製剤	3	3																																
器具容器包装	28	8										20																						
おもちゃ	0																																	

その他(アジア・オセアニア)・・・アラブ首長国連邦、イスラエル、インドネシア、サウジアラビア、スリランカ、トルコ、モロッコ
 その他(ヨーロッパ)・・・アルバニア、ギリシャ、スイス、スウェーデン、セルビア、ブルガリア、ポルトガル、マルタ、ルーマニア
 その他(南北アメリカ)・・・アルゼンチン、エクアドル、グアテマラ、コスタリカ、ペルー、ボリビア
 その他(アフリカ)・・・ケニア、チュニジア
 ()は検査の結果違反が判明したものの件数

表9 食品表示検査件数（令和7年度）

				検査品目数	遺伝子組換え （再掲）	保健機能食品 （再掲）	アレルギー （再掲）	違反・不適正表示品目数	内訳 （複数計上可）													措置した品目数	内訳 （複数計上可）			通報した品目数	指示・公表した品目数	
									無表示	衛生事項				品質事項				保健事項					文書指導	口頭指導	その他			
										期限表示	食品添加物	アレルギー	その他	生鮮食品の原産地	加工食品の原料原産地	輸入加工食品の原産国	その他	栄養成分表示	機能性表示	その他								
合 計				410,025	27,782	14,092	158,385	2,768	521	24	7	10	44	1,312	348	15	864	8	0	13	2,764	2	2,741	22	26	1		
加工食品 ※ 1	農産物	麦類	1	1,575	50	6	748																					
		粉類	2	6,310	460	662	4,218	7	1					6		6					7		7					
		でん粉	3	1,452	328	3	615	2						2							2		2					
		野菜加工品	4	20,020	4,889	1,520	12,415	28	6					4		8		10	28		28							
		果実加工品	5	16,591	3,187	1,131	11,147	41	1	1				7	1	36			41		41							
		茶、コーヒー及びココアの調製品	6	4,458	24	314	854	43	9					19	4	18			43		43							
		香辛料	7	6,881	31	30	1,727	181		1			12	58	1	142	2		181		172	9			9			
		めん・パン類	8	12,200	1,953	977	10,356	51	12	3		3	3	17		18			51		51							
		穀類加工品	9	9,863	2,285	646	6,813	9	5							3		1	9		9							
		菓子類	10	22,396	4,688	794	17,648	271	103	3			2	82		96			271		271	1			1			
		豆類の調製品	11	10,169	4,665	484	6,154	9	5					2				2	9		9							
		砂糖類	12	3,274		13	227																					
		その他の農産加工食品	13	3,590		25	1,279	18	1					12	2	8			18		18							
	畜産物	食肉製品	14	13,484	98	884	9,283	33	15	4	1	1	8	8		7	6	33		21	12		12					
		酪農製品	15	20,546	158	1,664	16,946	1						1		1		1		1								
		加工卵製品	16	3,696	30	66	3,218																					
		その他の畜産加工食品	17	2,368	35		1,080	13		1					1	11			13		13							
	水産物	加工魚介類	18	19,312	88	1,328	11,443	195	130	4			1	35	4	24			195	1	194					1		
		加工海藻類	19	3,424	16	68	968	6						5		3			6		6							
		その他の水産加工食品	20	1,007			853	4						1		3			4		4							
	その他	調味料及びスープ	21	12,478	606	323	9,153	44	2	2	5	5	6	21		34			44		44							
		食用油脂	22	5,088	116	183	1,989	2								2			2		2							
		調理食品	23	19,735	2,249	989	15,379	62	3	1		1	3	34		35			62		62							
		その他の加工食品	24	6,214	185	522	4,300	58	7				4	31	2	34			55		55				3			
		飲料等	25	16,952	1,133	897	8,656	14	4		1			3		4			14		14							
小 計			243,083	27,274	13,529	157,469	1,090	304	20	7	10	39	348	15	493	8	13	1,089	1	1,067	22		25		1			
生鮮食品 ※ 2	農産物 （まめ・大豆、山豆類及びその他の豆類を除く。）	米穀	26	6,616			75	11					9		61			75		75								
		麦類	27	1,192																								
		雑穀	28	2,125																								
		豆類	29	5,988	496		33	6					22			22			33		33							
		野菜	30	51,146	12	76	893	137					733			138			893		893							
		果実	31	33,395		416	33	324	33			1	276			53			324		324							
		その他の農産食品	32	807		30	7						7			7			7		7							
	畜産物	食肉	33	23,490		8	101	237	5				2	203		69			237		237							
		乳	34																									
		食用鳥卵	35	4,419		40	1						1					1		1								
		その他の畜産食品	36																									
	水産物 （ワラサ、サメ、イサナ、フナ、サケ、マス、アサギ、フナ、サメ、サ																											

ア 大規模製造業及び食品流通拠点に対する監視指導

本事業は食品機動監視担当及びハサップ指導担当が中心となって実施している（９個班）。

大規模製造業（都県を越えて流通する食品等を製造する概ね従業員20名以上の施設。対象施設：525軒）に立ち入り、製造基準等の法令を遵守し、食品を衛生的な取り扱いのもとに製造しているか監視指導を行っている。特に、ハサップ指導担当は、乳処理業等の国際認証を取得する食品製造施設等を中心に監視指導を実施している。

食品の間屋、流通センター等（対象施設:693軒）に立ち入り、商品の適切な保存温度での保管等、食品が衛生的に管理され、取り扱われているか監視指導を実施している。

立ち入る際には、表示の監視を行うとともに、対象施設の取扱品目や衛生管理の状況を勘案しながら食品や器具・容器包装等について収去検査を実施し、食品等の成分規格又は添加物使用基準等の違反及び不良品等の発見、排除に努めている。

また、HACCPに沿った衛生管理の制度
化に応じて、事業者の衛生管理レベルに則したHACCPの導入と定着に向けた技術的支援を行う等、衛生レベルの向上にむけた指導を実施している。

食品機動監視担当及びハサップ指導担当の立入状況等は表10のとおりである（表５の一部再掲）。

表10 立入件数（食品機動監視担当等）

業種	立入 軒数	立入 延軒数	収去軒数 (買上含む)
合計	1,417	1,685	372
製造業	319	421	174
輸入業	2	2	0
倉庫業	8	8	4
間屋・卸売業等	62	76	36
販売業	658	747	152
調理営業	368	431	6

イ 輸入業及び倉庫業等に対する監視指導

本事業は輸入食品監視担当が中心となって実施している（２個班）。

食品等の輸入業及び輸入食品等を保管する倉庫業等（対象施設：915軒）に立ち入り、商品の適切な保存温度での保管等、食品が衛生的に管理され、取り扱われているか監視指導を実施している。

立ち入る際には、表示の監視を行うとともに、過去の違反事例や検疫所の違反情報等に基づき、食品や器具・容器包装等について収去検査を実施し、輸入食品等が都内に流通する前段階における違反品、不良品の排除に努めている。

また、自主管理に関する点検票を用いて食品等の衛生的な取扱いや従業員の衛生教育、衛生管理の体制等の状況を把握し、その結果を踏まえて、事業者の取り組み状況に応じた指導を行っている。

輸入食品監視担当の立入状況等は、表11のとおりである（表５の一部再掲）。

表11 立入件数（輸入食品監視担当）

業種	立入 軒数	立入 延軒数	収去軒数 (買上含む)
合計	492	539	128
製造業	1	1	0
輸入業	203	206	41
倉庫業	31	32	29
間屋・卸売業等	0	0	0
販売業	204	236	57
調理営業	53	64	1

ウ 多摩地区の市場に対する監視指導

本事業は市場監視担当が中心となって実施している（４個班）。

多摩地区にある中央卸売市場（１箇所）及び地方卸売市場等（７箇所）計８箇所にある食品・添加物等の卸売業、販売業及び調理営業等（対象施設：291軒）に対し、早朝の立入を実施し、食品の取扱状況・表示等の監視と必要に応じて収去検査を実施し、市場流通における根元チェックを行っている。

また、細菌検査等スクリーニング検査による衛生監視指導も併せて実施し、自主的衛生管理の支援を行っている。市場監視担当の立入状況等は、表12（表５の一部再掲）、スクリーニング検査の実施状況は表13のとおりである。

表12 立入件数（市場監視担当）

業種	立入 軒数	立入 延軒数	収去軒数 （買上含む）
合計	3,157	19,752	121
製造業	373	2,574	21
輸入業	1	9	0
倉庫業	16	103	0
問屋・卸売業等	506	2,059	15
販売業	1,687	11,081	85
調理営業	574	3,926	0

表13 スクリーニング検査実施件数

	項目	検体数 (品目数)	検査件数 (項目数)	判定	
				良	不良
検査法	合計	1,032	7,592	6,774	227
	細菌検査				
	小計	834	7,394	6,583	220
	ふきとり	810	7,290	6,530	220
	その他	24	104	53	0
化学検査	小計	198	198	191	7
	残留塩素検査	198	198	191	7
	ルミテスター	0	0	0	0
	イムノクロマト	0	0	0	0
	pH他	2	4	0	0

エ 食品関連事業者に対する食品の品質等に関する表示の監視指導

本事業は、食品表示監視担当が中心となって実施している（２個班）。

都内全域を対象として、都民や農林水産省、他自治体からの通報や同位体検査等の結果に基づき、食品表示法の品質事項に係る表示の不適正が疑われる案件にいて、事業者に対する調査や指導を行っている。令和７年度は調査の結果、改善の指示と事業者名の公表を行ったものが１件、文書による改善指導を行ったものが１件あった。

また、スーパーマーケット、商店街及び産地直売所等を対象とした品質事項に係る表示の監視指導も行っている。食品表示監視担当の立入状況は表14のとおりである（表５の一部再掲）。

表14 立入件数（食品表示監視担当）

業種	立入 軒数	立入 延軒数
合計	459	506
製造業	11	11
輸入業	12	17
倉庫業	0	0
問屋・卸売業等	16	18
販売業	310	342
調理営業	110	118

さらに、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティー法）に基づく表示検査は、対象事業者に対して、伝票等により取引記録の作成・保存状況を確認するとともに、事業者間や一般消費者への産地情報の伝達状況を確認している。実施状況は表15のとおりである。

表15 米トレーサビリティー法に基づく表示検査件数

	立入軒数※	口頭指導 軒数	内訳（再掲）	
			産地情報 の不伝達	その他
合計	228（0）	96	87	25
製造業	2	0	0	0
輸入業	0	0	0	0
問屋・卸売業等	0	0	0	0
販売業	125	34	26	16
調理営業	101	62	61	9
その他	0	0	0	0

※（ ）は立入軒数のうち広域事業者の軒数

3 先行調査

(1) 令和7年度先行調査結果

先行調査は、食品の安全確認及び安全基準の設定や、監視業務への応用等事業に資するため、年間を通じて各班が個々にテーマを設定し実施する調査研究である。

令和7年度のテーマ及び結果の概要は表16のとおりである。

表16 令和7年度先行調査結果

No	テーマ	検査対象	調査内容
1	香辛料の重金属等含有実態をはじめとする衛生学的調査（新規）	都内に流通する「シナモン」26 検体、「クローブ」7 検体、「ターメリック」7 検体（計 40 検体）	都内に流通する香辛料について、微生物学的汚染実態調査及び重金属等含有実態調査を実施した。 微生物に関しては、最大で 2.5×10^7 cfu/g の細菌数が検出された検体があったが、その多くは好気性芽胞菌であり、その菌種は環境中に普遍的に分布している <i>Bacillus</i> 属菌であった。検査の結果、食中毒の原因となるような菌及び菌量の検出はみられず、直ちに人体に悪影響を及ぼす水準とは断定できなかった。真菌についても、カビ毒を産生する菌は検出されなかった。今後も香辛料の輸入者に対し、現地製造工程での微生物低減策の実施を促し、自主的な衛生管理を指導していきたい。 重金属等に関しては、シナモンでは、鉛（Pb）が 20 検体から 0.1～2.1 ppm、カドミウム（Cd）が全ての検体から 0.10～0.50 ppm、ヒ素（As）が 20 検体から 0.01～0.09 ppm、総水銀（Hg）が 14 検体から 0.01～0.03 ppm 検出された。クローブでは、Pb が 3 検体からいずれも 0.2 ppm、As が 4 検体から 0.01～0.02 ppm 検出され、Cd と Hg は検出されなかった。ターメリックでは、Pb が 2 検体から 0.4 ppm、16 ppm、Cd が 4 検体から 0.01～0.39 ppm、As が全ての検体から 0.01～0.11 ppm 検出され、Hg は検出されなかった。Pb が 16 ppm 検出された検体はバングラデシュ原産であった。 重金属のうち Cd については、シナモンから最大 0.50 ppm が検出されたが、食品安全委員会が設定する耐容週間摂取量（TWI）を超える可能性は低いと考えられた。Pb については、シナモン及びクローブは全ての検体がコーデックス規格を下回っていた一方で、ターメリック 1 検体から 16 ppm という突出した値が検出された。高値の原因は、現段階では特定できていないが、土壌汚染が深刻な地域での栽培に由来する可能性が考えられる。しかし、重量や色味を増すことで金銭的価値を高める目的でクロム酸鉛をターメリックに違法に添加する食品偽装が過去に海外で報告されている。このため、今後は当該品の総クロム濃度を可能な範囲で測定し、クロム酸鉛との関連性を検証する予定である。また、当該品の輸入者を管轄する自治体へ適宜情報提供を行っていく。今後も香辛料の重金属等の実態調査を継続し、最新の動向を把握していきたい。

No	テーマ	検査対象	調査内容
2	製造施設における Aspergillus niger 群の汚染実態調査 (新規)	製造施設8施設（菓子4施設、そうざい2施設、食肉製品2施設）における作業室から採取した落下菌87検体及びふきとり32検体、計119検体	菓子・そうざい・食肉製品製造施設を対象として、落下菌およびふきとり検体の Aspergillus niger 群（以下「A. niger 群」という。）の検査を実施した。その結果、複数施設から A. niger 群を検出した。検出箇所はいずれも加熱前の製品を取り扱う作業室であり、原材料に付着していた菌が作業環境に持ち込まれた可能性が考えられた。なお、検出した菌株のオクラトキシン産生能を確認したところ、すべて陰性であった。また、作業場の適切な温度管理ができていたのは 1 施設のみであった。さらに、落下菌から A. niger 群が検出された施設では、エアコン内部のフラップや天井裏など、清掃が行き届きにくい箇所にカビやほこりが蓄積していた。当該施設に清掃等を指導し、再度立ち入り検査したところ、落下菌からは A. niger 群を検出せず改善が見られたが、オープンの取っ手から新たに A. niger 群を検出し、作業者の手指を介した二次汚染の可能性が示唆された。 温湿度管理が不十分な施設では、空調機器の更新により目標とする環境を確保することが理想である。ただし、作業ごとの危害要因分析をきめ細やかに行い、工程ごとの A. niger 群の汚染源及び原材料や製品の品質を管理できる温湿度を明確にした上で、区画や動線を変更することで製品への汚染を防ぐとともに、カビが生育しづらい環境を確保することが対策として有効であると考えられた。
3	合成樹脂塗装表示のある木製・竹製等調理器具の溶出状況調査（新規）	都内に流通する合成樹脂塗装表示のある木製及び竹製の菜箸、ヘラ 16検体	植物由来素地に合成樹脂が塗装された調理器具については、食品接触部に個別規格のない合成樹脂が使用されることが多く、溶出試験の実施が不十分だった。また、植物由来素地に起因する金属等が食品中へ溶出する可能性も示唆される。 そこで、規格基準告示第 384 次改正の完全施行に向けた実態把握を目的として、国内流通する植物由来素地に合成樹脂が塗装された調理器具（菜箸やヘラ）を対象に、総溶出物試験及び金属等の溶出状況を調査した。 その結果、総溶出物試験ではヘプタンを用いた条件下では基準値を超過する検体はなかった。一方で、水及び 4%酢酸の条件下では 16 検体中 6 検体が適用予定の基準値を超過したことから、溶出物は水溶性の傾向が強いことが示唆された。 また、金属等の溶出状況調査では、いずれの検体においても検査した金属等が検出されなかった。このことから、少なくとも本調査で対象とした検体については検査した金属等が食品中への移行する可能性は低いと考えられた。 今後も同様の調査を継続し、結果を国に情報提供することで、合成樹脂規格の適用に関する検討に資する資料として活用していく。

No	テーマ	検査対象	調査内容
4	食品製造施設等で使用しているスマートデバイスの汚染実態調査	スマートデバイスの表裏やタッチペン等の付属品計42検体	スマートデバイス等の衛生管理方法等の現状と課題を把握することを目的として食品製造現場におけるスマートデバイスの導入状況及び衛生管理状況のアンケート調査、聞き取り調査、拭き取り検査を実施した。 アンケート調査は都内食品製造業 22 社から回答を得た。スマートデバイス導入への関心は高く、特に「各種記録・製造管理」や「従業員教育」の分野での活用に高い関心があることが分かった。この一方で、スマートデバイスを導入している事業者の全てが「スマートデバイスの衛生管理方法をマニュアルには記載していない」と回答した。食品製造施設内でのスマートデバイスの取り扱いは、アルコールを噴霧する等現場内での運用ルールがあるものの、明文化はされていない状況であることが考えられた。 拭き取り検査は6施設で実施し、4施設17検体から一般生菌が、1施設2検体から腸内細菌科菌群が検出された。4施設ではタブレットの表面だけでなく「持ち手部分」や「付属品のタッチペン」などからも一般生菌等が検出された。 手指を介して操作を行うことが想定されるスマートデバイスの導入にあたっては、定期的な消毒などができるように衛生管理計画の見直しを含めて事業者自らが事前に検討していく必要があると考えられた。
5	問屋業等におけるHACCP定着に向けた監視手法の検討（継続）	生くるみ(核果の内側の種実部分)	問屋業等における食品衛生管理の向上を目的として、効果的な監視手法の検討を行った。 1 問屋業等事業者のクラス分類と立入頻度 HACCP の履行状況に基づき、食品監視第二課所管の問屋業等施設を分類し、立入頻度を設定した。 2 監視員向け施設調査票の作成 令和6年度に作成した調査票について、タブレット端末を用いた監視も見据え、改良した。 3 事業者向け普及啓発資料の作成 問屋業等事業者の自主的な衛生管理の推進を目的として、普及啓発資料を作成した。テーマは①「衛生管理記録について」、②「小分け作業で注意すべきポイント」の2点とし、それぞれについて文書及び動画の資料を作成した。また、②「小分け作業で注意すべきポイント」の資料作成にあたり、生くるみを用いた保存試験を実施した結果、常温食品であっても温度管理が不十分な場合には、品質劣化により苦情等につながる可能性があることが示唆された。 本調査での取り組みを端緒として、引き続き、問屋業等事業者に対する効果的な監視指導を確立すべく検討していく。

No	テーマ	検査対象	調査内容
6	インターネット販売されている鶏肉加工品等の微生物学的汚染実態調査（継続）	EC（電子商取引）サイトにおいて加熱せずそのまま喫食することができる旨が記載された鶏刺し 16 検体及び低温調理品 10 検体、計 26 検体	都内で鶏肉及び鶏内臓の低温調理品（以下「低温調理品」という。）を喫食したことが原因と疑われる有症事例が多数発生しており、食中毒と断定された事例も多い。近年、EC サイトで鶏刺しや低温調理品の取扱いも多く見られるため、EC サイトにおいて加熱せずにそのまま喫食することができる旨が記載された鶏刺しや、低温調理品について、食中毒起因菌を中心とした汚染実態を調査した。 本調査の結果、鶏刺し 16 検体全てから一般生菌が検出された。また、6/16 検体から大腸菌群、糞便系大腸菌群及び腸内細菌科菌群を検出した。さらに、7/16 検体から食中毒起因菌であるサルモネラ及びリステリア・モノサイトゲネス(<i>L. m</i>)のいずれかを検出した。このことから、今後も鶏刺しの食中毒リスクについて消費者に適切な注意喚起を継続していく必要があると言える。低温調理品は 7/10 検体から一般生菌が検出された。その他、腸内細菌科菌群及びウエルシュ菌が各 1 検体から検出された。外見上は加熱が十分されていると思われた検体からも食中毒起因菌等が検出された。そのため、低温調理品については外見上で判断せずに加熱条件の確認が重要であるということを、事業者に対して普及啓発していく必要があると考える。 食品表示基準に基づく表示（保健事項を除く）は、12/26 検体が不適正であった。事業者に対して適切な表示をして商品を販売するよう指導していく。
7	食用昆虫粉末の衛生学的実態調査（新規）	都内店舗及び通信販売にて購入した食用昆虫粉末 10 検体	近年、世界的な人口増加を背景に、持続可能な代替タンパク源として昆虫食が注目されており、日本でも昆虫食が流通し始めている。そこで、都内で流通する食用昆虫粉末を対象に、製品検査及び養殖方法等に関するヒアリング調査を行った。 本調査の結果、細菌は一部検体で検出されたものの、市販流通するほかの食品と相違ない範囲であった。 鉱物性異物については、カイコ 1 検体から、リン、カリウム、マグネシウムを主成分とする淡褐色物が検出された。カイコの糞由来であると推測されたが、これらの検体では異物混入により口腔内の怪我が生じる可能性は低いと考えられた。 アレルゲン検査では、甲殻類が全検体でスクリーニング検査陽性となったが、確認検査ではえび・かに由来 DNA は検出されなかった。昆虫は、甲殻類のアレルゲンタンパク質とよく似た相同タンパク質を有するため、甲殻類アレルギーを有する人が昆虫食を喫食するとアレルギー症状が誘発される可能性が報告されている。注意喚起表示の重要性が再確認された。また、小麦についてはコオロギ 1 検体で、大豆についてはコオロギ 5 検体で、スクリーニング検査及び確認検査が陽性となり、飼料由来や製造工程での混入の可能性が考えられた。 総水銀は、全検体で検出限界未満であった。 今回の調査により、食用昆虫粉末の衛生学的実態を確認することができた。今後都内における昆虫食の流通量増加や、都民の昆虫食摂取頻度が増加する可能性を踏まえて、本調査結果を昆虫食の安全確保のための基礎資料として活用していく。

No	テーマ	検査対象	調査内容
8	淡水・汽水産魚介類における寄生虫の寄生実態調査 (継続)	淡水・汽水産魚介類 計 111 検体	淡水・汽水産魚介類に由来する寄生虫の感染は重篤な症状を引き起こすこともあり、寄生虫の寄生実態を把握することが必要であるが、近年、寄生実態調査は行われていない。そこで、都内に流通する淡水・汽水産魚介類の食品媒介性寄生虫の寄生実態調査を行うとともに、生食される可能性の高いシラウオの産地自治体を対象に、寄生虫対策の取組状況等を調査した。 調査の結果、全ての魚類から顎口虫は検出されなかった。横川吸虫のメタセルカリアは、シラウオ 52 検体中 22 検体、アユ 20 検体中 2 検体から検出されたが、ワカサギ 10 検体からは検出されなかった。サワガニ 9 検体中 3 検体から肺吸虫のメタセルカリアが検出されたが、モクズガニ 20 検体からは検出されなかった。 シラウオ産地自治体の取組状況調査により、一部産地では凍結処理や出荷前検査等の対策を講じている一方で、生食される可能性のあるシラウオについて、凍結処理を行わずに出荷している産地の存在が明らかとなった。これらの結果を踏まえ、シラウオ産地自治体との担当者会議を開催し、今回の調査結果や各自治体における寄生虫対策の取組状況について情報共有を行った。 今回得られた知見を基礎資料として、淡水・汽水産魚介類における寄生虫対策について、事業者及び消費者への啓発を行うとともに、今後必要に応じて関係自治体との情報共有や連携を図っていくことが重要である。

No	テーマ	検 査 対 象	調 査 内 容
9	第三者認証等取得施設に対する認証審査／監査と行政監視の実態調査（新規）	①食品監視第二課所管のISO22000、FSSC22000、SQF、JFS-B等の第三者認証等を取得している大規模製造業64施設 ②大規模製造業やそれらの監視専門部署を所管する10自治体 ③JFS-Bの監査会社、ISO22000審査員、JFS-B及びJFS-Cのプログラムオーナーである一般財団法人食品安全マネジメント協会	第三者認証等を取得している大規模製造業、大規模製造業やそれらの監視専門部署を所管する他自治体及び監査会社等を調査対象とし、認証審査（監査）と行政監視の実態、指摘内容等を把握し、第三者認証等取得施設の負担軽減を考慮した効果的な監視指導の方策を検討することを目的として調査を実施した。 ①第三者認証等取得施設に対する調査の結果、49施設から回答が得られ、認証審査では食品安全マネジメントシステムに基づき、製造工程や衛生管理状況等の現場確認と併せて、システムの運用状況や、それを裏付ける記録類の確認、ヒアリング等をより重点的に行う傾向がみられた。一方、行政監視では現場立入や一般衛生管理、法令に基づく指導が重視され、現場確認に多くの時間が割かれていた。また、重複立入の利点として、認証審査では書類・システム面に関する専門的な指摘が得られ、行政監視では現場改善や法令に関する助言が得られる点が挙げられた。 ②他自治体に対する調査では、10自治体21事業所から回答を得た。認証の審査結果等を行政監視に活用している自治体は6自治体9事業所にとどまり、指摘事項の確認のみであった。また、第三者認証等取得施設はHACCPへの理解度が高く、書類の提出がスムーズであることが行政監視時の利点として挙げられたが、食品衛生監視票使用時にHACCP関係書類の不備や不足がある等の衛生管理上のギャップを6自治体11事業所が感じていた。 ③監査会社等への聞き取り調査から、監査員間での考え方の平準化や力量評価の仕組みは整備されているものの、食品衛生法に関するテストや講義は少ない実態が確認された。 これらの結果から、認証審査と行政監視はそれぞれ異なる着目点や役割を担っているため、認証の取得のみをもって行政監視の全てを代替するものと見なすことはできず、一律に監視頻度を変更することは難しいと考えられた。今後は、行政監視の意義を踏まえつつ、認証の審査結果を適切に活用することで、重複確認の回避による監視の効率化を図り、第三者認証等取得施設の負担軽減につなげる必要があると考えられた。

4 普及啓発及び研修等

(1) 衛生講習会

食品監視第一課及び食品監視第二課では、年間を通じて、各種講習会を実施している。主な内容は、輸入事業者を対象とした「食品等の自主管理推進講習会」、大規模製造業者や市場関係業者を対象とした「食品衛生講習会」がある。令和7年度の実績は以下のとおりである。

内 容	回 数	受講人数
令和7年度 食品等の自主管理推進講習会（輸入業）※	1回	36名
令和7年度 食品等の自主管理推進講習会（製造業・問屋業）※	1回	159名
市場関係業者向け	4回	61名
合 計	6回	256名

※WEBによるオンライン受講者を含む。

(2) 研修

食品衛生監視業務の着実な実施のためには、新たな事項についての知識の修得が必要である。このような観点から、適宜、テーマを設定し、監視員に向けた研修を実施している。

また、特別区や八王子市等の監視員を対象とした実務研修やインターンシップの受入研修等も実施している。

令和7年度の実績は以下のとおりである。

	実施月日	研修内容
職員研修	令和7年4月3日、9日、10日	転入職員受入研修（40名）
	令和7年5月28日	広域監視部食品GLP研修（40名）
	令和7年10月14日、15日	広域監視部門「食品衛生監視指導実務研修」（10名）
受入研修	令和7年8月5日	インターンシップ受け入れ（8名）
	令和7年9月30日	体験型家畜衛生・公衆衛生実習プログラム実習生受入（1名）
	令和7年9月1日、10月14日	東京検疫所職員受入れ（2名）

(3) ホームページ等

健康安全研究センターのホームページ内に広域監視部門（食品衛生）のページを運営し、広域監視部門の業務内容や食品衛生に関する知識について広く都民に情報提供を行っている。

ホームページアドレス https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_shokuhin/

また、市場関係者向けに広報誌を年4回発行し、食品の安全に関する知識の普及を図っている。

第3節 薬事監視指導課

薬事監視指導課では、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性の確保、毒物劇物による保健衛生上の危害発生の防止、薬物乱用の防止等を目的として、以下のような許認可、監視指導、普及啓発等の業務を行っている。

なお、体外診断用医薬品の製造販売業及び製造業については、許可・登録の規制が医療機器と同一であるため医療機器監視課が所管している。

当課の担当業務及び担当区域は下表のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 医薬品販売業（卸売販売業及び配置販売業に限る。）及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導（卸売：23区、配置：都内、再生医療等製品：都内） |
| (2) 管理医療機器の販売業及び貸与業（卸売販売業（23区）又は再生医療等製品販売業（都内）の営業所において併せて行う場合に限る。）に係る監視指導等 |
| (3) 卸売販売業に係る向精神薬卸売業の免許、届出の受理及び監視指導（23区） |
| (4) 卸売販売業者及び配置販売業者の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく監視指導（23区） |
| (5) 医薬品等製造販売業及び医薬品等製造業（再生医療等製品製造業を除く。）に係る申請、届出等の受理、実査及び監視指導等（都内） |
| (6) 医薬品及び医薬部外品適合性調査に係る申請の受理及び調査（都内） |
| (7) 医薬品等製造販売業者、製造業者及び医薬品販売業者が行う医薬品等の広告の相談及び監視指導（都内） |
| (8) 毒物劇物の製造業及び輸入業の登録、特定毒物研究者の許可、特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導（都内） |
| (9) 毒物劇物の業務上取扱者（タンク、大学）の監視指導（八王子市・町田市を除く多摩地区） |
| (10) 健康食品に係る医薬品医療機器等法に基づく相談指導（23区） |
| (11) 薬事思想の普及及び薬事に関する相談指導（23区） |
| (12) 薬物乱用防止に関する啓発（23区） |
| (13) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定及び監視指導（都内） |

1 許認可業務

(1) 卸売販売業・配置販売業の許可等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく卸売販売業・配置販売業の許可申請、許可更新申請、各種届出の受理・審査・許可に関する業務を行った。

（令和7年度の件数⇒表1－1）

表 1 - 1 卸売販売業の許可・届出件数(令和7年度)

特別区名	令和7年 3月末数	新規 許可数 (増)	廃止数 (減)	令和8年 3月末数	更新数	書換え 交付数	再交付数	休止数	再開数	変更届書	
										構造設備	その他
1 千代田	222	18	28	212	20	2	0	3	0	16	77
2 中央	266	24	28	262	24	1	0	0	0	22	135
3 港	159	30	26	163	10	5	0	0	0	11	104
4 新宿	95	7	20	82	3	1	0	6	1	7	44
5 文京	122	6	18	110	12	2	0	0	0	9	47
6 台東	72	7	8	71	2	0	0	0	0	6	17
7 墨田	35	0	6	29	4	0	0	0	0	2	9
8 江東	72	12	8	76	3	3	0	0	0	8	44
9 品川	48	4	7	45	5	2	0	2	2	3	25
10 目黒	14	3	2	15	0	0	0	0	0	0	3
11 大田	64	9	10	63	3	2	0	0	0	18	30
12 世田谷	34	1	7	28	2	1	0	0	0	4	18
13 渋谷	54	5	11	48	2	0	0	0	0	1	15
14 中野	22	1	2	21	2	0	0	0	0	2	7
15 杉並	16	1	2	15	1	0	0	0	0	3	7
16 豊島	56	3	8	51	5	3	0	0	0	3	16
17 北	22	2	4	20	1	0	0	0	0	0	6
18 荒川	23	7	6	24	1	0	0	0	0	2	4
19 板橋	55	3	6	52	4	0	0	0	1	2	27
20 練馬	31	2	1	32	2	1	0	0	0	0	7
21 足立	37	5	6	36	2	1	0	2	0	3	22
22 葛飾	19	0	2	17	0	0	0	0	0	0	9
23 江戸川	43	5	5	43	7	0	0	1	1	4	20
合計	1,581	155	221	1,515	115	24	0	14	5	126	693

(令和7年度の件数⇒表1-2)

表 1 - 2 配置販売業の許可等件数(令和7年度)

	業態数	身分証明書	従事届
配置販売業	101	253	244
既存配置販売業	72	100	83
計	173	353	327

※既存配置販売業：薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則改正法第10条

第1項に基づき、平成21年6月1日以降引き続き業務を行うもの及び附則改正法第13条第1項の

規定による許可を受けたもの。

(2) 再生医療等製品販売業の許可等

平成 26 年 11 月 25 日からは、医薬品医療機器等法の施行により、再生医療等製品販売業の許可、届出の受理等の審査業務を開始した。(令和 7 年度の件数⇒表 1-2-2)

表 1-2-2 再生医療等製品販売業の許可等 (令和7年度)

	特別区	市町村	合計
再生医療等製品販売業	81	23	104

(3) 医薬品等の製造販売業、製造業の許可、届出、医薬品等適合性調査申請の受理等

平成 24 年 4 月の組織改正により、医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売業、製造業の許可、化粧品製造販売届書等の届出の受理及び医薬品等適合性調査申請の受理について、当課に業務が移管された。また、平成 26 年 11 月 25 日からは医薬品医療機器等法の施行により、再生医療等製品製造販売業の審査業務を開始した。(令和 7 年度の件数⇒表 1-3)

表 1-3 医薬品等製造販売業・製造業許可・適合性調査申請・届出件数 (令和 7 年度)

申請様式	医薬品		医薬部外品		化粧品		再生医療等製品	
	知事許可	進達	知事許可	進達	知事許可	進達	知事許可	進達
製造販売業許可申請書	11		21		129		4	
製造販売業許可更新申請書	33		73		213		3	
許可証書換え交付申請書(製造販売業)	18		22		78		0	
許可証再交付申請書(製造販売業)	1		2		5		0	
変更届書(製造販売業)	244		200		514		15	
休止届書(製造販売業)	1		3		15		0	
廃止届書(製造販売業)	16		48		94		2	
再開届書(製造販売業)	1		1		4		0	
製造業許可申請書	11	0	15		92			2
製造業許可更新申請書	25	1	19		67			1
許可証書換え交付申請書(製造業)	2	0	2		9			0
許可証再交付申請書(製造業)	0	0	0		1			0
変更届書(製造業)	172	16	70		252			10
休止届書(製造業)	0	0	1		2			1
廃止届書(製造業)	15	0	19		69			0
再開届書(製造業)	0	0	0		1			1
製造業許可区分[変更]申請書	0	0	0		1			0
製造業許可区分[追加]申請書	0	0	0		0			0
製造業登録申請書	1		0		1			0
製造業登録更新申請書	0		0		0			0
登録証書換え交付申請書(製造業)	0		0		0			0
登録証再交付申請書(製造業)	0		0		0			0
変更届書(製造業登録)	0		0		0			0
休止届書(製造業登録)	0		0		0			0
廃止届書(製造業登録)	0		0		0			0
再開届書(製造業登録)	0		0		0			0
適合性調査申請書	69		3					
区分適合性調査申請書	0		0					
輸出用適合性調査申請書	2		0					
(選任製造販売業者・外国特例承認取得者)変更届書		0		0	0	0		0
生物由来製品製造管理者承認申請書	1	2	0					5
化粧品製造販売届書					36,305			
化粧品製造販売届出事項変更届書					15,271			
取下げ願	4	1	2	0	22	0	0	1
合計	627	20	501	0	53,145	0	24	21

(注) 「\」は該当のない項目

*進達：厚生労働大臣又は関東信越厚生局長あての申請及び届出について、当課で受理後送付する行為。
対象となる書類は以下のとおりである。
ア 製造業許可申請書（許可区分による）
イ 変更届書（許可区分による）
ウ 生物由来製品管理者承認申請書
エ 選任製造販売業者変更届書
オ 外国特例承認取得者変更届書
カ 上記アからオまでに係る取下げ願

なお、申請等とあわせて、新規許可、化粧品の販売名等の各種相談についても受け付けている。令和7年度においては、電話等による相談が 7,789 件、来庁による相談が 223 件であった。

(4) 毒物劇物製造業・輸入業の登録等

毒物劇物の製造業及び輸入業の登録、特定毒物研究者の許可、特定毒物使用者の指定、届出の受理・審査・登録等の業務を行った。

(令和7年度の件数⇒表1-4)

表1-4 毒物劇物製造業・輸入業の登録等件数（令和7年度）

	種別	業態数	計
毒物劇物製造業	知事登録	128	128
毒物劇物輸入業	知事登録	906	906
特定毒物研究者・使用者	研究者	97	115
	使用者	18	

(5) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の認定等

都内全域における地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理等の業務を行った。（令和3年8月1日に施行された医薬品医療機器等法改正により新設）

(令和7年度の件数⇒表1-5)

表1-5 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定等件数（令和7年度）

認定の種別	令和6年度末数	認定数(新規)	認定数(更新)	認定証返納数 ※	令和7年度末数
地域連携薬局	640	158	527	121	677
専門医療機関連携薬局	18	6	17	1	23

※ 認定証返納数は有効期限切れによる認定失効（未届分）を含む。

2 監視指導業務

(1) 医薬品等の監視指導

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、医薬品の卸売販売業者、再生医療等製品販売業者、医薬品等の製造販売業者・製造業者に対して所要の監視指導を行っ

た。

ア 卸売販売業等の監視指導

卸売販売業者、再生医療等製品販売業者に対して、営業所の構造設備、管理者の管理状況、指針及び業務手順書の作成と運用状況、毒薬、劇薬、処方箋医薬品等の適正な取扱い、無承認品、不良品・不正表示品、虚偽・誇大広告の有無、医薬品情報の収集・提供状況などについて監視指導を行った。また、配置販売業者に対しても同様に、医薬品医療機器等法の遵守事項について監視指導を行った。

(令和7年度の実績⇒表2-1)

表2-1 卸売販売業、配置販売業の監視指導数（令和7年度）

	(前年度末) 業態数	(施行年度) 入度検査数	(違反年度) 違反件数	違反発見件数(年度中)													処分・措置件数(年度中)					(告発年度) 発件数
				無許可・無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	譲渡方箋医薬品の等	制限品目の販売	構造設備の不備	医薬品販売業者違反	品質管理の不備	その他	許可取消・業務停止等	始末書	報告書	指図書	口頭指導	
卸売販売業	1,581	459	26	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	30	0	21	0	0	2	0	24	0
配置販売業	183	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0
再生医療等製品販売業	103	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0
計	1,867	500	28	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	31	0	26	0	0	2	0	26	0

(注)「\」は該当のない項目

イ 医薬品等の製造販売業・製造業の監視指導

製造販売業・製造業の監視指導の担当及び担当区域は次のとおりである。

担 当	担 当 区 域
医薬品第一区担当	千代田、中央、墨田、江東、荒川、足立、葛飾、江戸川
医薬品第二区担当	港、文京、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷
医薬品第三区担当	新宿、台東、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、多摩地区、島しょ地区

(7) 製造販売業の監視指導

医薬品等製造販売業者は、「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」（以下「GVP」という。）と「医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令」（以下「GQP」という。）を遵守しなければならない。また、製造販売業者は、各種手順書等を整備し、それら手順書等の規定に基づき医薬品等の品質管理・製造販売後安全管理等の業務運営を総括製造販売責任者等に行わせなければならない。

令和7年度は許可更新対象の製造販売業者を中心に監視指導を実施した。

医薬品等の自主回収の報告に対し、健康被害発生 of 未然防止のため、製造販売業者に円滑な回収処理、再発防止策の構築等の指導を行った。令和 7 年度の自主回収は、医薬品 45 件、医薬部外品 2 件、化粧品 16 件の計 63 件であった。

また、医薬品等の広告が虚偽・誇大にならないよう事業者からの事前相談に応需し、広告の適正化を図っている。令和 7 年度の相談件数は 666 件であった。

(イ) 製造業の監視指導

許可更新対象の製造業者に対し、薬局等構造設備規則等に適合しているか否かの調査を実施した。

製造所における製造管理及び品質管理の方法が「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（以下「GMP」という。）に適合することが、GMP が適用される医薬品・医薬部外品（GMP 適用医薬品等）の製造販売承認の条件になっている。このため、GMP 適用医薬品等製造業者等に対し、製造販売承認申請時や、定期的（製造販売承認後 5 年ごと）に GMP 適合性調査を実施することとなる。令和 7 年度は、GMP 調査 82 件（申請に基づく GMP 適合性調査及び各製造業者に対する監視指導としての立入検査等）を実施し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を図った。

（令和 7 年度の実績⇒表 2－2）

表 2－2 医薬品等製造販売業・製造業の監視指導数（令和 7 年度）

		許可・登録・届出施設数	立入検査施設数	違反発見施設数	違反発見件数															処分件数					告発件数
					無許可・無登録・無届	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告	特定疾病用医薬品等の広告	未承認医薬品等の広告	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	録処方箋医薬品の譲渡等	制限品目の販売	構造設備の不備	不製造販売後安全管理の不備	法令遵守体制整備の不備	品質管理の不備	その他	業務許可取消・登録取り消し・等	改善命令	検査命令	廃棄命令	その他
医薬品	製造業	167	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造第 1 種	173	34	7	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	製造第 2 種	181	22	8	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	12
医薬部外品	製造業	177	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業	516	103	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
化粧品	製造業	783	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造販売業	1,651	388	9	0	0	0	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
再生医療等製品製造販売業		21	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3,669	802	25	0	0	9	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	37

（注）「\」は該当のない項目

ウ 医薬品等の一斉監視指導による収去検査

医薬品等の一斉監視指導を実施し、薬事監視指導要領に基づく薬事監視を行うとともに医薬品等の収去検査を行い、不良品や不正表示品の発見及び発生防止に努めた。

（令和 7 年度の収去試験結果⇒表 2－3）

表2-3 医薬品等一斉・収去試験検査結果(令和7年度)

区 分			収去試験 検体数	適	不 適	備 考
販 売 業 者 等 か ら の 収 去	医療用医薬品	局方品	1	1	0	
		局方外品	4	4	0	
	一般用医薬品	局方品	0	0	0	
		局方外品	2	2	0	
	医薬部外品		2	2	0	
	(指定医薬部外品 再掲)		(0)	(0)	(0)	
	化粧品		2	2	0	
	計		11	11	0	

(2) 向精神薬の監視指導

麻薬及び向精神薬取締法に基づき、免許みなし向精神薬卸売業者である医薬品卸売販売業者に対し向精神薬の不正使用（乱用）及び不正取引防止の観点から監視指導を行った。

令和7年度は、459 件の立入検査を実施した。

(令和7年度の実績⇒表2-4)

表2-4 免許みなし向精神薬卸売販売業の監視指導(令和7年度)

	(対象事業所数) (前年度末)	(施行年度) (年度中)	(違反年度) (年度中)	違反発見件数(年度中)										措置件数(年度中)									
				譲渡等	広告	容器及び被包の記載	向精神薬取扱責任者	保管・管理	廃棄	事故届	(1種・2種) 記録	その他	計	告発・送致	免許取消	業務停止	始末書等	措置命令	改善命令	向精神薬取扱責任者変更命令	(口頭説明等) 向精神薬取扱責任者	その他	計
免許みなし向精神薬卸売販売業	1,581	459	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 毒物及び劇物の監視指導

ア 毒物劇物の製造業者等の監視指導

毒物劇物の製造業者及び輸入業者に対して、製造設備、貯蔵設備、運搬容器、表示、廃棄、SDS（安全データシート）の作成・提供等について、特定毒物の研究者及び使用者に対して、取扱い、保管管理等について監視指導を行った。また、多摩地区における毒物及び劇物取締法第22条第5項に該当する業務上取扱者のうち、タンクで毒物劇物を大量貯蔵している事業所及び大学に対して、震災対策・盗難防止の観点から、取扱い、保管管理、SDSの入手・管理等について指導を実施した。

(令和7年度の実績⇒表2-5)

表 2－5 毒物劇物製造（輸入）業者及び業務上取扱者等監視指導数（令和 7 年度）

項目／業態		製造業	輸入業	特定毒物研究者使用者	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	その他業務上取扱者	計
立 入 検 査 件 数		26	273	22				25	346
違 反 業 態 数		3	24	1				1	29
違 反 件 数		4	41	1				2	48
1 登録	(1) 無 登 録 (届) 業 者	0	3	0					3
	(2) 登録及び制限品目外の取扱い	0	3						3
	(3) 登録(届出)事項の変更届	0	0	0					0
2 責任者	(1) 勤 務 状 況	0	0						0
	(2) 変 更 届	0	0						0
	(3) 管 理 状 況	1	13						14
3 譲渡	(1) 書 面 又 は 帳 簿 の 記 載	0	0						0
	(2) 記 録 の 5 年 間 保 存	0	0						0
	(3) 18 歳 未 満 の 者 等 へ の 交 付	0	0						0
	(4) 特 定 毒 物 の 譲 渡 等	0	0	0					0
4 運送	(1) 荷 送 人 の 通 知	0	1	0				0	1
	(2) そ の 他 運 搬 基 準	0	0	0				0	0
	(3) 飛 散、漏 れ 等 の 予 防 措 置	0	0	0				0	0
5 表示	(1) 貯 蔵 場 所	0	0	0				1	1
	(2) 容 器 及 び 被 包	2	12	0				0	14
	(3) 着 色、品 質 の 基 準	0	0	0				0	0
6 製造設備	(1) 飛 散、漏 れ 等 の 予 防 措 置	0							0
	(2) 粉じん、蒸気又は廃水処理設備	0							0
	(3) 変 更 届	0							0
7 貯蔵設備	(1) 他 の 物 と の 区 別	1	0	0				0	1
	(2) 飛 散、流 れ 出 等	0	0	0				0	0
	(3) 施 錠、さ く	0	0	0				1	1
	(4) 変 更 届	0	7	0					7
8 取扱	(1) 盗 難 等 に 対 す る 予 防 措 置	0	0	0				0	0
	(2) 飛 散、流 出 等 の 予 防 措 置	0	0	0				0	0
	(3) そ の 他	0	0	0				0	0
9廃棄	(1) 適 正 な 廃 棄	0	0	0				0	0
10 事故	(1) 危 害 防 止 に 対 す る 応 急 措 置	0	1	0				0	1
	(2) 関 係 機 関 に 届 出 を し て い る か	0	0	0				0	0
11	S D S の 交 付	0	0	0					0
12	そ の 他	0	0	0				0	0
処 分 ・ 指 導 件 数		3	24	1				1	29
	行 政 処 分	0	0	0				0	0
	始 末 書	0	0	0				0	0
	報 告 書	1	6	1				0	8
	指 導	2	18	0				1	21

(注) 「\」は該当のない項目

イ 毒物劇物の一斉監視指導

事件や事故が発生した場合に社会的影響が大きい毒物劇物について、一斉監視を実施し、その管理状況について監視指導を行った。

(令和 7 年度の実績⇒表 2－6)

表 2－6 毒物劇物一斉立入検査件数（令和 7 年度）

	製造業	輸入業	ゴルフ場	要届出	非届出	計
シ ア ン	3	7	0	0	7	17
農 薬	0	4	0	0	0	4
トルエン	1	6	0	0	20	27
爆発性物質	0	2	0	0	0	2
計	4	19	0	0	27	50

ウ 毒物劇物運搬車両の路上検査

警視庁、消防庁等が行う路上での危険物運搬車両一斉検査に参加し、健康安全部薬務課、特別区及び多摩地区保健所と協力して毒物劇物積載車両の路上検査を実施している。令和 7 年度は主催者により中止となった。

(4) 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局に対する監視指導

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定を受けた施設に対し、認定基準の適合状況を实地確認するとともに、地域包括ケアシステムの一翼を担う認定薬局としての機能向上を図るため、医薬品医療機器等法に基づく立入検査等を実施した。

令和 7 年度は、地域連携薬局 225 件、専門医療機関連携薬局 14 件の立入検査を実施した。

（令和 7 年度の実績⇒表 2－7）

表2-7 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局立入検査件数(令和7年度)

	立入検査施行施設数	不適事項発見施設数	不適事項発見数							処分件数					
			構造設備の不備	有他薬剤等の使用に供する情報共有の不備	地域薬剤の供給業務体制の安定調剤に	地域薬剤の供給業務体制の安定調剤に	を居宅等における調剤及び指導	備調剤専門的業務見地に基づく	その他	認定取消	改善命令等	検査命令等	廃棄等	その他	口頭指示
地域連携薬局	225	18	0	8	9	0	0	3	0	0	0	0	0	0	18
専門医療機関連携薬局	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 普及啓発及び相談業務

(1) 薬物乱用防止の普及啓発事業

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー・トルエン、危険ドラッグ等の薬物乱用防止を図るため、東京都、東京都薬物乱用防止推進協議会等が主催する「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集いの街頭キャンペーンにおいて、薬物乱用防止等に関するパネルやリーフレット等の啓発資材等を提供するなどの業務を行った。

(2) 薬事等講習会

ア 関係団体等の薬事講習会への講師派遣

東京薬事協会等が主催する薬事講習会等に職員を派遣し、医薬品販売業務における留意点及び薬事行政の動向等を周知するとともに、医薬品等の製造管理、品質管理及び安全管理に対する意識高揚を図った。

(令和7年度の実績⇒表3-1)

表3-1 関係団体等の薬事講習会への講師派遣状況（令和7年度）

年 月 日 ・ 場 所	対 象	内 容
令和7年7月初旬から2週間 Web配信	化粧品製造販売業者、製造業者	GQPの重要性と最近の問題
令和7年7月16日から令和7年7月25日まで Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	東京都が実施するGQP・GMP調査
令和7年7月23日 Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	製造販売業許可に係るGVP調査の実際
令和7年9月中旬から2週間 Web配信	化粧品製造販売業者、製造業者	GQPの重要性と最近の問題
令和7年10月28日 東京都議会議事堂1階都民ホール	医薬品配置販売業者	配置販売業に係る法令について
令和8年2月13日 薬業健保会館	医薬品卸売販売業者等	医薬品卸売販売業に係る申請について 医薬品卸売販売業における管理上の留意点について
令和8年2月18日から令和8年3月3日まで Web配信	医薬品製造販売業者、製造業者	東京都における製造販売業調査について ～GVP調査を中心に～
令和8年2月26日 ビジョンセンター東京虎ノ門	アジア規制当局職員	GVP in Japan

イ 毒物劇物事業者講習会等への講師派遣

毎年度、健康安全部主催の毒物劇物営業者講習会へ講師を派遣し、毒物劇物の適正管理や毒物劇物営業者等の登録等手続きについて講演、法令遵守を促している。

(令和7年度の実績⇒表3-2)

表3-2 毒物劇物講習会等への講師派遣状況（令和7年度）

年月日 ・ 場所	対 象	内 容
令和8年2月26日 健康安全研究センター	毒物劇物製造業者	毒物劇物製造業者の各種申請・届出手続きについて 毒物劇物の適正な取扱いについて

(3) 「薬と健康の週間」における薬事思想の普及啓発

毎年10月17日を中心とした「薬と健康の週間」中には、薬の適正使用等に関するパネルやリーフレット等の啓発資材等を市区町村等に提供するなどの業務を行っている。

(4)「健康食品」の表示・広告等の事前相談

「いわゆる健康食品」の取扱事業者からの健康食品の表示・広告の医薬品医療機器等法に係る事前の相談、その他薬事に係る種々の相談指導業務を行った。

(令和7年度の実績⇒表3-3)

表3-3 薬事・健康食品相談対応件数(令和7年度)

薬事相談	健康食品相談							
受付件数	受付件数	電話相談						
		成分	形状	表示	広告	その他	全般	計
4,150	22	4	0	4	7	2	5	22

4 特別区との薬事衛生業務に係る連携及び連絡調整

平成17年4月1日から「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正」により、薬局及び毒物劇物業務上取扱者に係る許認可及び監視指導事務が特別区に移管された。

また、平成21年6月施行の改正薬事法（平成18年7月改正）により、特例販売業（区長権限）が卸売販売業（知事権限）へ移行された。さらに、薬局・店舗販売業（区長権限）と卸売販売業（知事権限）の重複許可が可能になったため、都区間における許可情報共有化の必要性が高まった。これら都区に関わる薬事関係業務を円滑に行うため、関係区との緊密な連携のもとに事業推進を図っている。

なお、毒物劇物業務上取扱者に係る監視指導は平成24年4月1日から、薬局に係る許認可及び監視指導事務は平成25年4月1日から、地方分権一括法に基づき移管された。

第4節 医療機器監視課

1 業務の概要

医療機器は、不具合が生じた場合に、人の生命及び健康に重大な影響を与えるものが「高度管理医療機器（クラスⅣ、Ⅲ）」、影響を与えるものが「管理医療機器（クラスⅡ）」、ほとんど与えないものが「一般医療機器（クラスⅠ）」に分類されている。また、リスク分類とは別に保守点検や修理等に専門的な知識・技能を必要とするものとして「特定保守管理医療機器」が指定されている。これらの分類により、必要となる製造販売業許可の種類（第一種～第三種）が異なるなど、取り扱う医療機器の種類に応じた規制がなされている。

平成26年11月25日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）が施行され、医療機器規制の再構築がなされた。

医療機器は、市場に流通することの適格性を確認するため、製品ごとに製品のリスク分類に応じた承認、認証又は届出が必要である。これらは、「医療機器製造販売業者」が取得又は届出し、市販される製品についての最終責任を負う。旧薬事法では、製造所ごと（製造所単位）のQMS（※）調査であったが、医薬品医療機器等法では、製品の製造工程全体を一つの単位（製造販売業者単位）としての調査を行う新たな規制体系が適用されることとなった。これに伴い、「医療機器製造業」は、国内の製造業は許可制、外国の製造業は認定制であったが、すべて登録制に改められた。なお、医療機器の修理を行うためには従来どおり「医療機器修理業許可」が必要である。

また従来は、業として高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器（以下、「高度管理医療機器等」という。）の賃貸を行う場合は許可が、管理医療機器の賃貸を行う場合は届出が必要であったが、対価を得ずに貸与を行う場合も許可又は届出の対象となった。これにより、名称も「賃貸業」から「貸与業」に変更された、なお、平成27年4月1日から高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び監視権限が東京都から営業所を所管する特別区の保健所に移管された。

体外診断用医薬品は、専ら診断に使用されることが目的とされる医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものと定義されている。医薬品医療機器等法により、「体外診断用医薬品製造販売業」「体外診断用医薬品製造業」が新設されるとともに、医療機器と同様の規制がなされるようになった。

医薬品医療機器等法施行に伴い、体外診断用医薬品に関する業務が、健康安全研究センター広域監視部薬事監視指導課から、同医療機器監視課に移管された。これにより、医療機器監視課では、従来の医療機器に加え、体外診断用医薬品についても品質、有効性及び安全性を確保することを目的として、医療機器及び体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）製造販売業者、医療機器等製造業者、医療機器修理業者に対する許可・登録及び監視指導を行っている。

※QMS(Quality Management System)：医療機器等に求められる製造管理及び品質管理の方法

当課の担当業務及び担当区域は、下表のとおりである。

担当名	担当業務	担当区域
医療機器審査担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の許認可業務	都内全域
医療機器第一区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	千代田区、中央区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
医療機器第二区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	文京区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区
医療機器第三区担当	医療機器等製造販売業、医療機器等製造業、医療機器修理業の監視指導	港区、新宿区、板橋区、多摩地区

2 許可・登録業務

医薬品医療機器等法に基づき許可・登録申請、許可・登録更新申請及び変更届等の各種届出書類の受理・審査・許可・登録に関する業務を行った。

(令和7年度の件数⇒表1)

表1 医療機器等製造販売業・製造業、医療機器修理業の申請届出件数（令和7年度）

	許可・登録	更新	書換交付	再交付	休止	再開	変更	廃止	その他	計
医療機器製造販売業、製造業、修理業	230	424	121	4	19	10	1,507	165	43	2,523
体外診断用医薬品製造販売業、製造業	10	13	3	0	1	0	86	14	1	128
合計	240	437	124	4	20	10	1,593	179	44	2,651

3 監視指導業務

(1) 各種業態の監視指導

令和7年度の業務内容及び実績は次のとおりである。

ア 医療機器等製造販売業の監視指導

医薬品医療機器等法では、医療機器等製造販売業者の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制及び製造販売後安全管理の方法について、それぞれ厚生労働省令で基準が定められ、許可の要件とされている。(体制省令及びGVP省令)

医療機器等製造販売業者に対して、体制省令及びGVP省令に基づく品質管理監督システムの確立等や安全管理に必要な文書等の作成・運用状況、及び総括製造販売責任者等の管理状況などについて監視指導を実施した。

また、医療機器等の自主回収の申出に対し、健康被害を防止するため、製造販売業者に円滑な回収処理、再発防止策の構築等の指導を行った。令和7年度の自主回収の報告件数は、医療機器216件、体外診断用医薬品15件であった。

イ 医療機器等製造業の監視指導

医薬品医療機器等法施行規則の規定に基づき、製造所の医療機器責任技術者又は体外診断用医薬品製造管理者による製造記録、試験記録及び製造所の管理に関する記録の作成及び保管状況について監視指導を実施した。

また、医療機器等の自主回収に際し、回収品に係る不正表示や不良品等の医薬品医療機器等法違反の有無の確認や事業者の報告どおりに回収が行われたことの確認、また、回収品と他の製品等の混同を防止するための識別や隔離等の保管管理が適切に行われていることの確認を行い、必要な指導等を実施した。

ウ 医療機器修理業の監視指導

事業所の構造設備が、許可の要件である厚生労働省令で定める基準(薬局等構造設備規則)に適合しているか否かについて監視指導を実施した。

また、修理及び試験に関する記録その他事業所の管理に関する記録の作成及び保管、修理手順等の文書作成、医療機器の不具合による健康被害の発生等に関する製造販売業者への通知など、修理業者及び責任技術者による作業管理及び品質管理状況などについて監視指導を実施した。

(令和7年度実績⇒表2)

表2 医療機器製造販売業・製造業・修理業及び体外診断用医薬品製造販売業・製造業の
監視指導数（令和7年度）

			(業 年度 態 末) 数	(立 入 年 度 査 査 施 設 中) 数	(違 反 発 見 施 設 中) 数	違反発見件数(年度中)										処分件数(年度中)				(告 年 度 件 中) 数
						無 許 可 ・ 無 届 業	無 承 認 品	不 良 品	不正 表示 品	虚偽・誇大 広告等	構造設備の 不備	製造販売後安全 管理の不備	品質管理の 不備	その他	許可取消・業務 停止	改善命令等	検査命令等	廃棄等	その他	
医療機器	製造業		1,049	288	0	0		0		0				0	0	0	0	0	0	0
	修理業		938	295	1	1		0		0				0	0	0	0	0	1	0
	製造販売業	第1種	465	349	43	0	3	13	22	0	0	0	0	3	0	0	0	0	48	0
		第2種	459	229	10	0	1	3	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
		第3種	292	143	3	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	業務上取扱う施設			0	0		0	0	0	0				0			0	0	0	0
体外診断用医薬品	製造業		47	9	0	0		0		0			0	0	0	0	0	0	0	
	製造販売業		105	39	6	0	0	2	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6	0
	業務上取扱う施設			0	0		0	0	0	0				0			0	0	0	0
計			3,355	1,352	63	1	4	19	31	1	0	0	0	5	0	0	0	1	64	0

（注）「\」は該当のない項目

(2) 医療機器一斉監視指導

厚生労働省通知に基づき、製造販売業者、製造業者に対する監視指導を行った。

4 普及啓発等

(1) 関係団体等の薬事講習会への講師派遣

医療機器関係団体等が主催する薬事講習会等に職員を派遣し、医療機器の製造販売及び修理業務における留意点について周知するとともに、医療機器の品質・安全管理について啓発を行った。

（令和7年度実績⇒表3）

表3 関係団体等が主催する薬事講習会への講師派遣状況（令和7年度）

年月日・場所	主催	内容	受講者数
WEB研修期間 令和7年9月22日から 11月14日まで	一般社団法人 日本医療機器産業連合会	第35回 医療機器・体外診断用 医薬品 QMS 講習会	1,834

WEB研修期間 令和7年10月20日から 同年11月21日まで	商工組合日本医療機器協会	令和7年度高度管理医療機器販売業等の営業所管理者及び医療機器修理業の責任技術者のための「継続的研修」	493
WEB研修期間 令和7年11月25日から 令和8年1月9日まで	一般社団法人 日本医療機器産業連合会	2025年度 医療機器業セミナー	526
令和8年1月26日 特別区職員研修所	特別区職員研修所	令和7年度専門研修「薬事監視」	40
令和8年2月24日 野村コンファレンス プラザ日本橋	一般社団法人日本医療機器 テクノロジー協会	第15回安全管理に係る説明会	93

(2) web 講習会等の実施

医療機器等許可・登録関係と調査関係の講習会形式のスライド（音声付き動画）、改正 QMS 省令に対応した品質管理監督システム基準書モデルを作成してホームページ上に掲載し、事業者指導に活用している。

ホームページアドレス <https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/webkousyuukai/>

第5節 建築物監視指導課

1 建築物監視指導課の沿革等

(1) ビル衛生検査班の発足と組織の変遷

昭和45年の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）制定に伴い、衛生局（現保健医療局）は、昭和46年度から公衆衛生部環境衛生課に建築物係を設置するとともに、特定建築物の立入検査の専従組織としてビル衛生検査班を発足させた。ビル衛生検査班は、当初、都内を5ブロックに分け、保健所等に分駐し、5班体制で検査に当たっていたが、昭和48年の建築物衛生法施行令改正により、対象が延べ面積5,000㎡以上のビルに拡大されたため（法制定時は、延べ面積8,000㎡以上）、所管施設の増加に対応し、昭和49年度からは6班体制となった。その後、昭和51年に対象が延べ面積3,000㎡以上となったが、昭和58年4月1日には、特別区内にある延べ面積5,000㎡以下の特定建築物については、特定建築物の監視指導業務が特別区長に委任された。

平成2年8月の組織改正により、ビル衛生検査班は、新たに創設された食品環境指導センター建築物衛生課に集中化され、分駐が廃止された。平成12年4月1日からは、特別区内にある延べ面積10,000㎡以下の特定建築物について、監視指導業務が特別区に委譲されている。

その後、組織改正等に伴い、ビル衛生検査係として、平成14年4月1日、地域保健部環境水道課に統合、平成19年4月1日には、健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課ビル衛生検査係となり現在に至っている。

この間、平成15年度には、専ら事務所に使用されているビル（地方労働局長管轄）への立入検査除外及び特定用途以外の部分が10%を超えるビルの法適用除外の規定がそれぞれ撤廃され、大幅に対象施設が増加した。また、平成16年4月1日からは、多摩地域の監視指導業務は各保健所長に委任されている。なお、八王子市が平成19年4月1日から、町田市が平成23年4月1日から保健所政令市となり、業務を各市に移管している。

現在、ビル衛生検査担当は、特別区内にある延べ面積10,000㎡を超える特定建築物及び島しょ地区の特定建築物に対して、4班体制で監視指導を実施している。

(2) 建築物事業登録制度の制定

特定建築物の維持管理は、所有者等による自主管理を原則としているが、空気環境測定、水質検査、飲料水貯水槽清掃やねずみ昆虫等の防除等の作業は、特別な機械器具を必要とし、また十分な知識や経験がないと適切に行うことができない等の理由で、専門事業者に委託して行うことが多い。

建築物事業登録制度は、これら建築物内の環境衛生管理業務の適切な実施が、建築物の衛生的環境を確保する上で重要であることをかんがみ、昭和55年5月、建築物衛生法の改正により、6業種について設けられた。また、建築物の環境衛生管理業務の専門化等を背景として平成13年12月に法改正が行われ、新たに2業種（建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物排水管用清掃

業)を追加するとともに、1業種の変更等(建築物環境衛生一般管理業から建築物環境衛生総合管理業)が行われ、登録基準等が追加された。さらに、平成24年に法施行規則が改正され建築物飲料水水質検査業の登録基準(機械器具)が強化された。

現在、建築物衛生担当は、事業登録業務を担当し、申請受付から立入検査、登録証明書の交付等を行っている。

2 事業概要

(1) ビル衛生検査担当

ア 監視指導

建築物衛生法では、空気環境の調整、給排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除等に関して環境衛生上良好な状態を維持するために必要な措置として、建築物環境衛生管理基準が規定されている。ビル衛生検査担当では特定建築物において、この管理基準に従った適正な維持管理が実施され、良好な衛生的環境が確保されているか定期的に立入検査、報告審査を実施している。

(ア) 一般立入検査

1日以内で終了する施設への立入検査で、内容は、帳簿等の備付け状況、空調・給排水設備等の維持管理状況及び居室内の状況確認のための空気環境測定等の検査を行っている。ビルの所有者・管理技術者等に対して検査結果を解説し、不備・不良については措置報告を求める等、管理方法や設備改善を指導している。

(イ) 精密立入検査

新規届出のあった建築物を対象とし、使用開始から1年程度経過した後に検査することとしている。一般に、使用開始時は空調設備の運転、水使用量、排水槽の負荷、廃棄物の種類・量、ねずみ昆虫の発生などのデータの蓄積がなく、適切な維持管理が困難な場合が多い。そのため、備え付け帳簿及び設備等を検査し、不具合の原因究明調査、建築物に見合った特別な調査等により、適切な維持管理となるよう指導、助言している。また、一般立入検査で維持管理の不良を指摘した建築物、また、新技術が導入され、その適切な維持管理方法が不明な建築物など、一般立入検査では対応困難な、科学的検査を必要とする場合にも実施している。

概ね3日程度を要し、一般立入検査の内容に加え1日3回の空気環境測定、衛生上の問題点の原因究明や改善のための調査(特殊調査)を行う。検査結果については、詳細な測定データに基づく説明資料をビルの所有者及び建築物環境衛生管理技術者等に提出し、問題点の改善方法や今後の維持管理に関して意見交換を行い、具体的な管理方法や設備改善を指導している。

(ウ) 確認検査

立入検査における指摘事項に対する改善措置が、適切になされたか否か実地確認が必要な場合に実施している。

(エ) 報告審査

建築物衛生法第 10 条に基づく備付け帳簿書類について、法第 11 条に基づく報告を求めるもので、帳簿書類を審査することで維持管理の現状を把握し、必要な指導を行っている。その際、ビル管理者からの相談にも応じている。

(オ) 特殊調査

適切な維持管理を推進するため、新技術が導入された設備に関する調査、今後予想される環境衛生上の問題への対応などを目的とした先見的な調査として、精密立入検査時を中心に実施している。冷却塔におけるレジオネラ属菌生息実態調査、温湿度・空気清浄度連続測定、排水槽における硫化水素発生状況調査等、明らかになった知見については、ビル衛生管理講習会、関係学会等で発表している。

イ 特定建築物の建築確認申請時審査（図面審査）

建築物衛生法は、建築物の空調・給排水等の維持管理に関する基準を設け、衛生面での安全確保を図ることを目的として制定されたものである。しかし、完成した特定建築物の構造設備が不良であるため、適切な維持管理が困難な場合がある。これを調整するため、建築基準法第 93 条第 5 項及び第 6 項の規定により、保健所長は建築主事等に対し、維持管理に必要な意見を述べることができる。

そこで、「建築確認申請時審査及び指導に係る事務手続要領」及び「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」を制定し、立入検査で蓄積したデータを基に、空調・給水・給湯・雑用水・排水等の関連設備全般について図面審査を実施している。

都が所管する特別区内の延べ面積 10,000 m²を超える特定建築物については、都内の建築物衛生行政の一体性を確保する目的から、ビル衛生検査担当と特別区保健所とが共同して図面審査を実施している。

ウ ビル衛生管理講習会

都が所管する特定建築物の所有者・管理者等を対象に、衛生管理に関する専門知識の普及・啓発を図ることを目的に、毎年、ビル衛生管理講習会を実施している。本講習会では、立入検査での不適項目や維持管理不良の改善事例の解説に加え、法令改正で新たに追加された管理内容、最近のビル衛生管理上の課題など、ビルの衛生的環境の向上につながる情報提供、意見交換を行っている。

(2) 建築物衛生担当

ア 建築物事業登録

建築物内の環境衛生上の維持管理業務について 8 業種を対象に、営業所ごとに都道府県知事の登録を受けることができる。

(イ) 登録対象業種

登録が受けられる業種とその業務内容は表 1 のとおりである。

表 1 登録対象業種一覧

業 種	業 務 内 容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業	建築物内における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」に掲げる事項を環境大臣が定める方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

(イ) 登録基準

登録は、営業所ごとに、その営業所を管轄する都道府県知事が行う。

登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及びその他の基準（作業の方法等の要件）に大別される。登録基準すべてに適合する営業所が、登録を受けることができる。

(ウ) 登録の有効期間

登録有効期間は、登録日から6年間である。この期間を超えて登録事業者の表示をする場合は再登録を受けなければならない。

(エ) 登録の表示

登録を受けると、登録に係る営業所は登録事業者である旨の表示ができるが、登録を受けずに法に定める表示又はこれに類似する表示はできない。また、登録を受けた営業所以外の営業所について、登録営業所であると誤認させるような表示も同様にできない。

イ 登録事業者講習会

最新の専門知識の普及・啓発を目的として、毎年業種を選んで講習会を開催している。講習会では、各業種に係る専門分野の講義の他、法令改正や立入検査時の不適事項等について情報提供を行い、登録事業者の資質向上に努めている。

ウ 精度管理事業

建築物飲料水水質検査事業者の分析技術の改善等による信頼性を確保するとともに、併せて事業者の資質向上を図るため、当センター薬事環境科学部環境衛生研究科と外部精度管理

事業を実施した。

令和7年度は、都知事の登録を受けている建築物飲料水水質検査事業者（水道法第20条に規定する登録水質検査機関を除く27機関）を対象に実施し、事業者の検査業務の問題点等実態の把握に努めた。参加率は約56%（15機関）であった。

3 特定建築物届出数及び監視指導実績等

(1) 特定建築物届出数等

ア 特定建築物施設数

令和7年度末現在の特定建築物の用途別の届出施設数は表2のとおりである（特別区内の延べ床面積10,000㎡を超える施設及び島しょ地区がビル衛生検査担当の所管）。

表2 令和7年度 特定建築物施設数

用 途	都 所 管		
	計	島しょ地区	特別区内 (10,000㎡を超える)
合 計	2749	12	2737
事務所	1682	5	1677
店 舗	281		281
百貨店	35		35
学 校	485	2	483
旅 館	134	5	129
興行場	57		57
集会場	34		34
遊技場	20		20
図書館	7		7
博物館	10		10
美術館	4		4

イ 特定建築物の新規届出数及び廃止数

令和7年度に新規及び廃止の届出がされた所管の特定建築物の用途別数は表3のとおりである。

表3 令和7年度 特定建築物の新規届出数及び廃止数

	総 数	事 務 所	店 舗	百 貨 店	学 校	旅 館	興 行 場	集 会 場	遊 技 場	図 書 館	博 物 館	美 術 館
新 規	37	23	6	0	4	1	3	0	0	0	0	0
廃 止 等	23	17	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0

(2) 立入検査等の実績・結果

ア 立入検査等実績

令和7年度に実施した所管施設への立入検査等の実績は表4のとおりである。

表4 令和7年度 立入検査等実績（件）

総数	一般立入 検査	精密立入 検査	報 告 審査	図 面 審査	そ の 他 の 検 査	飲料水貯水槽 等維持管理状 況報告
902	401	55	399	39	8	2595

イ 帳簿書類の検査結果

令和7年度の所管施設への立入検査における帳簿書類の中項目別不適率は表5のとおりである。

表5 令和7年度 帳簿書類の中項目不適率

	不適施設数	検査施設数	不適率
年 間 管 理 計 画	5	452	1.1 %
空 調 管 理	224	453	49.4 %
給水・給湯管理	50	434	11.5 %
雑 用 水	42	256	16.4 %
排 水 管 理	121	449	26.9 %
清 掃	11	453	2.4 %
ねずみ等の防除	52	454	11.5 %
吹付けアスベスト	6	52	11.5 %
図 面 類	9	454	2.0 %

ウ 設備の検査結果

令和7年度の所管施設への立入検査における設備の中項目別不適率は表6のとおりである。

表6 令和7年度 立入検査中項目不適率（設備）

		不適施設数	検査施設数	不適率
空調 管理	外 気 取 入 口	0	455	0.0 %
	空気調和設備等	17	456	3.7 %
	居室の空気環境	22	412	5.3 %
給水 給湯 管理	貯 水 槽 等	51	435	11.7 %
	逆流防止措置等	325	456	71.3 %
	防 錆 剤 等	0	3	0.0 %
雑用水	雑 用 水	53	282	18.8 %
排水 管理	排 水 槽	2	382	0.5 %
	排水の付帯設備	100	454	22.0 %
清掃等	清 掃	1	456	0.2 %
	廃 棄 物 等	28	450	6.2 %
防除	ねずみ害虫等の防除	79	456	17.3 %
その他	吹付けアスベスト	0	49	0.0 %

(3) ビル衛生管理講習会

令和7年度の実績は表7のとおりである。

表7 令和7年度 ビル衛生管理講習会

	開催日	出席者数	対象者及び会場	主な講習内容
第1回	10月1日	432人	特定建築物の管理者等 なかのZERO 大ホール	○事例から考えるビルの衛生管理 ○令和6年度の立入検査結果と指導事項について ○立入検査時に不適率が高かった項目について ○飲料水貯水槽等維持管理状況報告書について ○ビル衛生管理にかかるQ & A
第2回	10月2日	472人		
第3回		481人		
合 計		1,385人		

4 建築物事業登録業務

(1) 建築物事業登録状況及び監視指導数

令和7年度の建築物事業登録営業所数及び登録数、監視指導数は表8のとおりである。

表8 令和7年度 業種別建築物事業登録営業所数及び登録数・監視指導数

業 種	登録営業所数 (7年度末)	実 績		
		新規登録数	再登録数	監視指導数
建築物清掃業	485	47	41	121
建築物空気環境測定業	121	1	10	18
建築物空気調和用ダクト清掃業	21	0	4	6
建築物飲料水水質検査業	40	0	1	9
建築物飲料水貯水槽清掃業	751	16	30	84
建築物排水管清掃業	166	1	19	26
建築物ねずみ昆虫等防除業	281	7	23	49
建築物環境衛生総合管理業	339	12	54	123
総 数	2204	84	182	436

(2) 登録事業者講習会

毎年業種を選定して建築物事業登録営業所講習会を実施している。

令和7年度の実績は表9のとおりである。

表9 令和7年度 建築物事業登録事業者講習会

実 施 日	令和8年3月11日
対 象	建築物飲料水水質検査業（対象数40営業所）
出席者数	31営業所 31人
内 容	○「水質基準に関する省令の一部改正」について ○水質検査方法について（検査法告示の一部改正） ○建築物事業登録制度及び立入検査結果 ○質疑応答

第 3 章 健康危機情報部門

第1節 業務の内容

概 況

健康危機管理情報課は、多様化する健康危機に対し、健康被害情報の収集、解析、発信及び人材育成を行う拠点として平成24年4月に設置された。調査研究・試験検査に係る調整、研修等の企画、広報・普及啓発、感染症・食品・医薬品・環境保健衛生に係る健康危機管理情報の収集や解析、発信等を行っている。

第2節 環境情報

1 環境情報

(1) 業務の概略

環境情報担当は、環境に起因する健康影響について、花粉症、アレルギー疾患、放射線、感染症媒介蚊等に関する情報の収集・解析・提供を行っている。

花粉症や環境放射線については、正しい情報を分かりやすく提供するため、関連部署と連携し充実を図りながらホームページ等に測定結果を公表している。またアレルギー疾患は、教育・保育等の部署と協議しながら、日常・緊急時を含めた対策の強化を図っている。

(2) 花粉症対策

ア 飛散花粉数の測定と予測

(ア) 花粉症の調査研究

花粉症対策への活用を目的とした「花粉症患者等基礎情報調査」として、(1)花粉・気象情報調査、(2)患者動向調査、(3)基礎的研究の3つの調査研究を実施している。これらの調査結果をもとに花粉症対策検討委員会において、花粉飛散予測や飛散花粉数が花粉症患者の症状へ与える影響の検証等を行っている。

また、平成28年度には、昭和58年度から10年ごとに実施している「花粉症患者実態調査」の第4回調査を行い、平成29年度に結果を公表した。

(イ) 花粉症対策検討委員会（昭和58年設置）

花粉症に係る調査研究の手法を確立し、実態の把握及び予防・治療方法の検討を行うとともに、適切な保健指導を講ずることを目的として花粉症対策検討委員会を設置している。

令和7年度は委員会を2回開催し、令和7年春のスギ、ヒノキ花粉の飛散状況の解析及び飛散予測の検証、令和8年春のスギ、ヒノキ花粉の飛散予測等について検討し、結果を公表した。

イ 飛散花粉情報の提供

(ア) インターネットによる情報提供

花粉症発症の予防や症状の軽減に役立てるため、スギ、ヒノキ花粉についての飛散開始日や飛散数を予測、公表するとともに、ダーラム法による測定結果により、飛散花粉情報

の提供を行っている。

＜事業実施時期＞

スギ、ヒノキ花粉：2月～5月上旬

草本花粉（イネ科、ブタクサ等）：5月～11月

令和7年度のホームページへのアクセス数は約170万件であった。

(イ) パンフレット

花粉症の予防・治療の基本的知識や自己管理の方法などの最新情報をまとめた「花粉症一口メモ」を毎年発行し、都民への普及啓発を行っている。（令和7年度：8,000部発行、ホームページに掲載）

(3) アレルギー疾患対策

ア アレルギー疾患対策検討部会

アレルギー疾患対策に係る普及啓発や情報提供の方法、調査研究の在り方などを検討するため、専門医等を委員として開催している。令和7年度は4回開催し、アレルギー疾患に関する調査の検討及び東京都アレルギー情報navi.の監修を行った。

イ 普及啓発

(ア) 都民アレルギー講演会

アレルギー疾患のある子供の保護者や都民等を主な対象に、ぜん息、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患に関する講演会を実施している。

令和7年度はWeb配信で1回開催し、総再生回数は3,560回であった。

(イ) 普及啓発用パンフレットの作成

ぜん息や食物アレルギー、アトピー性皮膚炎についてのパンフレットを作成し、ホームページに掲載しているほか、区市町村を通じて広く都民へ配布している。

ウ 人材育成（相談等に係る人材の資質の向上）

(ア) 子供のアレルギー相談実務研修

保育所・幼稚園職員、区市町村の保健衛生主管課や保育主管課職員、保健所職員等を対象に、子供のアレルギー疾患に関する知識と発症予防のための施設における日常生活管理のための研修を実施している。

令和7年度は疾患別・Web配信で3回開催し、合計2,618名が参加した。

(イ) 成人のアレルギー相談実務研修

医療保険者、訪問看護ステーション職員、高齢者施設職員等を対象に、成人ぜん息や食物アレルギーに関する知識と患者指導スキルの向上のための研修を実施している。

令和7年度は疾患別・Web配信で2回開催し、合計244名が参加した。

(ウ) ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修

保育所職員、区市町村の保健衛生主管課や保育主管課職員、保健所職員等を対象に、ぜん息の発作、食物アレルギーアナフィラキシーに関する知識と緊急時対応スキルの向上の

ための研修を実施している。

令和 7 年度は対象別で 2 回開催し、合計 409 名が参加した。

(エ) アレルギー対応体制強化研修（施設管理者向け研修、行政職員向け研修）

保育所等の管理的立場の方及び区市町村の職員向けに、アレルギーの体制整備を目的とした研修を実施している。令和 7 年度は施設管理者向けを Web 配信で 1 回開催し、329 名が参加した。行政職員向けは対象別で Web 配信で 2 回開催し、合計 131 名が参加した。

(オ) 都保健所アレルギー対策事業

アレルギー疾患患者の日常生活管理及び緊急時の対応が適切に行われるよう、アレルギー疾患患者やその家族に関わる関係者等を対象に、疾患に関する基礎知識及び予防や療養支援に関する知識・技術の普及等を行っている。

令和 7 年度は 6 保健所で普及啓発や講習会の開催等を実施した。都保健所に対しては、アレルギーに関する普及啓発及び研修用資材等の提供を行っている。

エ ゼん息り患児等重症化防止事業

東京都医師会と協力し、医師等を対象に、最新の診療ガイドラインに基づく治療や患者の自己管理指導等に関する内容の講習会を実施している。

令和 7 年度はハイブリット開催（Web、会場）及びアーカイブ配信で 1 回開催し、合計 34 名が当日参加、103 名が視聴した。

オ アレルギー疾患に関する調査

施策を推進するための取組として、都内乳幼児におけるアレルギー疾患に関する調査を 5 年毎に実施し、アレルギー疾患対策の基礎資料としている。令和 7 年度は令和 6 年度に実施した「アレルギー疾患に関する 3 歳児調査」及び「アレルギー疾患に関する施設調査（保育施設、学童保育）」の報告書を作成し、区市町村や関係機関に配布した。

(4) 放射線に関する情報提供

ア ホームページによる情報提供

都内の放射線情報に係るポータルサイトとして、平成 23 年度よりホームページ「環境放射線測定結果」の運営を行っている。

都内 8 地点における空間放射線量率の提供を平成 23 年度より順次開始、平成 25～26 年度に英語版ページの充実、平成 27 年度にはスマートフォンへの対応など、都民のみならず、国内外からの観光者等のニーズに対応した情報の提供を行っている。

令和 7 年度のホームページのアクセス件数は、約 2,153 万件であった。

イ 相談への対応

環境放射線測定結果に関する都民相談に対応するため、専用の電話窓口を設けている。

令和 7 年度の相談受付件数は、5 件であった。

ウ 講習会の開催

令和 7 年度は、自治体職員向け講習会を 2 回、Web 配信により開催した。

(5) 感染症媒介蚊サーベイランス

蚊媒介感染症対策の一環として、ウイルス保有蚊の生息サーベイランス（調査監視）を実施し、結果をホームページで公表している。

ア 広域サーベイランス

都内 16 箇所において蚊の成虫を捕獲し、7 種類（アカイエカ群、ヒトスジシマカ群、ネッタイシマカ、その他のシマカ亜属、ニセシロハシイエカ亜群、ハマダラカ及びその他の蚊）に分類し、個体数を求めた。さらに、蚊の種類に応じて、ウエストナイルウイルス、デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルス及びマラリア原虫の遺伝子検査を実施した。令和 7 年度は、6 月から 10 月にかけて全 10 回の調査を実施し、合計 5,669 匹の蚊を同定した。感染症病原体の遺伝子検査結果は、全て陰性だった。

イ 重点サーベイランス

平成 26 年 8 月のデング熱国内感染患者の発生を受けて、平成 27 年度からデング熱対策に特化したサーベイランスを実施している。令和 7 年度は、4 月から 11 月にかけて都内 9 箇所 50 地点において、以下の調査を実施した。

(ア) 幼虫調査

幼虫調査では、捕獲した幼虫の個体数を求めた上で、デングウイルス、チクングニアウイルス及びジカウイルス（以下、「デングウイルス等」とする。）の遺伝子検査を実施した。令和 7 年度は、全 8 回の幼虫調査を実施し、合計 2,511 匹の幼虫を捕獲した。幼虫が採集できた最初の調査回においては、病原体遺伝子検査を行い、結果は全て陰性だった。

(イ) 成虫調査

成虫調査では、捕獲した蚊を 4 種類（ヒトスジシマカ群、ネッタイシマカ、その他のシマカ亜属及びその他の蚊）に分類し、個体数を求めた。さらに、蚊の種類に応じて、デングウイルス等の遺伝子検査を実施した。令和 7 年度は、全 14 回の成虫調査を実施し、合計 9,014 匹の蚊を同定した。感染症病原体の遺伝子検査結果は、全て陰性だった。

(6) 施設管理者及び都民向け蚊対策講習会

東京都の蚊の発生防止強化月間（6 月）に、公園、学校等施設管理者及び都民を対象に蚊媒介感染症や蚊の生態・防除方法等を周知する講習会を開催している。令和 7 年度は、会場開催と共にオンライン配信を行い、令和 7 年 9 月から令和 8 年 5 月末まで東京動画（東京都公式動画チャンネル）によるオンデマンド配信を行った。

第3節 食品医薬品情報

1 食品医薬品情報

(1) 業務の概略

食品医薬品情報担当は、食品及び医薬品の安全性に関する情報を幅広く収集・分析・評価し、都民向けの各種安全性情報を提供することを主な業務としている。

主要な事業の一つとして、食品安全情報評価委員会、「健康食品」による健康被害事例専門委員会、情報選定専門委員会を運営し、都民の日常生活に欠かすことの出来ない「食の安全」を守るため、食品全般の情報収集・分析・評価を行っている。

また、保健医療局及び生活文化局の関係部署で構成する「健康食品対策推進連絡会」を通して、健康食品の試買調査、事業者向け講習会、都・区・市の担当職員向け講習会を開催し、健康食品の安全性の確保、事業者への法令の周知、職員の専門性の向上に取り組んでいる。

このほか、食品安全に係るリスクコミュニケーション及び食品や医薬品に係る普及啓発等を行っている。

(2) 食品安全情報評価委員会

ア 食品安全情報評価委員会

「東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）」は、食品等の安全を確保するため、各種情報の分析及び評価等を行い、食品の安全対策を総合的に推進していくことを目的として、平成 15 年 4 月、要綱に基づく健康局長の諮問機関として設置された。平成 16 年 4 月には「東京都食品安全条例」の施行により、知事の附属機関として位置づけられた。

令和 7 年度は、7 月及び 2 月の 2 回開催し、①「シニア層を対象とした食品安全に関する意識調査」②「食品添加物の理解を促すための情報発信」について検討を行った。

普及啓発が必要とされた事項については、ホームページ等で都民等への情報提供を行った。

イ 「健康食品」による健康被害事例専門委員会

情報評価委員会において、健康食品に関する健康被害情報等の疫学的な分析及び評価を行うことを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則に基づき、平成 18 年度に、「健康食品」による健康被害事例専門委員会を設置している。

当専門委員会においては、東京都医師会及び東京都薬剤師会を通じて医療機関等から収集した健康食品との関連が疑われる健康被害情報等について、健康食品と健康被害との関連性及び健康影響の内容や程度に関する分析・評価を行っている。

また、平成 30 年度から東京都消費生活総合センターと連携し、提供を受けた情報についても分析・評価を行っている。

さらに、令和 7 年度から協定締結病院から収集した情報についても分析・評価の対象

としている。

令和7年度は、6月と1月の2回開催し、27事例の健康被害情報に関する分析・評価を行った。その結果については、情報評価委員会に報告し、東京都医師会及び東京都薬剤師会を通じて、医療機関等に情報提供を実施するとともに、ホームページやX（旧ツイッター）による情報発信等を行い普及啓発を図っている。

ウ 情報選定専門委員会

情報評価委員会において分析及び評価を行う安全情報を選定することを目的として、東京都食品安全情報評価委員会規則に基づき平成17年度から情報選定専門委員会を設置している。

令和7年度は、6月と12月の2回開催し、結果について情報評価委員会に報告した。

(3)健康食品

ア 健康食品対策推進連絡会事業

(7)健康食品試買調査

健康食品の表示・広告の適正化及び医薬品成分を含有する無承認医薬品による健康被害の未然防止を目的として、市場に流通する健康食品の試買調査を実施している。

令和7年度は、合計125製品の試買調査を実施し、このうち、118製品の表示・広告に法違反又は違反の疑いを発見し、6製品から医薬品成分又は専ら医薬品成分を検出した（検出成分：タダラフィル、シルデナフィル、ジクロフェナク、アシュワガンダ）。

(4)健康食品取扱事業者講習会

健康食品を取り扱う事業者に対する、食品衛生法、健康増進法、食品表示法、医薬品医療機器等法、景品表示法、特定商取引法等の関係法令の周知と事業者の自主管理能力の向上を目的として、毎年、健康食品取扱事業者講習会を開催している。

令和7年度は、動画配信により実施し、講習会参加申込者は、1,162名であった。

(5)健康食品関係業務担当職員向け講習会

健康食品に関する監視指導や相談業務等を担当する都区市職員の専門知識の向上を目的として、毎年、健康食品関係業務担当職員向け講習会を開催している。

令和7年度は、動画配信により実施し、講習会参加者は、105名であった。

イ 健康食品に関する安全性情報共有事業

平成18年7月から東京都医師会、東京都薬剤師会及び協定締結病院と連携し、健康食品の利用との関連が疑われる健康被害情報を収集し、「健康食品」による健康被害事例専門委員会において分析・評価を行い、その情報を医療関係者等に情報提供することにより、健康被害の拡大防止・未然防止に努めている。

事業発足以来、令和7年度末までに、合計578事例の健康被害情報を共有した。

(4) おくすり講座

医薬品等の適切な使用を推進し、都民の保健衛生の維持向上を図ることを目的として、平成 18 年度から「薬と健康の週間」（10 月 17 日～23 日）にあわせた時期等を開催している。

令和 7 年度の開催状況は以下のとおりである。

令和 7 年度 おくすり講座開催状況

開催日	実施方法	テーマ	備考	再生数/参加者
令和 7 年 7 月 29 日	実地	こども薬剤師体験～ぼくもわたしも薬剤師～	協力：東京都薬剤師会	55 組 (小学 4～6 年生、保護者)
令和 7 年 10 月 26 日	実地	東京都健康安全研究センター施設公開 展示「あなたは大丈夫？健康食品との付き合い方」等		178 名

(5) リスクコミュニケーション

ア 食の安全都民フォーラム

都民や事業者、行政等が、食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成 15 年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。

令和 7 年度は、「迷った時のヒント！健康食品との上手な付き合い方」をテーマに令和 8 年 1 月 28 日にシンポジウム形式で実施し、64 名の参加があった。

イ 食の安全調査隊

平成 19 年度から、都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動による、参加者の主体的な取組を通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

令和 7 年度は、「食の安全こども調査隊」として、食中毒予防に関する体験型学習を実施し、55 組の小学生と保護者が参加した。

ウ 食の安全都民講座

平成 27 年度から、食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、都民を対象に動画配信による講義や少人数での体験型イベント等を行う「食の安全都民講座」を実施している。

令和 7 年度の開催状況は以下のとおりである。

令和 7 年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形 式	人数・ 視聴回数
1	8 月 1 日から 12 月 26 日まで	これ食べられる？気になるキノコ講座	講義動画を ウェブ配信	1,124 回
2	11 月 7 日から 12 月 26 日まで	学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会	講義動画を ウェブ配信	1,442 回
3	10 月 25 日	あなたは大丈夫？健康食品との付き合い方	出張講座	178 人
4	3 月 17 日	有毒植物の見分け方講座	集合形式	22 名

(6) 普及啓発

ア インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供として、「食品安全 FAQ」、「食品安全アーカイブス」、「健康食品ナビ」、「くすりの救Q箱」、「磨け！選択眼」等のホームページコンテンツを発信している。

令和 7 年度は、健康食品の試買調査結果及び食品安全情報評価委員会で評価検討された内容等、最新の食品安全情報を随時ホームページに掲載した。

イ メールマガジン

平成 16 年度より、月 2 回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。令和 7 年度末の読者数は 5,642 人であった。

ウ 啓発資材による情報提供

都民への食品安全に関する情報提供を行うため、ポスター、リーフレット及び DVD 等を作成、保健所等関係事業所に配布し、普及啓発に努めている。

令和 7 年度は、紅麹を含む健康食品による健康被害事例を受け、健康食品の適正使用に関する短尺動画及びリーフレットを作成し、デジタルサイネージ等を活用した情報発信を実施した。

第4節 疫学情報

1 疫学情報

(1) 業務の概略

疫学情報担当は、主に感染症に関する「情報収集」「情報発信」「技術支援」「調査研究」を4本の柱として業務を実施している。

(2) 感染症に関する情報収集

ア 感染症発生動向調査

感染症法に基づく基幹地方感染症情報センターとして、都内医療機関から保健所を通して報告される全数把握対象疾患及び定点把握対象疾患等について、発生届に記載された内容の確認、集計等を行った後、国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所に報告している。

令和7年における感染症発生動向の概況は以下のとおりであった。

(ア) 全数把握対象疾患

一類感染症の届出はなかった。二類感染症の届出は結核のみであった。新登録結核患者の総数は「東京都における結核の概況 令和7年(2025年)」を参照されたい。三類感染症は腸管出血性大腸菌感染症(463件)、細菌性赤痢(14件)、腸チフス(7件)、パラチフス(4件)と4疾患で合計488件の届出があった。四類感染症はレジオネラ症(180件)やE型肝炎(149件)など13疾患で445件の届出があった。五類感染症は百日咳(7,135件)や梅毒(3,386件)など22疾患で11,944件の届出があった。

(イ) 定点把握対象疾患

2025年第15週より急性呼吸器感染症(Acute Respiratory Infection:ARI)の報告が開始され、2025年の報告数は927,732人、定点当たり2,228.42人となった。

インフルエンザの2025年の年間報告数は151,906人、定点当たり366.74人であり、前年比1.06倍と、ほぼ前年並みであった。2025/2026シーズンは、第39週に流行入り後、第43週には流行注意報基準を、第45週には流行警報基準を超えた。インフルエンザが11月中に流行警報レベルとなるのは、2009/2010シーズン以来であった。この後、2026年に入り流行警報レベルは解除されたが、第4週には流行注意報基準を第5週には警報基準を再度超えた。シーズン中に再度流行注意報・警報基準を超えたのは2008/09シーズン以来であった。

また、小児科疾患うち水痘の報告数は6,228人、定点当たり23.73人であり、前年比2.30倍と増加した。水痘は第17週には流行注意報基準を超えたため、東京都として6年ぶりに流行注意報レベルとなった。

イ 救急搬送サーベイランスシステムの運用

救急搬送時に感染症が疑われた患者の症状等の情報を収集・解析することにより、感染症の発生、集積を早期に探知するシステムを運用している。令和7年度は20件の異常集積疑い事例を探知した。病態分類別では、嘔吐・嘔気11件、発熱8件、呼吸障害1件であった。

(3) 結核対策

平成24年度から本庁機能の結核対策業務の一部として、保健所に対する結核相談の支援や各

種報告の取りまとめ及び報告書の作成、講演会運営などの業務を実施している。

ア 相談支援

令和7年度に保健所から受けた相談件数は320件であった。保健所から依頼を受け、6回の結核対策会議に出席した。

イ 保健所からの報告の受理

令和7年度は、初発患者調査報告（230件）、結核集団感染発生事例報告書（11件）、結核の接触者健診（集団感染対策）実施状況（11件）、コッホ現象事例報告書（48件）、合計300件の報告を受理した。

ウ 報告書等の作成

結核対策に関する報告として、以下の報告書等を作成している。

(ア) 「東京都における結核の概況 令和6年（2024年）」の作成

令和6年の都内の結核発生状況をまとめ、保健所、市町村、結核病床を有する病院等に配布した。（配布部数455部）

(イ) 「結核2026」の作成

結核に関する知識の普及のために主に医学生・看護学生向けに作成し、都内医療系学校、都立病院、保健所等に配布した。（配布部数12,124部）

エ 結核予防講演会

結核対策の普及啓発のため、保健所や医療機関、小中学校、日本語教育機関、高齢者施設等の職員を対象に講演会を実施している。令和7年度は全9回（集合形式4回、オンライン形式5回）実施した。

(4) 感染症に関する情報の発信

ア ネットワークを使った配信

(ア) ホームページの管理運営

東京都感染症情報センターホームページを管理運営し、インフルエンザをはじめとする感染症情報を都民に随時提供している。

当ホームページへのアクセス数は令和7年度合計で25,220千件であった。アクセス数は、インフルエンザ関連情報が2,066千件と最も多く、次いで東京都感染症週報に関する情報（1,503千件）、東京都微生物検査情報（982千件）、感染性胃腸炎・ノロウイルス関連情報（957千件）が多かった。

(イ) 感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの運用

感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（以下、K-net）は、感染症に係る情報管理・情報共有を目的としたシステムで、保健所や感染症対策部との情報共有に活用している。

インフルエンザの流行を早期に探知するためのクラスターサーベイランス、積極的疫学調査による麻しんウイルスの遺伝子検査結果、感染性胃腸炎や麻しん等の集団発生、インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等の情報収集・還元を行った。

(ウ) 感染症流行状況の情報連絡会議（コメンテーター会議）

都内の感染症の流行状況について保健所や感染症対策部、微生物部各研究科との情報共有を行うために、毎週WEB会議システムを利用した会議を開催している。令和7年度は定例会を50回開催した。

イ 電子媒体による発信

(ア) 「東京都感染症週報」の発行

都内各医療機関から報告される患者発生情報と微生物部が行った病原体検査結果を集計・解析し、毎週木曜日に「東京都感染症週報」として発行している。また、1年間の調査結果は感染症発生動向調査事業報告書（年報）としてまとめている。

(イ) 「東京都微生物検査情報」の発行

病原体定点医療機関から搬入された検体や食中毒関連の検体を中心に、微生物部がまとめた検査情報「東京都微生物検査情報（月報）」を発行している。

(ウ) 「東京都インフルエンザ情報」の発行

インフルエンザ患者報告数や検出されたウイルスの型別、学級閉鎖などの情報を収集し、全国比較や地域（保健所）別比較を行った後「東京都インフルエンザ情報」として、広く都民及び保健・医療関係者に提供している。

(エ) 「感染症通信」の発行

感染症発生動向調査により、注意喚起が必要な感染症の流行が見られた場合、保健所へ詳細な情報を提供するため、適宜「感染症通信」をK-netに掲載している。

(オ) 「感染症ひとくち情報」の発行

流行している感染症について都民向けに「感染症ひとくち情報」をホームページに掲載している。令和7年度はエムポックス（2種類）、SFTS、ダニ媒介感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、梅毒、破傷風、百日咳（2回）、麻しん（2回）、水痘（2回）、インフルエンザ、感染性胃腸炎について発行した。麻しんについては、英語版、ベトナム語版も各1回発行した。

(5) 感染症対策に関する技術支援

ア 実地疫学調査チーム（TEIT: Tokyo Epidemic Investigation Team）

平成24年度から、疫学情報担当内に東京都実地疫学調査チーム（以下「TEIT」という）を設置し、感染症発生時に保健所が行う実地疫学調査のうち、特に集団発生時の技術的支援を保健所からの要請に基づき行っている。

(ア) TEIT派遣要請数

令和7年度の保健所からの集団感染事例の報告数は、合計11,516件（新型コロナウイルス感染症770件、インフルエンザ9,526件、感染性胃腸炎688件、その他532件）で、そのうちTEIT派遣要請があったのは、侵襲性髄膜炎菌感染症1件、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症2件、薬剤耐性アシネトバクター感染症1件、バンコマイシン耐性腸球菌感染症1件、腸管出血性大腸菌感染症1件であった。

(イ) 感染対策支援チームの派遣調整

令和7年度は、派遣要請のあった延べ13保健所に対して支援調整を行った。そのうち、クラ

スター発生施設への派遣調整が 7 件（TEITとの合同調査は 4 件）であった。

イ 実地疫学調査研修

第 5 節に記載した。

(6) 調査研究

ア 東京都における分子疫学調査の還元方法の検討：保健所向け VNTR 還元ツールの開発

東京都における結核菌検査事業では、疫学情報担当が依頼内容を確認した後、病原細菌研究科で検査が実施され、その結果は依頼元の保健所のみに報告されている。このため、保健所間での情報共有や活用は限定的であった。本研究の目的は、都内保健所間において VNTR 完全一致および一領域違いの一致を容易に検索可能とするツールを開発することである。疫学情報担当において他の検査結果検索ツールに関する情報収集を行い、疫学調査に必要な項目を整理したうえで、保健所職員が簡便に操作可能な仕様を重視して開発を行った。また、検査部門および事業所管部署と調整を行い、東京都の結核対策を所管する会議体において合意形成を図った後、都内保健所向けの VNTR 検索ツールを開発した。本ツールにより、保健所間での菌株一致情報の迅速な把握が可能となり、広域的な疫学的関連の確認に資することが期待される。今後は、定期的な事業評価に基づき、運用状況を踏まえたシステム改修を行うことが必要である。

第5節 専門職研修、技術研修、実地疫学調査研修等

1 専門職研修

新たな健康危機の発生や国際規格への対応など、多様化・複雑化する行政課題に対応できる専門人材育成のため、「健康安全分野における専門職種の育成方針」に基づき、健康安全研究センターを中心に、平成24年度に既存の研修体系を整理し、新たな専門研修のプログラムを策定した。

専門職研修は、「専門知識・技術の習得・向上」と「行政実務力の習得・向上」を図り、職員一人ひとりの資質の向上と職務遂行能力の開発を目的に実施している。なお、専門知識・技術に係る研修については、区市職員にも広く受講を呼びかけている。

(健康安全研究センターより実施を通知した研修を掲載)

区 分	名 称	内 容	回数 ／年	日数 ／回	受講 者数	実 施 期 間
級 研 修	共通研修	専門職共通新任研修	1	1	33	令和7年5月20日
	衛生監視員 研修 〈食品衛生〉	衛生監視員研修（初級）〈食品衛生〉	1	4	57	令和7年8月19、20日 9月1、2日
	衛生監視員 研修 〈環境衛生〉	環境衛生関係概論	1	1	7	令和7年4月16日
		環境保健事業概論	1		36	
		環境衛生営業六法等概論	1		36	
		水道事務概論	1		36	
		ねずみ・衛生害虫概論	1		36	
		環境衛生検査	1	1	7	令和7年4月21日
		建築物衛生法概論	1	1	30	令和7年5月19日
		特定建築物検査実習	1	3.5	5	令和7年10月6日～8日、10日 令和7年10月6日～8日、14日 令和7年10月7日～9日、20日 令和7年10月20日～22日、24日 令和7年10月20日～22日、28日

			獣医職の業務、食品衛生関係法令の基礎知識、東京都ふぐの取扱い規制条例、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令、家畜伝染病予防法概論、健康安全健康センターにおける監視業務、市場衛生検査所の業務、保健所における監視業務、若手職員のキャリアルートと経験談、動物愛護管理関係法令の基礎知識、感染症関係法令の基礎知識、狂犬病予防及び動物由来感染症対策、動物愛護相談センターの概要、動物取扱業監視・捕獲収容業務等、飼養管理・譲渡業務等、動物関係業務に係るスキルアップ、芝浦食肉衛生検査所の業務概要、と畜場法、精密検査担当の実務、化製場法・動物質原料運搬業	1	3	7	令和7年6月19日、20日、7月1日
中級研修	衛生監視員研修 ＜食品衛生＞	衛生監視員研修（中級）＜食品衛生＞	リスクコミュニケーション、食中毒調査について～疫学調査を中心として～、監視指導と行政法、クレーム対応、食品衛生管理ファイルを用いた HACCP 指導の考え方について ～手引書利用ツールの活用等～、記憶に残る事例等	1	3	15	令和8年2月17日、18日、24日
	衛生監視員研修 ＜環境衛生＞	衛生監視員研修（中級）＜環境衛生＞	水質基準改正、専用水道、環境衛生施設と消防法、環境確保条例及び土壌汚染対策法、特定建築物の建築確認申請時審査に係る指導、浄水処理に関するシステム、水処理に関する最新情報	1	2	52	令和8年3月12日、13日
	獣医職研修	獣医職研修（中級）	築地市場の魚たち、知己時から豊洲へ移転プロジェクトを振り返る、豊洲新市場での衛生指導、豊洲市場移転後初めての許可一斉更新、獣医衛生行政を振り返る	1	1	5	令和7年11月28日
専門研修	衛生監視員研修 ＜食品衛生＞	食品技術講習会	衛生管理と危機管理 うまくいくかは「人」次第	4	0.5	101	令和7年5月27日
			食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの策定と運用について		0.5	79	令和7年8月14日
			PDCA サイクルマネジメントによる食品製造環境の清浄度管理		0.5	55	令和7年10月22日
			東京都カスタマー・ハラスメント防止条例等の概要について、東京都知事部局職員向けカスタマー・ハラスメント対応マニュアルの策定について		0.5	79	令和8年1月17日
		食品衛生監視指導実務研修	製造業における監視のポイント、輸入業における監視及び自主管理の推進、製造業等の監視指導、自主管理点検の同行等、倉庫業等の監視指導、食品業時間氏の実務、食品流通拠点における監視及び自主管理の推進	1	2	10	令和7年10月14、15日
			通常監視同行、市場衛生検査所の概要、タブレット端末を活用した HACCP 監視、ふぐの徐毒、市場内施設見学、微説物検査室見学、理化学検査室見学	2	1	12	令和8年1月29日
					12	令和8年1月30日	
			食肉市場及び食肉処理等見学、精密検査室視察、と畜検査員による外部検証、食肉の知識	2	1	10	令和7年10月22日
				10	令和7年11月19日		
		衛生監視員講習会	HACCP 導入のメリット及び衛生管理体制、HACCP の7原則 12 手順、HACCP と一般衛生管理プログラムとの関係、危害要因分析、重要管理点、管理基準、モニタリング方法及び改善措置、監視員が行う危害要因分析、施設の視察、HACCP 計画作成	1	3	9	令和8年2月2～4日
	食鳥検査関係技術講習会		「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の概要、食鳥処理における微生物コントロール	1	0.5	29	令和8年2月20日
衛生監視員研修 ＜環境衛生＞	ビル衛生検査技術研修		特定建築物の環境衛生管理に関する不適率及び衛生環境に関する監視指導	1	0.5	41	令和8年3月11日
	飛散花粉数調査技術研修	飛散花粉数測定に関する基礎知識、花粉の生態、花粉の測定	1	0.5	4	令和7年12月10日	
	環境衛生実務研修	プールの安全管理	1	0.5	64	令和8年3月3、5日	
行政実務研修	法令実務	法の解釈、行政指導の役割と限界、行政処分の手続き、国家賠償と行政訴訟事例、行政不服審査法と行政手続法の改正内容、事例演習	1	0.5	27	令和7年9月11日	

2 技術研修

技術研修は、試験検査に関する基礎的かつ実務的な知識と技術の付与及び新しい技術を含めた技術水準の向上と習熟化を目的として実施している。

都職員については、食品衛生監視員、環境衛生監視員、薬事監視員及び保健所で栄養表示基準等業務に従事する栄養士に対する研修を実施している。また、特別区、八王子市及び町田市職員については、保健所等において試験検査業務に従事する職員、食品衛生監視員、環境衛生監視員及び薬事監視員に対する研修を実施している。

(1) 東京都職員技術研修

研 修 名		内 容	回数 ／年	日数 ／回	受講 者数	実 施 期 間	担当研究科
食 品 衛 生 監 視 員 (検査)	食品（魚介類の細菌検査）	魚介類に係る細菌学的検査 ※ 市場衛生検査所勤務職員優先	1	0.5	3	令和7年4月18日	食品微生物
	食品化学（水銀）	食品中（魚介類）に含まれる水銀の検査法 ※ 市場衛生検査所の水銀検査経験のある職員対象	1	2	1	令和7年11月19日～20日	食品成分
	食品中の食品添加物（保存料・漂白剤）	食品中の食品添加物分析法－1 保存料（安息香酸・ソルビン酸・デヒドロ酢酸・パラオキシ安息香酸エステル類）の分析／漂白剤（二酸化硫黄及び亜硫酸塩類）の分析 ※ 検査所勤務職員対象	1	3	1	令和8年1月19日～21日	食品添加物
	食品中の食品添加物（甘味料・酸化防止剤）	食品中の食品添加物分析法－2 甘味料（サッカリン及びアセスルファムカリウム）の分析／酸化防止剤（BHA・BHT・TBHQ）の分析 ※ 検査所勤務職員対象	1	3	1	令和8年1月26日～28日	食品添加物
	食品中の食品添加物（着色料・発色剤）	食品中の食品添加物分析法－3 着色料（食用タール色素及び未指定酸性タール色素）の分析／発色剤（亜硝酸根）の分析 ※ 検査所勤務職員対象	1	3	1	令和8年2月2日～4日	食品添加物
食 品 衛 生 監 視 員	真菌	真菌概論及び真菌検査	2	1	1	令和8年1月15日	食品微生物
					1	令和8年1月22日	
	細菌学的品質検査	食品の衛生細菌学的検査	2	3	1	令和8年1月21日～23日	食品微生物
					1	令和8年1月28日～30日	
	細菌性食中毒	細菌性食中毒の検査	3	4	3	令和7年5月13日～16日	食品微生物
					3	令和7年5月21日～23日	
					3	令和7年5月27日～30日	
	乳・乳製品の検査法	乳・乳製品の細菌学的検査及び理化学検査 ※ 乳処理業の監視指導を行う都職員対象	1	1	5	令和7年5月9日	食品微生物／食品成分
	寄生虫	食品由来の寄生虫（原虫）概論 魚介類の寄生虫検査法	1	2	0	令和8年1月20日～21日	病原細菌
	ウイルス性食中毒	ノロウイルスをはじめとしたウイルス性食中毒の概論及び検査法	3	2	1	令和7年8月18日～19日	ウイルス
					1	令和7年8月25日～26日	
					1	令和7年9月1日～2日	
食 品 衛 生 監 視 員	食品のアレルゲン検査	アレルゲン（特定原材料）検査の概要 ELISAによるスクリーニング検査 ウェスタンブロット法及びPCR法による確認検査	2	1	1	令和8年1月9日	食品成分
					3	令和8年1月16日	
	食品化学（食品成分）	乳・乳製品の成分規格（理化学）、カビ毒、遺伝子組換え食品、食品苦情、化学性食中毒、酸価・過酸化価、食品中の放射性物質検査	2	3	3	令和8年2月4日～6日	食品成分
					2	令和8年2月10日～13日	
食 品 衛 生 監 視 員	食品化学（食品添加	食品中の食品添加物の分析法	2	2	3	令和7年9月2日～3日	食品添加物

	物)				3	令和7年9月4日～5日	
	食品化学（食品添加物品質規格等）	食品添加物概論 食品添加物の成分規格試験 食品添加物製剤の成分分析と成績書の読み方	2	1	0	令和7年5月22日	食品添加物
					1	令和7年5月23日	
	容器包装（合成樹脂）	食品衛生法に基づく器具及び容器包装、おもちゃの検査	1	1	1	令和7年5月20日	食品添加物
	食品化学（残留物質）	畜水産物中の残留動物用医薬品検査 畜水産物中の残留農薬分析	1	2	3	令和8年1月9日～10日	残留物質
環境衛生監視員	食品を加害する衛生動物	食品混入害虫検査法	3	2	0	令和7年5月15日～16日	環境衛生
					1	令和8年1月27日～28日	
					0	令和8年1月29日～30日	
	環境衛生化学	空气中化学物質概論、空气中化学物質測定、アスベスト概論、簡易測定法、空气中化学物質評価	2	1	2	令和7年6月4日	環境衛生
					2	令和7年6月5日	
	衛生動物（屋内で発生する昆虫）	衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方	2	2	1	令和7年5月19日～20日	環境衛生
					1	令和7年5月21日～22日	
	衛生動物（蚊）	蚊の同定方法、蚊の捕集方法	2	2	2	令和7年6月17日～18日	環境衛生
					1	令和7年6月19日～20日	
	衛生動物（ダニ）	ダニ類の同定方法、ダニ類の調査方法、簡易ダニアレルゲン測定	2	2	2	令和7年9月9日～10日	環境衛生
					1	令和7年9月11日～12日	
	水質監視（飲料水等の化学）	飲料水等の化学的水質の現状と検査方法及び苦情対応	2	1	3	令和7年10月10日	環境衛生
					3	令和7年10月11日	
	水質監視（プール水等の化学）	プール水等の化学的水質問題と検査方法	2	1	2	令和7年9月17日	環境衛生
					2	令和7年9月27日	
	水質監視（飲料水等の微生物）	飲料水等における微生物の現状と検査方法	2	1	3	令和8年2月25日	環境衛生
					3	令和8年2月26日	
薬事監視員	水質監視（浴槽水、プール水等の微生物）	公衆浴場、プール水等における微生物の現状と検査方法	2	1	2	令和8年3月3日	環境衛生
					3	令和8年3月4日	
	医薬品基礎コース	医薬品試験の概要	1	3	3	令和7年6月3日～5日	医薬品
	化粧品・部外品基礎コース	化粧品・医薬部外品試験の概要（検体受入れから結果報告まで）	1	2	2	令和7年6月12日～13日	医薬品
	シアン検査実務	毒物劇物取締法に基づくメッキ廃水中のシアン試験法概要	2	1	3	令和7年6月19日	医薬品
					1	令和7年6月20日	
	家庭用品検査実務	家庭用品試験の概要（機器分析・公定試験法）	2	1	2	令和7年6月16日	医薬品
					1	令和7年6月17日	
	医療機器試験法	品目仕様に基づく試験内容の紹介と試験法実習	2	1	3	令和7年6月5日	医薬品
					2	令和7年6月6日	
	不正ケン指導取締り	ケン等規制植物の基礎知識及び形態学的並びに理化学的特徴による植物鑑別法の講義と実習 ※ 薬用植物園で実施 ※ 都定員内で八王子市・町田市職員を対象に含む	1	1	5	令和7年5月15日	医薬品
	不正大麻指導取締り	大麻等規制植物の基礎知識及び形態学的並びに理化学的特徴による植物鑑別法の講義と実習 ※ 薬用植物園で実施	1	1	3	令和7年9月5日	医薬品
	医薬品承認審査	医薬品製造承認審査の実際	1	1	2	令和7年6月10日	医薬品
	医薬部外品製造承認審査	医薬部外品承認審査の講義と実習	1	1	2	令和7年6月27日	医薬品
	医療機器の生物学的安全性評価	医療機器の生物学的安全性評価（コンタクトレンズの細胞毒性試験）	1	1	3	令和7年6月9日	生体影響

全職種	環境放射能	環境放射能の基礎知識及び測定実習	1	1	3	令和7年5月29日	環境衛生
その他	腸管系病原菌検査	腸管系病原菌の細菌学及び検査法 ※ 島しょ保健所で検査に携わる臨床検査技師対象	1	4	0	令和7年6月3日～6日	食品微生物
	栄養成分の検査法	栄養成分検査の概論及び実習 ※ 都保健所及び健康安全部食品監視課の栄養士で栄養表示等普及促進事業に携わる職員及びそれに準ずる職員対象	1	1	3	令和7年9月11日	食品成分
	動物を加害する衛生動物	動物を加害する衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方 ※ 動物愛護等の業務を担当する職員（獣医職等）対象	1	2	1	令和7年11月20日～21日	環境衛生

(2) 特別区・八王子市・町田市職員技術研修

研 修 名		内 容	回数 ／年	日数 ／回	受講 者数	実 施 期 間	担当研究科
衛生 検 査	腸管系病原菌検査	腸管系病原菌の細菌学及び検査法	1	4	3	令和7年6月3日～6日	食品微生物
	食品細菌検査	腸管出血性大腸菌・サルモネラ属菌・ブドウ球菌・リステリア・カンピロバクター等を含む食品細菌検査	1	5	3	令和8年2月16日～20日	食品微生物
	真菌	真菌概論及び真菌検査	1	1	1	令和8年1月22日	食品微生物
	食品苦情検査（真菌・異物混入）	食品苦情の理化学検査法、食品苦情の微生物検査法	1	2	3	令和8年1月29日～30日	食品微生物 ／食品成分
	残留物質（農薬等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と残留農薬検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和8年1月9日	残留物質
	残留物質（動物用医薬品等）	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と動物用医薬品検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和7年12月5日	残留物質
	食品を加害する衛生動物	食品混入害虫検査法	3	2	1	令和7年5月15日～16日	環境衛生
					1	令和8年1月27日～28日	
					0	令和8年1月29日～30日	
	環境衛生化学	空気中化学物質概論、空気中化学物質測定、アスペスト概論、簡易測定法、空気中化学物質評価	2	1	1	令和7年6月4日	環境衛生
					1	令和7年6月5日	
	水質監視（浴槽水、プール水等の微生物）	公衆浴場、プール水等における微生物の現状と検査方法	2	1	3	令和8年3月3日	環境衛生
					1	令和8年3月4日	
	感染症胃腸炎（ウイルス検査）	感染症胃腸炎起因ウイルスの概論及び検査法等	1	1	2	令和7年8月4日	ウイルス
	食品中の食品添加物（保存料・漂白剤）	食品中の食品添加物分析法－1 保存料（安息香酸・ソルビン酸・デヒドロ酢酸・パラオキシ安息香酸エステル類）の分析／漂白剤（二酸化硫黄及び亜硫酸塩類）の分析 ※ 検査所勤務職員対象	1	3	3	令和8年1月19日～21日	食品添加物
	食品中の食品添加物（甘味料・酸化防止剤）	食品中の食品添加物分析法－2 甘味料（サッカリン及びアセスルファムカリウム）の分析／酸化防止剤（BHA・BHT・TBHQ）の分析 ※ 検査所勤務職員対象	1	3	2	令和8年1月26日～28日	食品添加物

	食品中の食品添加物 (着色料・発色剤)	食品中の食品添加物分析法－３ 着色料(食用タール色素及び未指定酸性タール色素)の分析／発色剤(亜硝酸根)の分析 ※ 検査所勤務職員対象	1	3	3	令和８年２月２日～４日	食品添加物
食 品 衛 生 監 視 員	真菌	真菌概論及び真菌検査	2	1	3	令和８年１月15日	食品微生物
					2	令和８年１月22日	
	細菌学的品質検査	食品の細菌学的品質検査	2	3	4	令和８年１月21日～23日	食品微生物
					4	令和８年１月28日～31日	
	細菌性食中毒	細菌性食中毒の検査	3	4	4	令和７年５月13日～16日	食品微生物
					4	令和７年５月20日～23日	
					4	令和７年５月27日～30日	
	寄生虫	食品由来の寄生虫(原虫)概論 魚介類の寄生虫検査法	3	2	4	令和８年１月27日～28日	病原細菌
					6	令和８年２月３日～４日	
					4	令和８年２月17日～18日	
	ウイルス性食中毒	ノロウイルスをはじめとしたウイルス性食中毒の概論及び検査法	3	2	5	令和７年８月18日～19日	ウイルス
					4	令和７年８月25日～26日	
					6	令和７年９月１日～２日	
	食品のアレルゲン検査	アレルゲン(特定原材料)検査の概要 ELISAによるスクリーニング検査 ウェスタンブロット法及びPCR法による確認検査	2	1	4	令和８年１月９日	食品成分
					3	令和８年１月16日	
	食品化学(食品成分)	乳・乳製品の成分規格(理化学)、カビ毒、遺伝子組換え食品、食品苦情、化学性食中毒、酸価・過酸化価、食品中の放射性物質検査	2	3	2	令和８年２月４日～６日	食品成分
					3	令和８年２月10日～13日	
	食品化学(食品添加物)	食品中の食品添加物の分析法	2	2	1	令和７年９月２日～３日	食品添加物
					2	令和７年９月４日～５日	
	食品化学(食品添加物品質規格等)	食品添加物概論 食品添加物の成分規格試験 食品添加物製剤の成分分析と成績書の読み方	2	1	6	令和７年５月22日	食品添加物
					3	令和７年５月23日	
	容器包装(合成樹脂)	食品衛生法に基づく器具及び容器包装、おもちゃの検査	1	1	3	令和７年５月20日	食品添加物
	食品化学(残留物質)	畜水産物中の残留動物用医薬品検査 畜水産物中の残留農薬分析	1	2	0	令和８年１月８日～９日	残留物質
	残留物質(農薬等)	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と残留農薬検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和８年１月９日	残留物質
	残留物質(動物用医薬品等)	検査で得られた結果の見方及び基準値の確認方法習得と動物用医薬品検査の実践的な研修を実施 ※ 検査業務担当職員向け	1	1	0	令和７年12月５日	残留物質
	食品を加害する衛生動物	食品混入害虫検査法	3	2	4	令和７年５月15日～16日	環境衛生
					3	令和８年１月27日～28日	
					5	令和８年１月29日～30日	
環 境 衛 生 監 視 員	環境衛生化学	空气中化学物質概論、空气中化学物質測定、アスベスト概論、簡易測定法、空气中化学物質評価	2	1	0	令和７年６月４日	環境衛生
					0	令和７年６月５日	
	衛生動物(屋内で発生する昆虫)	衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方	2	2	5	令和７年５月19日～20日	環境衛生
					5	令和７年５月21日～22日	
	衛生動物(蚊)	蚊の同定方法、蚊の捕集方法	2	2	4	令和７年６月17日～18日	環境衛生
					4	令和７年６月19日～20日	
	衛生動物(ダニ)	ダニ類の同定方法、ダニ類の調査方法、簡易ダニアレルゲン測定	2	2	4	令和７年９月９日～10日	環境衛生
					3	令和７年９月11日～12日	
	水質監視(飲料水等)	飲料水等の化学的水質の現状と検査方法及び苦	2	1	1	令和７年10月９日	環境衛生

薬 事 監 視 員	の化学)	情対応			3	令和7年10月10日	
	水質監視（プール水等の化学)	プール水等の化学的水質問題と検査方法	2	1	3	令和7年9月17日	環境衛生
					4	令和7年9月27日	
	水質監視（飲料水等の微生物)	飲料水等における微生物の現状と検査方法	2	1	2	令和8年2月25日	環境衛生
					2	令和8年2月26日	
	水質監視（浴槽水、プール水等の微生物)	公衆浴場、プール水等における微生物の現状と検査方法	2	1	2	令和8年3月3日	環境衛生
					3	令和8年3月4日	
	医薬品基礎コース	医薬品試験の概要	1	3	2	令和7年6月3日～5日	医薬品
	化粧品・部外品基礎コース	化粧品・医薬部外品試験の概要 （検体受入れから結果報告まで）	1	2	2	令和7年6月12日～13日	医薬品
	シアン検査実務	毒物劇物取締法に基づくメッキ廃水中のシアン試験法概要	2	1	0	令和7年6月19日	医薬品
2					令和7年6月20日		
家庭用品検査実務	家庭用品試験の概要（機器分析・公定試験法）	2	1	1	令和7年6月16日	医薬品	
				2	令和7年6月17日		
医療機器試験法	品目仕様に基づく試験内容の紹介と試験法実習	2	1	0	令和7年6月5日	医薬品	
				1	令和7年6月6日		
不正キシ指導取締り	キシ等規制植物の基礎知識及び形態学的並びに理化学的特徴による植物鑑別法の講義と実習 ※ 薬用植物園で実施 ※ 都定員内で八王子市・町田市職員を対象を含む	1	1	0	令和7年5月15日	医薬品	
医療機器の生物学的安全性評価	医療機器の生物学的安全性評価（コンタクトレンズの細胞毒性試験）	1	1	0	令和7年6月9日	生体影響	
全職種	環境放射能	環境放射能の基礎知識及び測定実習	1	1	0	令和7年5月29日	環境衛生
その他	動物を加害する衛生動物	動物を加害する衛生動物の同定方法、顕微鏡の使い方 ※ 動物愛護等の業務を担当する職員（獣医職等）対象	1	2	0	令和7年11月20日～21日	環境衛生

3 実地疫学調査研修

平成24年度から、健康危機管理対策の基本理念及び基本的対応を修得し、感染症発生時に現場のリーダーとして対応に当たる人材の育成を図ることを目的に、実地疫学調査研修を実施している。

令和7年度は、9日間（16講座）の集合研修とし、うち7講座は公開講座とした。受講生は集合研修が24名、公開講座を受講した保健所は延142ヶ所であった。

4 その他

大学等からの研修生受入れ

研修期間	研修生	担 当 研 究 科	人数
令和7年4月21日 ～令和8年3月31日	東京農工大学大学院	病原細菌研究科	1
令和7年5月19日 ～令和7年8月1日	明治薬科大学	医薬品研究科	1
令和7年6月9日 ～令和7年6月27日	東京大学医科学研究所	ウイルス研究科	4
令和7年7月28日 ～令和8年3月31日	東京都家畜保健衛生所	ウイルス研究科	1
令和7年8月18日 ～令和7年10月31日	明治薬科大学	残留物質研究科	1
令和7年10月15日 ～令和7年10月16日	横浜市衛生研究所	ウイルス研究科	2
令和7年11月17日 ～令和7年12月1日	東京大学医科学研究所	ウイルス研究科	2
令和7年11月28日 ～令和7年12月3日	足立区足立保健所	病原細菌研究科	1
合 計			13

第6節 見学、行事、広報

1 見学

(1) 国内

①本所

見学月日	見 学 者	担当研究科	人数
令和7年6月11日	東京農工大学	食品微生物・食品添加物・残留物質研究科	38
令和7年10月3日	帝京平成大学	食品微生物研究科、医薬品研究科、薬事監視指導課、医療機器監視課	15
令和8年2月5日	(公財)結核予防会結核研究所	健康危機管理情報課 疫学担当、病原細菌研究科	6
合 計			59

②薬用植物園

見学月日	見 学 者	担当研究科	人数
令和7年4月20日	薬科大学	薬用植物園（薬用植物研修）	22
令和7年4月22日	薬科大学	薬用植物園（薬用植物研修）	176
令和7年4月24日	新人薬事監視員	薬用植物園（ケシ研修）	14
令和7年5月1日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（ケシ研修）	34
令和7年5月1日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（ケシ研修）	20
令和7年5月2日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（ケシ研修）	7
令和7年5月2日	薬事監視員	薬用植物園（ケシ研修）	24
令和7年5月12日	海上保安庁	薬用植物園（アサ研修）	3
令和7年5月13日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（ケシ研修）	33
令和7年5月15日	薬事監視員	薬用植物園（ケシ研修）	3
令和7年5月16日	新潟県	薬用植物園（ケシ研修）	1
令和7年5月17日	大学	薬用植物園（薬用植物研修）	30
令和7年5月18日	薬事関係団体	薬用植物園（ケシ研修）	100
令和7年5月22日	救急災害医療課	薬用植物園（ケシ研修）	4
令和7年5月22日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（ケシ研修）	11
令和7年5月14日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（ケシ研修）	10
令和7年6月5日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園（ケシ・ア	27

		サ研修)	
令和7年6月19日	税関関係職員	薬用植物園 (ケシ・アサ研修)	10
令和7年8月8日	インターンシップ	薬用植物園 (ケシ・アサ・危険ドラッグ研修)	7
令和7年8月20日	国立精神・神経医療研究センター	薬用植物園 (アサ研修)	11
令和7年8月21日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	19
令和7年8月22日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	11
令和7年8月27日	大阪健康安全基盤研究所	薬用植物園 (アサ研修)	3
令和7年9月5日	薬事監視員	薬用植物園 (アサ研修)	3
令和7年9月6日	薬科大学	薬用植物園 (アサ研修)	19
令和7年9月14日	薬事関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	30
令和7年8月9日	インターンシップ	薬用植物園 (アサ研修)	6
令和7年8月20日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	23
令和7年9月6日	薬事監視員	薬用植物園 (アサ研修)	3
令和7年9月7日	薬科大学	薬用植物園 (アサ研修)	30
令和7年9月10日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	30
令和7年9月10日	薬事監視員	薬用植物園 (アサ研修)	27
令和7年9月14日	薬剤師会	薬用植物園 (アサ研修)	100
令和7年9月18日	インターンシップ	薬用植物園 (有毒植物研修)	1
令和7年9月25日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	32
令和7年10月2日	薬物乱用防止関係団体	薬用植物園 (アサ研修)	28
令和8年3月17日	一般 (食の安全都民フォーラム)	薬用植物園 (有毒植物研修)	22
令和8年3月27日	警察	薬用植物園 (ケシ・アサ・危険ドラッグ研修)	33
合 計			749

(2) 国外

①本所

人数は通訳者及び引率者を含む。

見学月日	見 学 者	担当研究科	人数
令和 7 年 6 月 3 日	国立感染症研究所	食品微生物、病原細菌、 ウイルス	14
合 計			14

行事

(1) 夏休み子供セミナー

子供及びその保護者に対して、食品や環境に関する楽しい体験学習を通して当センターの業務の普及啓発を行うことを目的として開催した。

テ ー マ 及 び 内 容	「体験しよう！科学のふしぎな世界」 蚊取り線香のヒミツにせまる！
日 時	令和 6 年 7 月 26 日（金曜日） ①10 時～11 時 30 分 ②13 時～14 時 30 分 ③15 時～16 時 30 分
参 加 者	58 名

(2) 施設公開

監視と検査により都民の生命と健康を守る東京都健康安全研究センターの業務内容を紹介することで、未来の人材に科学と技術で支える公衆衛生行政への関心を高めてもらうことを目的として開催した。

日 時	令和 7 年 10 月 25 日（土曜日） 10 時～16 時 30 分まで
内 容	(1) ラボツアー 実際に検査を行っている研究室を見学するツアー。 各回 60 分、3 回実施。 ①感染症・微生物コース ②食品化学コース ③医薬品・環境コース (2) 展示コーナー 各科の概略や、検査に使用する機器などを展示し、職員が解説する。
参 加 者	178 名

(3) 結核普及啓発事業

複十字シール募金運動

結核予防運動を積極的に推進し、結核予防の正しい知識の普及・啓発等結核予防活動の充実に寄与するため、福祉局・保健医療局各部及び事業所に協力を依頼した。

(4) ハンセン病普及啓発事業

ア ハンセン病パネル展示・動画配信

平成 21 年度にハンセン病基本法が施行され、国は 6 月 22 日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と制定した。都においても平成 21 年度からこの日に合わせて普及啓発活動を行っている。令和 7 年度は、6 月 21 日から 25 日まで東京都庁第一本庁舎 1 階アートワーク台座において、パネル展示を行った。

また、ハンセン病資料館学芸員によるオンライン講演会を東京動画にて、6 月 12 日から 12 月

26日まで配信した。

イ ヒューマンライツ・フェスタ東京 2025

ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努めるため、令和7年11月15日（土曜日）新宿駅西口広場イベントコーナー、12月6日（土曜日）東京国際フォーラムで行われたヒューマンライツ・フェスタ東京 2025（主催：総務局人権部）においてパネル展示を行った。

ウ ハンセン病療養所入所者等に対する慰問

春季の慰問は、令和7年6月11日（水曜日）に多磨全生園を訪問して東京都出身者へ見舞金の支給及び郷土訪問事業の説明を行った。

秋季の慰問は、令和7年11月20日（木曜日）に多磨全生園を訪問して東京都出身者へ見舞品を支給した。

(5) 薬用植物園の行事

ア 薬草教室

都民を対象とした薬草に関する知識の普及・啓発活動の一環として、薬草についての専門家を招聘し、毎回テーマを変えながら講演を実施している。

	テ　　マ	開　　催　　日	参加者数	講　　師
第1回	尾瀬の自然を楽しむ	令和7年 4月17日（木）	91名	山田典一（みなかみガイド協会）
第2回	つらい痛みがなくなる漢方	令和7年 5月15日（木）	101名	新井信（東海大学医学部教授）
第3回	色の力で梅雨を乗り切る	令和7年 6月18日（水）	84名	田中光子（色彩心理カウンセラー）
第4回	未病に役立つ植物	令和7年 7月17日（木）	102名	杉本幸子（順天堂大学薬学部准教授）
第5回	東京の森を歩く その2	令和7年 9月18日（木）	84名	福嶋司（東京農工大学名誉教授）
第6回	渡良瀬遊水地植物散歩	令和7年10月17日（金）	73名	加藤裕一（日本植物友の会参与）
第7回	東洋医学における養生～名僧（沢庵、白隠）に学ぶ	令和7年11月19日（水）	106名	小林義典（北里大学薬学部教授）
第8回	春に向けて薬用植物を学ぶ	令和7年12月16日（火）	93名	三宅克典（東京薬科大学准教授）
合　　計			734名	

イ 薬草観察会

第1回薬草観察会（横沢入）	令和7年 4月 19日（土）	46名	薬草観察
---------------	----------------	-----	------

第2回薬草観察会 (皇居東御苑)	令和7年9月27日(土)	49名	薬草観察
---------------------	--------------	-----	------

ウ その他の普及啓発事業

平成19年度から啓発事業の一部を公益社団法人東京生薬協会に委託し、さらに平成22年度よりふれあいガーデン草屋舎が営業並びにイベントを開始している。

主催：公益社団法人東京生薬協会

イベント名	開催日	参加者数
ケシのパネル展	令和7年4月15日～5月15日	
ケシのミニ講座	令和7年5月5日、6日	153名
夏休み親子植物教室	令和7年7月26日	17名
薬草クイズラリー	令和7年8月24日	167名
木の実・草の実リース作り教室	令和7年12月11日	40名
健康講座	令和8年3月6日	57名
ボタニカルアート&東洋蘭展	令和8年3月13日～15日	
合 計		434名

主催：ふれあいガーデン草屋舎

イベント名	開催日	参加者数
春の植物に親しむ	令和7年4月26日	65名
草木染・カモミール	令和7年5月24日	29名
ハーブ講座食べられるハーブで作るリース	令和7年6月14日	23名
季節のお花をサッと束ねる	令和7年6月28日	19名
落語に見る食の風景 その9	令和7年10月18日	47名
ハーブ講座 レモンガラスで作るクラフト	令和7年10月25日	21名
多肉植物入門	令和7年11月8日	27名
野草散歩の春夏秋冬	令和7年11月15日	56名
アマゾン野草紀行	令和7年11月29日	69名
季節のアレンジ フレッシュなグリーンで作るクリスマスツリー	令和7年12月6日	23名
季節のアレンジ お正月に向けてしめ縄飾り	令和7年12月20日	35名
合 計		414名

薬用植物等の正しい知識や使い方に関する普及啓発イベント

(薬用植物等の正しい知識・使い方に関する普及啓発運動実行委員会、東京都の共催事業)

イベント名	参加者数	開催日
薬用植物・生薬・漢方に関する講座 第1回	86名	令和7年8月31日(日)
薬用植物・生薬・漢方に関する講座 第2回	84名	令和7年9月28日(日)
薬用植物・生薬・漢方に関する講座 第3回	63名	令和7年10月26日(日)
薬草収穫感謝の会	当日来園者 874名	令和7年11月1日(土)
講演会「日本文化から見る生薬としての笹」 講師 株式会社大和生命科学 代表取締役 大泉 高明	215名	令和7年11月1日(土)
薬用植物・生薬・漢方に関する講座 第4回	73名	令和7年11月30日(日)
薬用植物・生薬・漢方に関する講座 第5回	70名	令和7年12月21日(日)

3 広報

(1) 令和7年度発行物等一覧

件 名	発行年月日
東京都感染症週報	毎週（木曜日）
感染症発生動向調査事業報告書（年報）	令和7年7月
東京都微生物検査情報	毎月1回
東京都インフルエンザ情報（1号～26号）	令和7年9月～令和8年3月
東京都健康安全研究センター事業概要（令和7年版）	令和7年9月
東京都健康安全研究センター研究年報 第76号	令和7年3月
結核 2023	令和5年3月
東京都における結核の概況（令和3年）	令和5年2月
広報誌くらしの健康	四半期

(2) アーカイブセンター

健康危機管理を未然に防ぐためには、都民自身が健康安全に関する正しい知識を持ち、その知識に基づいた行動を行うことが重要である。

当センターがこれまで蓄積してきた研究結果やデータ等の健康危機管理情報を分野別に整理し、都民等がいつでも迅速かつ簡便に活用できるホームページ「アーカイブセンター」を平成25年4月から公開した。

また、平成24年6月23日の本館開設式にあわせて当センター内に「アーカイブ室」を設置し、パンフレットや書籍等の収集、保管を行っている。

第3編 参 考 資 料

1 東京都健康安全研究センター関係手数料条例

昭和39年3月31日東京都条例第63号

最終改正 平成18年3月31日 〃 第92号

(通 則)

第1条 東京都健康安全研究センターにおける衛生に関する試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験、検査等」という。）並びに検査書謄本等の交付に係る手数料については、この条例の定めるところによる。

(手数料)

第2条 試験、検査等及び検査書謄本等の交付を依頼する者からは、次の範囲内において東京都規則で定める手数料（以下「基準手数料」という。）を徴収する。ただし、試験、検査等で急を要するものは、基準手数料の3倍の額の範囲内の手数料を、特別の費用を要するものは、その実費を徴収することができる。

一 試験、検査手数料 1 件 12万円

ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるところ（以下「厚生労働大臣が定める算定方法」という。）により算定できるものは、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額の八割の額

二 鑑定、調査、研究手数料 実 費

三 検査書謄本等交付手数料 1 件 400円

ただし、11葉以上の場合は、1 葉につき40円として算定した額

(徴収時期)

第3条 手数料は、試験、検査等及び検査書謄本等の交付を依頼する際徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、手数料の後納を認めることができる。

(減免)

第4条 手数料は、国若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(不還付)

第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委 任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則（平成18年条例第92号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則

東京都規則 第 98号 昭和39年 3月31日

最終改正 第108号 令和 8 年 5月15日

第1条 東京都健康安全研究センター関係手数料条例（昭和39年東京都条例第63号。以下「条例」という。）第1条に規定する試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験、検査等」という。）並びに検査書謄本等の交付の依頼は、東京都健康安全研究センター所長（以下「所長」という。）にしなければならない。

第2条 所長は、次の各号に掲げる場合には、前条の依頼に応じないことができる。

- 一 試験、検査等の価値がないと認めたとき。
- 二 東京都健康安全研究センター（以下「センター」という。）の業務に支障のあるとき。

第3条 試験、検査等を依頼する際には、所長の指定する量の供試品を提出しなければならない。

2 供試品は還付しない。ただし、依頼の際にあらかじめ申出があつたものは、残品があつた場合に限り還付する。

3 所長は、試験、検査等の終了後成績書、検査書または鑑定書を交付する。

第4条 条例第2条の規定に基づく手数料は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額とする。

- 一 試験、検査等で急を要するもの
別表第1に定める額の3倍額以内で所長が定める額
- 二 特別の費用を要するもの
その実費として所長が定める額
- 三 別表第1に定めのないもの
別表第1中の類似項目の額を基準として所長が定める額

2 前項第2号に規定する実費は、試験、検査等を依頼する際その概算額を徴収し、試験、検査等の終了後清算して、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

第5条 条例第3条ただし書の規定により手数料を後納しようとする者は、その理由を記載した申請書を提出して所長の承認を受けなければならない。

第6条 条例第4条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、別記様式による手数料免除減額申請書（生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受ける者の申請にあつては区市町村長またはこれに準ずる者の証明書を添付すること。）を提出し、所長の承認を受けなければならない。

第7条 条例第4条の規定による手数料の減免の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 生活保護法により保護を受ける者又は同法第6条第2項の規定による同法の保護を必要と

する状態にある者で現にその保護を受けていない者

免除

二 国又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体

5割以内減額

三 別表 第1試験検査手数料中一から三2(1)までに掲げる試験、検査等の一項目について一括して50件以上の依頼をする者

500件未満の場合

1割以内減額

500件以上1,000件未満の場合

3割以内減額

1,000件以上の場合

5割以内減額

第8条 この規則により試験、検査等を受けた者が広告、掲示、印刷物、容器、包紙その他のものにセンターの保証又は試験済その他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ所長の承認を受け、かつ、成績書、検査書又は鑑定書の全文を表示しなければならない。

第9条 この規則の施行について必要な事項は、所長が定める。

附 則（令和8年規則第108号）

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に試験又は検査の依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

項	目	単位	金額(円)
第一 試験検査手数料			
一	血清学的検査		
1	梅毒反応検査		
	(1) 梅毒血清反応 (STS) 定性	1 件	120
	(2) 梅毒血清反応 (STS)		
	ア 梅毒血清反応 (STS) 半定量	1 件	270
	イ 梅毒血清反応 (STS) 定量	1 件	270
	(3) 梅毒トレポネーマ抗体定性	1 件	250
	(4) TPHA試験		
	ア 梅毒トレポネーマ抗体半定量	1 件	420
	イ 梅毒トレポネーマ抗体定量	1 件	420
	(5) 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験)		
	ア 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 定性	1 件	1,070
	イ 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 半定量	1 件	1,070
2	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	1 件	1,600
3	百日咳菌抗体	1 件	2,000
4	淋菌核酸同定検査、クラミジア・トラコマチス核酸同定検査等		
	(1) 淋菌核酸同定検査	1 項目	1,580
	(2) クラミジア・トラコマチス核酸同定検査	1 項目	1,500
	(3) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	1 項目	2,090
5	その他		
	(1) その他の抗原抗体検査凝集法定性	1 項目	250
	(2) その他の抗原抗体検査凝集法定量	1 項目	420
	(3) その他の抗原抗体検査精密測定定性	1 項目	2,320
	(4) その他の抗原抗体検査間接蛍光抗体法	1 項目	630
	(5) その他の抗原抗体検査イムノクロマト法	1 項目	230
6	破傷風抗体価凝集法定量	1 件	7,000
二	寄生虫検査		
1	寄生虫顕微鏡検査 (直接法)	1 件	160
2	虫卵検出 (集卵法) (糞便)	1 件	120
3	寄生原虫顕微鏡検査	1 件	520
4	寄生虫検査精密測定定性	1 件	1,780
5	寄生虫鑑別試験	1 件	520
6	赤痢アメーバ抗原定性	1 件	1,780
7	赤痢アメーバ抗体定性	1 件	1,780
8	PCR 1 回法による核酸検出検査	1 件	9,200
9	寄生原虫等抗原検出検査	1 件	4,000
10	食品中の寄生原虫検出検査	1 件	27,900

項	目	単位	金額(円)
11	野菜類寄生虫卵検査	1 件	1,800
12	魚介類寄生虫検査	1 件	2,800
13	環境水中のクリプトスポリジウム等原虫検出検査	1 件	117,900
14	飲料水中のクリプトスポリジウム等原虫検出検査	1 件	48,000
三	細菌学的検査		
1	顕微鏡検査		
(1)	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	1 件	520
(2)	保温装置使用アメーバ検査	1 件	360
(3)	その他のもの	1 件	530
2	培養検査		
(1)	腸管病原細菌		
ア	海外旅行者の検便	1 件	3,080
イ	糞便(1項目)	1 菌種	480
(2)	呼吸器系細菌	1 菌種	1,440
(3)	抗酸菌分離培養(液体培地法)	1 件	2,520
(4)	抗酸菌(結核菌)検査同定検査		
ア	結核菌群核酸検出	1 件	3,280
イ	抗酸菌核酸同定	1 件	3,280
ウ	結核菌型別検査	1 件	74,800
エ	結核菌薬剤感受性試験	1 件	21,500
オ	結核菌特異的インターフェロン- γ 産生能	1 件	4,740
(5)	食中毒菌(ボツリヌス菌検査を除く。)		
ア	糞便(1項目)	1 件	480
イ	糞便(複数項目)	1 件	5,770
ウ	拭取り(1項目)	1 件	10,000
エ	拭取り(複数項目)	1 件	13,000
オ	飲食物(1項目)	1 件	10,000
カ	飲食物(複数項目)	1 件	14,100
(6)	菌型試験		
ア	複雑でないもの	1 項目	4,600
イ	複雑なもの	1 項目	10,200
ウ	特に複雑なもの	1 項目	27,400
(7)	薬剤感受性検査		
ア	1 菌種	1 件	1,480
イ	2 菌種	1 件	1,920
ウ	3 菌種以上	1 件	2,480
(8)	大腸菌ベロトキシン定性	1 件	1,470
3	ボツリヌス菌検査		
(1)	毒素検査	1 件	16,100

項	目	単位	金額(円)
(2)	培養検査		
ア	一般食品		
	(ア) 複雑でないもの	1 件	25,400
	(イ) 複雑なもの	1 件	53,500
イ	その他のもの		
	(ア) 複雑でないもの	1 件	44,200
	(イ) 複雑なもの	1 件	69,100
四	ウイルス試験		
1	血清反応検査		
(1)	赤血球凝集抑制試験	1 項目	630
(2)	補体結合反応検査	1 項目	630
(3)	HIV-1, 2 抗体		
ア	HIV-1, 2 抗体定性	1 件	870
イ	HIV-1, 2 抗体半定量	1 件	870
ウ	HIV-1, 2 抗体定量	1 件	990
エ	HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定性	1 件	870
オ	HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定量	1 件	1,010
(4)	HIV-1 抗体 (ウエスタンブロット法)	1 件	2,240
(5)	HIV-2 抗体 (ウエスタンブロット法)	1 件	3,040
(6)	HIV-1 特異抗体・HIV-2 特異抗体 (イムノクロマト法)	1 件	5,280
(7)	HTLV-I 抗体 (ウエスタンブロット法及びラインブロット法)	1 件	3,400
(8)	HIV-1 核酸定量	1 件	4,160
(9)	間接蛍光抗体検査 (IFA法)	1 件	630
(10)	肝炎関連ウイルス検査		
ア	HBs抗原 定性・半定量	1 件	230
イ	HBs抗体		
	(ア) HBs抗体定性	1 件	250
	(イ) HBs抗体半定量	1 件	250
ウ	HBs抗原	1 件	700
エ	HCV抗体 定性・定量	1 件	810
オ	HA抗体	1 件	1,160
カ	HA- IgM抗体	1 件	1,160
キ	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体		
	(ア) HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性	1 件	1,280
	(イ) HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	1 件	1,280
ク	HCV核酸検出	1 件	2,640
(11)	ツツガムシ抗体		
ア	ツツガムシ抗体定性	1 件	1,620
イ	ツツガムシ抗体半定量	1 件	1,620

項	目	単位	金額(円)
(12)	ウイルス抗体検査(酵素抗体)	1項目	2,100
2	分離試験		
(1)	組織培養による試験	1項目	37,500
(2)	ふ化鶏卵による試験	1項目	28,900
(3)	マウスによる試験	1項目	32,200
(4)	ウイルス抗原検査(酵素抗体)	1項目	2,100
3	中和試験		
	組織培養による試験	1項目	45,000
4	遺伝子検査		
(1)	遺伝子検査(PCR1回法)	1項目	7,600
(2)	遺伝子検査(PCR2回法)	1項目	13,400
(3)	遺伝子検査(核酸多項目同時検出)		
ア	呼吸器疾患起因ウイルス	1件	10,800
イ	胃腸炎起因ウイルス	1件	25,780
ウ	髄膜炎・脳炎起因ウイルス	1件	31,060
(4)	遺伝子検査精密測定	1項目	11,600
(5)	SARSコロナウイルス核酸検出	1件	3,600
5	食中毒検査		
(1)	食中毒ウイルス検査	1項目	6,000
(2)	食中毒ウイルスリアルタイムPCR検査	1項目	9,100
五	臨床検査(一から四までに定めるものを除く。)		
	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の8割の額		
六	動物試験		
	実費を基準として所長が定める額		実 費
七	消毒剤、殺虫剤等の効力試験		
	抗菌力試験	1件	62,500
八	消毒機械器具の効力試験	1件	15,300
九	環境衛生試験		
1	塵あい検査		
(1)	塵あい粒子の大きさ及び数の検査	1件	3,300
(2)	塵あいの量及び種類の検査	1件	4,900
2	空中細菌検査		
(1)	落下細菌数	1件	10,300
(2)	浮遊細菌数	1件	8,000
3	空中有害ガス試験		
(1)	複雑でないもの	1成分	4,000
(2)	複雑なもの	1成分	18,900
(3)	特に複雑なもの	1成分	34,900

項	目	単位	金額(円)
4	害虫検査		
(1)	複雑でないもの	1 件	19,000
(2)	複雑なもの	1 件	120,000
5	おしぼりの衛生検査	1 件	10,600
十	食品等試験		
1	栄養成分試験		
(1)	定性分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	10,600
イ	複雑なもの	1 成分	20,500
(2)	定量分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	14,200
イ	複雑なもの	1 成分	20,200
ウ	より複雑なもの	1 成分	36,400
エ	特に複雑なもの	1 成分	37,400
2	食品衛生試験		
(1)	定性分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	3,300
イ	複雑なもの	1 成分	8,000
ウ	特に複雑なもの	1 成分	27,500
エ	特殊なもの	1 成分	35,200
(2)	定量分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	6,800
イ	複雑なもの	1 成分	9,000
ウ	特に複雑なもの	1 成分	41,400
エ	特殊なもの	1 成分	100,900
(3)	有害性物質試験		
ア	複雑でないもの	1 成分	33,200
イ	複雑なもの	1 成分	59,700
ウ	特に複雑なもの	1 成分	64,200
(4)	有害性金属試験		
ア	複雑でないもの	1 成分	19,800
イ	複雑なもの	1 成分	51,100
(5)	かび毒試験	1 成分	58,600
(6)	動物用医薬品試験		
ア	複雑でないもの（細菌学的試験）	1 成分	26,400
イ	複雑なもの（理化学的試験）	1 成分	58,600
ウ	特に複雑なもの	1 成分	88,100
(7)	細菌学的検査		
ア	複雑でないもの	1 菌種	4,900

項	目	単位	金額(円)
	イ 複雑なもの	1 菌種	11,700
	(8) 肉種の鑑別試験	1 項目	17,100
	(9) 真菌培養試験		
	ア 菌型試験	1 件	11,300
	イ かび毒産生試験	1 件	19,600
	ウ 培養試験	1 件	47,800
3	食品添加物等試験		
	(1) 定性分析		
	ア 複雑でないもの	1 項目	3,600
	イ 複雑なもの	1 項目	6,400
	ウ 特に複雑なもの	1 項目	25,200
	(2) 定量分析		
	ア 複雑でないもの	1 項目	10,300
	イ 複雑なもの	1 項目	18,500
	ウ 特に複雑なもの	1 項目	35,500
4	器具又は容器包装試験		
	(1) 定性分析		
	ア 複雑でないもの	1 成分	3,300
	イ 複雑なもの	1 成分	8,000
	ウ 特に複雑なもの	1 成分	9,200
	(2) 定量分析		
	ア 複雑でないもの	1 成分	6,700
	イ 複雑なもの	1 成分	8,800
	ウ 特に複雑なもの	1 成分	22,300
5	組換え遺伝子検査		
	(1) 定性分析	1 項目	42,900
	(2) 定量分析	1 項目	82,000
十一	水質試験		
	1 上水		
	(1) 化学的試験		
	ア 定性試験		
	(ア) 複雑でないもの	1 成分	1,200
	(イ) 複雑なもの	1 成分	7,200
	イ 定量試験		
	(ア) 複雑でないもの	1 成分	2,100
	(イ) 複雑なもの	1 成分	8,200
	(ウ) 特に複雑なもの	1 成分	16,000
	(エ) 特殊なもの	1 成分	22,200
	(2) 水質基準項目試験		

項 目	単位	金額(円)
ア 省略不可試験		
(ア) 定期試験 1	1 件	23,500
(イ) 定期試験 2	1 件	80,600
(ウ) 定期試験 3	1 件	23,600
(エ) 細菌試験	1 件	8,100
イ 健康に関する項目試験		
(ア) 金属	1 件	29,600
(イ) 無機物	1 件	14,600
(ウ) 有機物	1 件	17,300
(エ) 消毒副生成物	1 件	90,100
ウ 性状に関する項目試験		
(ア) 金属	1 件	8,900
(イ) 無機物	1 件	13,900
(ウ) 有機物	1 件	70,100
エ 有機溶剤及び消毒副生成物に関する項目試験		
(ア) 有機溶剤 1	1 件	16,200
(イ) 有機溶剤 2	1 件	16,200
(ウ) 消毒副生成物 1	1 件	16,000
(エ) 消毒副生成物 2	1 件	23,300
(3) 特定建築物に係る水質試験	1 件	41,300
(4) 食品衛生法に係る水質試験	1 件	71,800
(5) 細菌及び生物試験		
ア 複雑でないもの	1 項目	4,900
イ 複雑なもの	1 項目	10,300
ウ 特に複雑なもの	1 項目	17,400
エ 特殊なもの	1 項目	15,900
2 下水又は廃水等		
(1) 化学的試験		
ア 定性分析		
(ア) 複雑でないもの	1 成分	2,700
(イ) 複雑なもの	1 成分	7,200
イ 定量分析		
(ア) 複雑でないもの	1 成分	13,300
(イ) 複雑なもの	1 成分	23,700
(ウ) 特に複雑なもの	1 成分	31,700
(エ) 特殊なもの	1 成分	37,400
(オ) 消毒副生成物	1 件	37,400
(2) 細菌及び生物試験		
ア 複雑でないもの	1 項目	4,900

項	目	単位	金額(円)
イ	複雑なもの	1 項目	10,300
ウ	特に複雑なもの	1 項目	17,400
エ	特殊なもの	1 項目	15,900
(3)	BOD試験		
ア	複雑でないもの	1 件	26,200
イ	複雑なもの	1 件	28,000
(4)	レジオネラ検査		
ア	浴槽水、プール水及び給湯水	1 件	18,000
イ	冷却塔水その他下水又は廃水等	1 件	41,300
十二 医薬品、指定医薬部外品、生薬又は製薬原料等試験			
1	定性分析		
(1)	複雑でないもの	1 項目	3,700
(2)	複雑なもの	1 項目	5,800
(3)	特に複雑なもの	1 項目	16,600
(4)	特殊なもの	1 項目	56,400
2	定量分析		
(1)	複雑でないもの	1 項目	12,300
(2)	複雑なもの	1 項目	19,100
(3)	特に複雑なもの	1 項目	34,800
(4)	特殊なもの	1 項目	55,700
3	発熱性物質試験		
(1)	複雑でないもの	1 件	52,400
(2)	複雑なもの	1 件	56,900
4	無菌試験	1 件	23,700
5	細菌定量培養試験	1 件	30,900
6	物理試験		
(1)	複雑でないもの	1 項目	8,100
(2)	複雑なもの	1 項目	20,400
7	生薬鑑別試験	1 項目	19,300
8	植物鑑別試験	1 項目	19,300
十三 化粧品、医薬部外品(指定医薬部外品を除く)、家庭用品及び医療機器試験			
1	定性分析		
(1)	複雑でないもの	1 項目	5,100
(2)	複雑なもの	1 項目	15,600
(3)	特に複雑なもの	1 項目	35,500
2	定量分析		
(1)	複雑でないもの	1 項目	13,900
(2)	複雑なもの	1 項目	23,500
(3)	特に複雑なもの	1 項目	30,300

項	目	単位	金額(円)
3	無菌試験	1 件	29,800
4	細菌定量培養検査	1 件	32,200
5	物理試験		
	(1) 複雑でないもの	1 項目	3,200
	(2) 複雑なもの	1 項目	17,200
6	細菌分離・同定試験	1 件	29,100
7	細胞毒性試験	1 件	64,700
第二	鑑定調査研究手数料		
	実費の範囲内で所長が定める額		実 費
第三	検査書謄本等交付手数料		
1	検査書謄本	1 件	400
2	掲載承認書	1 件	400
	ただし、11葉以上の場合は、1 葉につき40円として算定した額とする。		

別記様式（第6条関係）

		年	月	日
東京都健康安全研究センター所長 殿				
		住所		
		申請者		
		氏名		
		〔 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び 代表者の氏名 〕		
手数料免除減額申請書				
東京都健康安全研究センター関係手数料条例第4条の規定に基づき、下記のとおり手数料の免除・減額を申請します。				
記				
1	実施期間	年	月	日から 年 月 日まで
2	試験、検査等の項目及び予定件数			
3	免除・減額申請額			
4	申請理由			

（日本産業規格A列4番）

全部改正〔平成8年規則110号〕、一部改正〔平成15年規則43号、令和元年規則30号、令和3年規則69号〕

3 広域監視実施要綱

昭和50年3月31日協定
最終改訂 平成15年4月1日

広域監視実施要綱

(広域監視)

第1 広域的に流通する食品等による危害を防止するため、専門監視、緊急監視及び先行調査について、都区が協力して広域監視(収去検査、調査も含む。以下同じ。)を行うものとする。

(監視体制)

第2 第1で定める広域監視について、卸売市場法第2条第2項に定める卸売市場内を除き、都が主として実施するものは、次のとおりとする。

(1) 専門監視

ア 広域に流通する食品等を製造する一定規模以上の施設に対する監視

イ 食品等の問屋業及び流通センター等の監視

ウ 食品等の輸入業、輸入食品等の倉庫業に対する監視

(2) 緊急監視等

ア 広域性があり、かつ緊急に有害食品等の排除を要する監視及び処置

イ 複数の区にまたがり広域に流通する食品等の違反処理等を円滑に実施するための監視及び措置

(3) 先行調査

食品等の安全確認及び安全基準の設定等のための先行調査

(業務調整)

第3 広域監視の実施にあたって、都は業務執行に関する調整及び必要な情報の伝達を行うものとする。

(違反品発見時の措置)

第4 広域監視の結果、違反品が発見された場合は、都又は区は、次の措置をとるものとする。

(1) 都が違反品を発見した場合、都知事(都保健医療局*健康安全部食品監視課。以下同じ。)は、直ちに関係区長に通報する。

(2) 区が違反品を発見した場合は、区長は直ちに都知事に通報する。

(3) 当該違反品が他府県に関連する場合は、都知事がその通報及び回答受理を行い、その措置結果を関係区長に通報する。

(4) 当該違反品が数区に関連する場合の通報連絡等については、区相互間において区長が行う。

ただし、通報連絡を速やかに行う必要がある場合、又は広域的連絡を要する場合は、都知事が行う。

(検査の実施)

第5 第2の規定に基づき都が収去した食品等の検査は、東京都健康安全研究センター(以下「健研センター」という。)で実施する。

2 区が収去した食品等の検査は、当該区の検査室で実施し、当該区の検査室で実施できないものについては、健研センターで実施する。

3 検査については、別に定める「試験検査に関する細目協定」に基づき実施する。

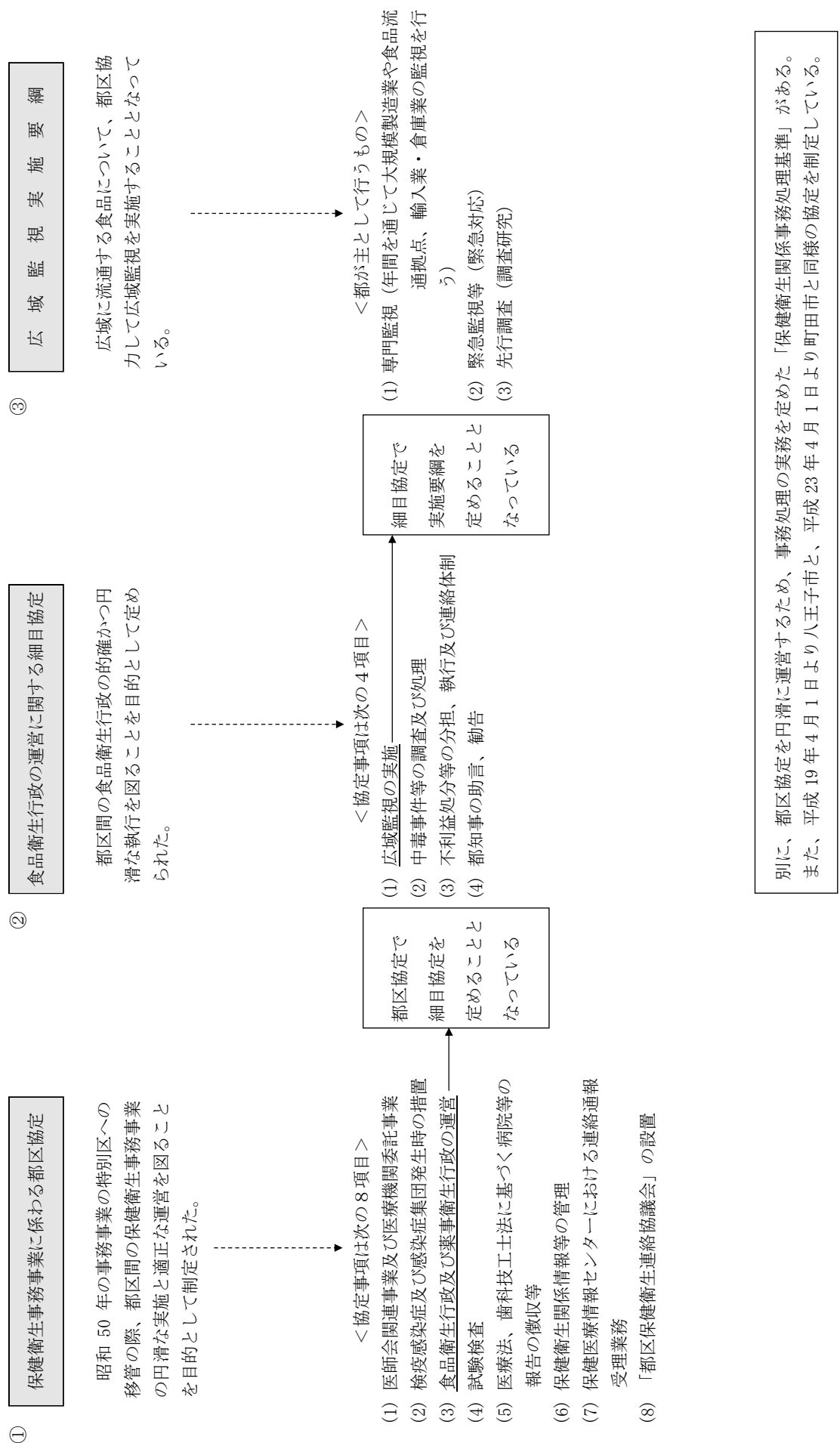
(協議事項)

第6 この要綱で実施することとされた事項に関して、必要な場合は、別に設置する「都区保健衛生連絡協議会」の協議により定める。

(※ 令和5年7月1日付組織改正により読み替える。)

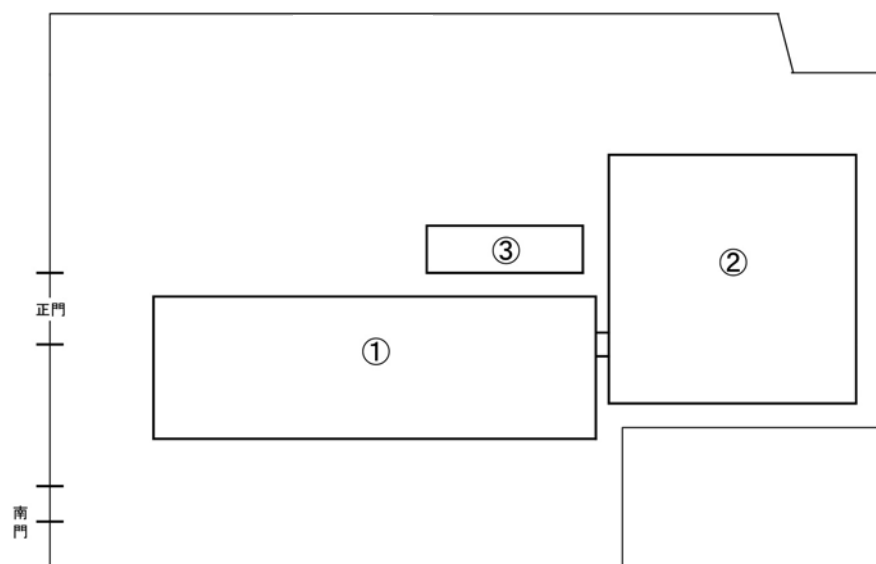
八王子市及び町田市においても、同様の要綱を定めている。

4 食品衛生行政に係わる都区協定の仕組み



5 庁舎配置図

本所庁舎配置図（令和8年4月1日現在）



① 本館

企画調整部、広域監視部、食品化学部、
精度管理室他

② 別館

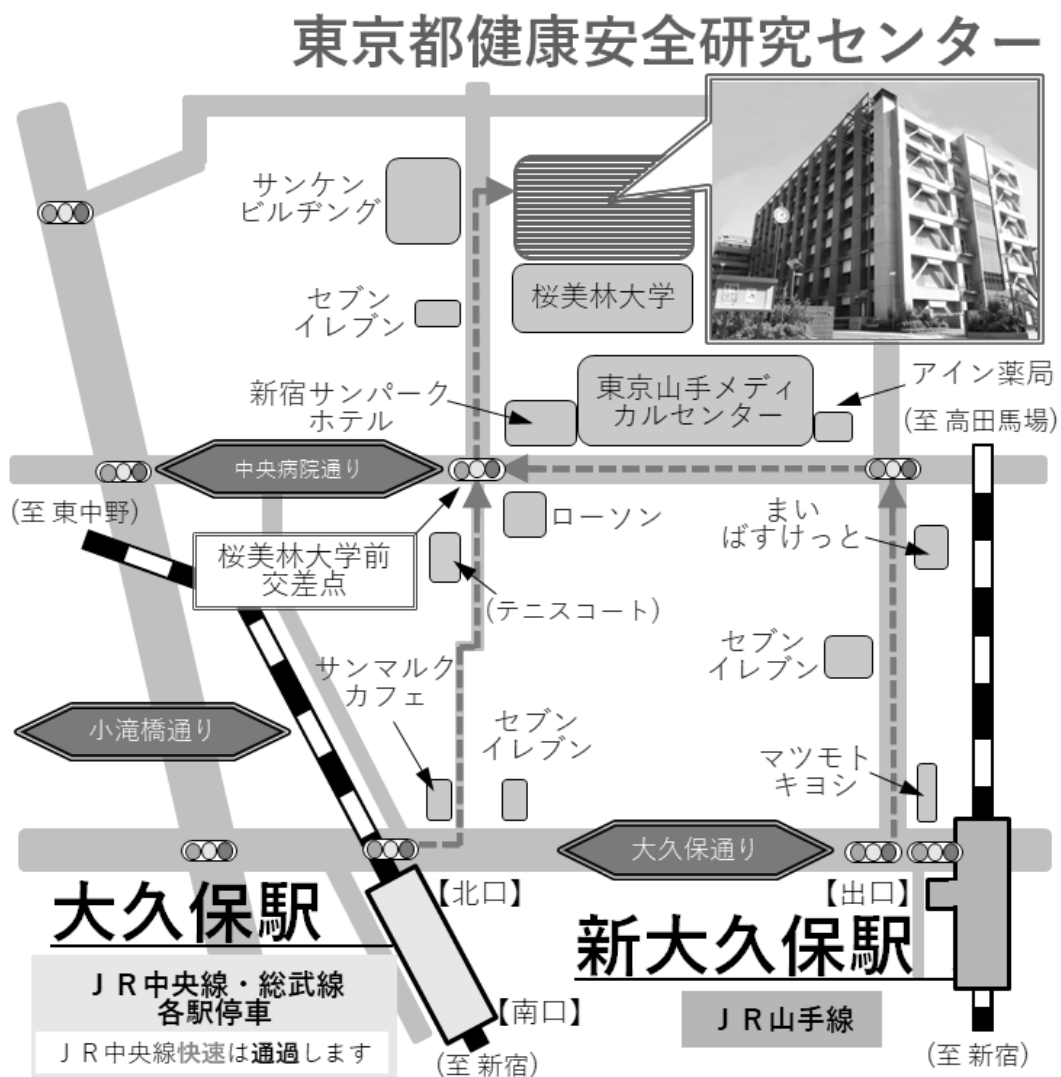
微生物部、薬事環境科学部他

③ 附属棟

測定室、リサイクル室他

6 案内図

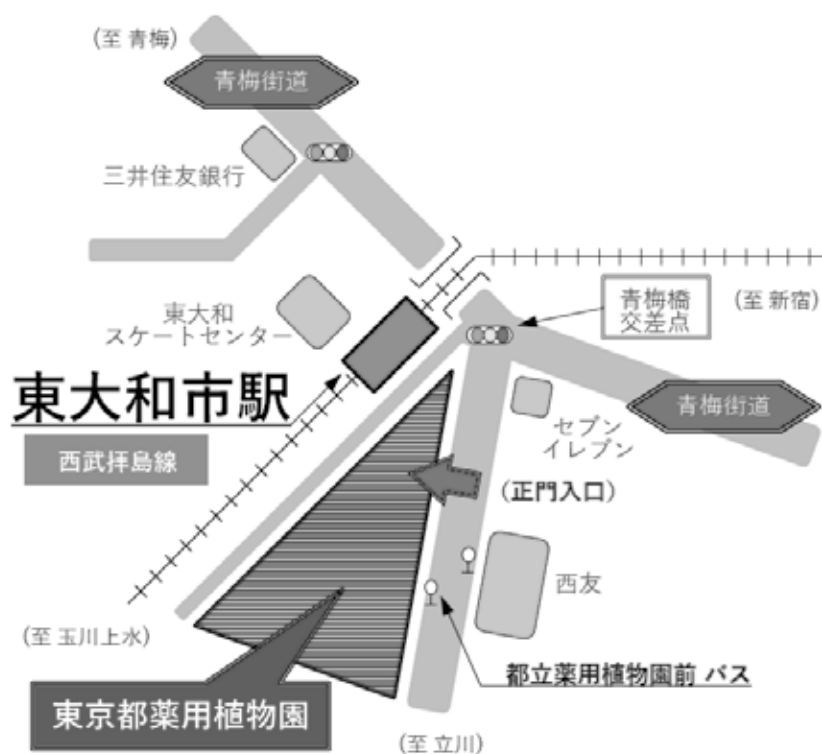
健康安全研究センター



〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-24-1
 電話 03(3363)3231 (代)
 FAX 03(3368)4060

JR 中央・総武線 大久保駅 北口 徒歩約 8 分
 JR 山手線 新大久保駅 徒歩約 10 分

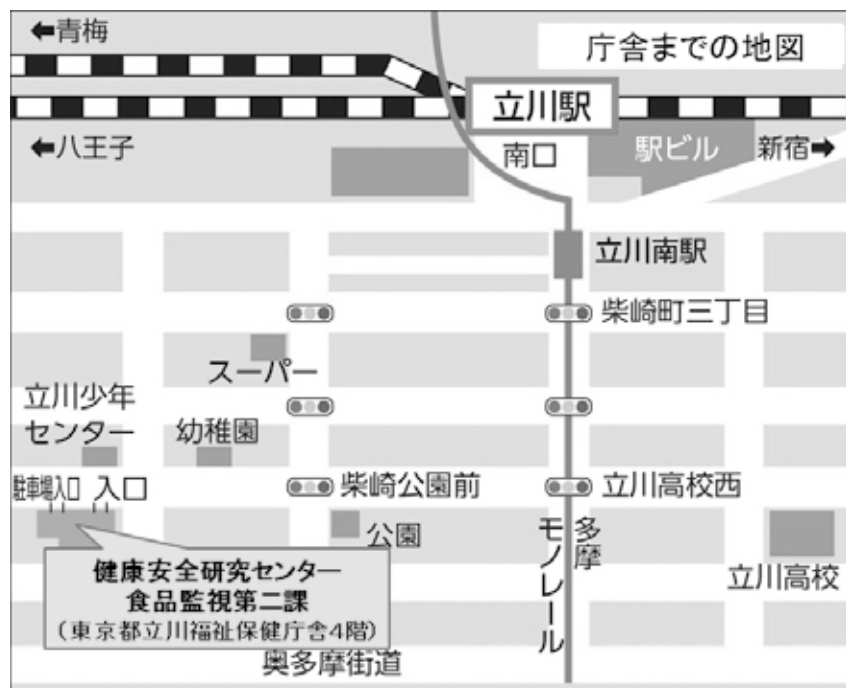
薬用植物園



〒187-0033 東京都小平市中島町 21-1
電話 042 (341) 0344 (代)
FAX 042 (344) 0518

西武拝島線 東大和市駅 徒歩 2 分
ＪＲ立川駅北口から西武バス「都立薬用植物園前」下車 徒歩 2 分

広域監視部食品監視第二課



〒190-0023 東京都立川市柴崎町 2-21-19
電話 042 (529) 8899
FAX 042 (529) 0522

事業概要

登録番号 (8) 10

(令和 8 年版)

令和 8 年 9 月

編集発行 東京都健康安全研究センター

〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-24-1

電 話 03 (3363) 3 2 3 1 (代)

F A X 03 (5386) 7 4 2 7

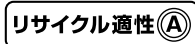
印 刷 株式会社まこと印刷

〒108-0071 東京都港区白金台 2-11-5

電 話 03 (6230) 9590 (代)



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

